

## 横浜市ひとり親家庭自立支援計画（平成 30 年度～34 年度）素案について

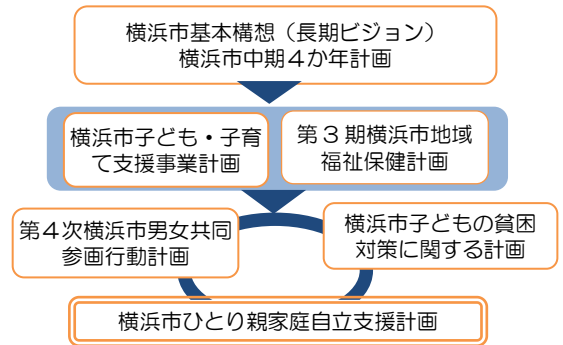
### 1 計画の策定について

#### (1) 計画の位置づけ

本市では、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、「ひとり親家庭自立支援計画」を策定し、総合的な支援施策を進めています。

平成26年度に策定した「横浜市子ども・子育て支援事業計画」や、27年度に策定した「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」などとの整合性を図り、今回は4期目（平成30年度～34年度）の計画を策定していきます。

（第1期：平成15年度～19年度、第2期：平成20年度～24年度、第3期：平成25年度～29年度）



#### (2) 基本方針

児童の健全な成長が確保されるよう、ひとり親家庭の自立を支援することにより、その世帯の生活の安定と向上を図ることを目的として策定します。

#### (3) 策定期間

5か年（平成30年度から34年度まで）

### 2 社会的背景

#### (1) 子どもの貧困の問題におけるひとり親家庭の深刻さ

平成28年国民生活基礎調査の結果では、子どもの貧困率は13.9%と3年前の前回調査の16.3%から低下し、数値的にはやや改善に向かっていますが、ひとり親家庭の貧困率は5割を超えています。

#### (2) 権利擁護の高まり

平成24年の民法等の改正により、離婚の際の親子の面会交流や子の監護に要する費用の分担などが明確化されました。また、養育費の不払いや、面会交流における死亡事件など、さまざまな課題も表出してきました。

#### (3) 父子家庭ならではの支援ニーズの増加・対応の必要性

平成26年度の母子及び父子並びに寡婦福祉法改正により、父子家庭への支援が拡大しています。父子家庭は比較的収入があることから、ひとり親の支援事業に該当しにくいことや、日常生活の支援の必要性、孤立感など、母子家庭とは異なるニーズへの対応が、求められています。

#### (4) 教育費負担の増加傾向 ～給付型奨学金の導入

世帯所得に占める教育費の割合が増大しており、奨学金の貸与を受けても返済が滞るなど、教育費の確保が課題となっています。日本学生支援機構の奨学金に給付型が導入され企業が新たにひとり親向けの給付型奨学金を募集するなど、民間資金の奨学金も増えてきています。

### 3 ひとり親家庭の現状と第4期計画に向けた課題

「平成29年度横浜市ひとり親世帯アンケート調査」結果並びにヒアリング調査の結果を踏まえ、次のとおり、ひとり親家庭の現状と課題を整理しました。

#### (1) 子育てや生活支援

現状	ひとり親は、一人で生計の維持と子育てを担う負担を抱え、何かと「忙しい」「余裕がない」状況です。DVや児童虐待の問題、疾病や障害など、他の様々な困難を抱えている場合もあります。住宅確保の困難のほか、父子家庭では「家事支援」へのニーズが高くなっています。
課題	<ul style="list-style-type: none"><li>ヘルパー事業や短期預かり等のニーズの高まりへの対応</li><li>公営住宅の優先枠だけでない、民間における低家賃住宅の更なる確保</li><li>地域での関係者のつながりづくりの推進と、地域での見守り体制の構築</li></ul>

#### (2) 就業の支援

現状	母子家庭の86%、父子家庭の90%が就労しています。しかし、父子の正規就労率が66%であるのに対し、母子家庭の母は、パート、嘱託などの非正規職員が50%近くを占めています。数は多くないものの、ダブルワークなど複数の仕事のかけ持ちも一定の割合でいる状況です。
課題	<ul style="list-style-type: none"><li>就労していても、収入、就業形態や子育てとの両立などに困難を抱えている場合が多く、本人の状況や生活条件に即した、きめ細かな就業支援が必要</li><li>収入の安定に向けた就労の支援に加え、心理面のノウハウなど、支援の質の向上</li></ul>

#### (3) 経済的支援

現状	母子家庭の約4割が児童扶養手当、養育費等を含む年間の総収入が300万円未満に留まり、ひとり親家庭になって困ったこととして、多くの人が「生活費が不足している」と回答し、現在も続いている困り事となっています。 経済的支援は一番助かるという声も多く、大きな支援になっています。また、子どもが大きくなり手当の対象から外れてから自立を模索しても、就職先がなかなかみつからないといった状況もみられます。
課題	<ul style="list-style-type: none"><li>対象となる家庭が適切に支援を受けられるよう、制度周知の取組の強化</li><li>手当の対象でなくなった途端に各種制度も使えず、生活の落差が大きいことが不安となる場合もあるため、中長期展望を持ち伴走型で支援するなど、きめ細やかな対応が必要</li></ul>

#### (4) 養育費確保の支援

現状	離婚などによりひとり親家庭の子どもへ支払われるべき養育費について、半数近くの世帯で取り決めがなく、養育費確保がなされていない状況があります。
課題	<ul style="list-style-type: none"><li>養育費の相談や法律相談のニーズの増加への対応</li><li>離婚時からの情報提供など、周知の取組の強化</li><li>面会交流については課題も多く、子どもの心理的影響にも配慮した支援が必要</li></ul>

#### (5) 相談・情報提供

現状	認知度が低く利用が低調な制度もあり、効果的な情報提供が求められています。個々の家庭状況に応じた適切な機関へつなげていく必要があるほか、相談だけでなく、心理面のサポートを必要とする場合も多くあります。
課題	<ul style="list-style-type: none"><li>ひとり親に関する様々な制度の情報提供機能や、相談支援機能の強化</li><li>様々な状況に応じて、多面的にアプローチできるよう、当事者団体や関係機関との連携の強化</li></ul>

## (6) 子どもへのサポート

現状

母子・父子を問わず、親との離死別等は、子どもの生活を大きく変化させます。  
DVや虐待などにより心のケアが必要な場合や、就業などの理由で、親が子育ての時間を取れず、親子の関わりが少ない場合もあります。  
親への負担を考え、早くから生活を助けようと、進学をあきらめてしまう状況もみられます。

課題

- ・学習支援や生活支援、面会交流支援など、子ども自身への支援の更なる充実
- ・子ども食堂などの取組の機運が高まっており、地域力による支援の取組の充実

## 4 基本的な方向性

これまでの計画を振り返り、ひとり親家庭の現状と課題を踏まえ、計画を推進するにあたり、次の3つの視点と5つの重点を、推進にあたっての基本的な方針として位置づけます。

### ■ 3つの視点 ■

- ひとり親家庭の生活の安定に向けた、伴走型の自立支援
- 子どもに届く支援、子どもの視点に立った支援
- ひとり親家庭や子どもを社会全体で支える地域展開の取組の推進

### ■ 5つの重点 ■

#### ① 子育てや生活支援から就業支援までの総合的支援

従来計画でも進めてきた生活費の確保や資格取得、職業紹介等の就業支援だけでなく、子育てや心身の健康、家事などの生活支援から就業支援までの総合的支援を充実させます。

#### ② ニーズに応じた適切な相談支援

様々な課題を抱えた家族の個々のニーズを踏まえ、一般の子育て等の施策とひとり親家庭への施策を組み合わせることなどにより、適切な相談や情報提供体制を充実させます。

#### ③ 積極的な情報提供

支援制度が知られていないため利用に至らない現状があるため、わかりやすく、身近で利用しやすい制度案内について、父子家庭も含め、積極的な情報提供に取り組みます。

#### ④ 当事者同士の交流と支援者の連携

当事者同士の交流や仲間づくりに取り組むと共に、支援機関・団体等が相互に連携し、ひとり親家庭が孤立せず、地域の中で見守られながら、自立を目指すことを支援します。

#### ⑤ 子どもへの支援

親との離死別やDV・児童虐待等により受ける子どもの心理的影響にも配慮しながら、貧困の連鎖を防ぐための学習支援や子どもの希望を尊重したうえでの親との面会交流支援など、子どもの視点に立った、子ども自身への支援を進めます。

## 5 主な取組内容

基本的な方向性を踏まえ、次の取組を進めていきます。

### (1) 子育てや生活支援

日常生活支援の充実と、地域力の推進による地域のつながりづくりを促進していきます。

- 日常生活支援（ヘルパー派遣）事業 ● 子育てサポートシステム ● 保育所への優先入所 ● 市営住宅の入居時の優遇 ● 新たな住宅のセーフティネット ● ひとり親サロンの地域展開 など

## (2) 就業の支援

雇用の不安定さの解消や収入アップのための転職など、個々の状況をみながら、より安定した就業形態での雇用を促進していきます。

● 自立支援給付金 ● 母子家庭等就業・自立支援センター事業 ● ジョブスポット など

## (3) 経済的支援

児童扶養手当をはじめとする各種制度の着実な実施により、生活の安定をはかります。

● 児童扶養手当 ● 児童手当 ● 小児医療費助成 ● ひとり親家庭等医療費助成 ● 就学援助  
● 母子父子寡婦福祉資金 ● 特別乗車券交付事業 など

## (4) 養育費確保の支援

養育費の確保が適切になされるよう、相談や啓発の支援を強化していきます。

● 法律相談 ● 養育費セミナーによる啓発 ● 養育費相談支援センターの紹介 など

## (5) 相談・情報提供

ひとり親家庭のニーズに合った情報や支援制度が、必要とする人にできるだけ適時適切に届くよう、相談機能や情報提供を充実させます。

● 区役所や母子家庭等就業・自立支援センター、男女共同参画センター等における相談・情報提供 ● 離婚前相談の実施 など

## (6) 子どもへのサポート

子どもの視点に立った、子ども自身への支援をすすめていきます。

● ひとり親の子どもの相談支援 ● 生活・学習支援事業 ● 面会交流支援 ● 子ども食堂など地域の取組支援 など

## 6 計画推進にあたっての指標

本計画全体を統括的に把握する指標として、「横浜市中期計画」や「横浜市子ども・子育て支援事業計画」にひとり親の自立支援の指標として設定している次の目標を掲げ、推進していきます。

### 【指標 1】 就労の状況の把握

目標	現状値	平成 31 年度	平成 34 年度
ひとり親の就労者数	1,022 人 (累計)	1,900 人 (累計)	推進 ※

### 【指標 2】 自立支援の状況の把握

目標	現状値	平成 31 年度	平成 34 年度
ひとり親家庭等自立支援事業利用者数	3,510 人	5,300 人	推進 ※

※最終年度の数値目標は次期子ども・子育て支援事業計画（平成 32 年度～36 年度）の策定にあわせて設定します。

## 7 今後のスケジュール (予定)

日程	予定
平成29年12月	常任委員会 (素案説明)
平成29年12月20日～平成30年1月末	市民意見募集
平成30年3月	常任委員会 (原案説明)
平成30年3月末	計画の策定

# 横浜市ひとり親家庭自立支援計画

(平成30年度～34年度)

素案

横浜市

# 目次

---

I	計画策定の趣旨	4
1	計画の位置づけ	4
2	計画の期間	4
3	策定の経緯及び第3期計画における主な取組	5
4	基本方針	7
II	ひとり親家庭の現状と課題	8
1	社会的な背景	8
(1)	子どもの貧困の社会問題化	8
(2)	権利擁護の高まり	8
(3)	父子家庭ならではの支援ニーズの増加・対応の必要性	8
(4)	子どもの教育に対する支援の必要性の高まり～給付型奨学金	9
2	ひとり親家庭の現状	10
(1)	ひとり親家庭の数	10
(2)	ひとり親家庭の世帯状況について	10
(3)	ひとり親家庭の親について	10
(4)	ひとり親家庭の子どもについて	11
(5)	ひとり親家庭になったときに困ったこと	11
(6)	福祉制度の認知・利用希望	12
3	ひとり親家庭の課題状況	14
(1)	子育てや生活支援について	14
(2)	就業の支援について	14
(3)	経済的支援について	15
(4)	養育費確保の支援について	15
(5)	相談・情報提供について	16
(6)	子どもへのサポートについて	17
III	支援の基本的姿勢	19
1	支援の基本的姿勢	19

(1) 3つの視点.....	19
(2) 5つの重点.....	20
① 子育てや生活支援から就業支援までの総合的支援.....	20
② ニーズに応じた適切な相談支援.....	20
④ 積極的な情報提供.....	20
⑤ 当事者同士の交流と支援者・地域の連携.....	20
⑥ 子どもへの支援.....	20
IV 支援の具体的計画.....	21
(1) 子育てや生活支援.....	21
(2) 就業の支援.....	23
(3) 経済的な支援.....	25
(4) 養育費確保の支援.....	28
(5) 相談機能や情報提供の充実.....	28
(6) 子ども自身へのサポート.....	30
計画の進ちよく状況の把握.....	32
V 参考資料.....	33
平成25～29年度計画「支援の具体的計画」実績一覧と振り返り.....	34
横浜市ひとり親世帯アンケート調査結果の概要.....	41
ヒアリング調査結果の概要.....	45
横浜市ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会.....	48

# Ⅰ 計画策定の趣旨

---

## 1 計画の位置づけ

様々な困難に直面している母子家庭等に対し、きめ細かな福祉サービスの展開と自立に向けた支援をするため、平成 14 年 11 月「母子及び寡婦福祉法」が一部改正され、その第 12 条に都道府県等の自立促進計画について規定が設けられました。また、平成 15 年 3 月には、都道府県等が策定する自立促進計画の指針となるべき事項を定めた「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」が厚生労働省より示されました。

横浜市では、母子家庭等の施策が総合的かつ計画的に展開するよう、平成 15 年度、平成 20 年度及び平成 25 年度にそれぞれ 5 か年間の「自立支援計画」を策定してきました。

次期計画にあたる第 4 期計画は、第 3 期（平成 25 年度から平成 29 年度）の 5 か年計画が終了するにあたり、

- ① ひとり親世帯アンケート調査及び支援者・当事者団体へのヒアリングの実施
- ② 有識者や関係者で構成する「ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会」での検討
- ③ 児童福祉審議会及び子ども・子育て会議での意見聴取
- ④ 市民意見募集

を行い、策定していきます。

## 2 計画の期間

本計画は、平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 か年とします。

なお、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 11 条に基づき厚生労働大臣が定めた「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」の対象期間は、平成 27 年度から平成 31 年度の 5 年間となっています。

横浜市のひとり親家庭に向けた施策を切れ目なく総合的に展開していくため、本計画は平成 30 年度からの 5 か年として策定していきますが、国の動向や計画策定後の情勢変化等に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとしします。



### 3 策定の経緯及び第3期計画における主な取組

平成 14 年 3 月	母子家庭等自立支援対策大綱	児童扶養手当中心の支援から、就業・自立に向けた総合的な支援へ
11 月	母子及び寡婦福祉法改正 *都道府県等の自立促進計画策定について規定が設けられる	
平成 15 年 4 月	国の基本方針（対象期間：平成 15 年度～平成 19 年度） *母子家庭施策の総合的な展開 *自立支援計画の基本となるべき事項	
平成 16 年 3 月	横浜市母子家庭等自立支援計画（平成 15 年度～平成 19 年度）	
平成 20 年 4 月	国の基本方針（対象期間：平成 20 年度～平成 24 年度） *①子育て・生活支援策 ②就業支援策 ③養育費の確保策 ④経済的支援策 の総合的支援を実施 *就業支援及び養育費確保策（相談機能）を強化	
平成 21 年 3 月	横浜市母子家庭等自立支援計画（平成 20 年度～平成 24 年度）	
平成 24 年 4 月	民法等の改正法施行 *離婚の際の親子の面会交流、子の監護に要する費用の分担の明確化	
平成 25 年 3 月	母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法施行 *雇用機会の拡大、母子・父子福祉団体等の受注機会の増大等 国の基本方針の対象期間の延長 （平成 25 年 3 月に対象期間の見直しを行い、終期を平成 26 年度に延長）	
平成 26 年 1 月	子どもの貧困対策の推進に関する法律施行	子どもの貧困が社会問題化
平成 26 年 2 月	横浜市ひとり親家庭自立支援計画（平成 25 年度～平成 29 年度）	
平成 26 年 8 月	子供の貧困対策に関する大綱閣議決定	父子への支援拡充
平成 26 年 10 月	母子及び寡婦福祉法改正→母子及び父子並びに寡婦福祉法へ *支援体制の充実、支援施策・周知の強化、父子家庭への支援の拡大	
平成 27 年 10 月	国の基本方針（対象期間：平成 27 年度～平成 31 年度） *ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会で示された課題、法改正事項、子どもの貧困対策に関する状況等を踏まえ以下の新たな事項を追加。 ①相談支援体制の整備（ワンストップ相談窓口の設置推進、母子・父子自立支援員等の研修の実施） ②学習支援の推進 ③親の学び直しの支援 ④在宅就業の推進 ⑤養育費の確保及び面会交流の支援の強化 ⑥広報啓発の実施等支援体制の充実、支援施策・周知の強化、父子家庭への支援の拡大	

● 現行計画（25～29年度）期間内に実施した主な取組内容

年度	計画における分野	取組内容
25	就業の支援	自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金：新たに父子家庭を対象
26	経済的支援	母子父子寡婦福祉資金貸付事業：新たに父子家庭を対象 児童扶養手当：公的年金給付等との併給制限の見直し
	相談・情報提供	母子家庭等就業・自立支援センター：「ひとり親サポートよこはま」という愛称を設定。併せて、「ひとり親サポートよこはま」の連絡先を記載したカードを作成し、区役所窓口等で配布を開始。 離婚に関する相談の新規実施
		区職員向け研修：養育費に関する研修を改編し、「離婚前後の法律問題と養育費に関する研修」を実施（27年度以降は年3回）
27	就業の支援	ジョブスポット：全18区に設置（25年度から順次設置）
	経済的支援	寡婦（夫）控除のみなし適用：新規実施
	養育費確保の支援	法律相談：実施回数の増（年36回→年42回） 養育費セミナー：実施回数の増（年2回→年3回）
		※ひとり親サポートよこはま実施事業
28	子育てや生活支援	日常生活支援事業：未就学児を養育している家庭について、就業を理由とする場合の定期的な利用を開始
	就業の支援	自立支援教育訓練給付金：支給割合の拡充（2割→6割）
		高等職業訓練促進給付金：支給期間の拡充（2年→3年）
		高等学校卒業程度認定試験合格支援事業：新規実施
		高等職業訓練促進資金貸付事業：新規実施
	経済的支援	児童扶養手当：第2子以降の加算額の増額
	養育費確保の支援	養育費セミナー：実施回数の増（年3回→年4回）
相談・情報提供	ひとり親サポートよこはま：ひとり親サロン（月1回、講習会等をおしたひとり親同士の交流の場）を新規実施	
子どもへの支援	ひとり親家庭児童の生活・学習支援モデル事業：ひとり親家庭の子どもに対し、食事の提供を含む夕方以降の生活の支援をモデル実施	
		※ひとり親サポートよこはま実施事業
29	就業の支援	自立支援教育訓練給付金：新たに雇用保険の教育訓練給付金対象者にも適用

## 4 基本方針

ひとり親家庭において親は、子育てと生計維持という役割を一人で担っています。

多くのご家庭では、保護者が両者の役割をしっかりと担い、多忙な中でも子どもは健やかに成長していきませんが、すべてをひとりで担ういわゆるワンオペレーションの中で、社会的に孤立しやすく、日々の生活において様々な困難を抱えやすい状況にあります。

DV 被害や障害を抱えているなど他の困難要因が重なると、安定した生活を維持していくことや、子どもの養育環境を整えることが難しい状況に陥りやすいといった、課題状況もあります。

そのため、ひとり親家庭の安定した生活と自立に向けては、子育てや生活維持、就労など、その生活を総合的にとらえたきめ細かな支援が必要です。

そこで、本計画は、児童の健全な成長を確保するために、ひとり親家庭の自立を支援することにより、その世帯の生活の安定と向上を図ることを目的に策定することとします。

また、計画における事業・施策の実施にあたっては、支援を行う機関や団体等の連携を図りながら推進していきます。

### ■ 本計画における用語の定義

- ・母子家庭：母と20歳未満の児童がいる世帯（同居の親族がいる場合を含む）
- ・父子家庭：父と20歳未満の児童がいる世帯（同居の親族がいる場合を含む）
- ・寡婦：かつて母子家庭の母であって、子どもが成人し、現在も配偶者のない状態にある方
- ・ひとり親家庭・・・母子家庭・父子家庭・寡婦

※本計画においては「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に従い20歳未満の児童を扶養する世帯を対象とします。

### ■ 引用している調査

- ①「横浜市ひとり親世帯アンケート調査（H29年度）」＜横浜市実施＞（以下、「本市調査」）  
対象：父又は母と20歳未満の児童がいる世帯で、同居の親族がいる場合を含む
- ②「国勢調査（H27年）」＜総務省実施＞  
対象：父又は母と20歳未満の児童のみの世帯
- ③「平成28年 国民生活基礎調査」＜厚生労働省実施＞

※ 特に注記のない統計数字及びグラフは本市調査によります。

## II ひとり親家庭の現状と課題

### 1 社会的な背景

#### (1) 子どもの貧困の社会問題化

平成 28 年国民生活基礎調査の結果では、子どもの貧困率は 13.9%と 3 年前の前回調査の 16.3%から低下し、数値的にはやや改善に向かっていますが、ひとり親家庭の貧困率は 5 割を超え、依然とひとり親のおかれている厳しい状況があります。

「子供の貧困対策に関する大綱」が平成 26 年に閣議決定され、子どもの貧困対策は国家的な課題となっています。中でもひとり親家庭の自立支援の取組の推進が重要となっており、「すくすくサポート・プロジェクト」として総合的な支援の取組が提唱されています。

#### ■ すくすくサポート・プロジェクト (H28 厚生労働省)

##### <ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト>

- ・就業による自立に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実
- ・ひとり親家庭が孤立せず支援につながる仕組みを整えつつ、生活、学び、仕事、住まいを支援するとともに、ひとり親家庭を社会全体で応援する仕組みを構築

【主な内容】◇自治体の窓口のワンストップ化の推進（相談支援体制の整備）

◇子どもの居場所づくりや学習支援の充実

◇親の資格取得の支援の充実

◇児童扶養手当の機能の充実

など

#### (2) 権利擁護の高まり

平成 24 年の民法の改正により、協議離婚の際に父母が協議で定める事項の具体例として「親子の面会交流」「養育費の分担」が明示され、協議においては子どもの利益を最優先に考慮しなければならないことが明確化されました。一方、取り決めた養育費の支払いの不履行や面会交流における死亡事件などをはじめとした、さまざまな課題も表出しています。

養育費の確実な確保や、子どもにとって望ましい面会交流のあり方が、課題となっています。

#### (3) 父子家庭ならではの支援ニーズの増加・対応の必要性

平成 26 年度の改正母子及び父子並びに寡婦福祉法施行により、父子家庭も支援の対象として明確に位置づけられましたが、父子家庭は母子家庭に比べ比較的収入はあることからひとり親の支援事業になかなか該当しないといった課題や、日常生活支援の必要性や孤立感など、母子家庭とは異なるニーズに対する支援が求められています。

#### (4) 子どもの教育に対する支援の必要性の高まり～給付型奨学金

貧困の連鎖を防ぎ、子どもが将来の自立に向けて、必要な力を身につけるために、子どもの教育に対する支援の重要性が高まっています。

世帯所得に占める教育費の割合が増大しており、奨学金の貸与を受けても返済が滞るなど、教育費の確保はひとり親にとっても大きな課題となっています。

日本学生支援機構の奨学金に給付型が導入され、企業が新たにひとり親向けの給付型奨学金を募集するなど、民間資金の給付型奨学金も増えてきており、多様な制度の情報が必要とする人に的確に伝わるとともに、子どもにとって進学モチベーションにつながるよう、支援につなげていくことが求められています。

## 2 ひとり親家庭の現状

### (1) ひとり親家庭の数

本市のひとり親家庭の数は、平成 27 年の国勢調査によると 26,391 世帯で、内訳は母子家庭 22,803 世帯、父子家庭 3,588 世帯となっています。ただし、この世帯数は、ほかの家族等との同居も含めた数値です。

母親又は父親と 20 歳未満の児童からなる世帯の数は、19,724 世帯で、内訳は母子家庭 17,600 世帯、父子家庭 2,124 世帯となっています。

ひとり親家庭になった理由は、全体では、離婚が 73.9%、死別が 15.4%、未婚が 5.7%、母子家庭では、離婚が 77%、死別が 10.2%、未婚が 7.5%、父子家庭では、離婚が 64.5%、死別が 31.0%、未婚が 0.4%となっています。

### (2) ひとり親家庭の世帯状況について

本市調査によると、年間の世帯総収入（児童扶養手当、養育費等を含む）の全体平均は 432 万円（前回調査 344 万円）ですが、母子家庭の平均収入は 361 万円（前回調査 331 万円）、父子家庭の平均収入は 643 万円（前回調査 571 万円）となっています。

母子家庭・父子家庭ともに、収入は前回調査から増加していますが、母子家庭のみでは約 4 割が 300 万円未満となっています。

平成 28 年国民生活基礎調査によると、「児童のいる世帯」の平均所得額は 707.8 万円となっており、ひとり親家庭の収入が低いことがわかります。特に、稼働収入については、「児童のいる世帯」646.9 万円に対して、本市の母子家庭は 295.2 万円、父子家庭は 614.9 万円となっていて、母子家庭が非常に低いことがわかります。

養育費について取り決めをしている世帯（「子によって違う」と回答した世帯を含む）は 44.6%で、前回調査の 43.6%から大きな変化はありません。

住居の状況は、「民間の賃貸住宅」が 33.4%と最も多く、また、「市営・県営」や「公団」などの公営住宅は 8.3%となっています。「自身の名義の持家」は 28.5%、「自身以外の名義の持家」が 23.8%となっています。

### (3) ひとり親家庭の親について

ひとり親家庭の母又は父の平均年齢は、母親 35.5 歳、父親 39.6 歳となっています。親の最終学歴は、「高校・高等専修学校卒」が母親 32.5%、父親 39.6%で、母親の場合は「高専、短大、専門学校卒」が 35.6%で最も多いのに対し、父親は「大学、大学院卒」も 36.3%で「高校・高等専修学校卒」に次いで多くなっています。

母子家庭の最終学歴と就業形態の関係については、「中学校卒」と「高校・高等専修学校卒」の就業者に占める「正社員・正規職員」の割合は32%、「パート・アルバイト」などの非正規雇用が61%であるのに対し、「大学、大学院卒」の「正社員・正規職員」は52%、「パート・アルバイト」などの非正規の雇用は38%となっていて、学歴と就業形態の関連がわかります。

ひとり親家庭になる前に仕事をしていた人は68.2%ですが、現在収入を伴う仕事をしている人は全体で87.1%と、全体の約20%の人はひとり親家庭になった後に仕事を始めていることとなります。

また、ダブルワークなどの副業をしている人は6.8%ですが、母子では8.3%と1割弱の人が副業を行っている状況となっています。

#### (4) ひとり親家庭の子どもについて

ひとり親家庭の子どもの人数は、「1人」が52.1%、「2人」が36.2%、「3人」が8.6%、「4人」が1.5%となっています。

また、母子家庭の子どもの数は平均1.58人で、父子家庭では1.62人となっています。

子どもの就学・就業状況は、母子家庭は「小学生」の子どもがいる世帯が35.7%で最も多いのに対し、父子家庭では「高校生、高等専修学校」が35.1%で最も多くなっており、母子家庭よりも父子家庭の子どものほうが子の年齢が高いことがわかります。

#### (5) ひとり親家庭になったときに困ったこと

ひとり親家庭になったときに困ったこととして、「生活費が不足している」が57.6%で、次いで「炊事洗濯等の日常の家事ができない」38.9%、「就職先が決まらない」13.9%となっています。

母子・父子家庭別にみると、母子家庭では「生活費が不足している」が最も多いのに対し、父子家庭では「炊事洗濯等の日常の家事ができない」が最も多くなっています。

また、アンケート調査の回答時点現在で困っていることについて、「生活費が不足している」については、39.6%と多くの方が挙げており、ひとり親となって時間が経過しても困っていることがわかります。

「炊事洗濯等の日常の家事ができない」については、母子家庭では、ひとり親になったときは33.3%、調査回答時点は19.6%、父子家庭では、ひとり親になったときは55.9%、調査回答時点では32.7%と減少はしていますが、依然として高い割合となっています。

## (6) 福祉制度の認知・利用希望

ひとり親に関する制度の認知状況については、相談関係では「区役所福祉関連窓口」「児童相談所」、就業支援では「公共職業安定所（ハローワーク）」、すまい施設では「市営住宅」、経済的支援では「児童扶養手当」「生活保護」「ひとり親家庭等医療費助成」「就学援助」「バス・地下鉄等の特別乗車券交付」が7割以上の方に認知されています。

しかし、「横浜型児童家庭支援センター」「母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金」「母子生活支援施設」「生活困窮者自立支援」など認知されている方が3割以下の制度もあります。

特に子育て・生活支援関係はどの制度も認知されている方は3割以下となっていて、多くの方に知られていない状況です。

また、今後利用したい制度については、母子家庭では、「母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金」の30.2%や「ひとり親サポートよこはま」の28.7%といった就業支援、「市営住宅」の29.9%といった住宅支援への希望が高く、父子家庭では、「バス・地下鉄等の特別乗車券交付」の26.9%や「家庭生活支援員（ヘルパー）の派遣（日常生活支援事業）」の24.1%など、生活への支援の希望が高い状況となっています。



## アンケートに寄せられた声から

アンケート調査の際、現在悩んでいることや困っていること、意見や要望などを自由に記入していただきました。

「母子家庭と父子家庭の支援の格差がありすぎる」「支援制度の情報をもっと知らせてほしい」といった、制度への意見や要望が多く寄せられました。

そのほか、「家賃が厳しい」「養育費が支払われず生活費が足りない」「就職活動を行いたくてもスーツ代など就活費用が厳しい」などの金銭面、「子どもの教育費がかさむのが大変」「子どもに本人が望む十分な教育を受けさせたいと考えているが、金銭的、時間的に限りがある」「将来を考え子どもの勉強をみてあげたいが丁寧にみる時間がない」など子どもの教育、教育費に関する悩みなども多く寄せられました。

なお、今回のアンケート調査は、父子家庭の抽出数を45%（前回10%）としたことにより、父子家庭からの回答数を多くいただけたことから、父子家庭の困難状況をより把握できました。また、母子家庭と父子家庭とでの傾向の違いもみられました。

■母子家庭では、収入や教育費等の生活費に関する困窮状態、ご自身の精神面やお子さんの障害などの不安、子どもが独立した後の老後への不安に関するご意見が多く寄せられました。

■父子家庭では、収入はあることからひとり親に関する支援がなかなか受けられないこと、女子がいる父子家庭での子の思春期の相談相手についての悩み、生活面の支援の必要性、子どもとのコミュニケーションが難しい、制度をほとんど知らない・情報がわからない、といったご意見が多く寄せられました。

### 3 ひとり親家庭の課題状況

ひとり親家庭において親は、ひとりで生計の維持と子育てを担わなければならないことから、安定した生活の維持を図るための就業等と子育てとのバランスを図ることに苦勞することが多い状況となっています。

#### (1) 子育てや生活支援について

ひとり親家庭の末子の年齢は、幼児及び学齡児が多く、日々の生活における家事の援助や、保育や放課後児童施策等の子育て施策が必要となっています。

特に、父子家庭においては、育児等の協力を期待できる親族との同居は26.9%であり、ひとり親家庭になった時に困ったこととして「炊事洗濯等の日常の家事ができない」が55.9%と、母子家庭の33.3%に比べ割合が高く、家事支援に対するニーズが高い傾向にあります。

保育については、未就学児を抱える世帯の82.5%が保育園等を利用しており、就業支援のために、保育の確保は重要です。

ひとり親家庭の住まいの確保については、父子家庭では68.2%が自身や自身以外の持家であり一定程度確保されています。しかし、ひとり親家庭全体としては、自身や自身以外の持ち家が約3割、民間の賃貸住宅が約3割となっており、所得状況からも、公的住宅を含めた低額での住宅確保の支援が求められています。

また、ひとり親となった母子家庭には、DV被害へのケアや養育支援が必要な世帯があり、母子生活支援施設において専門スタッフによる自立支援や施設退所後の継続したケアも必要となっています。

ひとり親家庭の方は、ひとり親であることをなかなか打ち明けることができなかつたり、多忙だつたり、自分が頑張らなければと孤軍奮闘されていたりと、望む・望まざるとに関わらず社会的に孤立しやすく、ひとりで困難を抱えてしまう傾向にあるといわれています。

地域で支援に関わる方々に、ひとり親家庭の抱える子育てや日常生活の大変さを理解していただき、日々の暮らしの中での周囲からのささやかな気遣いや声掛け、ひとり親同士のつながりを育んでいくことにより、ひとり親とその子が、安心して地域で暮らすことができる環境が求められています。

#### (2) 就業の支援について

本市ひとり親家庭の就業率は高く、母子家庭が86.3%、父子家庭が89.4%となっています。

しかし、母子家庭の母の就業形態は「正社員・正規職員」が44.6%となっていますが、「パート・アルバイト」(34.6%)、「嘱託・契約社員・準社員・臨時職員」(9%)、「人材派遣会社の

派遣社員」(5%)を合わせた非正規職員は約5割となっており、母子家庭の母で現在仕事をしている人の32.9%が、より良い就労に向けて転職をしたいと考えています。

このように、ひとり親家庭の多くは就労していますが、現在の収入、就業形態や雇用環境などとともに、子育てとの両立の難しさから、本人の希望とミスマッチが生じているため、希望する職業や就業形態が選択できる支援の仕組みが必要です。

特に、子育てと就労の両立を支援するためにも、親または子どもの健康状態や子どもの年齢に應じ、ワークライフバランスも視野に入れ、仕事に必要な知識や資格の取得支援から、生活条件に合う仕事のあっせんなど、個々の状況に合わせたきめ細かな、伴走型の支援が求められています。

### (3) 経済的支援について

ひとり親家庭の年間世帯総収入(児童扶養手当、養育費等を含む)の平均を見ると母子家庭は361万円、父子家庭は643万円となっています。また、平均稼働収入は、母子家庭は295万円、父子家庭は615万円となっています。

学歴別の平均稼働収入は、母子家庭の「中学校卒」181万円、「高校・高等専修学校卒」246万円、「大学、大学院卒」420万円、父子家庭では「中学校卒」425万円、「高校・高等専修学校卒」510万円、「大学、大学院卒」767万円となっており、母子家庭・父子家庭ともに、学歴と収入は比例しています。

母子家庭の就業形態別の平均稼働収入は、「正社員・正規職員」412万円、「パート・アルバイト」157万円、「嘱託・契約社員・準社員・臨時職員」255万円、「派遣社員」224万円となっています。

母子家庭・父子家庭ともに、ひとり親家庭になった時から現在に至るまで引き続き、生活費が不足していると感じている方が多いことから、経済的支援はひとり親家庭の生活を守る大変重要な支援です。

児童扶養手当等の経済的支援策は国の制度において行われていますが、国の制度を着実に実施するとともに、就労や稼働収入の増加など、次のステップにつなげていく支援も求められています。

### (4) 養育費確保の支援について

離婚等によりひとり親家庭となった子どもへ支払われるべき養育費については、48.5%と半数近くの世帯で取り決めをしていません。

養育費の取り決め率が低い要因としては、「相手に支払う意思や能力がないと思った」、「相手と関わりたくない」「相手から身体的・精神的暴力を受けていた」といった理由から、養育費の確保に消極的になっていることがうかがえます。

子どもの養育は、親権の有無に関わらずその責務は両親にあり、別居している親も養育費を負担し、扶養義務を果たす必要があります。子どもの健やかな育ちのためにも、必要な養育費をしっかりと確保することが必要です。

国においては、平成 19 年度から養育費相談支援センターを開設し、母子家庭等就業・自立支援センターへの困難事例等の相談支援や、平成 24 年の民法の一部改正に伴う養育費や面会交流の取り決めの普及・啓発の取組がすすんでいます。

本市調査においても、養育費の取り決めをしているひとり親家庭が半数を下回っていることから、母子家庭等就業・自立支援センターにおける相談機能や、啓発の取組の一層の強化が必要となっています。

### (5) 相談・情報提供について

ひとり親家庭で、相談できる相手の有無については「相手がいる」と回答したのが母子家庭は 74.9%だったのに対し、父子家庭は 49.8%となっています。また、「相談相手が欲しい」と回答した母子家庭は 12.6%だったのに対し、父子家庭は 20.4%と父子家庭の方が高くなっています。

ひとり親家庭の相談先のひとつとして、当事者同士のつながりでひとり親家庭ならではの悩みを共有し、不安を解消していくことも有効です。しかし、当事者団体の存在があまり知られていなかったり、父子においては当事者同士のつながりそのものが稀薄であるといった課題もあり、今後支援を充実させていく必要があります。

また、相談支援の場面では、DV や児童虐待の課題がある場合もあり、専門的な支援や、様々な課題状況をふまえた、総合的な相談支援をしていくことも求められています。

現在、ひとり親家庭になられる方に対し、相談窓口や支援制度等を紹介した「ひとり親家庭のしおり」を、区役所の戸籍課の窓口などで配付しているほか、ひとり親の相談窓口の案内カードを設置して周知していますが、更なる充実につとめる必要があります。また、相談や制度利用について、区役所内の担当が複数の課にわたる場合や、他の公的機関が行うもの、民間団体と連携して行っているもの等もあり、わかりやすい案内や関係機関の連携強化が求められています。

情報提供については、本市の調査によると、「ひとり親家庭の支援制度を利用したかったが利用できなかった」と回答した理由として、ほとんどの制度において「制度があることを知らなかったから」が多く挙げられています。また、父子家庭への情報提供についても、制度が拡大され母子家庭だけでなく父子家庭も利用対象となっている制度がある中で、周知や利用相談等に課題があります。

制度の周知を図り、個々の状況に応じて必要な支援情報を届け、利用につなげるためには、ひとり親家庭に対して、紙媒体やウェブサイトなど様々な手法により、わかりやすく、身近で利用しやすい情報提供を行う必要があります。

## (6) 子どもへのサポートについて

母子・父子を問わず、親との離死別は、子どもの生活を大きく変化させるものであり、そのことが子どもの精神面に与える影響や進学の悩みなど、子どもが成長していく過程で様々な課題が生じることがあります。

親が子育てにあてられる時間がなかなか取れず、親との関わりが少なかったり、DVや児童虐待等により心のケアが必要だったりする場合があります。

また、ヒアリング調査からは、ひとり親の子どもたちは、親に無理をさせてはいけないと将来に夢や希望を持てなかったり、自身の望む進学や職業選択よりも負荷の大きい就労を選択するなど、比較的早く人生をあきらめてしまうこともある、という様子もうかがえました。

どんな状況にあろうとも子どもが健やかに成長できるよう、子どもの視点に立った、子ども自身への支援の充実が必要です。

そのため、子ども自身からの相談に応えられる体制の整備や、将来的に自立した生活が送れるように学習の機会を提供すること、別居している親と会うための支援などの充実が求められています。

近年、子ども食堂の取組の機運が高まり、学習支援や多世代交流の機能を併せ持つような場も出てきています。地域であたたく子どもたちを見守る取組の輪が広がるよう、支援をすすめていく必要があります。



## ドメスティックバイオレンス (DV) とひとり親

本市の離婚相談では、離婚に至る原因の多くに、相手からの身体的・精神的な暴力行為がみられます。母子生活支援施設の入所理由の中にも DV からの避難がみられるなど、ひとり親に至る背景のひとつに、DV 被害の影響が深刻な状況があります。

暴力にさらされたことにより、親が恐怖心や心理的ダメージを受け、自立に向けた一歩をなかなか踏み出せなかったり、逃げるように出てきたため生活の基盤づくりに時間がかかってしまったりするなど、多くの課題状況があります。

また、親だけでなく、子どもも、暴力を受けたり、親が暴力を受けているのを目にすることで、心身に影響を受け、自己肯定感が低かったり、対人関係がうまく築けなかったりするほか、暴力的な行為を容認してしまうといった暴力の連鎖が起こるなど、子どもの成長・発達に深刻な影響を及ぼしています。

ひとり親とその子どもの支援へ向けて、DV 被害者支援は重要な課題であり、関係機関の連携による取組強化につとめていく必要があります。

### III 支援の基本的姿勢

#### 1 支援の基本的姿勢

ひとり親家庭の自立した生活のためには、親が安定した仕事に就き、家庭の生計維持ができ、子どもが心身ともに健やかに成長することが望まれますが、ひとり親家庭の背景として、DVや児童虐待の問題、親の疾病や障害、子どもの年齢や疾病、障害など、必ずしも安定した生活が維持できる家庭ばかりではない状況となっています。

支援にたずさわる関係者の方々へのヒアリングの中からは、ひとり親家庭に共通する課題として、死別・離別といったひとり親に至る理由の内容にかかわらず、比較的親も子も何らかの喪失感を抱いている場合が多いこと、そのため自立に向かう前のワンステップとして、自己肯定感を高め、未来を肯定的に捉えていけるような、総合的支援が必要との課題認識を多くいただきました。

そこで、施策の推進にあたっては、母子家庭や父子家庭それぞれに特有の課題やひとり親ならではの課題への対応だけでなく、生活を支える様々な子育て支援の施策の充実や、地域における子育て支援の推進などもあわせた総合的な支援につとめ、各種窓口や関係機関、支援者が相互に連携しながら支援にあたるようつとめていきます。

また、将来の貧困の連鎖を防ぐため、ひとり親家庭の子どもたちがその置かれている環境にかかわらず健やかに成長するよう、子どもの自立を支援する視点も大切にし、子ども自身への支援について取組をすすめていきます。

そのため、本計画の推進にあり、支援にあたって大切にしたい視点を「3つの視点」として、また、この5か年で重点的に取り組む内容について「5つの重点」として掲げ、取組をすすめていきます。

##### (1) 3つの視点

次の3つの視点を、基本的な方針として位置付けます。

###### ① 自立を支援する視点

ひとり親家庭の生活の安定に向けた、伴走型の自立支援

###### ② 子どもの視点

子どもに届く支援、子どもの視点に立った支援

###### ③ 地域支援の視点

ひとり親家庭や子どもを社会全体で支える地域展開の取組の推進

## (2) 5つの重点

推進にあたっては、次の5つのテーマを重点課題として取り組んでいきます。

### ① 子育てや生活支援から就業支援までの総合的支援

従来の計画でも進めてきた生活費の確保や資格取得、職業紹介等の就業支援だけでなく、子育てや心身の健康、家事などの生活支援から就業支援までの総合的支援を充実させます。

とりわけ母子家庭の困窮状況の課題については、女性の就労や自立支援等とも連携し取り組んでいきます。

### ② ニーズに応じた適切な相談支援

様々な課題を抱えた家族の個々のニーズを踏まえ、一般の子育て等の施策とひとり親家庭への施策を組み合わせることなどにより、相談支援や情報提供体制を充実させます。

### ③ 積極的な情報提供

支援制度が知られていないため利用に至らない現状を改善するために、わかりやすく利用しやすい制度案内につとめ、積極的な情報提供に取り組みます。

### ④ 当事者同士の交流と支援者・地域の連携

当事者同士の交流や仲間づくりに取り組むと共に、支援機関・団体等が相互に連携するとともに、ひとり親家庭が孤立せず地域の中で温かく見守られ、自立を目指していけるよう、支援します。

### ⑤ 子どもへの支援

親との離死別やDV・児童虐待等により受ける子どもの心理的影響に配慮しながら、貧困の連鎖を防ぐため、子ども自身が自立に向けた力を身につけられるよう、生活・学習の支援や、子どもの希望を尊重したうえでの親との面会交流支援など、子どもの視点に立った、子どもが未来へ希望を持てる支援を進めます。



## IV 支援の具体的計画

注： **ひとりの親支援**

とあるのは、ひとり親家庭のみ対象となる支援

### (1) 子育てや生活支援

＜日常の生活支援の充実と、地域力の推進による地域のつながりづくりの促進＞

ひとり親家庭が安心して子育てと就業の両立ができるよう、多様な子育てや保育サービス、適切な住環境の提供など、子育てや生活面での支援を進め、生活の場の安定を図ります。

具体的には、日常生活への支援として、病気や就職活動時等で支援が必要な方に対しては、ヘルパーの派遣により一時的な家事・育児等のお手伝いをします。また、児童家庭支援センターにおいて、疾病・疲労等により一時的に児童の養育が困難になった場合の短期預かり（トワイライト・ショートステイ）や、相談支援を行います。

また、求職活動や就業に際して、保育所の優先入所を実施し、安心して活動等が行えるようにします。病児や病後児の保育については、一般施策を引き続き充実させていきます。

住居の確保としては、安定した住環境で生活ができるよう、引き続き市営住宅の当選率の優遇や民間住宅への円滑な入居を支援するとともに、離職した方への住宅支援給付や、子育てりびいんにおける賃貸住宅への家賃補助等を行います。

また、新たな住宅のセーフティネット制度により、新たな住宅確保策に取り組みます。

生活面で重点的な支援が必要な母子家庭については、状況に応じて、母子生活支援施設における自立委支援や、施設退所後の継続的なフォローを行うなど、地域で自立した生活ができるような支援にも取り組みます。

多くのひとり親家庭は地域で生活しているため、暮らしている地域全体でひとり親家庭を見守ることができるよう、民生委員・児童委員や自治会町内会、社会福祉協議会等の協力を得ながら、ひとり親家庭の課題を理解し、支援につなげる取組を進めるとともに、身近な場所でひとり親同士が交流する機会づくりを行うなど、地域におけるつながりづくりにつとめていきます。

### 1 日常生活への支援

#### ● ヘルパーの派遣事業

#### **ひとりの親支援**

ひとり親になった直後の急激な生活環境の変化、病気や就職活動などにより、一時的に家事・育児等にお困りの方に、日常生活支援事業としてヘルパーを派遣します。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

#### ● 子育て短期支援事業

保護者の疾病や疲労、夜間の急用、休日の不在等の理由により、一時的に児童の養育が困難になった場合、児童家庭支援センターで子どもを預かります。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

## ● 子育てサポートシステム

地域ぐるみでの子育て支援を目指し、子どもを預かって欲しい人と子どもを預かる人が会員登録し、会員相互の信頼関係のもとに行う子どもの預け・預かりをサポートします。

(担当部署：こども青少年局子育て支援課)

## 2 保育所への優先入所

未就学児のいる世帯が、安心して就労・求職活動等が行えるよう、保育所入所時の優先度をアップします。

(担当部署：区福祉保健センター及びこども青少年局保育・教育運営課)

## 3 住宅確保の支援

### ● 市営住宅入居時の優遇

市営住宅申込時の当選率を一般より優遇し、入居しやすくします。

(担当部署：建築局市営住宅課)

### ● 民間住宅あんしん入居

家賃等の支払い能力があるものの、連帯保証人がいないために民間賃貸住宅への入居が困難な方に対して、協力不動産店が住宅をあっせんし、協定保証会社が家賃等の債務保証を行います。

(担当部署：建築局住宅政策課)

### ● 子育てりびいん

小学校修了前の子どもがいる世帯が安心して入居できるよう、子育て環境に適した賃貸住宅を横浜市が認定し、家賃補助を行います。

(担当部署：建築局住宅政策課)

### ● 新たな住宅のセーフティネット

住宅確保が難しい要配慮者を対象に、民間賃貸住宅や空家を活用した住宅確保要配慮者向け住宅の登録制度及び居住支援・経済的支援等により民間賃貸住宅への入居を円滑にする、新たな住宅のセーフティネットを創設します。

(担当部署：建築局住宅政策課)

## 4 母子生活支援施設 《対象：母子》

ひとり親支援

18歳未満の子どもを養育している母子家庭で、環境面や生活面に課題を抱える世帯が、生活支援、自立支援を受けながら親子関係の調整や安定した生活を図り、その自立の促進を目的とし、子どもと一緒に入所できる施設です。

母子生活支援施設利用者が退所後においても安定した生活を送ることができるよう、フォロー支援職員を配置し、退所後も、世帯訪問及び電話相談等のフォロー支援を行います。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

## 5 児童家庭支援センター

子育てに悩む保護者や地域の支援者の方や、子どもたちの悩みの解決に向け、専門的な相談や子育て短期事業、地域交流イベントなどによる支援を行います。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

## 6 子育て世代包括支援センター

区福祉保健センターの「母子保健コーディネーター」配置による妊娠期の相談機能の充実及び地域子育て支援拠点との一層の連携強化により、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援の充実を図ります。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課・子育て支援課)

## 7 地域力による支援の推進

ひとり親家庭が孤立せず暮らしやすい地域となるように、民生委員・児童委員の活動や、社会福祉協議会、地域子育て支援センターなどの地域の方々による支援とともに、関係者にひとり親家庭の生活の困難さ等への理解を深める啓発につとめ、地域でひとり親を支える機運を高めていきます。

また、ひとり親同士が地域で交流できるような仕組みづくりをすすめます。

### ◎ ひとり親サロンの地域展開

#### ひとり親支援

同じひとり親同士で交流し、悩みや不安を和らげ安心につながるよう開催している「ひとり親サロン」について、地域に身近な場所で展開することで、地域におけるひとり親のつながりづくりの一助になるようすすめていきます。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

## (2) 就業の支援

### <より安定した就業形態での雇用の促進>

ひとり親に必要な就業の支援は多様であり、就職活動をこれから始める人から、雇用の不安定さの解消や収入アップのための転職やスキルアップを希望している人もいることから、それぞれの現状と目標に合わせたきめ細かな対応を行います。

就職に必要な技術や資格の取得、学歴確保のために実施している、様々な給付金などを引き続き実施するとともに、安定的な就業に結びつきやすい社会的ニーズに即した講習会の開催や、ひとり親の方が受講しやすく、実際の就労につながりやすい環境を整えます。

また、実践的な就職活動への支援が必要な方に対しては、就職活動の仕方から職業紹介まで、一人ひとりの状況に合わせた伴走型の就労支援を、母子家庭等就業・自立支援センターを中心に行います。なお、母子家庭等就業・自立支援センターにおいては、ひとり親が働きやすい職場環境を備えた、企業の開拓・確保にもつとめます。

また、求人情報の円滑な提供と効果的な指導を受けられるように、母子家庭に適した職業紹介を行うマザーズハローワークや、各区役所内に設置されたジョブスポットなどと、より身近な場所で迅速に求人情報を提供できるよう、連携を強化していきます。

## 8 母子家庭等自立支援給付金事業

ひとり親支援

### ● 自立支援教育訓練給付金

適職に就くために必要な技術や資格を取得するため、受講前に申請した後、指定された教育訓練講座を受講した方に、費用の一部を支給します。（所得による制限あり）

（担当部署：区福祉保健センター及び子ども青少年局子ども家庭課）

### ● 高等職業訓練促進給付金事業・高等職業訓練促進資金貸付事業

看護師等の経済的自立に効果的な資格を習得する際に、修学期間中の生活費を補助します。また、終了後に、訓練終了支援金を給付します。（所得による制限あり）

なお、平成28年度から、市社会福祉協議会で入学時・就職時の準備費用の貸付（一定の要件を満たせば返済免除）を行っています。

（担当部署：区福祉保健センター及び子ども青少年局子ども家庭課）

### ● 高等学校卒業程度認定合格支援事業

高等学校を卒業していない（中退を含む）ひとり親家庭の親又は児童が、より良い条件での就業や転職へつなげるために高等学校卒業程度認定試験（高卒認定試験）の合格を目指す場合に、その学び直しのための受講費用の一部を支給します。（所得による制限あり）

（担当部署：区福祉保健センター及び子ども青少年局子ども家庭課）

## 9 母子家庭等就業・自立支援センター事業

ひとり親支援

### ○ 就労相談

就労支援員が、児童扶養手当を受給されているひとり親に対し、区役所相談窓口に出向き、マンツーマンで相談を受け、一人ひとりに合わせた就労支援計画や書類の作成の支援をするほか、電話相談を行う等きめ細かに求職活動を支援します。就職後も定着支援や、より経済力を向上させるよ

うな職に転職するための支援等も行います。また保育の問題等、就労以外の相談についても区役所と連携しながら対応します。

(担当部署：区福祉保健センター及びこども青少年局こども家庭課)

○ 就職情報の提供・職業紹介・企業啓発

行政機関及び民間等からの求人情報を提供し、希望者へはあっせんも行います。また、事業主に対し、ひとり親の雇用に理解と協力を求めるため、啓発活動を行います。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

● 就職支援講座

ひとり親の就職に有用な技能講座（介護職員初任者講座等）を開催します。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

## 10 横浜市中央職業訓練校

これから就職や転職をしようとしているひとり親家庭の親・生活保護受給者の方に、就職に役立つ知識や技術を身に付けるための職業訓練、就職支援を行います。

(担当部署：横浜市中央職業訓練校)

## 11 ハローワークとの連携強化・雇用の促進

求人情報の迅速・円滑な提供と、効果的な指導が受けられるよう、ハローワークとの連携を強化し、雇用の促進します。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

● マザーズハローワーク

求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等に対する就職支援サービスの提供を図ります。

○ ジョブスポットの設置

横浜市とハローワークが連携し、区役所に就労支援窓口であるジョブスポットを開設し、ひとり親家庭の就労を支援します。

### (3) 経済的な支援

#### <国制度の着実な実施>

ひとり親家庭となった経過は様々なことがあり、経済的に十分な準備ができていない場合があります。安定した生活を維持し、子どもの育ちを守るため、児童扶養手当、児童手当やひとり親家庭

等医療費助成が必要であり、対象となる家庭が適切に支援を受けられるように制度の周知を図ります。また、各種制度が、対象となる家庭の状況により適した運用となるよう、適宜国に要望していきます。

経済的自立に向けては、就労によることを基本と考えますが、突然の離死別に伴う強い一時的ストレスや、疾病や障害などの就労困難な事情がある場合には、必要に応じて生活保護等の施策を活用することにより、生活の安定を図ります。

また、本市独自の事業として、市内バス、市営地下鉄、金沢シーサイドラインの利用を対象として、児童扶養手当受給世帯及び母子生活支援施設入所世帯に特別乗車券を交付し、経済的負担を軽減します。

## 12 児童扶養手当

ひとり親支援

児童扶養手当は、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもを養育している母、父等に手当を支給します。（所得による制限あり）

（担当部署：区福祉保健センター及び子ども青少年局子ども家庭課）

## 13 児童手当

児童手当は、中学校修了までの児童を養育している方に支給されます。なお、所得により支給額が異なります。

（担当部署：区福祉保健センター及び子ども青少年局子ども家庭課）

## 14 小児医療費助成

健康保険に加入しているお子さんが医療機関で受診したときに、窓口で支払う保険診療の自己負担額を助成します。（1歳児以上は所得制限があります。）

（担当部署：区福祉保健センター保険年金課及び健康福祉局医療援助課）

## 15 ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親支援

ひとり親世帯等の方が病院等で受診した時、窓口で支払う自己負担額を助成します。

（担当部署：区福祉保健センター保険年金課及び健康福祉局医療援助課）

## 16 就学援助

お子さんを横浜市立小・中学校へ通学させるのに経済的な理由でお困りの方に対して、学用品費、修学旅行費、給食費などを援助します。

（担当部署：教育委員会事務局学校支援・地域連携課）

17

## 母子父子寡婦福祉資金の貸付

ひとり親支援

技能修得資金や修学資金等の各種資金を無利子又は低利でお貸しします。

(担当部署：区福祉保健センター及びこども青少年局こども家庭課)

18

## 特別乗車券交付事業

ひとり親支援

児童扶養手当受給世帯・母子生活支援施設入所世帯の方に、市営バス・民営バス（ただし、市外で乗車し、かつ降車する場合を除く）・市営地下鉄・金沢シーサイドラインの無料特別乗車券を交付します。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

19

## 寡婦（夫）控除のみなし適用

ひとり親支援

婚姻歴のないひとり親家庭が利用する子育てや福祉サービス等の受給判定及び負担額等の算定において、税法上の寡婦（夫）控除のみなし適用を実施し、対象家庭の経済的負担を軽減します。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

20

## 各種減免制度

ひとり親支援

所得の状況により、ひとり親世帯に対し費用の減免を行うことで、経済的負担を軽減しています。

● 水道料金等の減免

水道料金・下水道使用料のうち、基本料金相当額を減免しています。（対象：ひとり親家庭等医療費助成を受けている方対象）

● 粗大ごみ処理手数料の減免

粗大ごみの処理手数料が年間（4月から翌年3月まで）4個まで免除になります。（対象：ひとり親家庭等医療費助成を受けている方対象）

● JR通勤定期割引

JRの通勤定期代が3割引きになります。（対象：児童扶養手当受給世帯・生活保護世帯）

● 保育所等利用における負担軽減

保育所等を利用する際の利用料や、私学助成を受ける幼稚園の保育料の一部を補助する私立幼稚園就園奨励補助金について、負担軽減を行っています。（所得による制限あり）

## 21

## 生活困窮者自立支援

生活保護に至る前の段階からお困りの状況に応じて、就職や家計の見直しなどにより、生活の立て直しや安定をはかることができるよう、支援します。

(担当部署：区福祉保健センター及び健康福祉局生活支援課)

## 22

## 生活保護

働く能力、資産、他の法律・制度で受けられる支援や、扶養義務者からの援助などを活用しても生活が困難な世帯の最低生活を保障するとともに、自立に向けて支援します。

(担当部署：区福祉保健センター及び健康福祉局生活支援課)

## (4) 養育費確保の支援

<養育費の確保が適切になされるための支援>

子どもの養育は、親権の有無に関わらずその責務は両親にあり、別居している親も養育費を負担し、扶養義務を果たす必要があります。

しかし、実際には、養育費は子どもにとっての権利であるにもかかわらず、確保がすすまない場合も多いことから、親の子どもに対する責務の自覚を促し、離婚する前からの意識付けや離婚時に取り決めを確実にを行う必要性の周知を図るほか、個別の相談機能の強化に取り組みます。

具体的には、パンフレット等による制度周知や、国が委託で実施している「養育費相談支援センター」の機能を活用しながら、「横浜市母子家庭等就業・自立支援センター」で、制度の周知や弁護士による無料法律相談により、養育費に関する相談や啓発等を行います。

## 23

## 法律相談

ひとり親支援

養育費の取り決めについて、弁護士による法律相談を実施し、養育費の確保を図ります。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

## 24

## 養育費についての啓発

ひとり親支援

養育費の負担は、子どもの成長のために必要不可欠であり、子どもの親として義務であること等を啓発していきます。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

## (5) 相談機能や情報提供の充実

<様々な相談や情報提供の充実>

ひとり親家庭のニーズに合った情報や支援制度が、必要とする人にできるだけ適時適切に届くよう、相談機能や情報提供を充実させます。



平成 29 年度の本市の調査結果においても、制度の周知があまり図られていなかったことを受けて、制度や必要な情報の周知を強化していきます。情報の提供にあたっては、当事者団体と連携しながら、パンフレット等の紙媒体のみではなく、メールやウェブサイト等のインターネットの活用を含めて、様々な手法により、わかりやすく利用しやすいコンテンツにしていきます。

なお、児童扶養手当の現況届の集中受付の機会をとらえて、従来から実施している就労相談のみではなく、情報提供の場として積極的な活用を図ります。

相談機能については、様々な課題を抱えた家庭の個々のニーズを踏まえ、一般の子育て等の施策とひとり親家庭への施策を組み合わせることなどにより、適切な相談や情報提供体制を充実させます。日中及び夜間の電話相談により、いつでも相談ができる体制を引き続き実施するとともに、法律相談等についても継続し、その中で離婚相談も含め対応します。

また、区役所や関係機関などの相談を受ける支援者に対し研修を実施し、適切な相談スキルの習得と向上を図るとともに、相談対応の充実を図ります。

ひとり親家庭の孤立を防ぐために、当事者同士の交流や仲間づくりなどに取り組んでいきます。情報提供の充実や多様な相談内容に対応していくために、当事者団体や関係機関・団体による連絡会を定期的開催していきます。

更に、父子家庭に対する相談事業や情報提供について、充実させていきます。

## 25 相談・情報提供の充実

ひとり親を対象に、生活全般の相談にきめ細かく応じられるよう、相談・情報の強化を図ります。

### ● 区役所

区福祉保健センターの窓口での全般的相談・情報提供の他、福祉制度案内を充実し、利用の促進を図ります。

### ● 母子家庭等就業・自立支援センター

#### ひとり親支援

就労に関する相談以外に、ひとり親家庭の生活全般について、面接や電話（夜間含む）による相談の実施や情報の提供を行います。また、区との連携を強化し、相談支援機能の強化に取り組みます。

### ● 男女共同参画センター

仕事、子育て、DV 被害などについての相談を受けています。また、「女性としごと応援デスク」では、女性の再就職や転職支援として、無料のキャリアカウンセリングやミニセミナー等を実施しています。

### ○ 当事者団体・関係機関との連携

#### ひとり親支援

ひとり親家庭が必要とする情報を、当事者団体ならではのネットワークで情報を精査し、わかりやすい内容を、日常利用するコンテンツにより発信します。また、ひとり親の支援に関わる団体・関係機関の連携につとめ、多面的な支援の輪を広げていきます。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

DV被害者の方や離婚協議中の方等の離婚前の悩みについても、区役所の女性福祉相談や母子家庭等就業・自立支援センターの離婚相談、夜間日常生活電話相談、法律相談、就労相談等で応じます。

(担当部署：区福祉保健センター及びこども青少年局こども家庭課)

ひとり親家庭の相談全般に対応できるよう、ひとり親サポートよこはまの支援員や区の社会福祉職や地域の支援に携わる方々へ研修を実施し、専門性の向上を図ります。特に、心理面の支援についての向上につとめます。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

### (6) 子ども自身へのサポート

#### <子どもの視点に立った支援策の展開>

経済的に困窮しているなど支援が必要な家庭の子どもに対し、生活・学習支援を実施することで、基本的な生活習慣の習得や、学ぶ意欲を醸成するとともに、高校進学に向けた学力向上により、将来的な自立に向けた力を育みます。

また、学習支援事業や様々なひとり親の子どもと接する事業において、子どもが気軽に相談したり、子どもが相談しやすいような窓口やツールなど、様々な機会でもひとり親の子どもが気軽に相談できるような支援をすすめます。

面会交流支援事業については、離婚により別居している親と子どもを積極的に会わせる事業ではありますが、DVや児童虐待等があった場合には、面会の実施が必ずしも適切ではないこともあり、実施にあたっては、子どもの意志を十分確認するとともに、子どもの立場に立って調整していきます。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

子どもが自分から打ち明けて相談することは、ハードルが高いことも想定されます。

そのため、学習支援や生活支援をはじめとした、様々な子どもと接する事業の支援者の方々に、ひとり親に関する状況や子どもの状態などの情報提供につとめ、子どもと接する際に、ちょっとした相談に耳を傾けていただけるような意識醸成につとめます。

また、ひとり親の子どもが相談しやすい窓口やツールなど、様々な機会でもひとり親の子どもが気軽に相談できるような支援をすすめます。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

経済困窮や養育に課題があり支援を必要とする小・中学生に対し、学習支援や生活支援を行います。

○ ひとり親家庭児童の生活・学習支援

ひとり親支援

ひとり親家庭の児童に対し、食事の提供も含めた夕方以降の生活を支援するためのモデル事業を実施し、ひとりで家にいることが多いひとり親家庭の子どもの基本的な生活習慣の習得と健全育成を図ります。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

○ 寄り添い型学習支援事業

生活保護世帯等、経済的困窮状態にある子どもに対し、高校進学に向けた学習意欲の向上や学力の向上のための学習支援を充実し、安定した自立につなげます。

(担当部署：健康福祉局生活支援課)

○ 寄り添い型生活支援事業

養育環境に課題がある、生活困窮状態にあるなど、支援を必要とする家庭に育つ小中学生等が、安心して過ごすことのできる環境の中で、基本的な生活習慣を身につけたり、将来の進路選択の幅を広げ自立した生活を送れるようにするため、生活スキルの習得や学習を支援します。

(担当部署：こども青少年局青少年育成課)

○ 放課後学び場事業

家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生を対象に、放課後、学校等で、大学生や地域住民等の協力による学習支援活動を実施しています。

(担当部署：教育委員会事務局学校支援・地域連携課)

面会交流に関する知識啓発につとめるとともに、専門の相談機関を紹介するなど、子どもの健やかな育ちにつながる面会交流の支援に取り組みます。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

近年、「子ども食堂」等に対する地域の機運が高まっている中、区社会福祉協議会を「地域における子どもの居場所づくりの相談窓口」として位置づけ、区社会福祉協議会を中心に、団体や新たに取り組みたい人を支援することにより、子どもにとって身近なエリアで子どもの居場所づくりを進めていきます。

(担当部署：こども青少年局企画調整課・市社会福祉協議会)

## 計画の進ちよく状況の把握

本計画全体を統括的に把握する指標として、「横浜市中期計画」並びに「横浜市子ども・子育て支援事業計画」にひとり親の自立支援の指標として設定している、次の目標を掲げ、推進していきます。

### 【指標1】就労の状況の把握

目標	現状値 (平成28年度末)	平成31年度	平成34年度
ひとり親の就労者数	1,022人(累計)	1,900人(累計)	推進 ※

### 【指標2】自立支援の状況の把握

目標	現状値 (平成28年度末)	平成31年度	平成34年度
ひとり親家庭等 自立支援事業利用者数	3,510人	5,300人	推進 ※

※最終年度の数値目標は、次期子ども・子育て支援事業計画（平成32年度～36年度）の策定にあわせ、設定していきます。

## V 參考資料

---

平成 25～29 年度計画「支援の具体的計画」実績一覧と振り返り

項 目	内 容	実 績			
		25年度	26年度	27年度	28年度
<b>1 子育てや生活の支援</b>					
(1) 日常生活への支援					
ヘルパー派遣事業	病気や就職活動などにより、一時的に家事・育児等にお困りの方に、日常生活のお手伝いをする家庭生活支援員だけでなく、多様なヘルパーの派遣の充実を図ります。	日常生活支援事業利用者: 母子 449 人 寡婦 0 人 父子 81 人	日常生活支援事業利用者: 母子 453 人 寡婦 0 人 父子 110 人	日常生活支援事業利用者: 母子 428 人 寡婦 3 人 父子 124 人	日常生活支援事業利用者: 母子 408 人 寡婦 1 人 父子 89 人
子育て短期支援事業	保護者の疾病・疲労・夜間の急用や、休日に不在等の理由により、一時的に児童の養育が困難になった場合、児童家庭支援センター・乳児院で子どもを預かります。	利用者数:延べ 1,268 人	利用者数:延べ 3,063 人	利用者数:延べ 4,683 人	利用者数:延べ 4,473 人
(2) 保育所への優先入所					
保育所への優先入所	未就学児のいる世帯が安心して就労・求職活動等が行えるよう、保育所入所時の優先度をアップします。	保育所等の利用にあたり、保育の必要性の認定基準を満たしているひとり親家庭について、利用調整における優先度を上げている。			
(3) 市営住宅入居時の優遇					
市営住宅入居時の優遇	市営住宅申込時の当選率を一般より優遇し、入居しやすくします。	母子父子世帯 当選戸数: 78 戸(募集戸 数 1,200 戸)	母子父子世帯 当選戸数: 101 戸(募集戸 数 1,253 戸)	母子父子世帯 当選戸数: 108 戸(募集戸 数 1,282 戸)	母子父子世帯 当選戸数: 99 戸(募集戸 数 1,250 戸)
(4) 民間住宅あんしん入居					
民間住宅あんしん入居	家賃等の支払い能力があるものの、連帯保証人がいないために民間賃貸住宅への入居が困難な方に対して、協力不動産店が住宅をあっせんし、協定保証会社が家賃等の債務保証を行います。	成約: 1 人	成約: 1 人	成約: 0 人	成約: 1 人
(5) 子育てりぶいん					
子育てりぶいん	小学校修了前の子どもがいる世帯が安心して入居できるよう、子育て環境に適した賃貸住宅を横浜市が認定し、家賃補助を行います。	管理戸数: 13 1 戸	管理戸数: 16 2 戸	管理戸数: 20 9 戸	管理戸数: 27 2 戸
(6) 母子生活支援施設					
施設の運営と環境整備	18 歳未満の子どもを養育している母子家庭が、様々な事情から支援を必要としている場合に、安心して自立に向けた生活を営めるよう、子どもと一緒に入所できる母子生活支援施設を運営するとともに、その環境の改善を進めます。	8 か所 (155 世帯)	8 か所 (153 世帯)	8 か所 (146 世帯)	8 か所 (162 世帯)
フォロー支援職員の配置	母子生活支援施設利用者が退所後も安定した生活を送ることができるよう、退所後 1 年間、世帯訪問及び電話相談等のフォロー支援を行います。	職員配置: 6 人	職員配置: 7 人	職員配置: 6 人	職員配置: 7 人

項目	内容	実績			
		25年度	26年度	27年度	28年度
7) 地域力の活用					
地域力の活用	ひとり親家庭が孤立せず暮らしやすい地域となるように、民生委員・児童委員の活動による支援と共に、ひとり親家庭の生活の困難さ等への理解を深める啓発につとめます。	児童扶養手当や母子寡婦福祉資金の申請時に、民生委員の証明等が必要な場合があり、手続きをとって母子家庭等の実態を把握。			
2 就業の支援					
1) 母子家庭等自立支援給付金事業の実施					
自立支援教育訓練給付金事業の実施	職業能力開発のための講座を受講した場合、受講料の2割(上限10万円)を支給します。 ※28年度から6割(上限20万円)に変更。	支給:26人	支給:17人	支給:18人	支給:26人
高等技能訓練促進事業の実施	看護師等の経済的自立に効果的な資格の修業期間(上限2年)のうち、最後の1/2(上限18か月)の期間に生活費を補助します。また、入学支援修一時金を支給します。 ※27年度から名称を「高等職業訓練促進給付金」に変更。28年に支給期間を上限2年→3年に、修業期間を2年→1年に短縮	支給:151人	支給:147人	支給:141人	支給:110人
2) 母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施					
就労相談	就労支援員が、児童扶養手当を受給されているひとり親に対し、区役所相談窓口に出向き、マンツーマンで相談を受け、一人ひとりに合わせた就労支援計画や書類の作成の支援を行います。	支援者数:481人 就労者数:314人	支援者数:473人 就労者数:303人	支援者数:376人 就労者数:189人	支援者数:284人 就労者数:143人
就職情報提供・職業紹介・企業啓発	行政機関及び民間等からの求人情報を提供し、希望者へはあっせんも行います。また、事業主に対し、ひとり親の雇用に理解と協力を求めるため、啓発活動を行います。	職業紹介:23人 企業訪問:13社	職業紹介:31人 企業訪問:56社	職業紹介:35人 企業訪問:9社	職業紹介:24人 企業訪問:14社
就職支援講座	ひとり親の就職に有用な技能講座(介護職員初任者講座等)を開催します。	介護職員初任者研修: 1回10人受講	介護職員初任者研修: 1回13人受講	介護職員初任者研修: 25人受講	介護職員初任者研修: 14人受講
就職支援セミナー	ひとり親の就職時の基礎的知識や心構え、パソコン実技等を習得するセミナーを実施し、就職に向けたスキルの取得を図ります。	適職発見セミナー: 6回102人受講	適職発見セミナー: 6回48人受講	適職発見セミナー: 6回37人受講	適職発見セミナー: 6回37人受講
3) 横浜市中心職業訓練校					
横浜市中央職業訓練校	これから就職する場合や転職するひとり親家庭の親や生活保護受給者が、短期間で就職に役立つ知識や技術及び技能を身につけるための職業能力開発を支援します。	ひとり親家庭向けの科目有り ひとり親家庭への優先枠を設けた科目有り 募集ちらしを区こども家庭支援課、母子家庭等就業・自立支援センター等に配布			

項目	内容	実績			
		25年度	26年度	27年度	28年度
4) 在宅就業支援事業					
在宅就業支援事業	在宅での ICT 技能の習得等により、新たな就労やより希望に合った職業への転職を支援します。 ※平成 26 年事業終了	訓練終了者数：55 人	訓練終了者数：59 人		
5) ハローワークとの連携強化・雇用の促進					
ハローワークとの連携強化・雇用の促進	求人情報の迅速・円滑な提供と、効果的な指導が受けられるよう、ハローワークとの連携を強化します。また雇用の促進についても検討していきます。	ジョブスポットの設置区数：8 区	ジョブスポットの設置区数：13 区	ジョブスポットの設置区数：18 区（完了）	—
3 経済的支援					
1) 児童扶養手当・児童手当					
児童扶養手当・児童手当	児童扶養手当は、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもを養育している母、父等に手当を支給します。 児童手当は、中学校修了までの児童を養育している方に支給されます。なお、所得により支給額が異なります。	児童扶養手当受給者数：21,078 人 児童手当受給者数：307,405 人	児童扶養手当受給者数：20,869 人 児童手当受給者数：306,136 人	児童扶養手当受給者数：20,561 人 児童手当受給者数：303,572 人	児童扶養手当受給者数：20,089 人 児童手当受給者数：299,900 人
2) ひとり親家庭等医療費助成					
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親世帯等の方が病院等で受診した時、窓口で支払う自己負担額を助成します。	受給対象者：44,146 人	受給対象者：43,790 人	受給対象者：43,503 人	受給対象者：43,202 人
3) 就学援助					
就学援助	お子さんを横浜市立小・中学校へ通学させるのに経済的な理由でお困りの方に対して、学用品費、修学旅行費、給食費などを援助します。	認定者数：39,593 人	認定者数：38,108 人	認定者数：37,415 人	認定者数：36,417 人
4) 母子・寡婦福祉資金貸付					
母子・寡婦福祉資金貸付	技能修得資金や修学資金等の各種資金を無利子又は低利でお貸しします。 ※平成 26 年度から父子も対象	件数:795 件 金額:385,077 千円	件数:761 件 金額:365,010 千円	件数:687 件 金額:337,206 千円	件数:628 件 金額:311,351 千円
5) 生活保護					
生活保護	働く能力、資産、他の法律・制度で受けられる支援や、扶養義務者からの援助などを活用しても生活が困難な世帯の最低生活を保障するとともに、自立に向けて支援します。	3,851 世帯 ※ 母子世帯数（4 月時点）	4,058 世帯 ※ 母子世帯数（4 月時点）	4,009 世帯 ※ 母子世帯数（4 月時点）	3,809 世帯 ※ 母子世帯数（4 月時点）



項目	内容	実績			
		25年度	26年度	27年度	28年度
6) 特別乗車券交付事業					
特別乗車券交付事業	児童扶養手当受給世帯・母子生活支援施設入所世帯の方に、市営バス・民営バス（ただし、市外で乗車し、かつ降車する場合を除く）・市営地下鉄・金沢シーサイドラインの無料特別乗車券を交付します。	特別乗車券交付枚数： 18,221枚 シーサイドライン定期券交付枚数： 408枚	特別乗車券交付枚数： 18,089枚 シーサイドライン定期券交付枚数： 399枚	特別乗車券交付枚数： 17,852枚 シーサイドライン定期券交付枚数： 378枚	特別乗車券交付枚数： 17,560枚 シーサイドライン定期券交付枚数： 401枚
4 養育費確保の支援					
1) 法律相談					
法律相談	養育費の取り決めについて、弁護士による法律相談を実施し、養育費の確保を図ります。	法律相談： 121人427件 （内養育費100件）	法律相談： 122人443件 （内養育費108件）	法律相談： 135人428件 （内養育費113件）	法律相談： 147人560件 （内養育費133件）
2) 養育費についての啓発					
養育費についての啓発	養育費の負担は、子どもの成長のために必要不可欠であり、子どもの親として義務であること等を啓発していきます。	養育費セミナー： 2回25人	養育費セミナー： 2回22人	養育費セミナー： 3回30人	養育費セミナー： 4回45人
5 相談・情報提供					
1) 相談・情報提供の充実					
相談・情報提供の充実	ひとり親を対象に、生活全般の相談にきめ細かく応じられるよう、相談・情報の強化を図ります。	区職員に対し各種事業の担当者説明会や「区新任こども家庭支援担当職員研修」、「養育費に関する研修」等の実施により、支援者の専門性を向上させることによる窓口の充実を推進。			
2) 離婚前の相談					
離婚前の相談	DV被害者の方や離婚調停中の方等の離婚前の悩みについても、区役所の窓口や、母子家庭等就業・自立支援センターの夜間日常生活電話相談、法律相談、就労相談等に応じます。	電話相談:121件 法律相談:83件	電話相談:125件 法律相談:84件	電話相談:207件 法律相談:74件	電話相談:207件 法律相談:81件
3) 支援者の研修					
支援者の研修	ひとり親家庭の相談全般に対応出来るよう支援者に研修を実施し、専門性の向上を図ります。	5(1)に同じ			

項目	内容	実績			
		25年度	26年度	27年度	28年度
<b>6 子どもへのサポート</b>					
1) ひとり親子ども相談					
ひとり親子ども相談	区役所等の日常生活相談において、ひとり親家庭に理解のある相談員が、子どもからの様々な相談に応じます。	5(2)に同じ			
2) 子ども自身の相談を受ける団体・機関との連携					
子ども自身の相談を受ける団体・機関との連携	子ども自身からの相談を受ける団体や機関に対し、ひとり親世帯の生活状況や支援制度等について情報提供等を行います。 また、マザーズハローワーク等における子どもを対象とした職業教育事業等と連携し、子どもの将来に向けた意識付け等を支援します。	児童相談所や関係部署に自立支援計画を配布し、実態調査の結果や実施事業について情報提供。 母子家庭等就業・自立支援センターの夜間電話相談の中で、子ども自身からの相談を受け付ける旨を記載したチラシを配布。			
3) 学習支援事業					
<b>学習支援事業（寄り添い型学習等支援事業）</b> ※平成28年度より、次の2事業に変更 ・寄り添い型生活支援事業(こども青少年局所管) ・寄り添い型学習支援事業(健康福祉局所管)					
学習支援事業	経済困窮や養育に課題があり支援を必要とする小・中学生に対し、学習支援や生活支援を行います。	寄り添い型学習等支援事業 実施区数: 12区	寄り添い型学習等支援事業 実施区数: 18区	寄り添い型学習等支援事業 実施区数: 18区	寄り添い型学習等支援事業 実施区数: 18区
4) 面会交流支援事業					
面会交流支援事業	子どもの両親双方の面会交流についての条件等を調整し、面会を実施することで子どもの健やかな育ちにつなげます。	面会交流の理解と知識を深めるための市民向け講座の実施及び相談先の紹介(家庭問題情報センター(FPIC)・法テラス等)			

● 第3期計画の振り返り

第3期の主な取組

○ 子育てや生活の支援

生活の場の安定を図るため、ヘルパー派遣事業の拡充や、疾病・疲労等により一時的に養育が困難になった場合に児童家庭支援センターなどで子どもを預かる子育て短期支援事業を拡充しました。

保育所入所や市営住宅入所について引き続き優先度を高めるほか、生活面で重点的な支援が必要な母子については、母子生活支援施設において自立に向けた支援を行いました。

○ 就業の支援

母子家庭等就業・自立支援センターの就労支援員を区に派遣し、就職活動の仕方から職業紹介まで、一人ひとりの状況に応じたマンツーマンによるきめ細かな就労支援を実施しました。

在宅就業支援事業（H26 終了）を実施するとともに、各区役所内にハローワークの職業紹介窓口となるジョブスポットを設置しました。

また、能力開発を行う訓練給付金事業や、ひとり親が働きやすい職場環境を備えた企業の開拓・確保を推進しました。

○ 経済的支援

児童扶養手当、児童手当や医療費助成など、生活維持のための経済的給付に関する制度周知を実施しました。

また、経済的負担の軽減のため、市内バス、市営地下鉄等の利用を対象とした特別乗車券を交付するとともに、貸付や奨学金の制度周知を実施しました。

課題

○ ヘルパー事業についてはニーズが高まっており、十分な財源や事業者の確保が急務となっています。

○ 住宅の確保については市営住宅の優先枠を設けますが、それでも不十分との意見が多く、民間における低家賃住宅の更なる確保策が求められています。

○ ひとり親家庭が安心して地域で暮らすことができるよう、引き続き地域での関係者のつながりづくりに取り組む必要があります。

○ ひとり親の職探しは、就労形態と子育てとの両立の難しさから、希望と実際の就労にミスマッチが生じやすく、結果として非正規率が高くなり、子どもの貧困状況の要因のひとつとなっています。

○ 貧困の連鎖の解消に向け、本人の状況や生活条件に即した、きめ細かな就業支援の推進が必要です。

○ 収入の安定だけでなく、親の自己肯定感の高まりや子どもへの関わりが前向きになるなど、生活の安定にもつながるため、単なる就労の支援だけでなく、心理面のノウハウなど支援の質の向上が重要です。

○ 経済的支援は、一番助かるという声も多く、大きな支援になっています。一方、子供が大きくなり手当の対象から外れてから自立を模索しても、就職先が限られるなど厳しい現状もあり、中長期的な展望をもって、自立を支援していく必要があります。

○ 手当の対象でなくなった途端に各種制度も使えなくなり、生活の落差が大きいことが不安となる場合もあるため、マネープランなど将来展望を示しながら、伴走型で支援するなどきめ細やかな支援が求められています。

### 第3期の取組

#### ○ 養育費の確保

養育費の確保のためのパンフレット等により制度周知を強化しました。  
(離婚前からの意識付けや離婚時の取決め)

両親の養育費の取り決めについて、弁護士による無料法律相談やセミナー等を実施しました。

#### ○ 相談・情報提供

区役所こども家庭支援課、戸籍課等に名刺大の情報提供カードを配置し、相談窓口を周知しました。

また、メルマガの配信により、直接届く情報提供につとめました。

#### (6) 子どもへのサポート

学習意欲の醸成などを目的に、経済的困窮状態にある等、養育環境に課題があり支援を必要とするひとり親家庭の子どもに対する学習支援を実施しました。

### 課題

○ 民法改正などによる権利擁護の高まりを受け、養育費の相談や法律相談のニーズが増加しており、対応が求められています。

○ 離婚前からの情報提供について、戸籍課と連携するなど、制度周知の取組の強化が必要です。

○ 面会交流については、課題も多く、親の権利だけでなく、子どもの心理的影響に配慮し、子どもの意志を尊重し権利を保障するような支援が必要です。

○ 制度がよく知られていないという意見が多く、引き続きわかりやすい総合的な情報提供・相談機能の強化に取り組む必要があります。また、相談窓口におけるワンストップ的な対応が求められています。

○ 情報提供や相談が様々な場面で展開されるよう、当事者団体や関係機関による連携を促進し、多面的に取り組んでいく必要があります。

○ 貧困の連鎖の防止の観点から、子どもへの学習支援や生活支援など、子ども自身に届く支援の推進が重要となっています。

○ 地域では子ども食堂の取組がはじまっており、ゆるやかな地域の見守り機能としても取組が広がるよう、推進していく必要があります。

○ 現在の支援の取組は中学生から高校生への進学がメインとなっていますが、もっと早い時期からの支援が必要との声が多く、小学生、幼児期からのかかわりも重要となってきています。

○ 給付型の奨学金も増えてきており、親だけでなく子どもへも制度周知をはかり、意欲につなげていくことも大切です。

## 横浜市ひとり親世帯アンケート調査結果の概要

### 1 調査の概要

#### (1) 調査目的

ひとり親家庭の生活実態に関する基礎的データの把握のため

#### (2) 調査期間・方法

平成 29 年 5 月 19 日から平成 29 年 6 月 5 日まで郵送配布・郵送回収により調査

#### (3) 調査対象・回収状況

住民基本台帳から平成 27 年の国勢調査上の横浜市の母子家庭の 15%、父子家庭の 45%を抽出率として、無作為抽出した。

	調査票送付数	調査票回収数	調査票回収率	調査対象該当数	調査対象該当率
母子家庭	2,600	903	34.7%	736	28.3%
父子家庭	1,000	283	28.3%	245	24.5%
合 計	3,600	1,186	32.9%	981	27.3%

### 2 結果の概要

( )内は、平成 24 年度前回調査

		母子世帯	父子世帯	全体
1 ひとり親になった理由	離別	77.0% (79.0%)	64.5% (83.3%)	73.9% (79.2%)
	死別	10.2% ( 9.9%)	31.0% (11.9%)	15.4% (10.0%)
	未婚	7.5% ( 6.4%)	0.4% ( 0%)	5.7% ( 6.1%)
	別居、その他	5.3% ( 4.7%)	4.1% ( 4.8%)	5.0% ( 4.7%)
2 住居の状況	賃貸住宅	46.8% (54.2%)	27.0% (23.9%)	41.7% (52.7%)
	持ち家	21.6% (23.5%)	49.4% (61.9%)	28.5% (25.4%)
	本人以外の名義の持ち家	25.4% ( - )	18.8% ( - )	23.8% ( - )
	会社の社宅等、その他	6.2% ( - )	4.8% ( - )	5.9% ( - )
	1 か月あたりの住居費	6.7 万円	9.2 万円	7.4 万円
3 平均年間世帯総収入	361 万円 (331 万円)	643 万円 (571 万円)	432 万円 (344 万円)	
4 平均年間就労収入	295 万円 (263 万円)	615 万円 (543 万円)	379 万円 (279 万円)	
5 就業率	86.3% (84.7%)	89.4% (90.5%)	87.1% (85.0%)	

6 就業形態	正社員・正規職員	44.6% (41.9%)	66.2% (76.3%)	50.1% (43.8%)
	パート・アルバイト	34.6% (38.6%)	2.7% ( 5.3%)	26.5% (36.8%)
	嘱託・契約社員・準社員・臨時職員	9.0% (11.8%)	7.8% ( 5.3%)	8.7% (11.4%)
	人材派遣会社の派遣社員	5.0% ( 3.6%)	0.5% ( 0%)	3.9% ( 3.4%)
	自営業主(商店主・農業など)	5.0% ( 2.6%)	13.2% (13.1%)	7.1% ( 3.1%)
	会社などの役員	0.5% ( - )	8.2% ( - )	2.5% ( - )
	自家営業の手伝い、その他	1.3% ( 1.5%)	1.4% ( 0%)	1.2% ( 1.5%)
7 平均就業時間		33 時間 (36 時間)	41 時間 (50 時間)	35 時間 (37 時間)
8 職種	上位1位	事務的な仕事	専門知識・技術をいかした仕事	事務的な仕事
	上位2位	専門知識・技術をいかした仕事	管理的な仕事	専門知識・技術をいかした仕事
	上位3位	サービスの仕事(資格なし)	建設の仕事	サービスの仕事(資格なし)
9 副業率		8.3%	2.3%	6.8%
10 養育費	取り決め率	47.2% (45.0%)	34.3% (18.9%)	44.6% (43.6%)
	受給率(※)	45.5%	11.9%	38.6%
	1か月あたりの受給額(※)	5.8万円	2.3万円	5.5万円
11 面会交流	取り決め率	30.4%	36.1%	31.6%
	実施率(※)	58.3%	62.7%	59.2%

※過去に受給または実施していた場合を含む。

## (1) ひとり親家庭の世帯状況について

### ア 就業・収入について

ひとり親家庭の就業率は高く、母子家庭の就業率は86.3%、父子家庭の就業率は89.4%となっており、前回調査から大きな変化はありません。

母子家庭の就業形態は、「正社員・正規職員」が44.6%となっていますが、「パート・アルバイト」(34.6%)、「嘱託・契約社員・準社員・臨時職員」(9.0%)、「人材派遣会社の派遣社員」(5.0%)を合わせた非正規職員は半数となっています。

一方、父子家庭の就業形態は、「正社員・正規職員」が66.2%となっていますが、母子家庭と比べ、「自営業主」(13.2%)や「会社などの役員」(8.2%)の割合が高くなっています。

副業の実施状況については、ダブルワークをしている母子家庭は8.2%、父子家庭は1.8%となっています。また、トリプルワークをしている母子家庭は0.2%、父子家庭は0.5%となっています。

年間の世帯総収入（児童扶養手当、養育費等を含む）の全体平均は432万円ですが、母子家庭のみでは約4割が300万円未満となっています。母子家庭の平均収入は361万円で、前回調査の331万円から大きな変化はありませんが、父子家庭の平均収入は643万円で、前回調査の571万円から増加しています。

また、平成28年国民生活基礎調査によると、「児童のいる世帯」の平均所得額は708万円となっており、ひとり親家庭の収入が低いことがわかります。特に、稼働収入については、「児童のいる世帯」647万円に対して、本市の母子家庭は295万円、父子家庭は615万円となっていて、母子家庭が非常に低いことがわかります。

#### イ 住居について

母子家庭は46.8%が賃貸住宅（「民間の賃貸住宅」、「市営・県営団地」、「公団住宅」）に住んでいますが、父子家庭は49.4%が持家に住んでいます。

住居費については全体で73.1%が負担しており、母子家庭の平均住居費は6.7万円、父子家庭の平均住居費は9.2万円となっています。

#### ウ 養育費について

養育費について取り決めをしている世帯（「取り決めをしている」、「子によって違う」）は44.6%で、前回調査とほぼ同じです。養育費の受給状況については、「現在も受けている」が27.0%、「受けたことがあるが現在は受けていない」が11.6%となっています。

養育費の受給額については、全体平均は月額5.5万円ですが、母子家庭では月額5.8万円、父子家庭は月額2.3万円となっています。

#### エ 面会交流について

面会交流について取り決めをしていない世帯は62.7%です。面会交流の取り決めをしていない理由は、母子家庭では「相手と関わり合いたくないから」が41.6%と最も多く、父子家庭では「取り決めをしなくても交流できるから」が43.3%と最も多くなっています。

### (2) ひとり親家庭の子どもについて

#### ア 小学生の放課後の居場所について

小学生の子どもが放課後（19時まで）に過ごしている場所は、「自宅」が61.7%と最も多くなっています。

1週間のうち、19時以降に子どもだけで留守番する頻度については、「ほとんどない」が71.0%と最も多くなっています。

#### イ 子どものことで悩んでいることについて

現在、特に悩んでいることについては、「子どもの教育費の負担」が最も多く、母子家庭では40.6%、父子家庭では20.0%となっています。次いで「子どもの進学や受験のこと」が母子家庭では16.8%、父子家庭では19.6%となっています。

### (3) ひとり親家庭になったときに困ったこと

ひとり親家庭になったときに困ったこととして、「生活費が不足している」が57.6%で、次いで「炊事洗濯等の日常の家事ができない」38.9%となっています。

母子・父子家庭別にみると、父子家庭では母子家庭に比べ、「炊事洗濯等の日常の家事ができない」の割合が高くなっています。

また、アンケート調査の回答時点現在で困っていることについて、「生活費が不足している」については、39.6%と多くの方が挙げており、ひとり親となって時間が経過しても困っていることがわかります。

### (4) 福祉制度の認知状況

福祉制度の認知状況については、「区役所福祉関連窓口」(71.2%)、「児童相談所」(84.3%)、「公共職業安定所(ハローワーク)」(91.3%)、「市営住宅」(82.0%)、「児童扶養手当」(91.4%)、「ひとり親家庭等医療費助成」(75.8%)、「就学援助」(70.7%)、「生活保護」(90.5%)、「バス・地下鉄等の特別乗車券交付」(73.0%)の認知度は高くなっています。

「ジョブスポット」(12.6%)、「母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金」(16.5%)、「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援」(8.6%)、「民間住宅あんしん入居」(9.8%)、「子育て短期支援事業」(10.1%)、「寄り添い型学習支援・寄り添い型生活支援」(7.7%)、「夜間電話相談」(13.0%)の認知度は低くなっています。

福祉制度を知った方法については、「区役所の相談窓口」(50.2%)、「ひとり親家庭のしおり」(40.6%)、「横浜市のホームページ」(19.2%)といった行政の広報が多くなっていますが、「友人・知人」の割合も17.2%となっています。

様々な福祉制度について利用したかったが利用できなかった理由については、「利用したかった時に制度を知らなかったから」が42.1%で最も多くなっています。

「ひとり親サポートよこはま」の連絡先を載せた情報カードを平成26年10月から区役所の窓口で配布していますが、認知度は14.9%となっています。

### (5) 相談相手について

相談相手がいる母子家庭は74.9%、父子家庭は49.8%となっています。相談相手が欲しい母子家庭は12.6%、父子家庭は20.4%となっています。

ひとり親の方や、そのお子さん同士が交流できるイベントやサークル活動があった場合、参加してみたい母子家庭は22.3%、父子家庭は29.4%と、父子家庭の方が高くなっています。



## ヒアリング調査結果の概要

### 1 ヒアリング状況

	ヒアリング対象		実施日
1	民生委員・児童委員	主任児童委員連絡会	7/13
2	市社協	市社会福祉協議会事務局	7/21
3	保育園	市立保育園課長園長会議（課長園長）	6/21
4	幼稚園	市内私立幼稚園4園 （うち認定こども園2園）	7/4～ 7/11
5	小・中学校	方面別学校教育事務所	7/7
6	地域子育て支援拠点	横浜子育てパートナー連絡会議	6/27
7	母子生活支援施設	施設長会議	7/10
8	横浜市男女共同参画センター	男女共同参画センター横浜	7/24
9	ひとり親関連事業受託法人	2事業者 （日常生活支援事業、児童家庭支援センター事業、ひとり親の生活・学習支援モデル事業、寄り添い型生活支援事業 受託法人）	6/30 及び 7/14
10	区こども家庭支援課	区こども家庭課社会福祉職幹事区会 （社会福祉職専任職、社会福祉職）	6/1
11	区生活支援課	健康福祉局生活支援課 （社会福祉職※区生活支援課業務経験者）	7/28
12	当事者団体①	一般社団法人 横浜市母子寡婦福祉会	8/13
13	当事者団体②	一般社団法人 日本シングルマザー支援協会	7/27
14	当事者団体③	NPO法人 しんぐるまざーず・ふぉーらむ	7/24

### 2 主なヒアリング項目

- ・ひとり親家庭の状況、親・子どもの様子
  - ・ひとり親として生活をしていく上で、あるいは支援をしていく上で課題・困難に感じていること
  - ・ひとり親家庭への支援として有効と考える支援
  - ・今後より一層必要と考えられる支援の内容
- 等

### 3 ヒアリングから見えてきた状況

#### (相談)

- ひとり親の方は、忙しい合間をぬって相談に来ているので、なかなか余裕がない。区役所も土日が開いてるわけではない。余裕をもって十分な情報提供を受けられるよう、相談に乗れる体制が必要。(支援者)
- 養育費の確保や様々な支援など、もっと離婚時から事前に情報を知ることができていれば、ここまで困窮に至らず済んだのでは、と後になって思う。(当事者)
- 戸籍の窓口で離婚時から相談にのるなど、早いうちからの情報提供が大事だ。(支援者)

#### (子どもへの支援・教育)

- ひとり親の子は、わりと早いうちから人生をあきらめがちであるように感じる。不安定な親や、弟妹を自分が支えなければと、自らそこにアイデンティティを置いている場合もあるが、もう少しその子の生活・学習の機会が保証されてもよいのではないか。(支援者)
- できれば早いうちからの学習支援、子どもに直接届く支援が必要。(支援者)
- 子どもにはできるだけ進学して、困窮状況から巣立ってほしいと思っているが、進学費(学費以外にも必要なこまごまとした経費も)が重荷であり、将来が不安。(当事者)
- 子どもは、親の様子をみて、これ以上無理をさせられないと、進学をあきらめてしまうケースも依然多い。奨学金などの情報は大人への情報が中心となっているが、もっと子どもの後押しになるような、子ども目線の情報提供ができないものだろうか。(支援者)

#### (自立支援)

- 子どもが大きくなって、児童扶養手当がなくなってから自立となっても、就職先が厳しく、気づくのが遅いという印象が否めない。早い時期から自立を支援していかないと、依存せざるをえず、なかなか困窮状態の解消は厳しい。(支援者)
- 自立をしたくない人はゼロである。児童扶養手当の受給時と、そこから少し稼ぎがアップして離脱した時の様々な優遇策がなくなることのギャップが大きい。離脱した人には例えば一定期間税が優遇される、あるいはひとり親医療が一定期間は使えるといったような緩和策も必要(当事者)
- ひとり親になった理由は様々でも、共通しているのは喪失感。自己否定感が(親子ともに)低い部分を高めていくことも、自立支援には必要。(支援者)

#### (福祉的課題)

- ひとり親であること自身が課題ではなく、ひとり親×〇〇と他の課題が重なり深刻化する。ひとり親の抱える課題状況をカテゴライズし、その層その層ごとの支援が必要。(支援者)

○福祉的課題が強い世帯は、ひとり親であるからというより、その他の要因が大きいように思う。子どもが障害を抱えているだけでなく、親自身も障害を抱えていたりする。障害を抱える子、方への支援も並行しながらひとり親支援を考えることも重要ではないか。（支援者）

#### （住宅）

○住宅に関する困難が大きいと感じている。他都市ではひとり親への住居費手当などあったりするが、もう少しひとり親が入りやすい住宅の確保・施策が必要ではないか。（支援者）

○やはり、横浜市は家賃が高い。10万近くがザラだ。公営住宅はなかなかあたらない。住宅費に費やすお金を減らすことができれば、その分、収入がアップしたことと同じで、貯蓄など子どもへ回せるお金も増える。現在は、公営住宅にあたった人はラッキー、という状況だ。（当事者）

#### （父子への支援）

○母子だけでなく、父子家庭への支援も必要。特に子の育ちからみた生活面の支援。（支援者）

○父親がそれでいい、と思っていることが、子の育ちからみると課題がある場合も多い。母子と比べて父子への支援の少なさをみると、もう少し積極的な支援ができないものか。また、当事者同士の意見交換の機会などもあってよいのではないか。（支援者）

#### （地域展開）

○区役所に行くのがハードルが高いと感じているひとり親の方の様子もうかがえる。もっと身近な相談窓口が必要なのではないだろうか。拠点でも、ひとり親同士の交流などもっと考えていってよいと思うが、そのノウハウがない（支援者）

○地域でのよりそい、つながりづくりの必要性和“主たるかかわりを持つ人”をどうつくるか。高齢者の地域支援の仕組みのようなものが、ひとり親など困難を抱える子育て世帯にもあるとよい。（困難な高齢者を地域ケアプラザの地域コーディネーターに相談できるような感じで）（支援者）

○子ども食堂や、地域の人たちによる学習支援といった取組は有効と思っている。子どもだけでなく多世代支援にもつながるし、そのようなゆるやかな見守り機能が地域には必要で、尽力したいと思っている。ただ、今のところ、本当はきてほしい、課題を抱えている子どもたちが子ども食堂に来ているかという、まだそういう状況ではない。（支援者）

## 横浜市ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会

### ● 委員

	所属	役職	氏名
1	(公財)横浜市男女共同参画推進協会	事業企画課長	白藤 香織
2	母子生活支援施設 カーサ野庭	施設長	高橋 智一
3	(社福)横浜市社会福祉協議会	地域活動部長	田邊 裕子
4	(社福)たすけあいゆい	理事長	濱田 静江
5	本間法律事務所	弁護士	本間 春代
6	マザーズハローワーク横浜	統括職業指導官	松田 利花
7	(一財)横浜市母子寡婦福祉会	理事長	道下 久美子
8	横浜市民生委員児童委員協議会	理事	峰松 雅子
9	立教大学コミュニティ福祉学部	教授	湯澤 直美

(50音順 敬称略)

10	鶴見区こども家庭支援課	課長	中澤 智
11	横浜市南浅間保育園	園長	西川 洋子
12	瀬谷区こども家庭支援課	課長	柴山 一彦
13	横浜市中心職業訓練校 (経済局雇用労働課担当課長)	校長	石川 裕純
14	健康福祉局生活支援課	課長	鈴木 茂久
15	建築局住宅政策課	課長	磐村 信哉

### ● 事務局

	所属	役職	氏名
	こども青少年局こども家庭課	こども福祉保健部長	細野 博嗣
	こども青少年局企画調整課	課長	福嶋 誠也
	こども青少年局保育・教育運営課	課長	武居 秀頼
	こども青少年局こども家庭課	課長	谷口 千尋

# 横浜市ひとり親世帯アンケート

## 調査結果 報告書

平成 29 年 11 月

横浜市こども青少年局こども家庭課

# 目 次

1. 調査概要	1
2. 調査結果	2
(1) 世帯と住居の状況について	2
① 子どもの人数	2
② 子どもの就学・就業状況	2
③ 家族や親族との同居	3
④ ひとり親になった理由	4
⑤ ひとり親になった時の年齢	5
⑥ ひとり親になってからの期間	5
⑦ 住居の状況	6
⑧ 負担している住居費	7
(2) 就業について	9
① ひとり親になった頃の就業の有無	9
② 現在の就業の有無	9
③ 就業意欲の有無	20
④ 就業形態	25
⑤ 職種	29
⑥ 勤続年数	30
⑦ 年収	31
⑧ 平均就業時間	38
⑨ 現在の仕事に対する満足度	41
⑩ 転職希望	41
⑪ 副業の有無	45
⑫ 就職や仕事のために欲しい支援	47
(3) 福祉関係の制度について	48
① 福祉制度の認知状況	48
② 福祉制度の利用状況	51
③ 今後利用したい福祉制度	54
④ 今後も利用するつもりのない福祉制度	56
⑤ 特に役に立った福祉制度	58
⑥ 利用したかったが利用できなかった福祉制度	60
⑦ 利用したかったが実際に利用できなかった理由	63
⑧ 福祉制度を知った手段	64

⑨ 「ひとり親サポートよこはま」の情報カードの認知度	65
(4) 資格や技能について	66
① 資格の取得状況	66
② これから身につけたい資格・技能・知識	71
③ 最終学歴	72
(5) 子どもについて	73
① 保育の担当者	73
② 子どもが放課後に過ごしている主な場所	74
③ 19時以降、子どもだけで留守番をする頻度	75
④ 子どもと過ごす時間	76
⑤ 子どもの進学の意向	77
⑥ 子どものことで悩んでいること	78
(6) 現在の生活状況について	82
① 現在の健康状態	82
② 現在の暮らしについて	83
③ 児童扶養手当の受給の状況	87
④ 世帯総収入に含まれるもの	88
⑤ 世帯総収入のうち主な収入	90
⑥ 年収	91
⑦ 子どもの養育費の取り決めについて	95
⑧ 養育費の受給について	101
⑨ 面会交流の取り決めについて	103
⑩ 面会交流の実施状況について	106
⑪ ひとり親になった時に困ったことについて	110
⑫ 相談相手について	113
⑬ 親や子が交流できるイベントやサークル活動への参加の意向	115
(7) その他意見や希望等について	116
3. 資料編	118

## 1. 調査概要

### (1) 調査目的

本調査は、市内のひとり親家庭の生活実態や福祉行政に関する意見等を把握し、母子家庭及び父子家庭等への総合的な支援策を定める「ひとり親家庭自立支援計画」の策定に資する情報を収集することを目的とする。

### (2) 調査対象

住民基本台帳から、市内在住のひとり親家庭（配偶者のいない母親または父親と20歳未満の子どもからなる世帯で、同居の家族がいる場合も含む）と判断される世帯を、無作為に母子家庭2,600世帯、父子家庭1,000世帯を抽出し対象とした。

### (3) 調査期間・方法

平成29年5月19日から平成29年6月5日までを調査期間とし、郵送配布・郵送回収により調査を実施した。

### (4) 回収状況

本調査の回収状況は下表のとおりである。

表1 回収状況

	調査票 送付数	調査票 回収数	調査票 回収率	調査対象 該当数	調査対象 該当率
母子家庭	2,600	903	34.7%	736	28.3%
父子家庭	1,000	283	28.3%	245	24.5%
合計	3,600	1,186	32.9%	981	27.3%

(注) 文中の前回調査は、平成24年7月5日から平成24年7月23日までを調査期間とし、母子家庭2,800世帯、父子家庭400世帯を抽出し、同様の方法で実施。



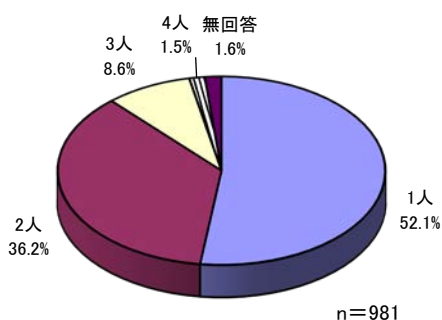
## 2. 調査結果

### (1) 世帯と住居の状況について

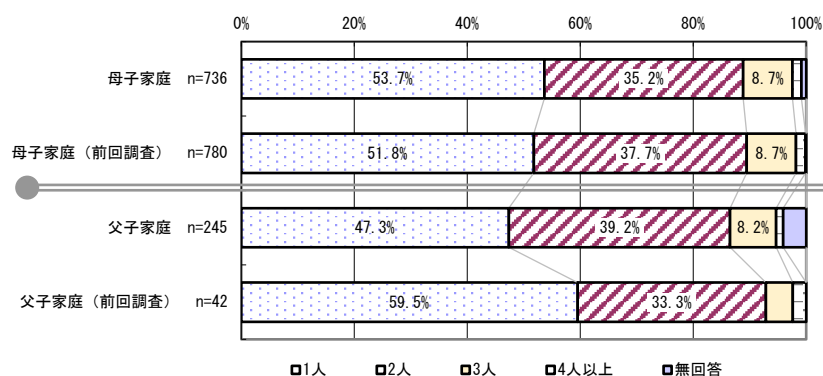
#### ① 子どもの人数 (問1)

ひとり親家庭の子どもの人数は、「1人」が最も多く 52.1% (511人)、次いで「2人」が 36.2% (355人)、「3人」が 8.6% (84人)、「4人」が 1.5% (15人) となっている。  
 子どもの数の平均は、母子家庭では 1.58人、父子家庭では 1.62人となっている。

図表 1-①-1 子どもの人数



図表 1-①-2 子どもの人数  
(母子・父子家庭別、前回調査との比較)



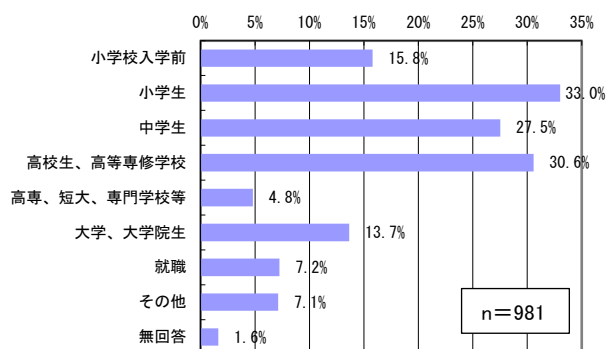
#### ② 子どもの就学・就業状況

##### 1) 子どもの就学・就業状況 (全体)

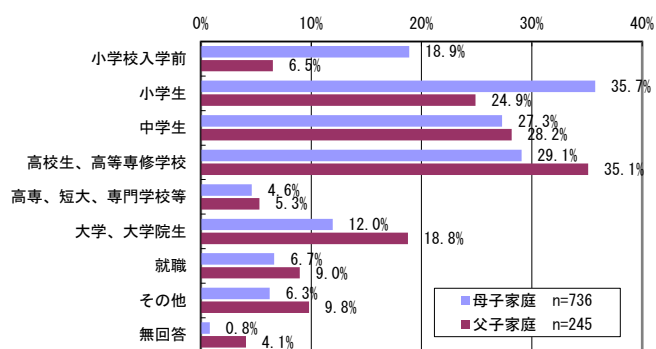
子どもの就学・就業状況については、「小学生」が最も多く 33.0% (324世帯)、次いで「高校生、高等専修学校」が 30.6% (300世帯)、「中学生」が 27.5% (270世帯)、「小学校入学前」が 15.8% (155世帯) となっている。

母子・父子家庭別にみると、母子家庭では「小学生」が最も多く 35.7% (263世帯)、父子家庭では「高校生、高等専修学校」が最も多く 35.1% (86世帯) となっている。

図表 1-②-1 子どもの就学・就業状況



図表 1-②-2 子どもの就学・就業状況  
(母子・父子家庭別)

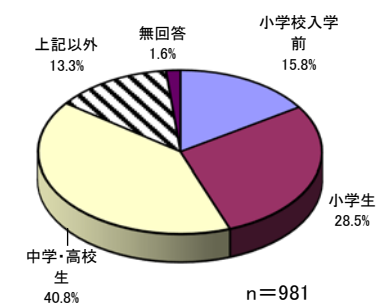


## 2) 子ども（末子）の就学・就業状況

子どもが一人の場合はその子、複数いる場合は末子の就学・就業状況を見ると、「中学・高校生」が最も多く 40.8%（400 世帯）、次いで「小学生」が 28.5%（280 世帯）、「小学校入学前」が 15.8%（155 世帯）となっている。

母子・父子家庭別にみると、父子家庭では母子家庭に比べて、「中学・高校生」の割合が高くなっており、末子を見ても、子どもの年齢が比較的高いことがわかる。

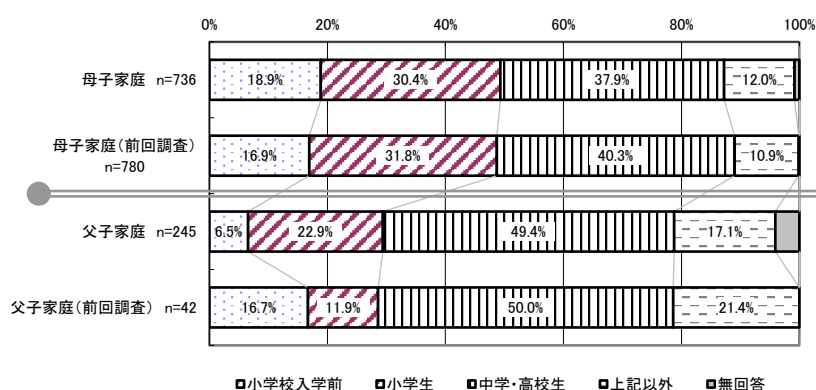
図表 1-②-3 子ども（末子）の就学・就業状況



※「中学・高校生」とは、「中学生」「高校生、高等専修学校」の計

※「上記以外」とは、「高専、短大、専門学校等」「大学、大学院生」「就職」「その他」の計

図表 1-②-4 子ども（末子）の就学・就業状況  
（母子・父子家庭別、前回調査との比較）

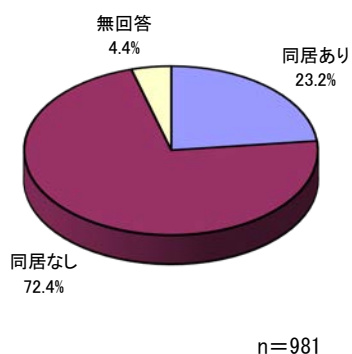


## ③ 家族や親族との同居（問 1-(2)）

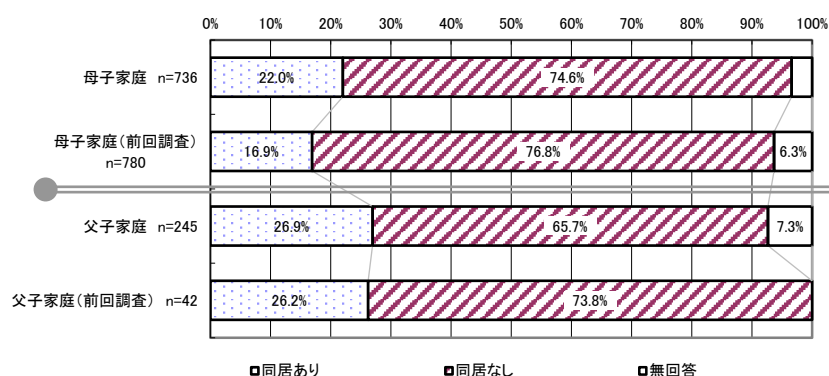
家族や親族との同居の状況については、全体の約 7 割の世帯が同居していない。

母子・父子家庭別にみると、母子・父子家庭ともに前回調査よりも若干「同居あり」の割合が増えている。

図表 1-③-1 家族や親族との同居



図表 1-③-2 家族や親族との同居  
（母子・父子家庭別、前回調査との比較）

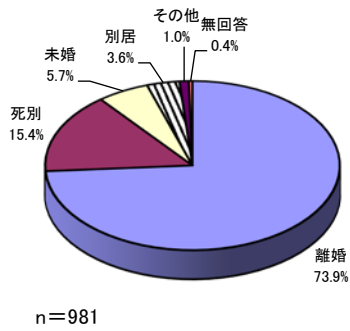


#### ④ ひとり親になった理由（問2）

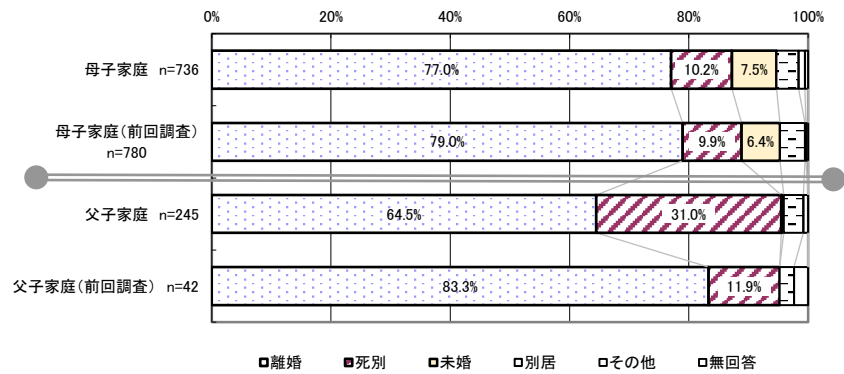
ひとり親になった理由については、「離婚」が最も多く 73.9%（725 人）、次いで「死別」が 15.4%（151 人）、「未婚」が 5.7%（56 人）となっている。

母子・父子家庭別にみると、父子家庭において前回調査に比べ「死別」の割合が増えている。

図表 1-④-1 ひとり親になった理由



図表 1-④-2 ひとり親になった理由  
(母子・父子家庭別、前回調査との比較)

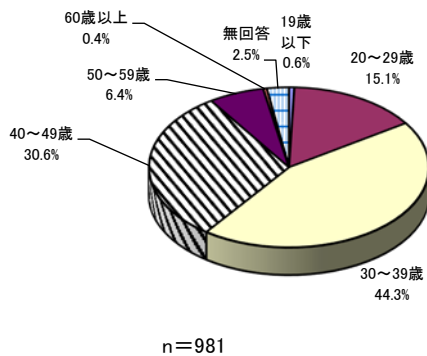


### ⑤ ひとり親になった時の年齢（問3）

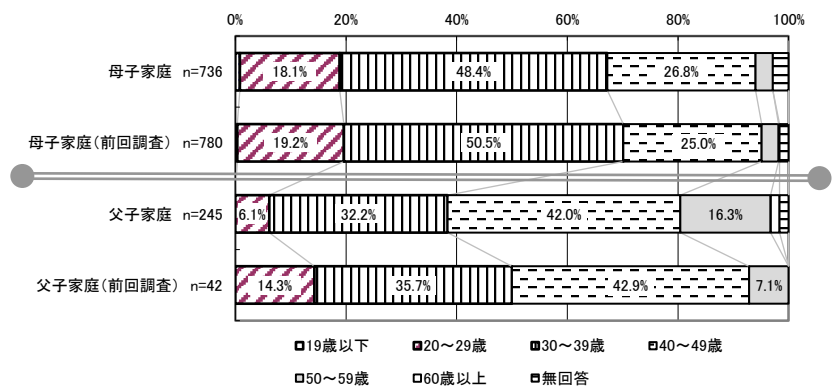
ひとり親になった時の年齢については、「30～39歳」が最も多く44.3%（435人）、次いで「40～49歳」が30.6%（300人）、「20～29歳」が15.1%（148人）、「50～59歳」が6.4%（63人）となっている。

母子・父子家庭別にみると、母子家庭では「30～39歳」の割合が最も多く、父子家庭では「40～49歳」の割合が最も多い。

図表 1-⑤-1 ひとり親になった時の年齢



図表 1-⑤-2 ひとり親になった時の年齢  
（母子・父子家庭別、前回調査との比較）

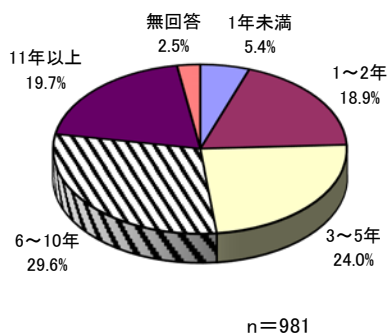


### ⑥ ひとり親になってからの期間（問3）

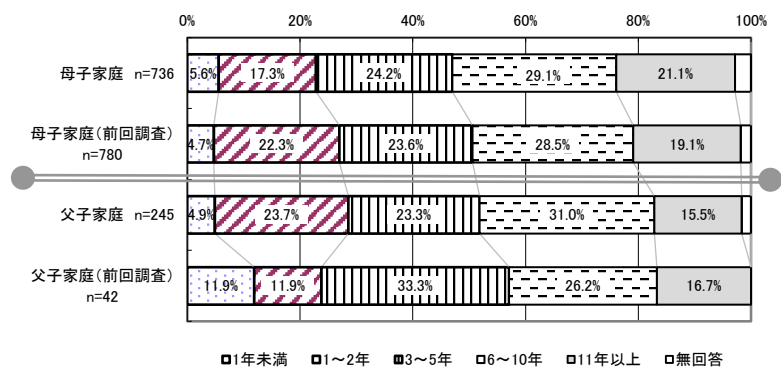
ひとり親になってからの期間については、「6～10年」が最も多く29.6%（290人）、次いで「3～5年」が24.0%（235人）、「11年以上」が19.7%（193人）、「1～2年」が18.9%（185人）となっている。

母子・父子家庭別及び前回調査の結果は、図表 1-⑥-2 のとおりである。

図表 1-⑥-1 ひとり親になってからの期間



図表 1-⑥-2 ひとり親になってからの期間  
（母子・父子家庭別、前回調査との比較）

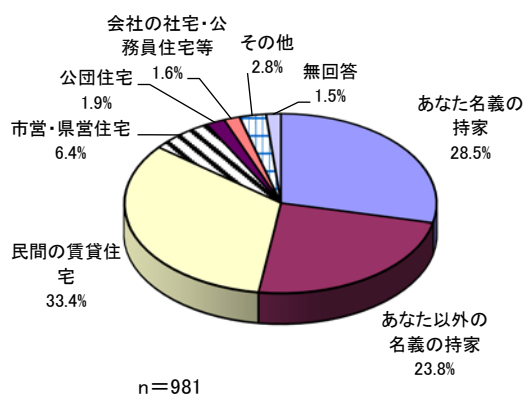


⑦ 住居の状況（問4）

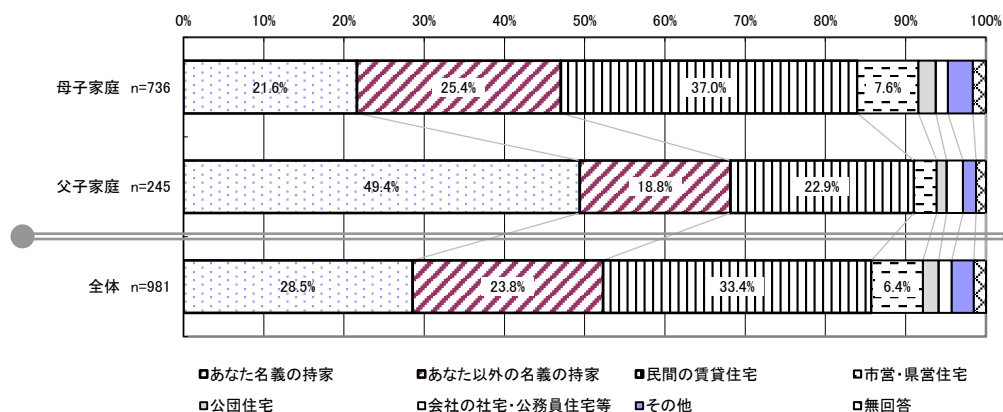
住居の状況については、「民間の賃貸住宅」が最も多く 33.4%（328 人）、次いで「あなた名義の持家」が 28.5%（280 人）、「あなた以外の名義の持家」が 23.8%（233 人）、「市営・県営住宅」が 6.4%（63 人）となっている。

母子・父子家庭別にみると、父子家庭では自分名義の「持家」の割合が約 5 割を占めるが、母子・父子家庭ともに自分名義以外の住居の割合も高く、特に母子家庭では約 8 割を占めている。

図表 1-⑦-1 住居の状況



図表 1-⑦-2 住居の状況（母子・父子家庭別）



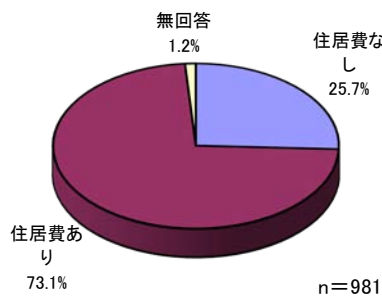
⑧ 負担している住居費（問4 - (2)）

負担している住居費については、「住居費あり」が73.1%（717人）、「住居費なし」が25.7%（252人）となっている。

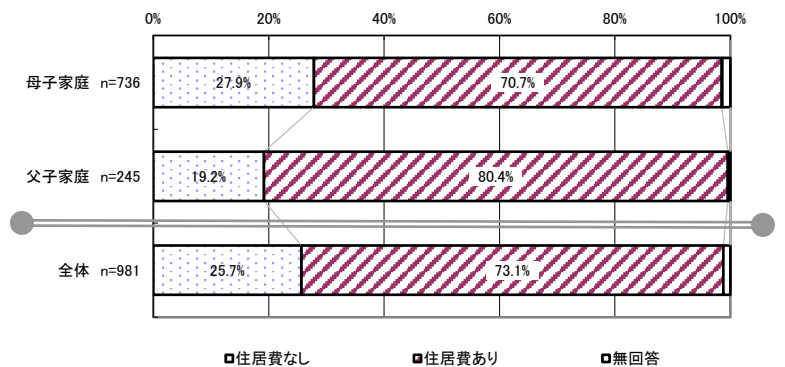
住居費の平均額は、全体では7.4万円、母子家庭では6.7万円、父子家庭では9.2万円となっている。

母子・父子家庭別の結果は、**図表1-⑧-2**及び**図表1-⑧-4**のとおりである。

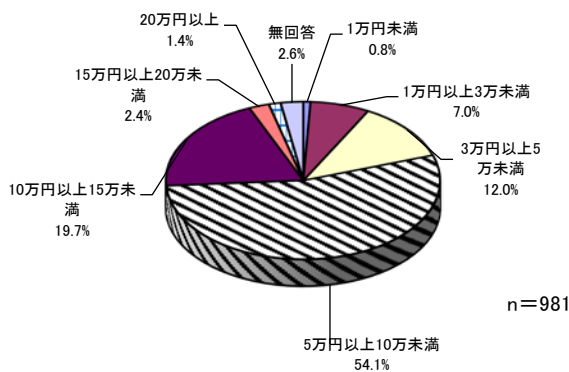
図表1-⑧-1 負担している住居費



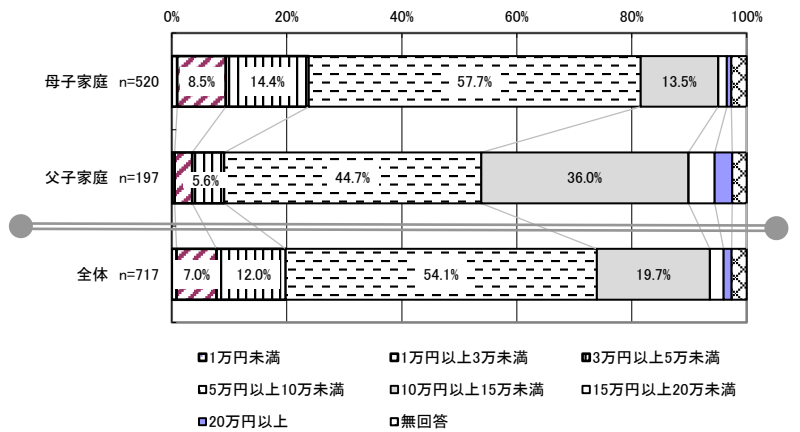
図表1-⑧-2 負担している住居費  
(母子・父子家庭別)



図表1-⑧-3 負担している住居費の額



図表1-⑧-4 負担している住居費の額  
(母子・父子家庭別)



図表 1-⑧-5 住居類型別の平均住居費

住居類型	平均額(万円)	割合
あなた名義の持ち家	8.9	27.7%
あなた以外の名義の持ち家	6.2	15.9%
民間の賃貸住宅	7.6	42.0%
市営・県営住宅	3.3	7.4%
公団住宅	8.6	2.4%
会社の社宅・公務員住宅等	5.7	1.4%
その他	6.3	2.4%
無回答	7.1	0.7%
全体	7.4	100.0%

図表 1-⑧-6 住居類型別の平均住居費（母子家庭）

住居類型	平均額(万円)	割合
あなた名義の持ち家	7.8	18.8%
あなた以外の名義の持ち家	5.3	17.2%
民間の賃貸住宅	7.4	47.4%
市営・県営住宅	3.1	9.1%
公団住宅	8.5	2.8%
会社の社宅・公務員住宅等	4.4	1.4%
その他	7.0	2.8%
無回答	7.2	0.6%
全体	6.7	100.0%

図表 1-⑧-7 住居類型別の平均住居費（父子家庭）

住居類型	平均額(万円)	割合
あなた名義の持ち家	10.0	51.0%
あなた以外の名義の持ち家	9.4	12.5%
民間の賃貸住宅	8.5	27.6%
市営・県営住宅	4.9	3.1%
公団住宅	8.8	1.6%
会社の社宅・公務員住宅等	8.7	1.6%
その他	3.1	1.6%
無回答	7.0	1.0%
全体	9.2	100.0%

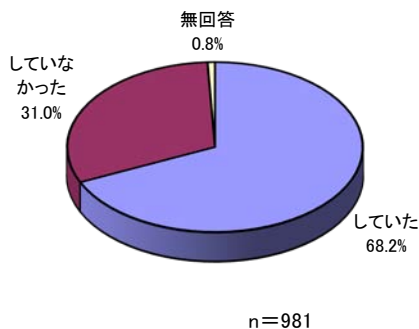
(2) 就業について

① ひとり親になった頃の就業の有無 (問 5)

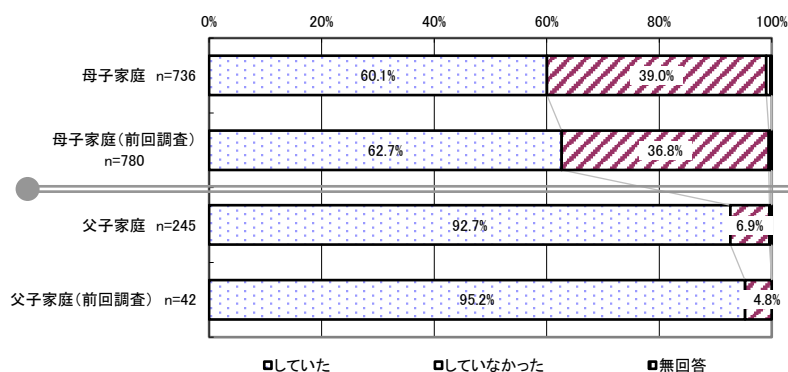
ひとり親になった頃に収入を伴う仕事をしてきたかをたずねたところ、「していた」が 68.2% (669 人)、「していなかった」が 31.0% (304 人) となっている。

母子・父子家庭別及び前回調査の結果は、図表 2-①-2 のとおりである。

図表 2-①-1 ひとり親になった頃の就業の有無



図表 2-①-2 ひとり親になった頃の就業の有無 (母子・父子家庭別、前回調査との比較)



② 現在の就業の有無 (問 6)

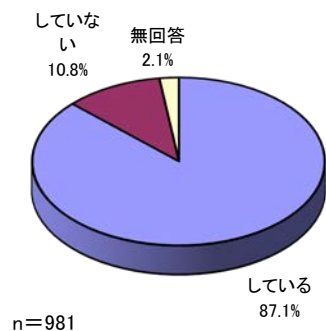
1) 現在の就業の有無

現在収入を伴う仕事をしているかをたずねたところ、「している」が 87.1% (854 人)、「していない」が 10.8% (106 人) となっている。

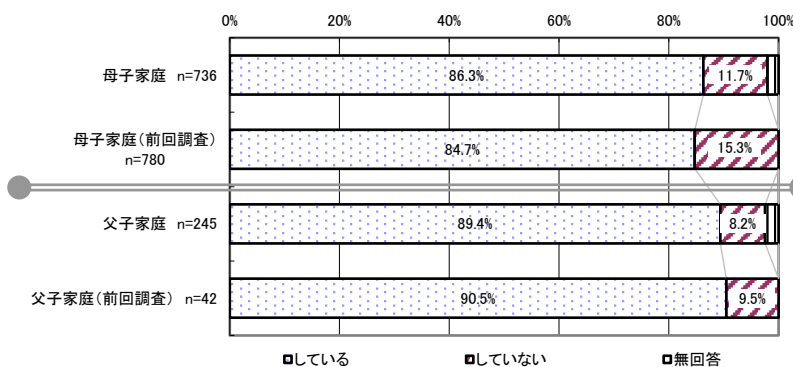
問 5 の「仕事をしてきた」68.2%と比較すると、18.9%の人がひとり親になってから仕事を始めていることがわかる。

母子・父子家庭別及び前回調査の結果は、図表 2-②-2 のとおりである。

図表 2-②-1 現在の就業の有無



図表 2-②-2 現在の就業の有無 (母子・父子家庭別、前回調査との比較)

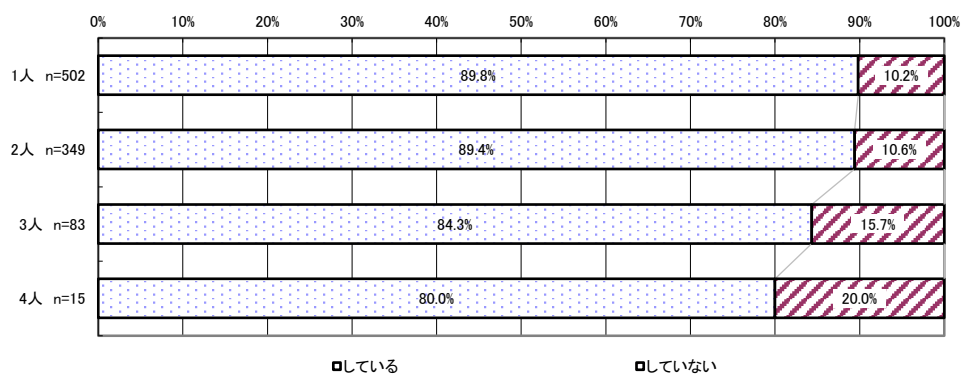




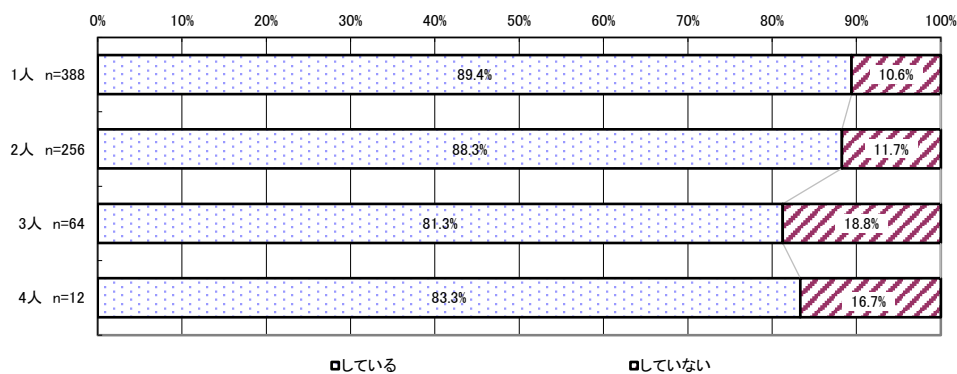
## 2) 子どもの人数（問1）と現在の就業の有無との関係

子どもの人数と現在の就業の有無との関係を見ると、子どもの人数が「1人」「2人」は約9割のひとり親が就業しているが、子どもの人数が「3人以上」になると、就業する割合が若干減っていることがわかる。

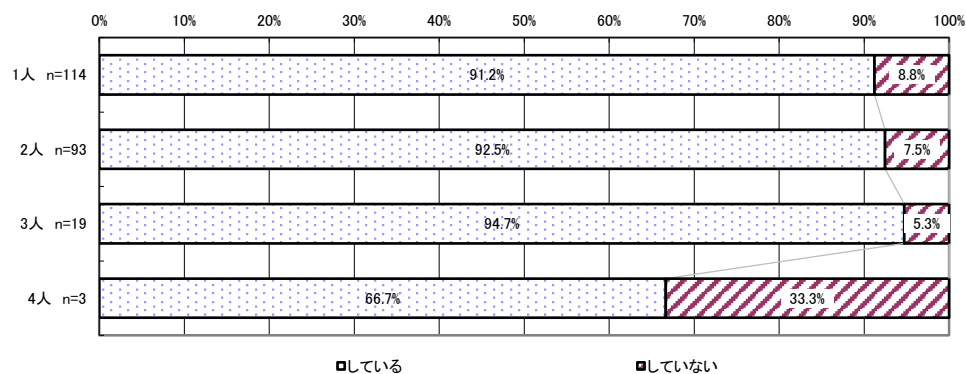
図表 2-②-3 子どもの人数と現在の就業の有無との関係



図表 2-②-4 子どもの人数と現在の就業の有無との関係（母子家庭）



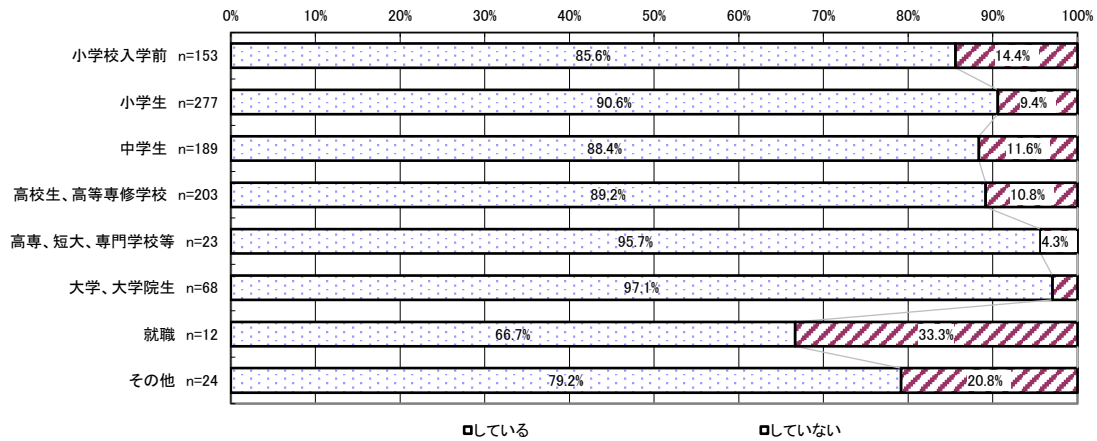
図表 2-②-5 子どもの人数と現在の就業の有無との関係（父子家庭）



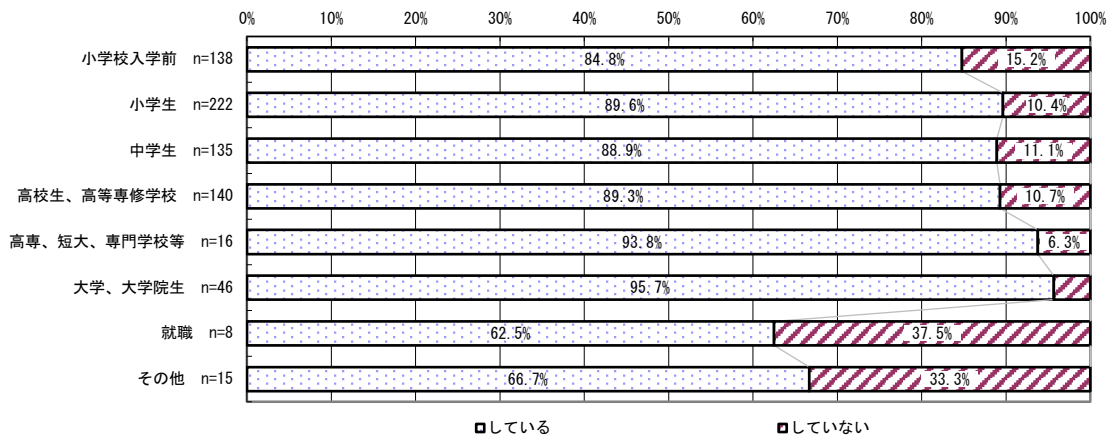
### 3) 子ども（末子）の就学・就業状況（問1）と現在の就業の有無との関係

子ども（末子）の就学・就業状況と現在の就業の有無との関係を見ると、末子の年齢が上がるにつれて就業している割合は比較的高くなるが、末子が「就職」している場合には就業している割合は低いことがわかる。

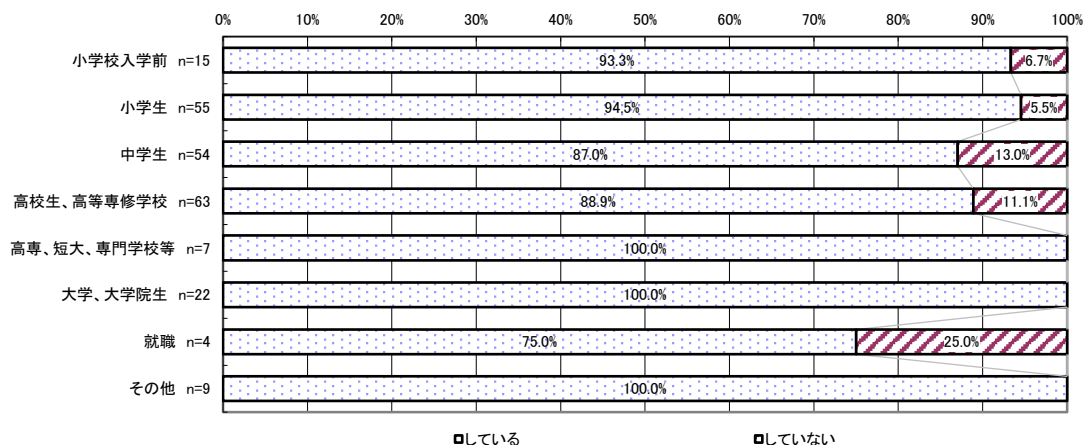
図表 2-②-6 子ども（末子）の就学・就業状況と現在の就業の有無との関係



図表 2-②-7 子ども（末子）の就学・就業状況と現在の就業の有無との関係（母子家庭）



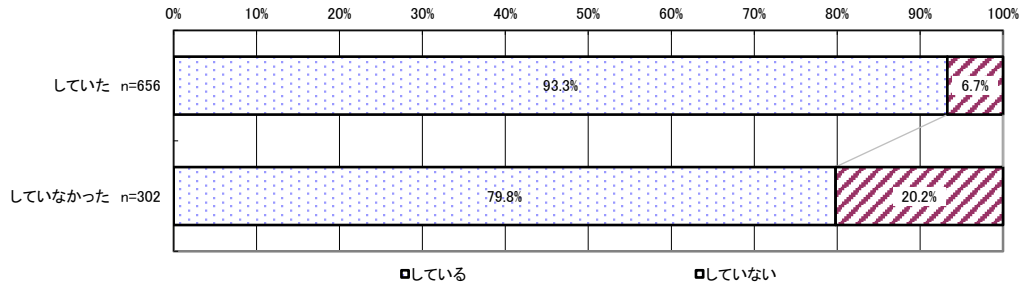
図表 2-②-8 子ども（末子）の就学・就業状況と現在の就業の有無との関係（父子家庭）



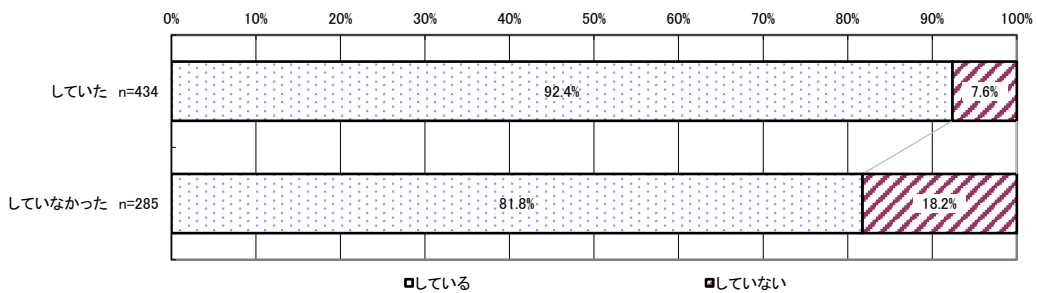
#### 4) ひとり親になった頃の就業の有無（問5）と現在の就業の有無との関係

ひとり親になった頃の就業の有無と現在の就業の有無との関係を見ると、現在仕事をしていない割合は、「仕事をしていた人」（6.7%）よりも「仕事をしていなかった人」（20.2%）の方が多いことがわかる。

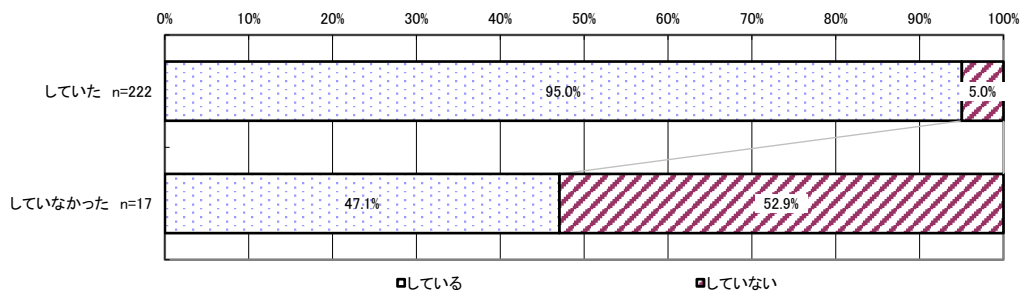
図表 2-②-9 ひとり親になった頃の就業の有無と現在の就業の有無との関係



図表 2-②-10 ひとり親になった頃の就業の有無と現在の就業の有無との関係（母子家庭）



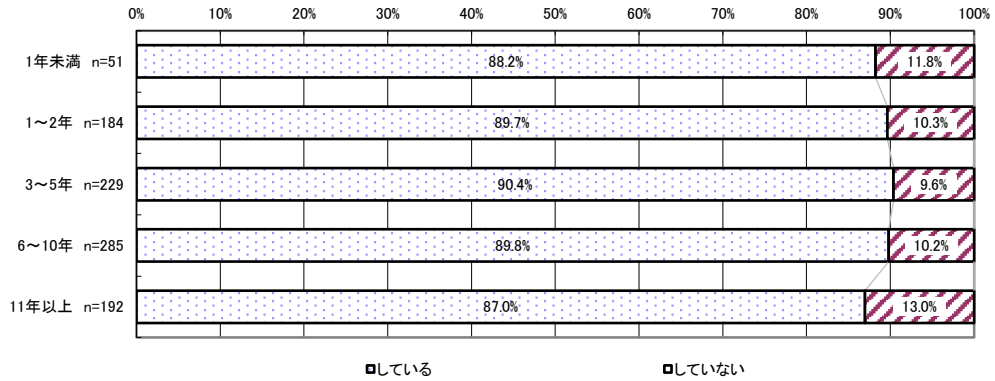
図表 2-②-11 ひとり親になった頃の就業の有無と現在の就業の有無との関係（父子家庭）



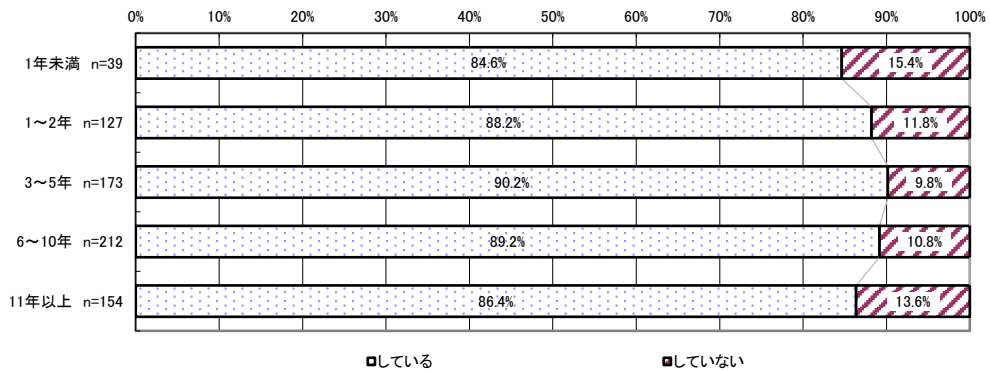
### 5) ひとり親になってからの期間（問3）と現在の就業の有無との関係

ひとり親になってからの期間と現在の就業の有無との関係を見ると、「3～5年」が90.4%で若干高く、「11年以上」が若干低くなっているものの、あまり差がないことがわかる。

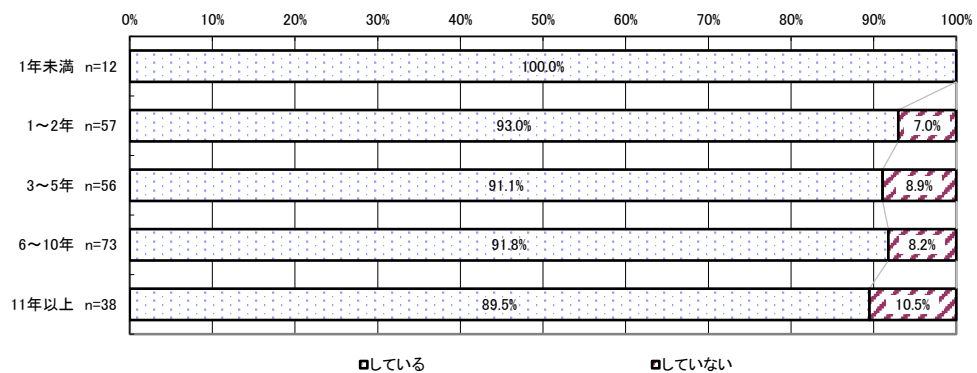
図表 2-②-12 ひとり親になってからの期間と現在の就業の有無との関係



図表 2-②-13 ひとり親になってからの期間と現在の就業の有無との関係（母子家庭）



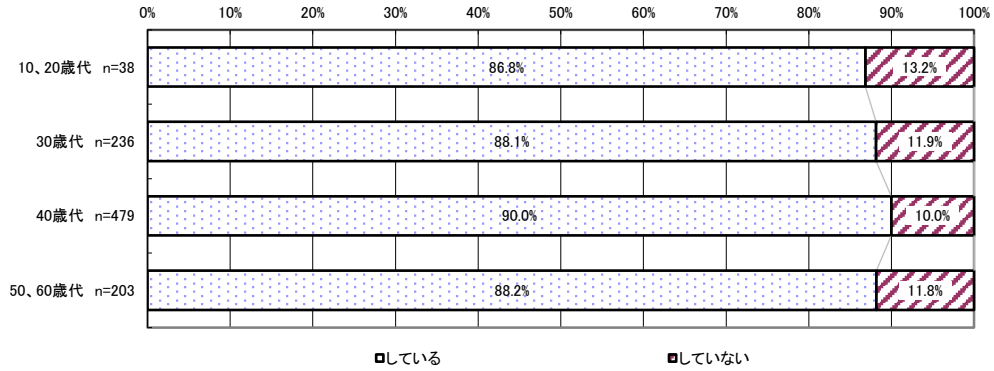
図表 2-②-14 ひとり親になってからの期間と現在の就業の有無との関係（父子家庭）



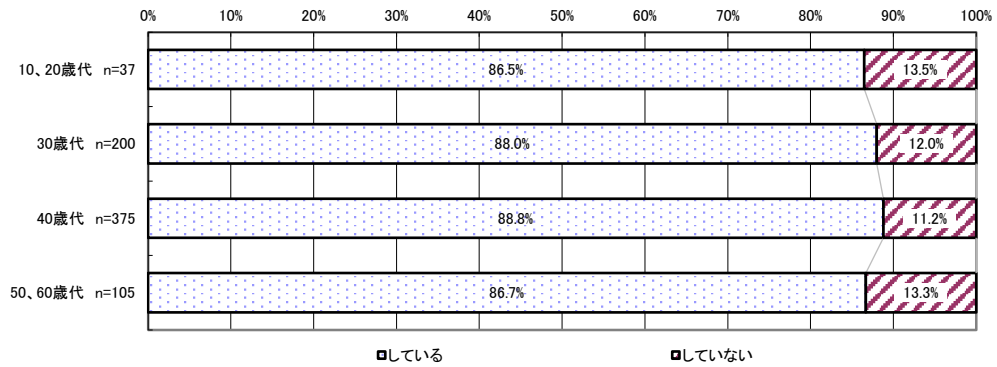
## 6) 現在の年齢（問3）と現在の就業の有無との関係

現在の年齢と現在の就業の有無との関係を見ると、どの世代も9割近くであり、あまり差がないことがわかる。

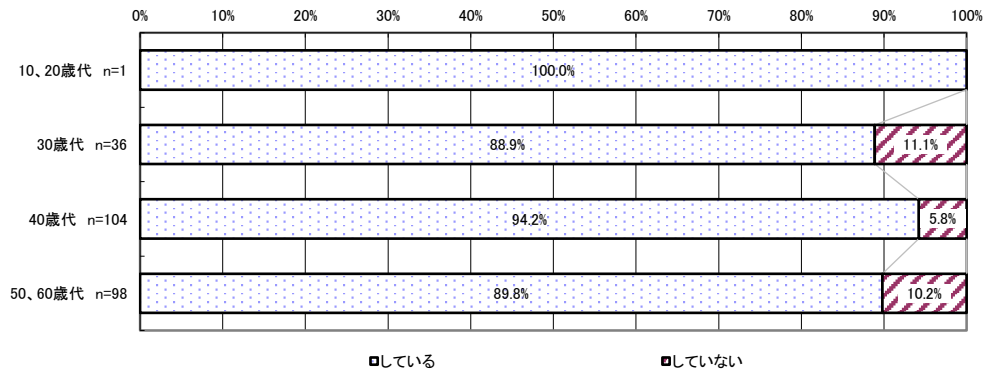
図表 2-②-15 現在の年齢と現在の就業の有無との関係



図表 2-②-16 現在の年齢と現在の就業の有無との関係（母子家庭）



図表 2-②-17 現在の年齢と現在の就業の有無との関係（父子家庭）

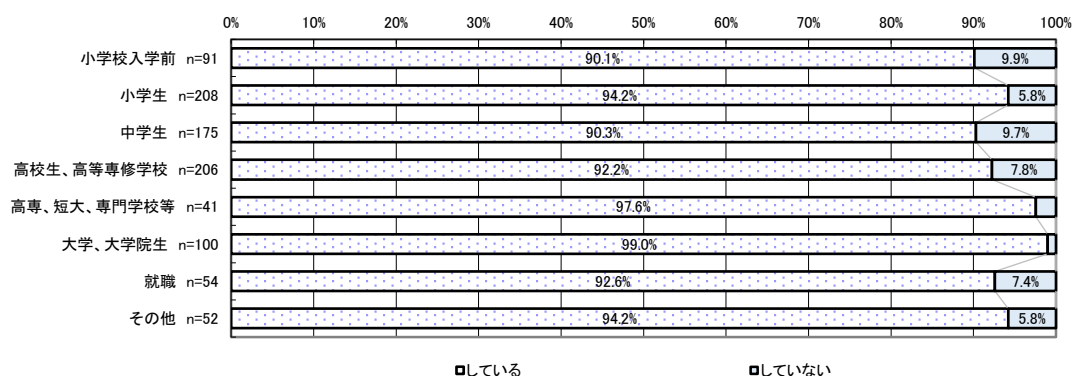


7) 子どもの就学・就業状況（問1）と現在の就業の有無との関係  
（ひとり親になった頃の就業の有無別（問5））

ひとり親になった頃の就業の有無別に、子どもの就学・就業状況と現在の就業の有無との関係を見ると、「ひとり親になった頃に就業していた」人の就業状況は、子どもの就学・就業状況に関わらず9割以上となっている。「ひとり親になった頃に就業していなかった」人の就業状況の割合は、「高専、短大、専門学校等」を除くと、いずれも「ひとり親になった頃に就業していた」人の割合よりも低いことがわかる。

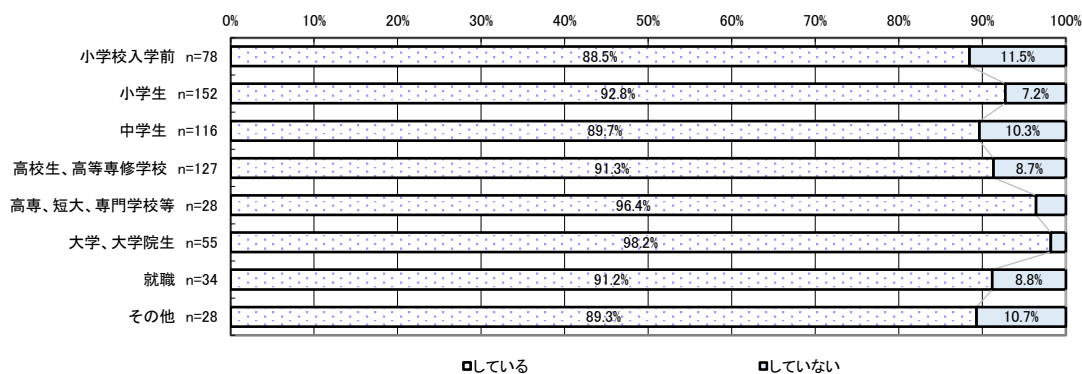
図表 2-②-18 子どもの就学・就業状況と現在の就業の有無との関係

（ひとり親になった頃の就業の有無別）【有】



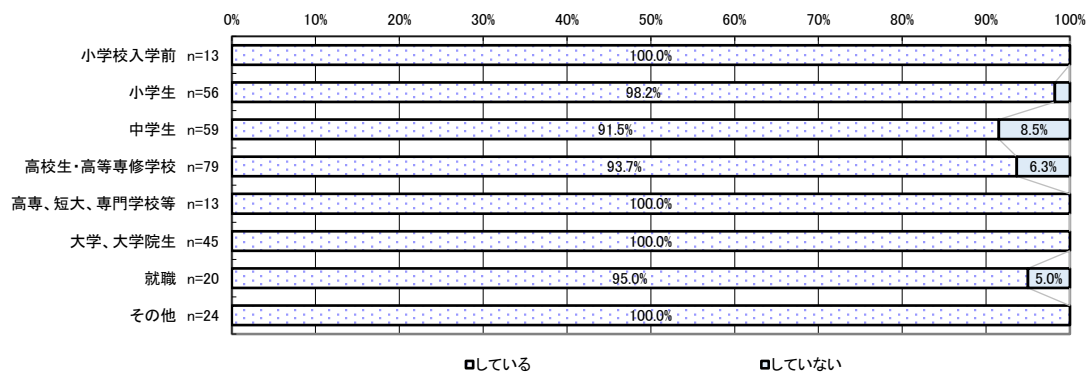
図表 2-②-19 子どもの就学・就業状況と現在の就業の有無との関係

（ひとり親になった頃の就業の有無別）【有】（母子家庭）



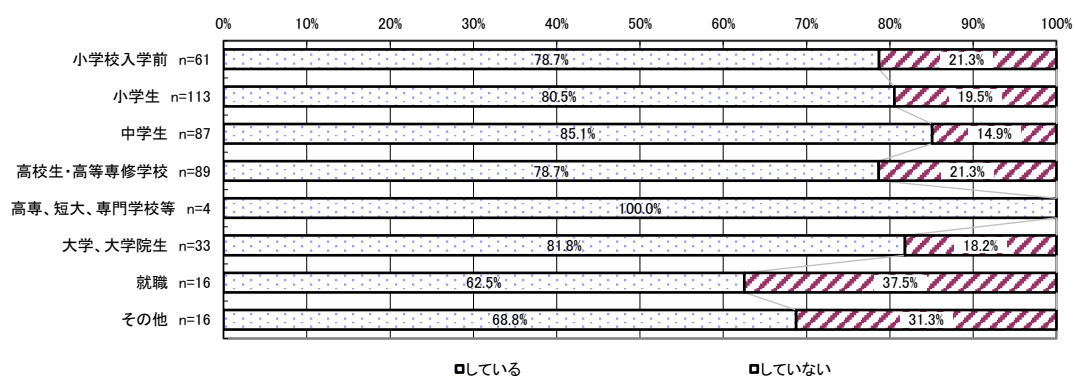
図表 2-②-20 子どもの就学・就業状況と現在の就業の有無との関係

（ひとり親になった頃の就業の有無別）【有】（父子家庭）



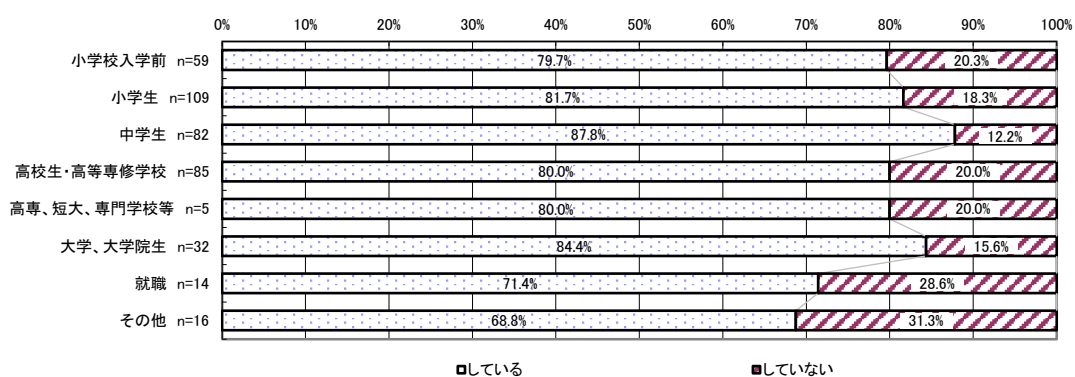
図表 2-②-21 子どもの就学・就業状況と現在の就業の有無との関係

(ひとり親になった頃の就業の有無別)【無】



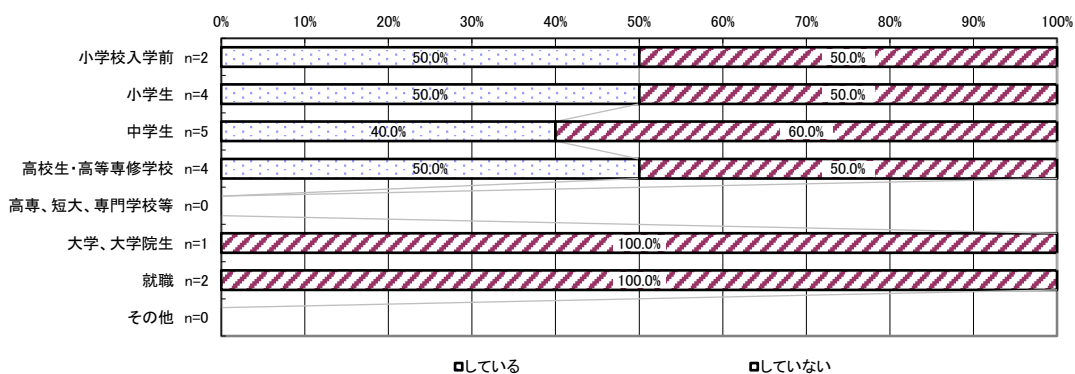
図表 2-②-22 子どもの就学・就業状況と現在の就業の有無との関係

(ひとり親になった頃の就業の有無別)【無】(母子家庭)



図表 2-②-23 子どもの就学・就業状況と現在の就業の有無との関係

(ひとり親になった頃の就業の有無別)【無】(父子家庭)



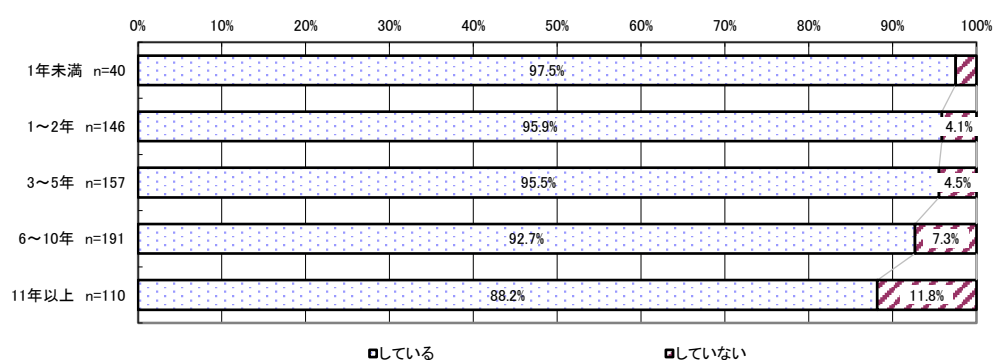
8) ひとり親になってからの期間（問3）と現在の就業の有無との関係  
（ひとり親になった頃就業の有無別（問5））

ひとり親になった頃就業の有無別に、ひとり親になってからの期間と現在の就業の有無との関係を見ると、「ひとり親になった頃に就業していた」人の就業状況は、ひとり親になってからの期間が長くなるほど就業している人の割合は減っている。

一方、「ひとり親になった頃に就業していなかった」人の就業状況は、ひとり親になってからの期間が長くなるほど就業している人の割合は増えていることがわかる。

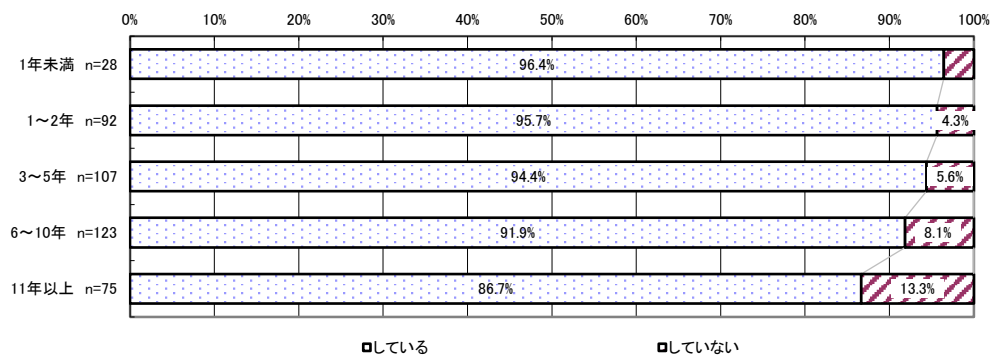
図表 2-②-24 ひとり親になってからの期間と現在の就業の有無との関係

（ひとり親になった頃就業の有無別【有】）



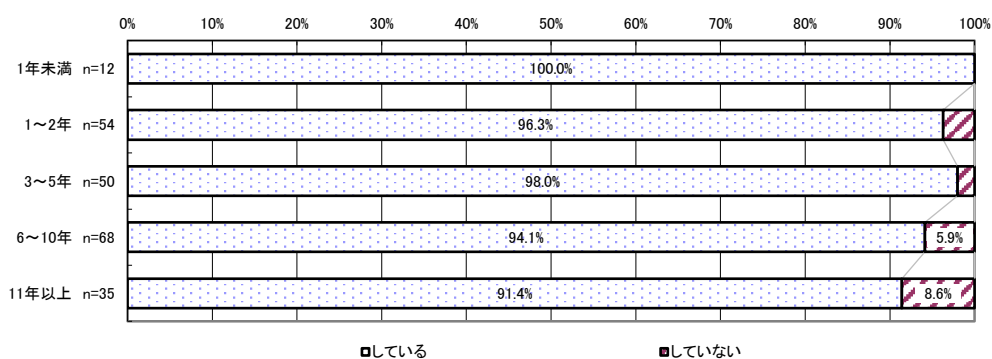
図表 2-②-25 ひとり親になってからの期間と現在の就業の有無との関係

（ひとり親になった頃就業の有無別【有】）（母子家庭）



図表 2-②-26 ひとり親になってからの期間と現在の就業の有無との関係

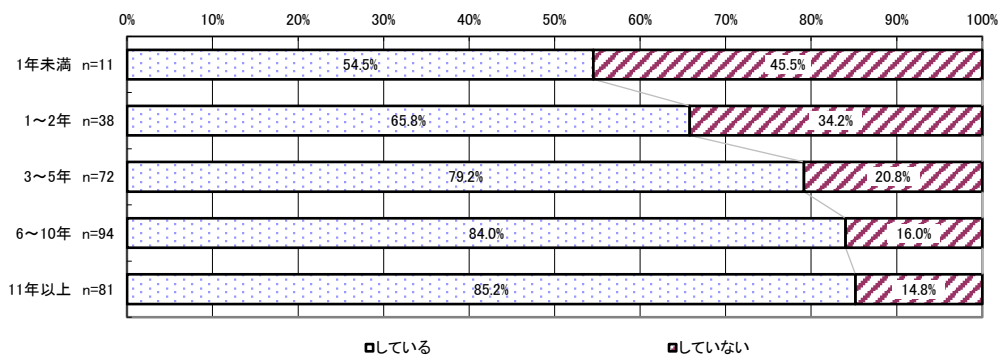
（ひとり親になった頃就業の有無別【有】）（父子家庭）





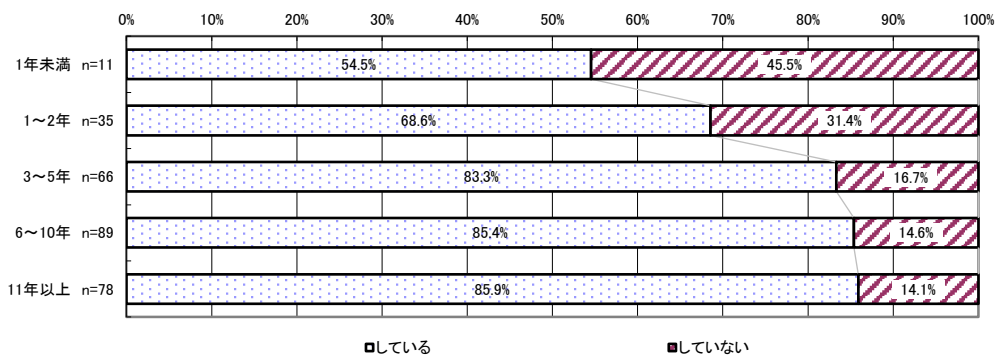
図表 2-②-27 ひとり親になってからの期間と現在の就業の有無との関係

(ひとり親になった頃就業の有無別【無】)



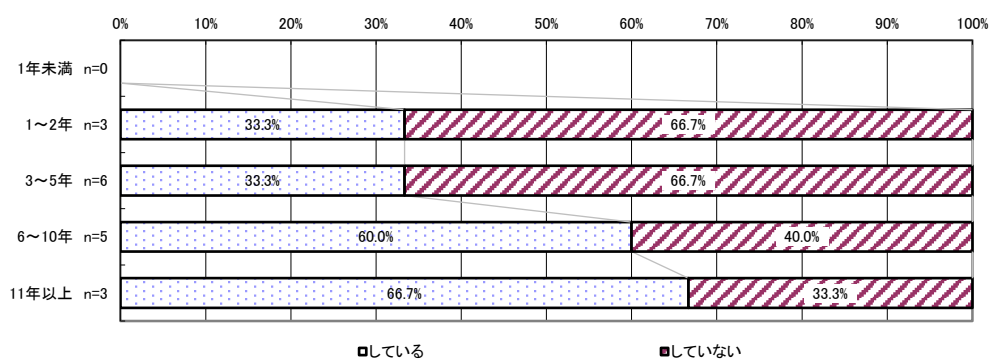
図表 2-②-28 ひとり親になってからの期間と現在の就業の有無との関係

(ひとり親になった頃就業の有無別【無】)(母子家庭)



図表 2-②-29 ひとり親になってからの期間と現在の就業の有無との関係

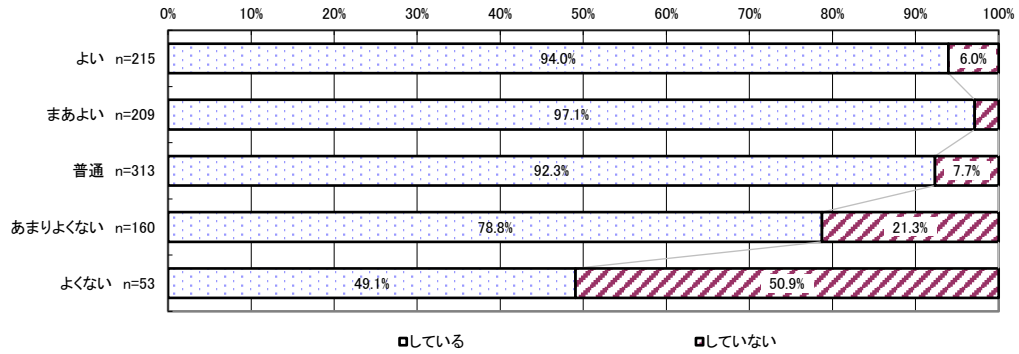
(ひとり親になった頃就業の有無別【無】)(父子家庭)



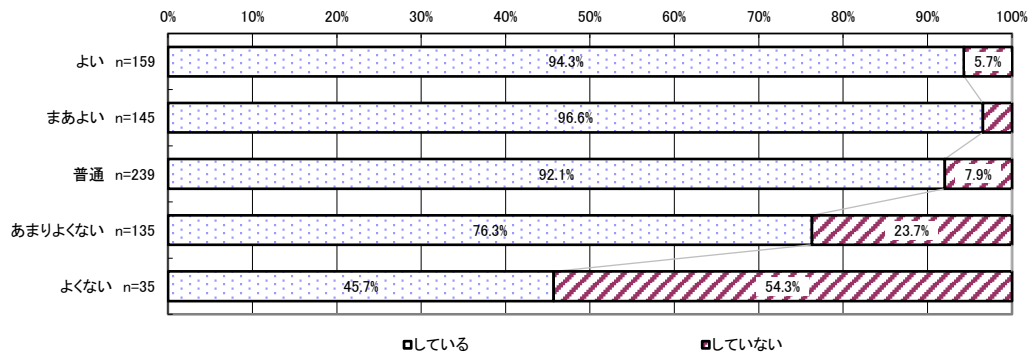
### 9) 健康状態（問 28）と現在の就業の有無との関係

健康状態と現在の就業の有無との関係を見ると、健康状態が「あまりよくない」人の約 8 割、「よくない」人の約 5 割が就業していることがわかる。

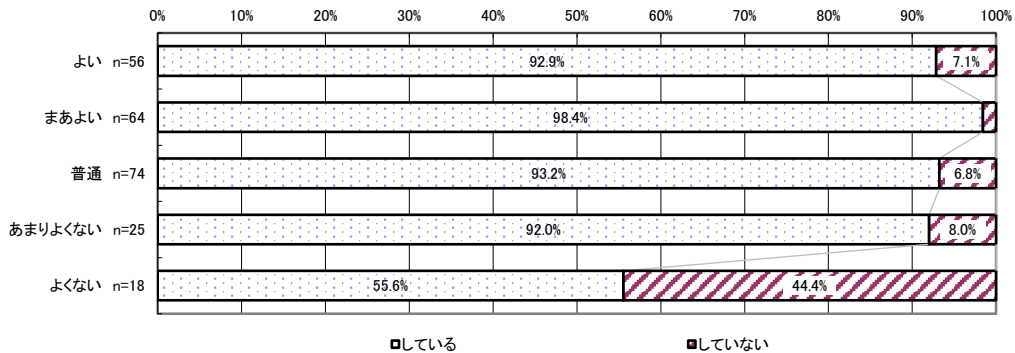
図表 2-②-30 健康状態と現在の就業の有無との関係



図表 2-②-31 健康状態と現在の就業の有無との関係（母子家庭）



図表 2-②-32 健康状態と現在の就業の有無との関係（父子家庭）



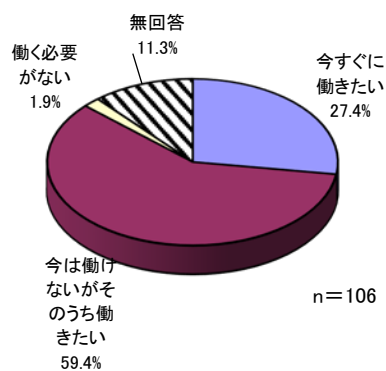
### ③ 就業意欲の有無（問 15）

#### 1) 就業意欲の有無

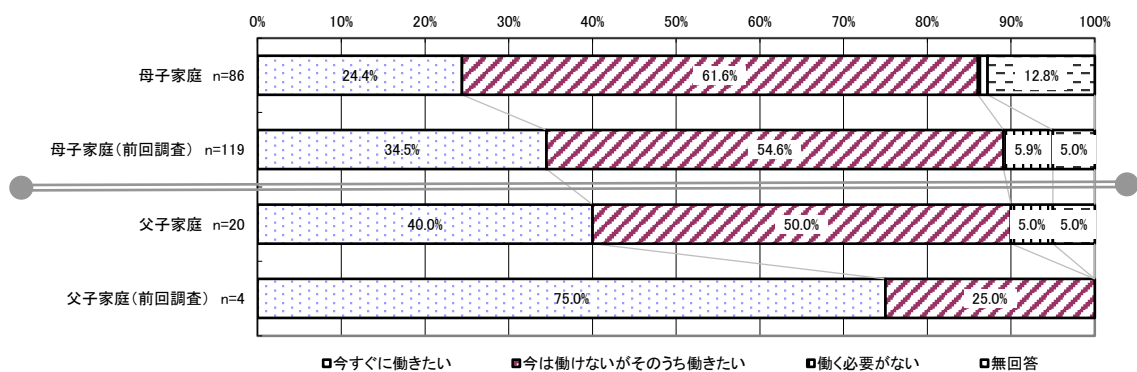
現在働いていない人（106人）に、働きたいと思っているかどうかをたずねたところ、「今は働けないがそのうち働きたい」が59.4%（63人）、「今すぐに働きたい」が27.4%（29人）となっており、約9割の人がいずれは働きたいと考えている。

前回調査と比較すると、母子・父子家庭のいずれも、「今すぐに働きたい」と考えている人の割合は減っているが、「今は働けないが、そのうち働きたい」と考えている人の割合は増えている。

図表 2-③-1 就業意欲の有無



図表 2-③-2 就業意欲の有無（母子・父子家庭別、前回調査との比較）



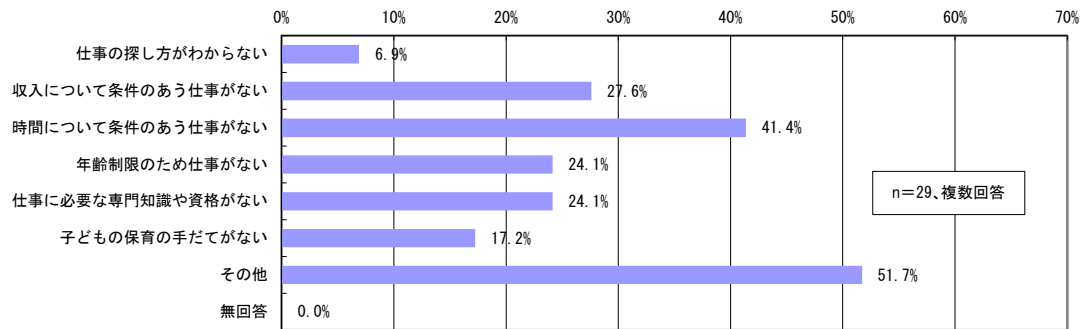
## 2) 働いていない理由 (問 15-(2))

現在仕事をしておらず、「今すぐに働きたい」と回答した人 (29 人) になぜ働いていないのかをたずねたところ、「時間について条件のあう仕事がない」が最も多く 41.4% (12 人)、次いで「収入について条件のあう仕事がない」が 27.6% (8 人)、「年齢制限のため仕事がない」「仕事に必要な専門知識や資格がない」がともに 24.1% (7 人)、「子どもの保育の手だてがない」が 17.2% (5 人) となっている。

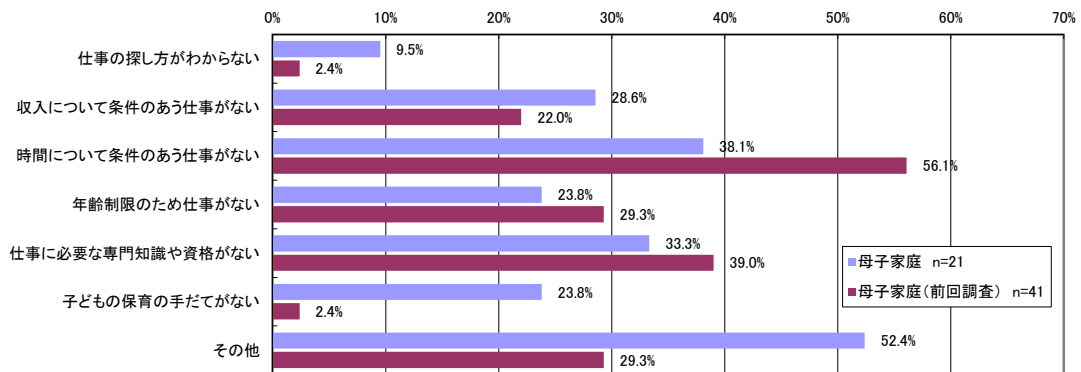
母子家庭について前回調査と比較すると、「子どもの保育の手だてがない」の割合が増えている。

その他では、「病気療養中」「子どもの手が離れたら」「親の問題が解決したら」などが挙げられている。

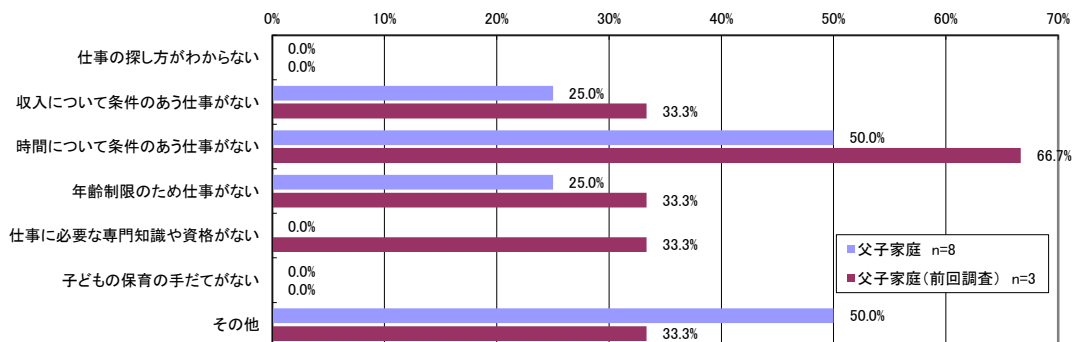
図表 2-③-3 働いていない理由



図表 2-③-4 働いていない理由 (母子家庭、前回調査との比較)



図表 2-③-5 働いていない理由 (父子家庭、前回調査との比較)

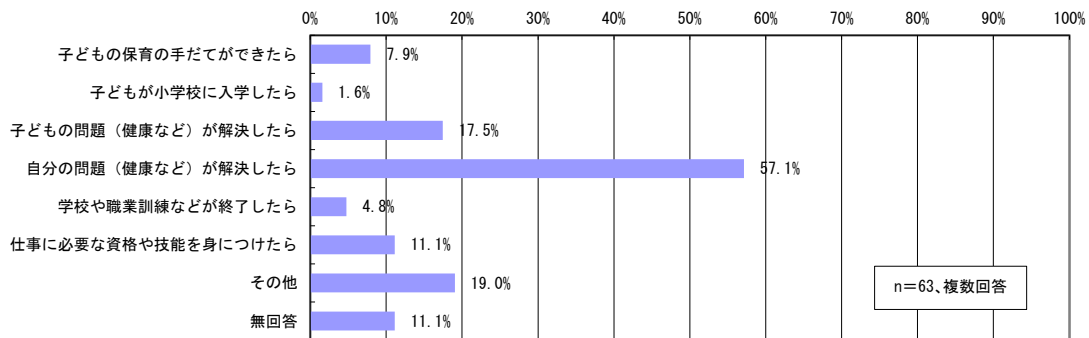


### 3) 働けるようになる状況（問 15-(3)）

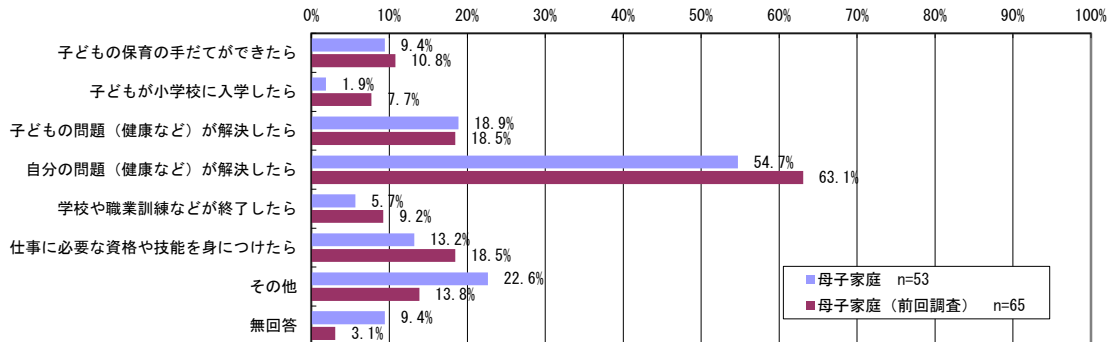
現在仕事をしておらず、「今は働けないがそのうち働きたい」と回答した人（63人）にどのような状況になれば働けるようになると思うかをたずねたところ、「自分の問題（健康など）が解決したら」が最も多く 57.1%（36人）、次いで「子どもの問題（健康など）が解決したら」が 17.5%（11人）、「仕事に必要な資格や技能を身につけたら」が 11.1%（7人）、「子どもの保育の手だてができれば」7.9%（5人）となっている。

その他では、「親の介護」などが挙げられている。

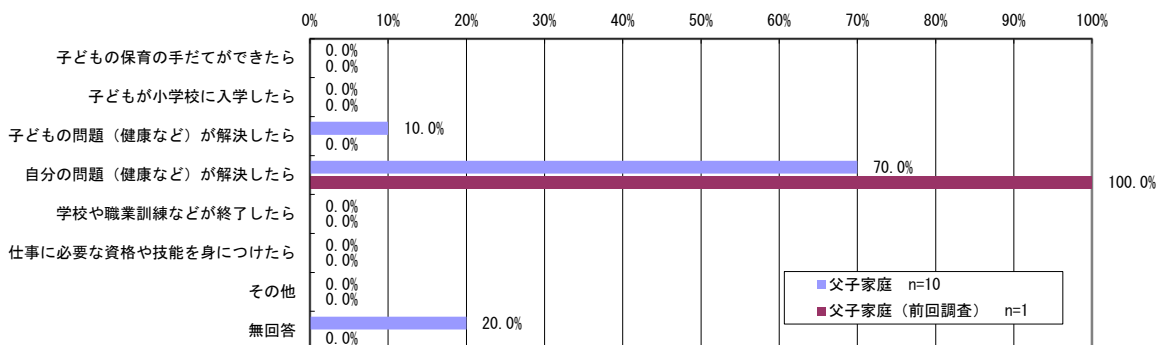
図表 2-③-6 働けるようになる状況



図表 2-③-7 働けるようになる状況（母子家庭、前回調査との比較）



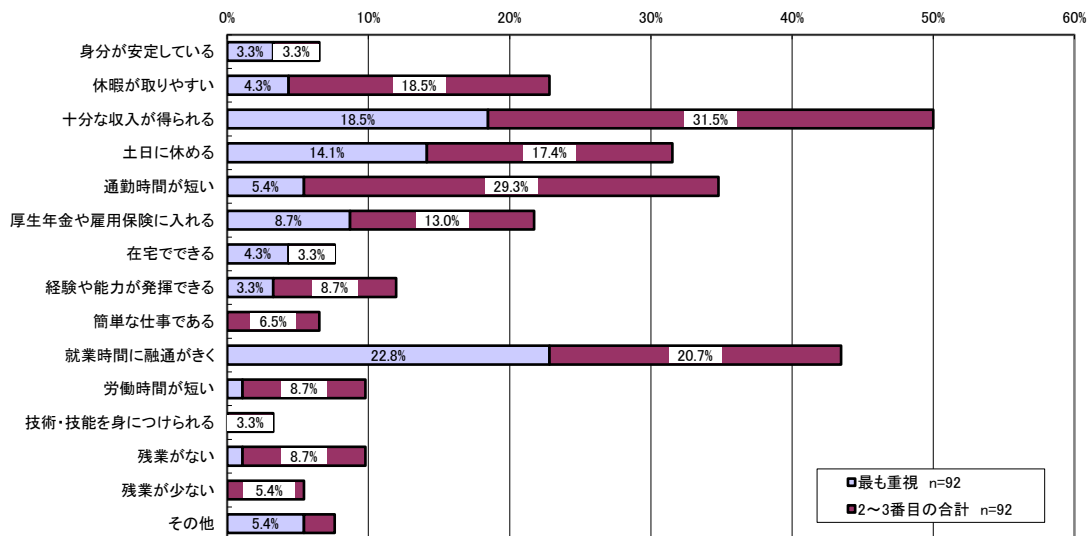
図表 2-③-8 働けるようになる状況（父子家庭、前回調査との比較）



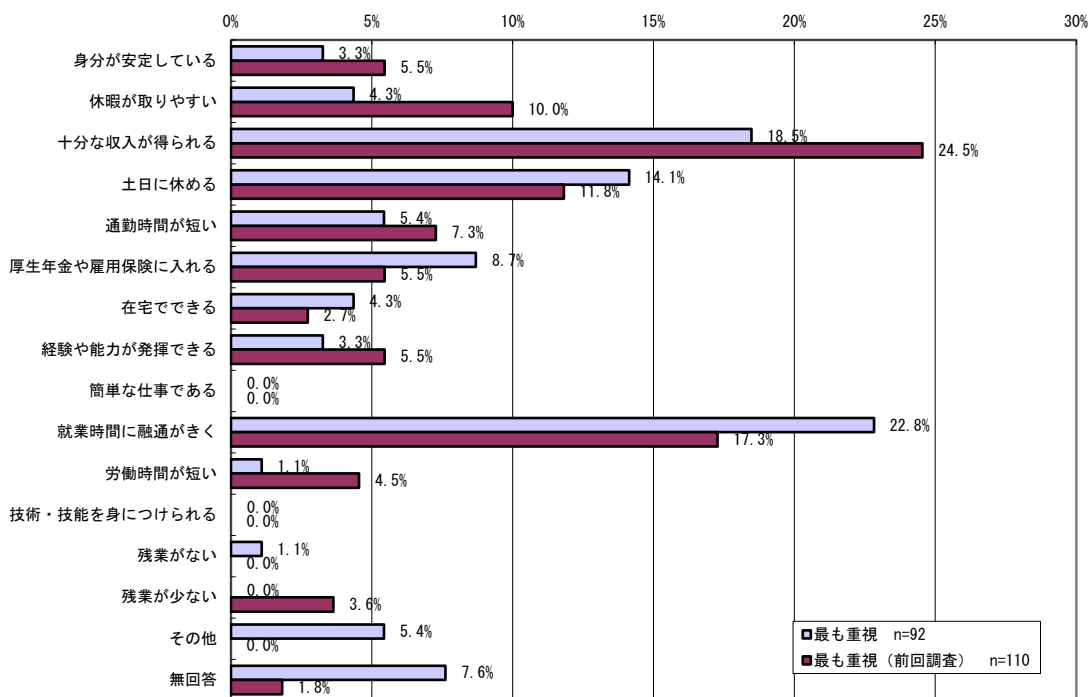
#### 4) 就業の際に重視すること (問 16)

「今すぐに働きたい」「今は働けないがそのうち働きたい」と回答した人 (92 人) に、今後仕事に就く場合に重視することは何かをたずねたところ、最も重視する点として、「就業時間に融通が利く」22.8% (21 人)、「十分な収入が得られる」18.5% (17 人)、「土日に休める」14.1% (13 人) などが上位に挙げられている。2 番目、3 番目に重視する点には、これらの回答以外に、「通勤時間が短い」「休暇が取りやすい」「厚生年金や雇用保険に入れる」などが多く挙げられている。

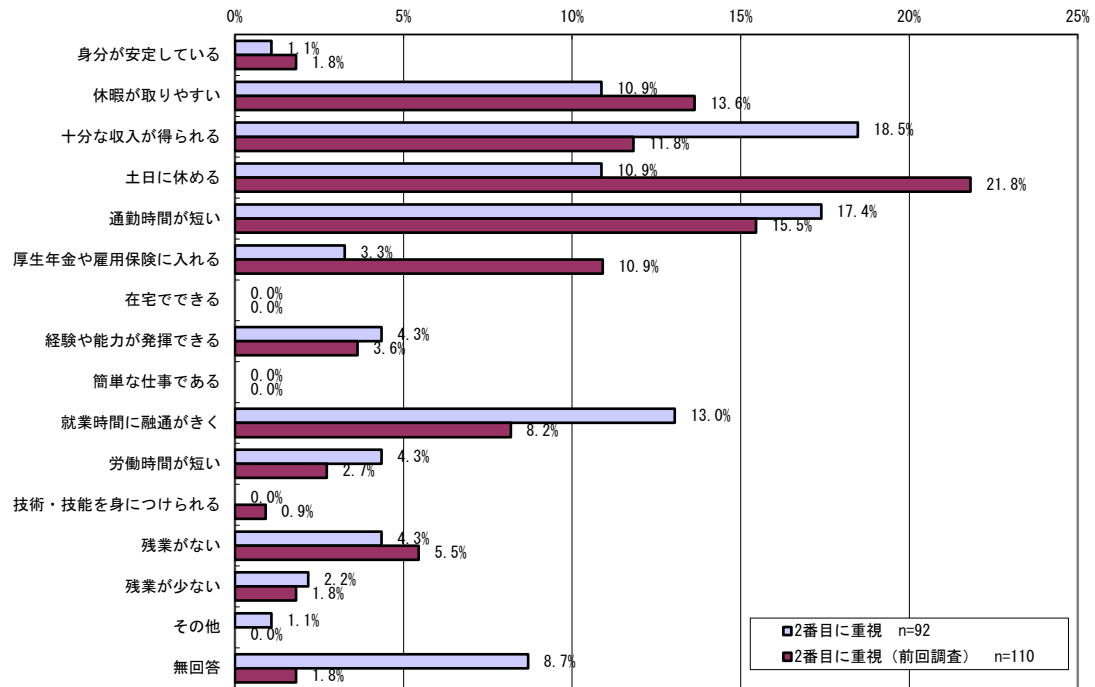
図表 2-③-9 就業の際に重視すること (1 番目と 2~3 番目に重視の合計)



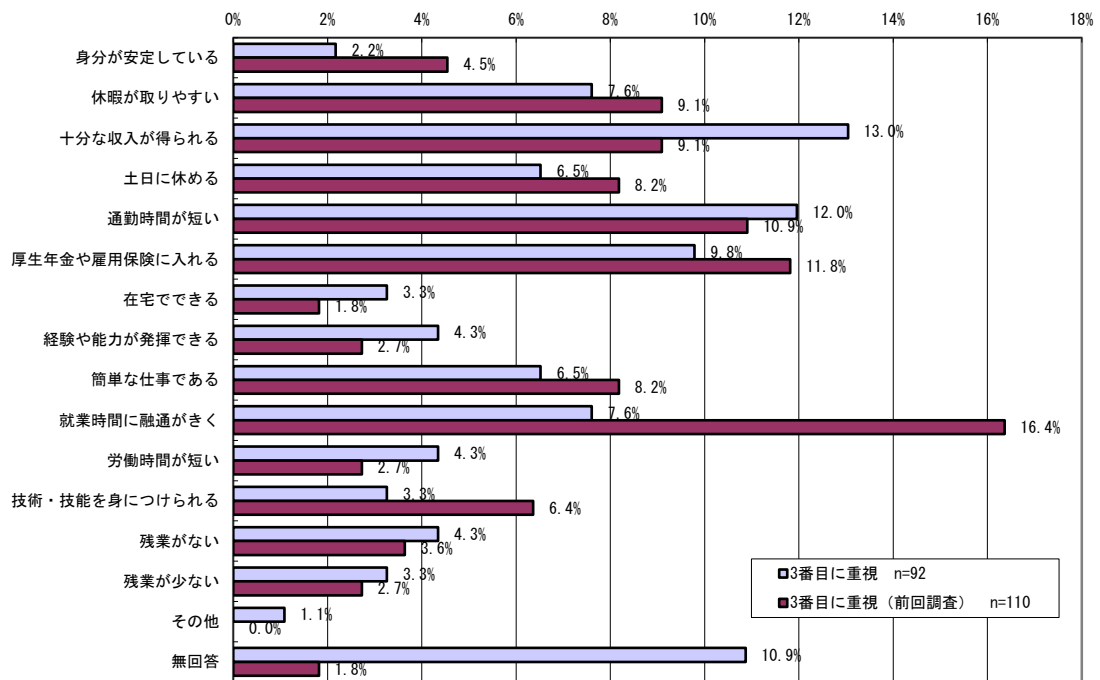
図表 2-③-10 就業の際に重視すること (1 番目と前回調査との比較)



図表 2-③-11 就業の際に重視すること（2番目と前回調査との比較）



図表 2-③-12 就業の際に重視すること（3番目と前回調査との比較）



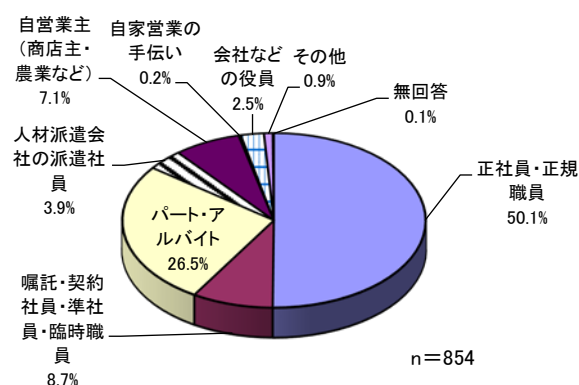
#### ④ 就業形態（問7）

##### 1) 現在の就業形態

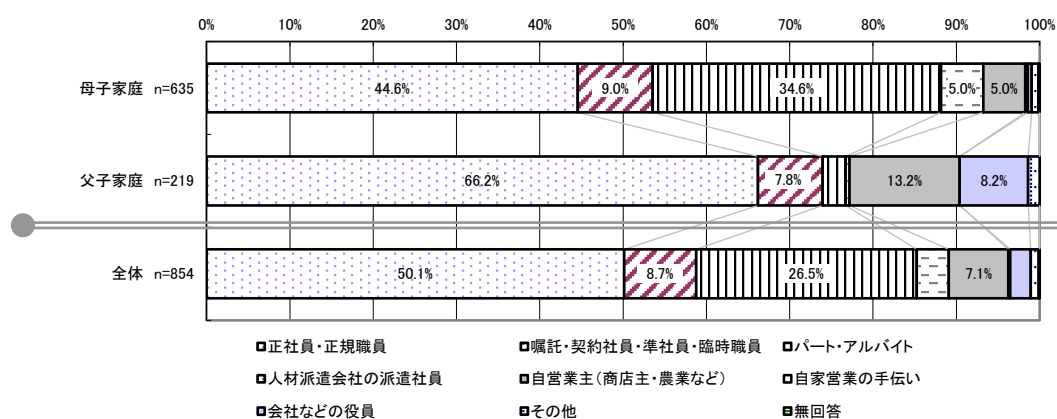
現在仕事をしている人（854人）に、就業形態をたずねたところ、「正社員・正規職員」が最も多く50.1%（428人）、次いで「パート・アルバイト」が26.5%（226人）、「嘱託・契約社員・準社員・臨時職員」が8.7%（74人）、「自営業主（商店主・農業など）」が7.1%（61人）となっている。

母子・父子家庭別にみると、母子家庭では非正規職員の割合が約5割であるのに対し、父子家庭では「正社員・正規職員」や「自営業主（商店主・農業など）」の割合が高い。

図表 2-④-1 現在の就業形態



図表 2-④-2 現在の就業形態（母子・父子家庭別）

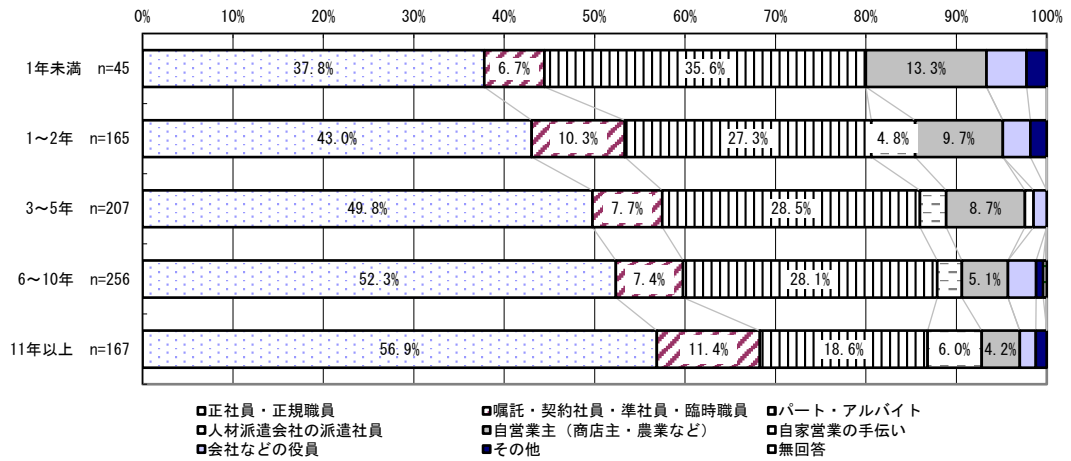




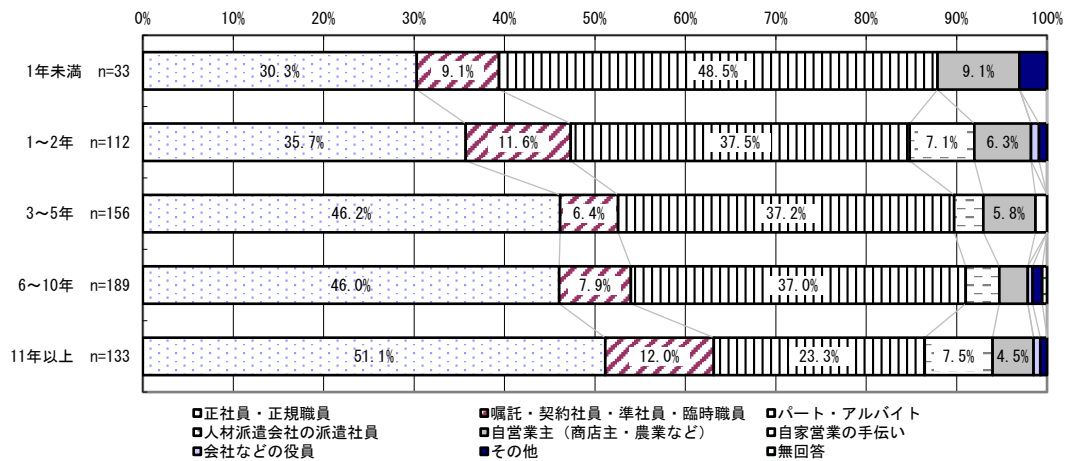
## 2) ひとり親になってからの期間（問3）と現在の就業形態との関係

ひとり親になってからの期間と就業形態との関係を見ると、ひとり親になってからの期間が長くなるほど「正社員・正規職員」の割合が高いことがわかる。

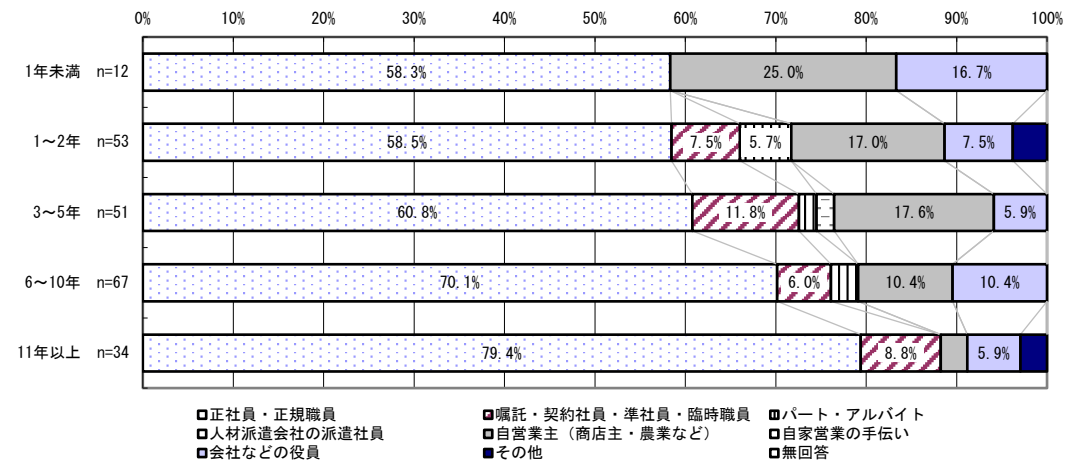
図表 2-④-3 ひとり親になってからの期間と現在の就業形態との関係



図表 2-④-4 ひとり親になってからの期間と現在の就業形態との関係（母子家庭）



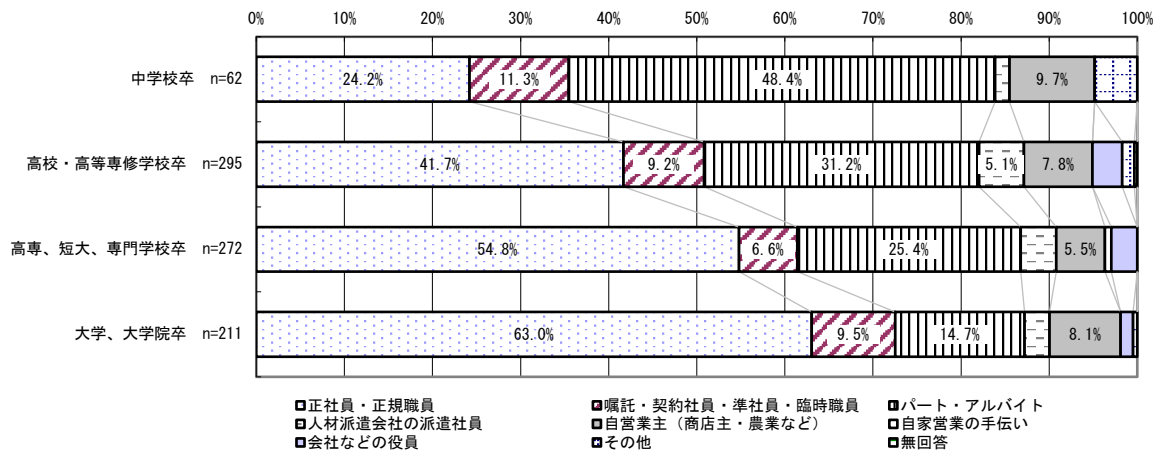
図表 2-④-5 ひとり親になってからの期間と現在の就業形態との関係（父子家庭）



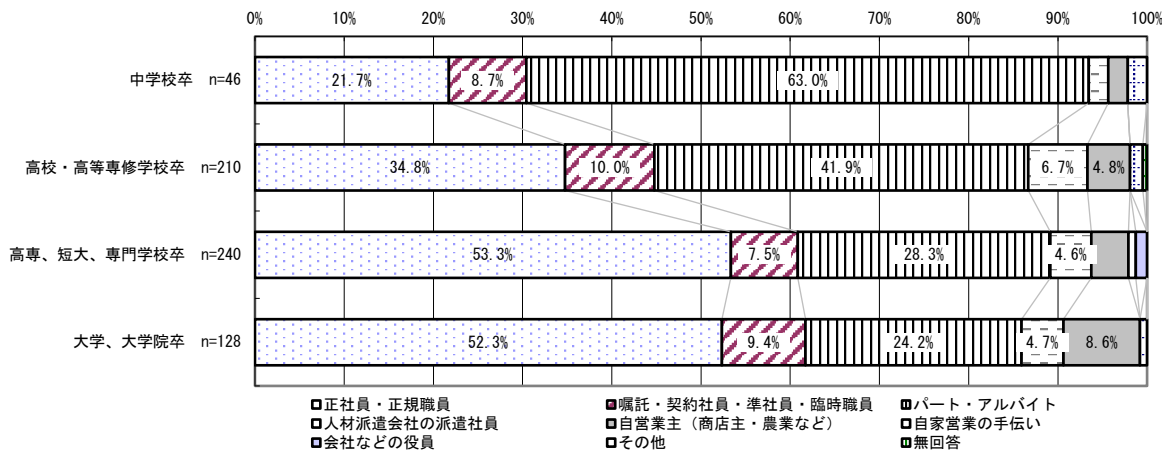
### 3) 学歴（問 22）と現在の就業形態との関係

学歴と就業形態との関係を見ると、学歴が高学歴になるほど「正社員・正規職員」の割合が高く、「パート・アルバイト」の割合が低いことがわかる。

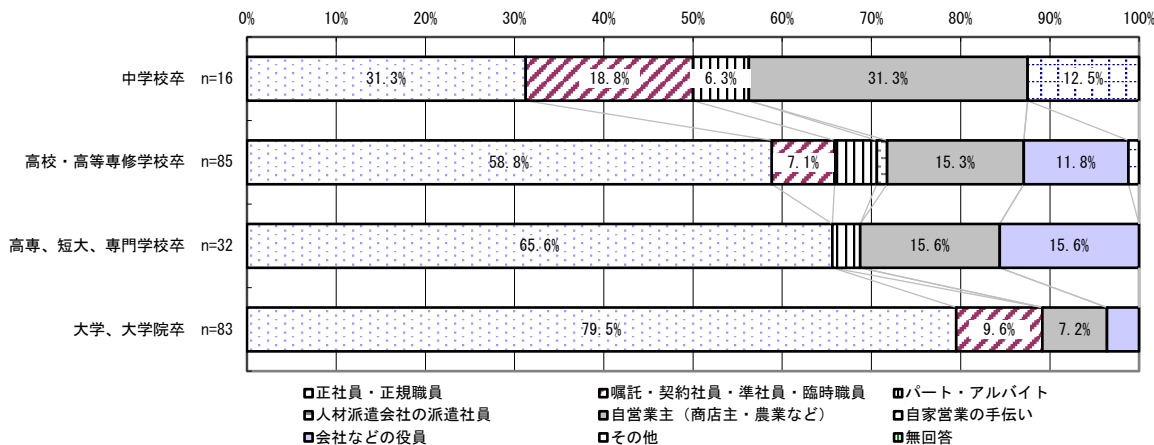
図表 2-④-6 学歴と現在の就業形態との関係



図表 2-④-7 学歴と現在の就業形態との関係（母子家庭）



図表 2-④-8 学歴と現在の就業形態との関係（父子家庭）

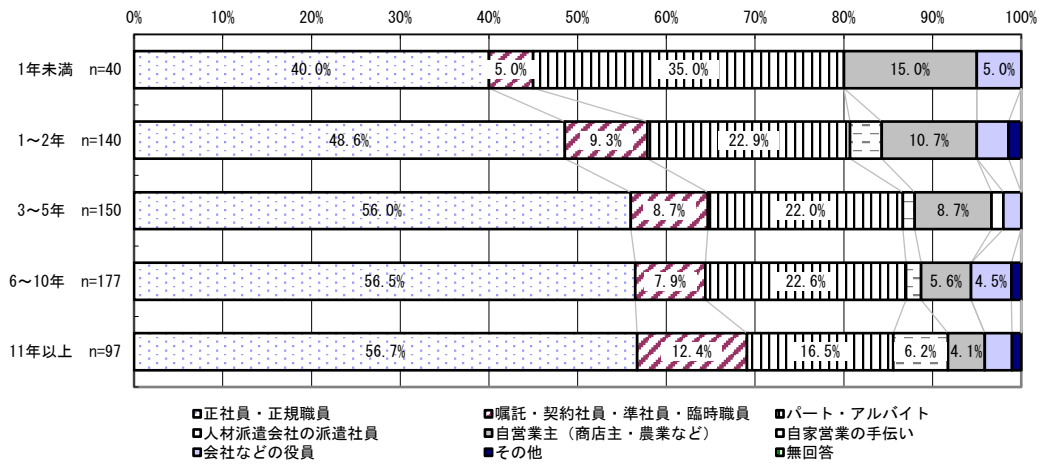


4) ひとり親になってからの期間（問3）と現在の就業形態との関係  
（ひとり親になった頃の就業の有無別（問5））

ひとり親になった頃の就業の有無別に、ひとり親になってからの期間と就業形態との関係を見ると、「ひとり親になった頃に就業していなかった」は、期間が長くなるにしたがって「正社員・正規職員」の割合が上がっており、「11年以上」ではどちらもほぼ同じ割合になっていることがわかる。

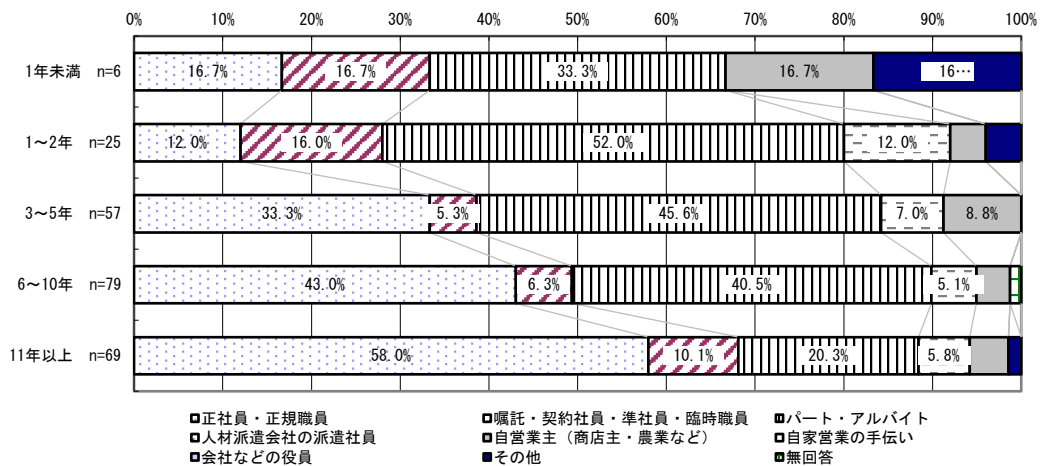
図表 2-④-9 ひとり親になってからの期間と現在の就業形態との関係

（ひとり親になった頃の就業の有無別【有】）



図表 2-④-10 ひとり親になってからの期間と現在の就業形態との関係

（ひとり親になった頃の就業の有無別【無】）

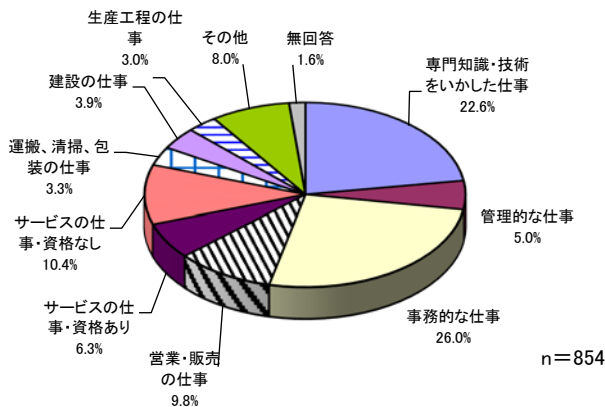


⑤ 職種（問8）

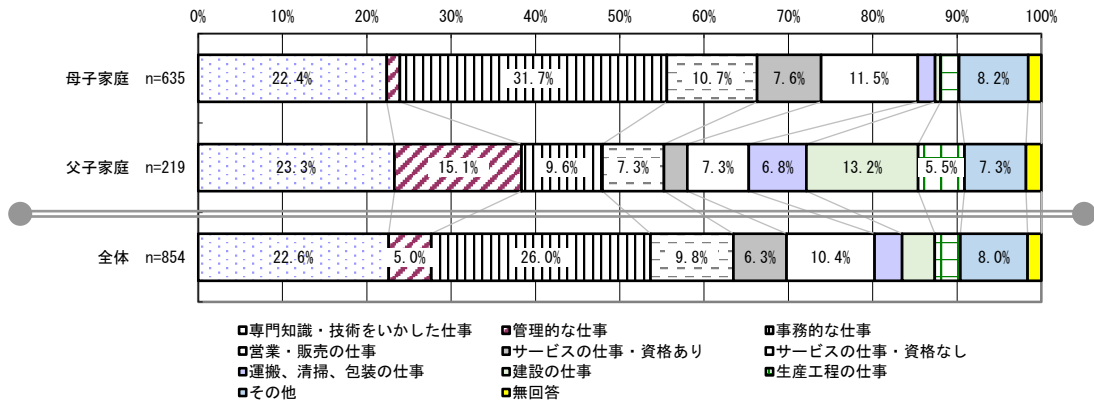
現在仕事をしている人（854人）に、職種をたずねたところ、「事務的な仕事」が最も多く26.0%（222人）、次いで「専門知識・技術をいかした仕事」が22.6%（193人）、「サービスの仕事・資格なし」が10.4%（89人）、「営業・販売の仕事」が9.8%（84人）となっている。

母子・父子家庭別にみると、母子家庭では父子家庭に比べて、「事務的な仕事」の割合が高く、父子家庭では母子家庭に比べて「管理的な仕事」「建設の仕事」の割合が高い。

図表 2-⑤-1 職種



図表 2-⑤-2 職種（母子・父子家庭別）

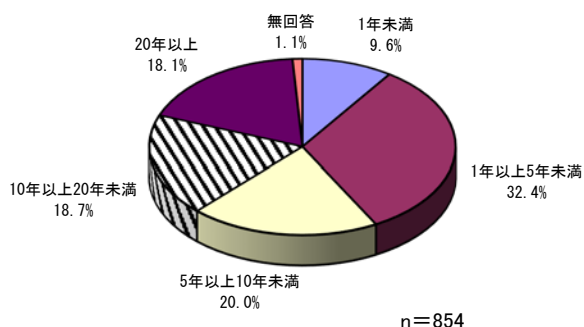


### ⑥ 勤続年数（問9）

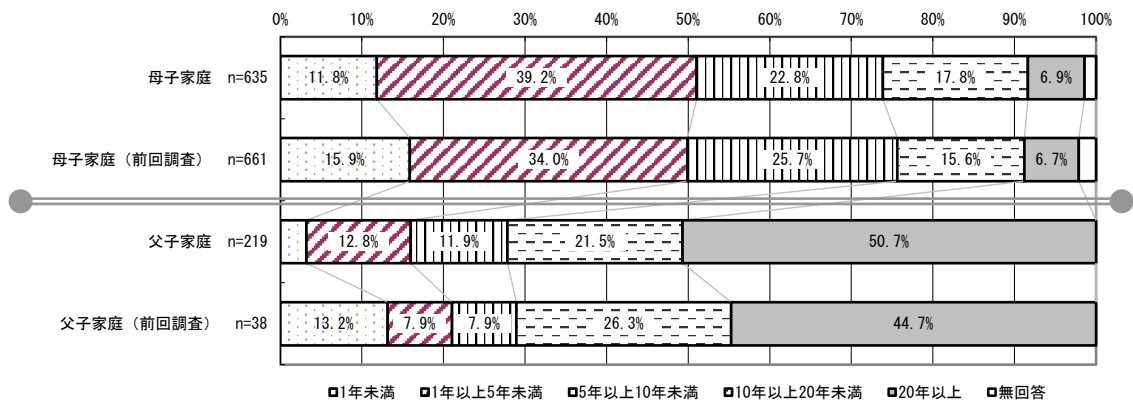
現在仕事をしている人（854人）に、現在の仕事を始めてからの勤続年数をたずねたところ、「1年以上5年未満」が最も多く32.4%（277人）、次いで「5年以上10年未満」が20.0%（171人）、「10年以上20年未満」が18.7%（160人）、「20年以上」が18.1%（155人）となっている。

母子・父子家庭別にみると、父子家庭では母子家庭と比べて「20年以上」が非常に高くなっており、勤続年数が長い傾向にある。

図表 2-⑥-1 勤続年数



図表 2-⑥-2 勤続年数（母子・父子家庭別、前回調査との比較）



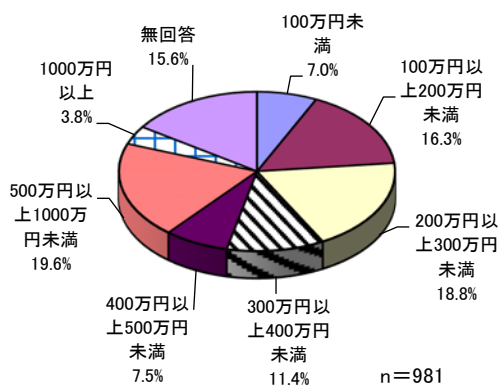
⑦ 年収（問 33）

1) 自身の年間の就労収入（問 33）

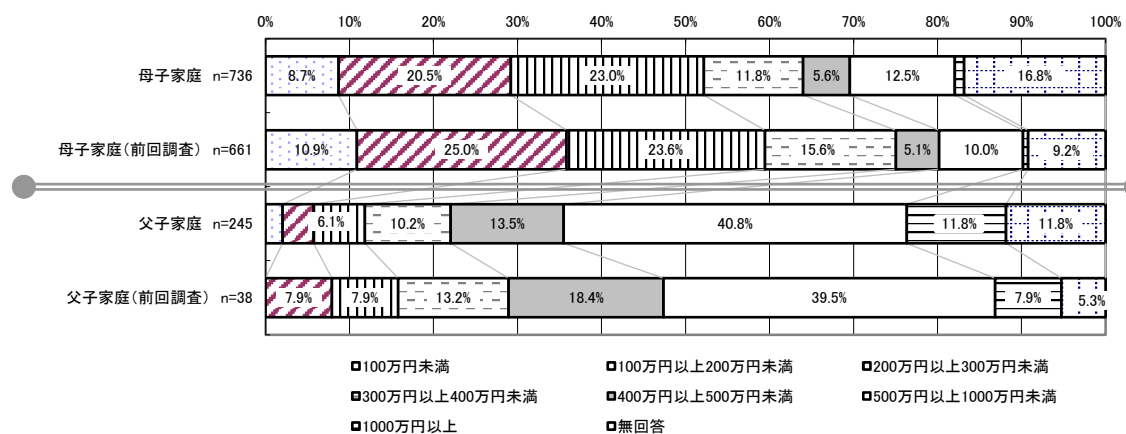
ひとり親自身の年収額（税込み、賞与含む）については、「500万円以上1000万円未満」が最も多く19.6%（192人）、次いで「200万円以上300万円未満」が18.8%（184人）、「100万円以上200万円未満」が16.3%（160人）、「300万円以上400万円未満」が11.4%（112人）となっている。

平均の年収は、全体では「378.6万円」、母子家庭では「295.2万円」、父子家庭では「614.9万円」となっている。

図表 2-⑦-1 自身の年間の就労収入



図表 2-⑦-2 自身の年間の就労収入（母子・父子家庭別、前回調査との比較）

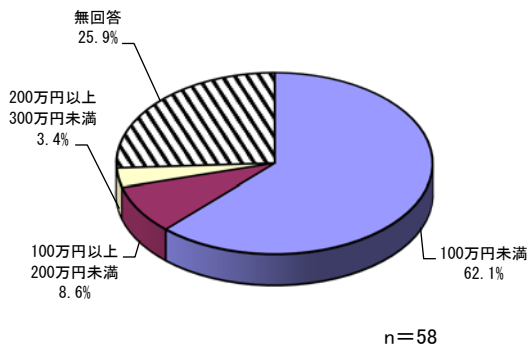


## 2) 自身の年間の副業の就労収入（問 33）

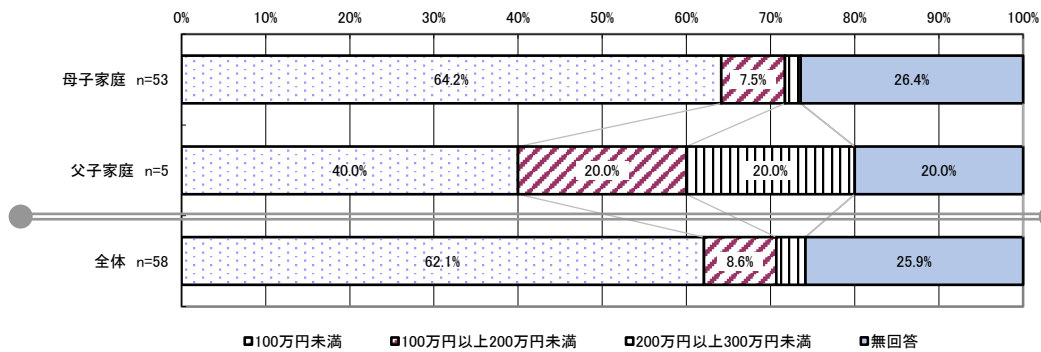
副業（1か所目）をしている人（58人）の自身の年収額（税込み、賞与含む）のうち、副業の収入額を見たところ、「100万円未満」が最も多く62.1%（36人）、次いで「100万円以上200万円未満」が8.6%（5人）、「200万円以上300万円未満」が3.4%（2人）となっている。

副業の平均額は、全体では「52.3万円」、母子家庭では「47.9万円」、父子家庭では「95.0万円」となっている。

図表 2-⑦-3 自身の年間の副業の就労収入



図表 2-⑦-4 自身の年間の副業の就労収入（母子・父子家庭別）

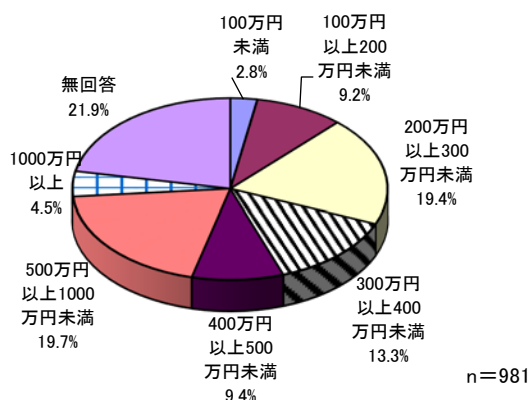


### 3) 世帯総収入 (問 33)

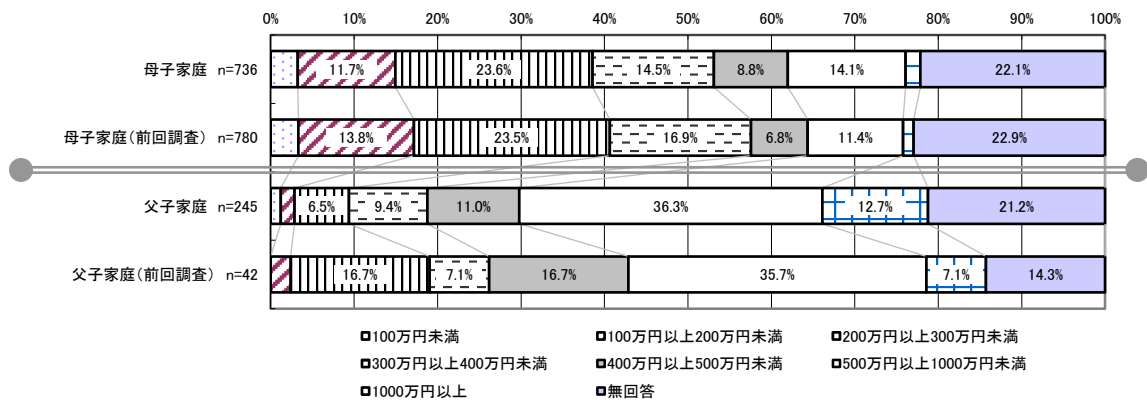
年間の世帯総収入(税込み)をたずねたところ、「500万円以上1000万円未満」が最も多く19.7%(193人)、次いで「200万円以上300万円未満」が19.4%(190人)、「300万円以上400万円未満」が13.3%(130人)、「400万円以上500万円未満」が9.4%(92人)となっている。

平均年間世帯総収入は、全体では「431.7万円」、母子家庭では「360.6万円」、父子家庭では「642.6万円」となっている。

図表 2-⑦-5 世帯総収入



図表 2-⑦-6 世帯総収入 (母子・父子家庭別、前回調査との比較)

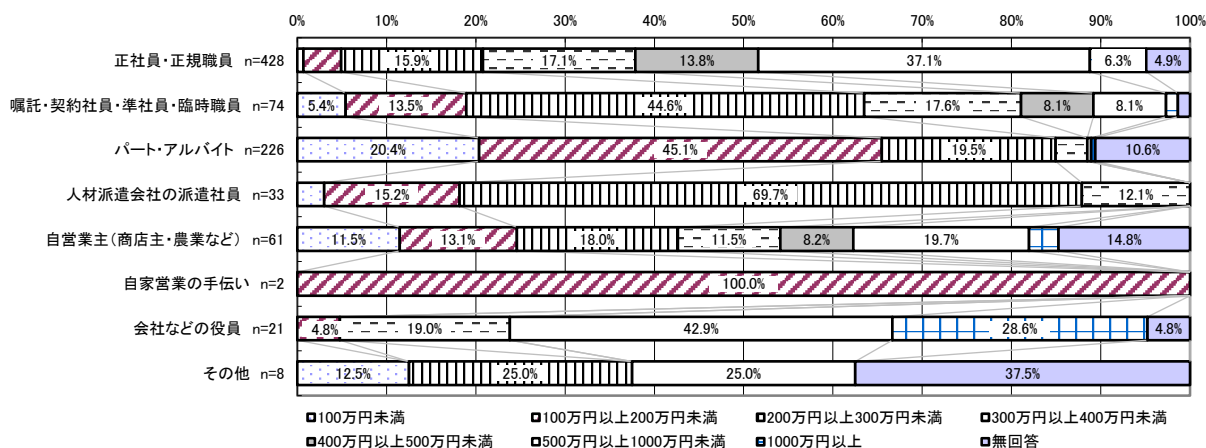




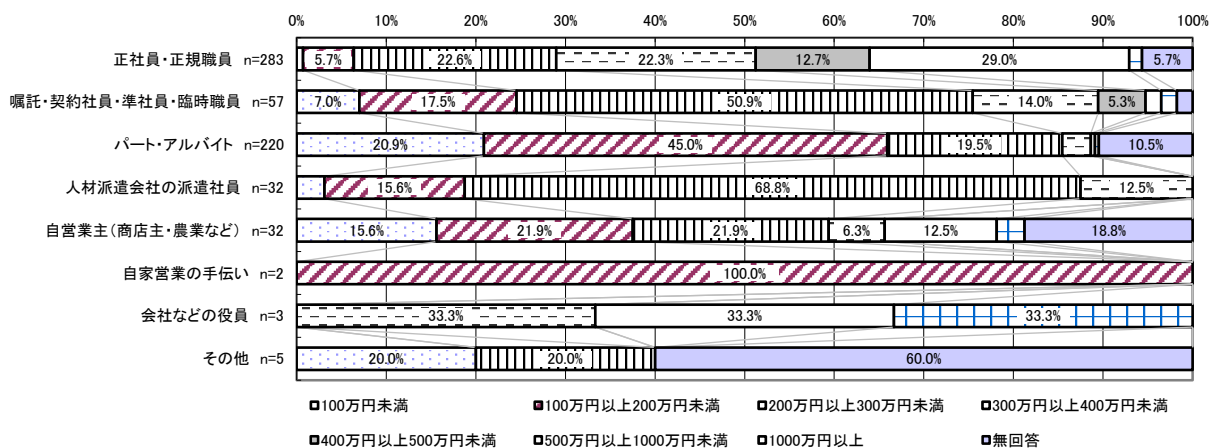
#### 4) 現在の就業形態（問7）と自身の年間の就労収入との関係

就業形態と自身の年収との関係を見ると、就業形態により収入に違いがあり、「正社員・正規職員」では「500万円以上1000万円未満」が37.1%（159人）で最も多くなっているが、「嘱託・契約社員・準社員・臨時職員」では「200万円以上300万円未満」が44.6%（33人）、「パート・アルバイト」では「100万円以上200万円未満」45.1%（102人）が最も多くなっていることがわかる。

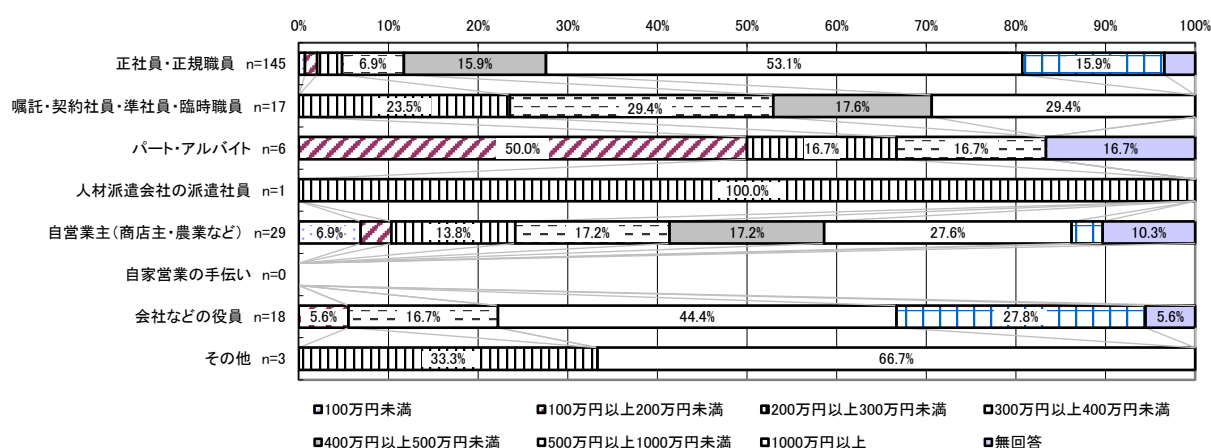
図表 2-⑦-7 現在の就業形態と自身の年間の就労収入との関係



図表 2-⑦-8 現在の就業形態と自身の年間の就労収入との関係（母子家庭）



図表 2-⑦-9 現在の就業形態と自身の年間の就労収入との関係（父子家庭）



図表 2-⑦-10 就業形態別平均年収

就業形態	平均額(万円)	割合
正社員・正規職員	502.7	49.6%
嘱託・契約社員・準社員・臨時職員	291.7	8.9%
パート・アルバイト	158.1	24.9%
人材派遣会社の派遣社員	225.8	4.0%
自営業主(商店主・農業など)	413.5	6.4%
自家営業の手伝い	113.3	0.4%
会社などの役員	838.3	2.4%
その他	423.3	0.7%
無回答	168.4	2.7%
全体	378.6	100.0%

図表 2-⑦-11 就業形態別平均年収(母子家庭)

就業形態	平均額(万円)	割合
正社員・正規職員	411.5	43.8%
嘱託・契約社員・準社員・臨時職員	255.1	9.3%
パート・アルバイト	157.3	32.8%
人材派遣会社の派遣社員	224.1	5.2%
自営業主(商店主・農業など)	379.7	4.4%
自家営業の手伝い	140.0	0.3%
会社などの役員	653.3	0.5%
その他	373.3	0.5%
無回答	180.7	3.1%
全体	295.2	100.0%

図表 2-⑦-12 就業形態別平均年収(父子家庭)

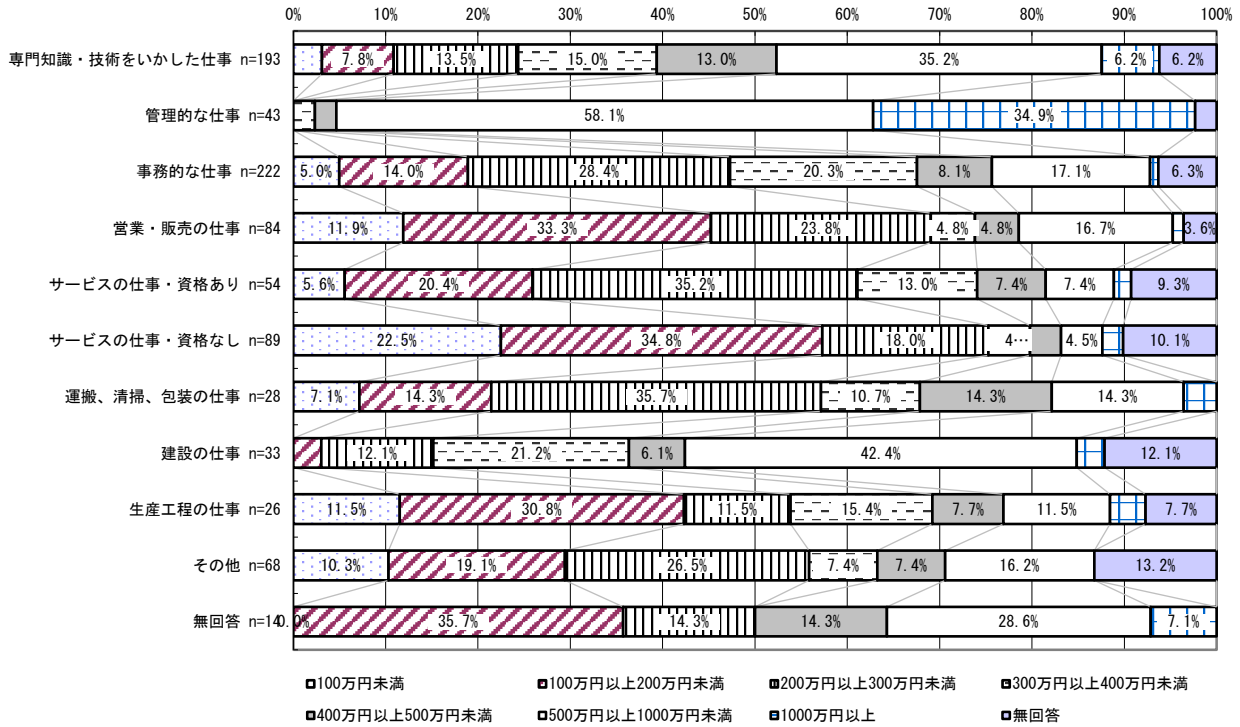
就業形態	平均額(万円)	割合
正社員・正規職員	673.6	66.2%
嘱託・契約社員・準社員・臨時職員	414.7	7.9%
パート・アルバイト	189.8	2.3%
人材派遣会社の派遣社員	*	0.5%
自営業主(商店主・農業など)	448.6	12.0%
自家営業の手伝い	*	0.5%
会社などの役員	870.9	7.9%
その他	473.3	1.4%
無回答	90.0	1.4%
全体	614.9	100.0%

※平均年収について該当する人数が1の場合は、値を非掲載にした。

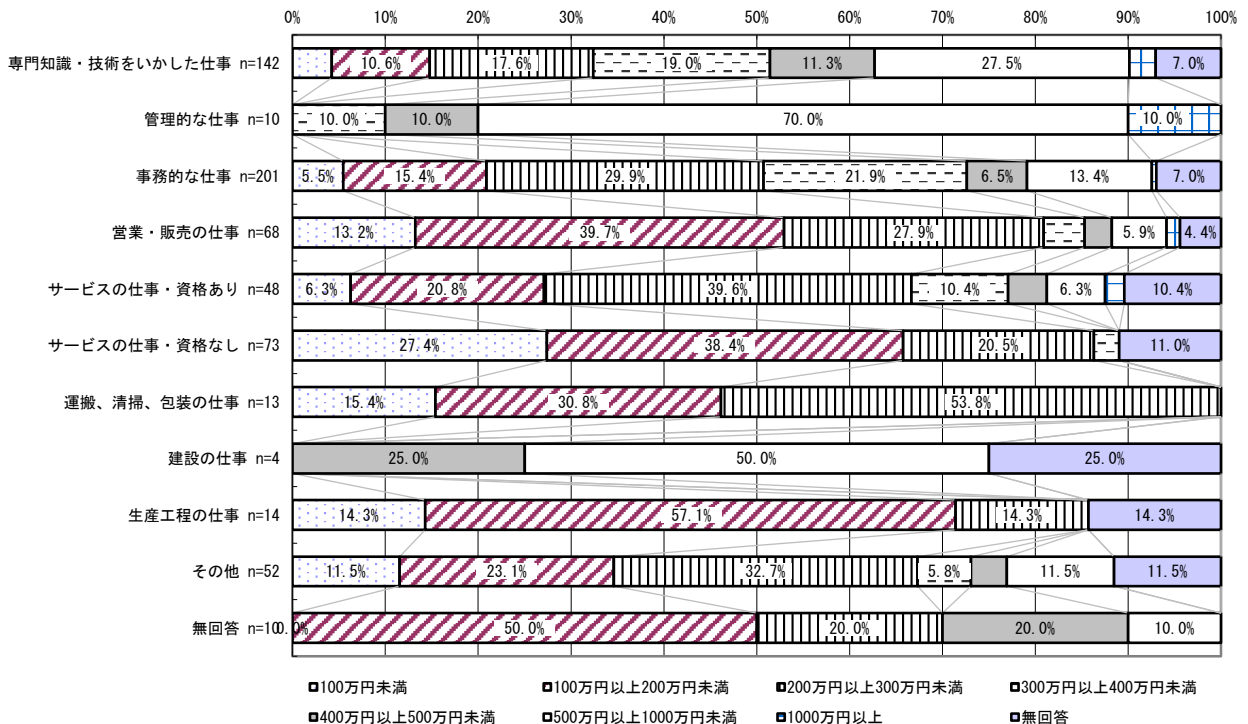
## 5) 職種（問 8）と自身の年間の就労収入との関係

職種と自身の年収との関係を見ると、「管理的な仕事」「専門知識・技術をいかした仕事」は比較的高い収入を得ており、次いで「事務的な仕事」の収入が比較的多いことがわかる。母子・父子家庭別の結果は、**図表 2-⑦-14** 及び**図表 2-⑦-15** のとおりである。

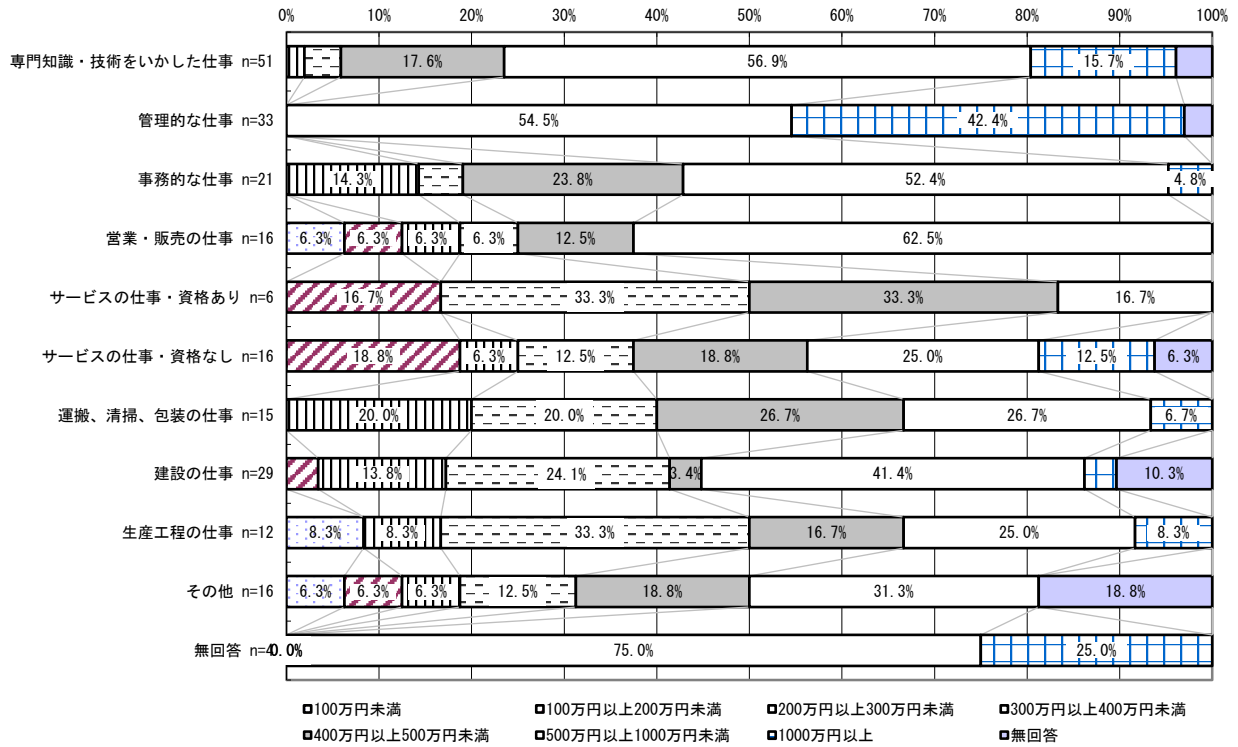
図表 2-⑦-13 職種と自身の年間の就労収入との関係



図表 2-⑦-14 職種と自身の年間の就労収入との関係（母子家庭）



図表 2-⑦-15 職種と自身の年間の就労収入との関係（父子家庭）



⑧ 平均就業時間（問 10）

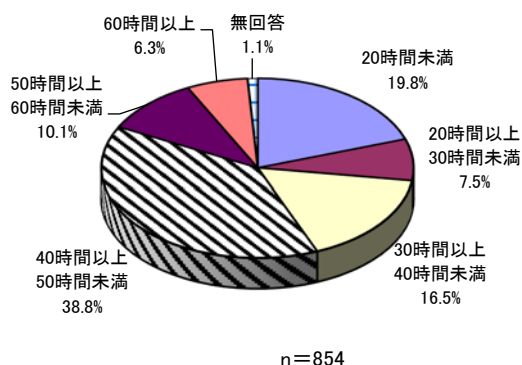
1) 一週間当たりの平均就業時間

現在仕事をしている人（854 人）に、一週間当たりの平均就業時間についてたずねたところ、「40 時間以上 50 時間未満」が最も多く 38.8%（331 人）、次いで「20 時間未満」が 19.8%（169 人）、「30 時間以上 40 時間未満」が 16.5%（141 人）、「50 時間以上 60 時間未満」が 10.1%（86 人）となっている。

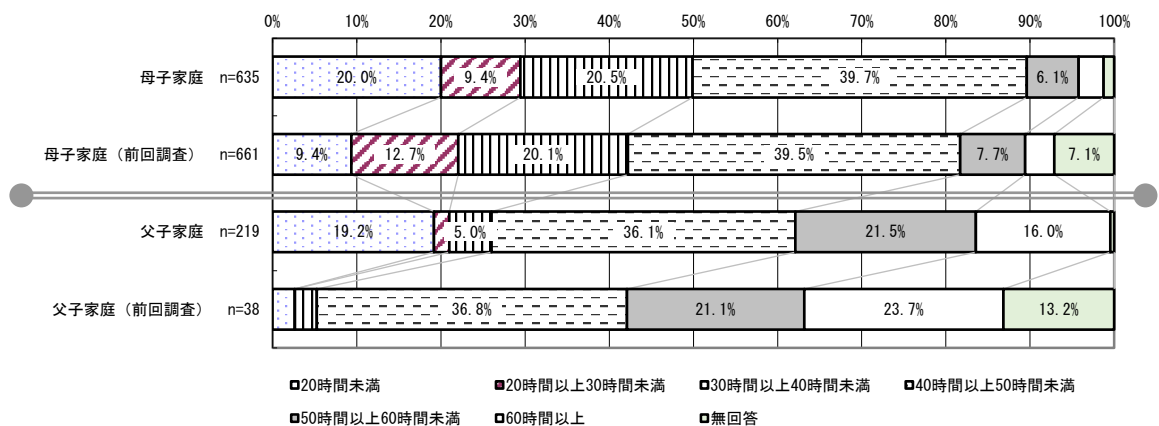
母子・父子家庭別にみると、父子家庭は母子家庭に比べ、就業時間が長い。また、前回調査と比較すると、母子・父子家庭ともに就業時間が比較的短い人の割合が増えている。

一週間当たりの平均就労時間は、全体では「35.2 時間」、母子家庭では「33.1 時間」、父子家庭では「41.3 時間」である。

図表 2-⑧-1 一週間当たりの平均就業時間



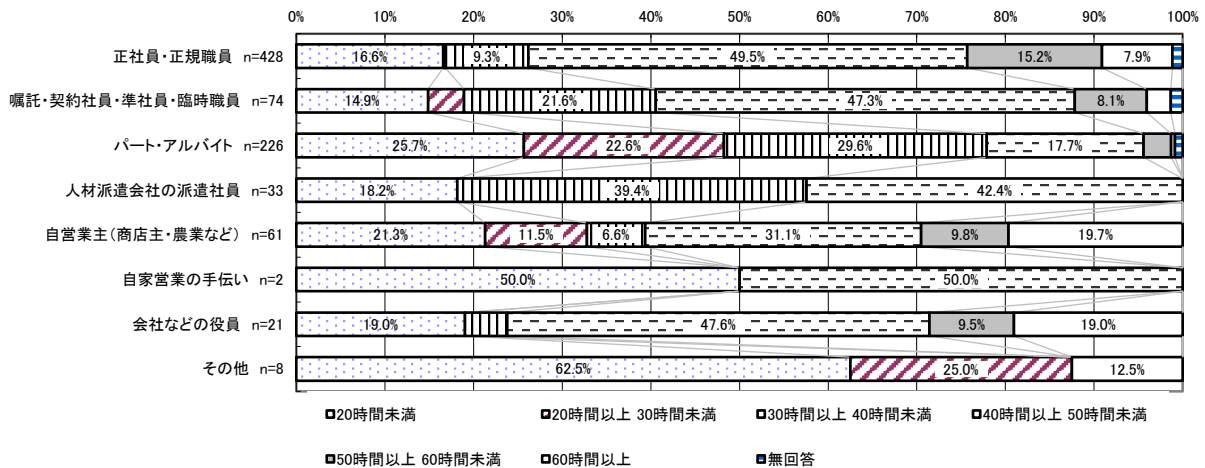
図表 2-⑧-2 一週間当たりの平均就業時間（母子・父子家庭別、前回調査との比較）



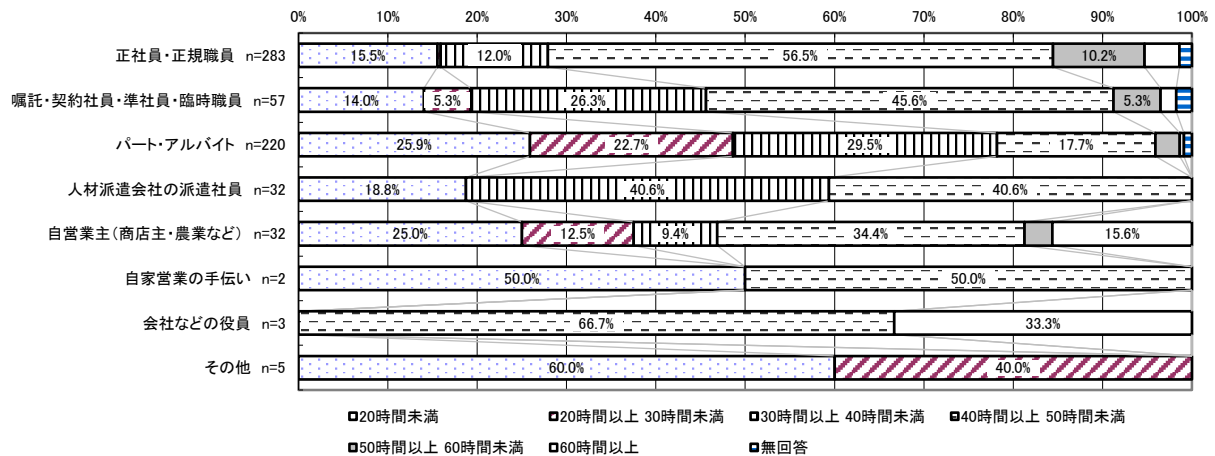
## 2) 現在の就業形態（問7）と就業時間との関係

就業形態と就業時間との関係を見ると、「正社員・正規職員」「嘱託・契約社員・準社員・臨時職員」では「40時間以上50時間未満」が最も多く、それぞれ49.5%（212人）、47.3%（35人）となっている。また、「パート・アルバイト」では「30時間以上40時間未満」が29.6%（67人）で最も多いことがわかる。

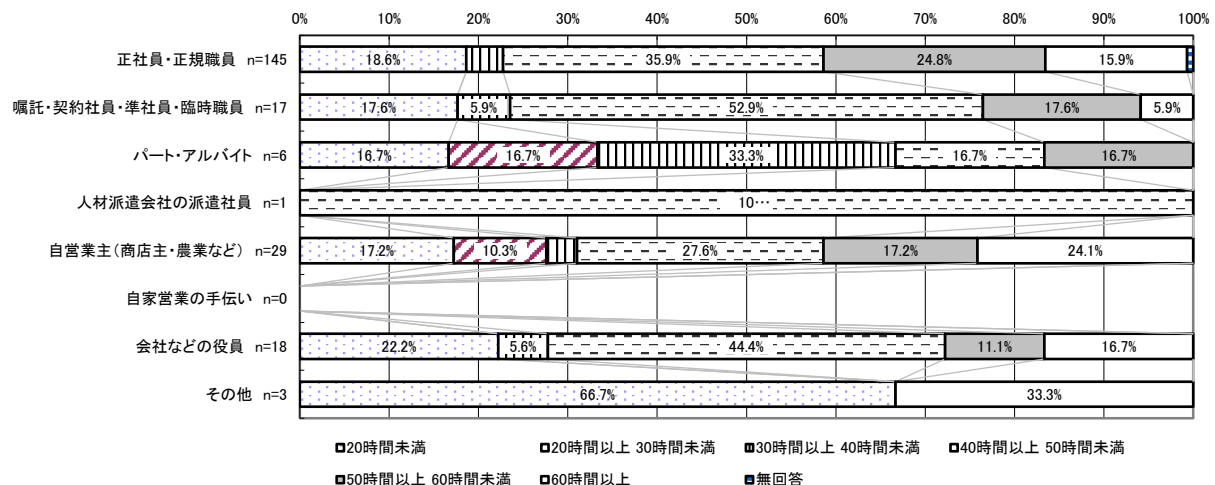
図表 2-⑧-3 現在の就業形態と就業時間との関係



図表 2-⑧-4 現在の就業形態と就業時間との関係（母子家庭）



図表 2-⑧-5 現在の就業形態と就業時間との関係（父子家庭）

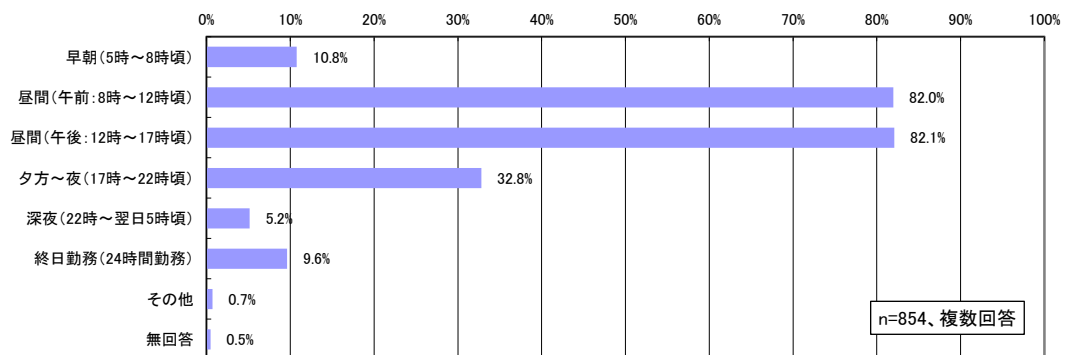


### 3) 勤務時間帯（問 10-(2)）

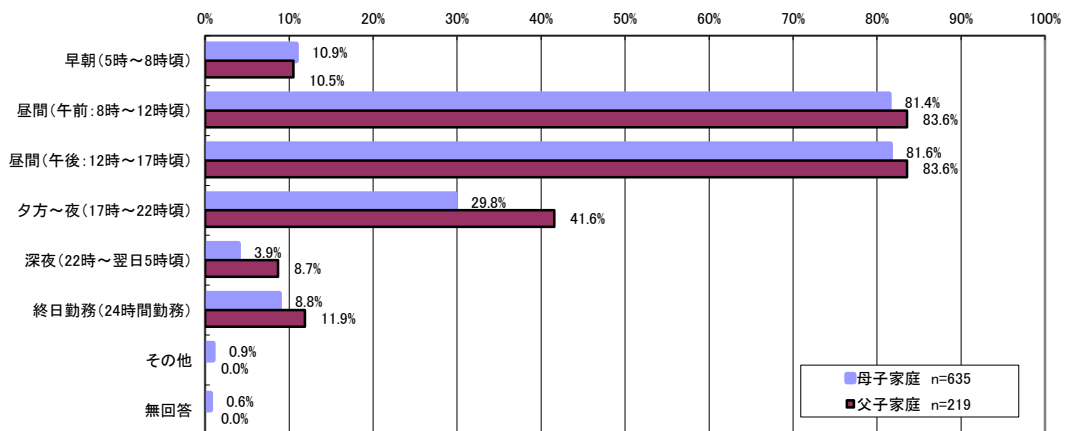
現在仕事をしている人（854 人）に、勤務時間帯についてたずねたところ、約 8 割の人が「昼間（午前：8 時～12 時頃）」「昼間（午後：12 時～17 時頃）」と回答している。次いで「夕方～夜（17 時～22 時頃）」が 32.8%（280 人）となっている。

一方、「早朝（5 時～8 時頃）」や「深夜（22 時～翌日 5 時頃）」あるいは「終日勤務（24 時間勤務）」の方も一定割合いることがわかる。

図表 2-⑧-6 勤務時間帯



図表 2-⑧-7 勤務時間帯（母子・父子家庭別）

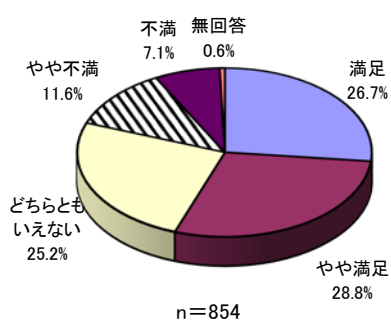


### ⑨ 現在の仕事に対する満足度（問 11）

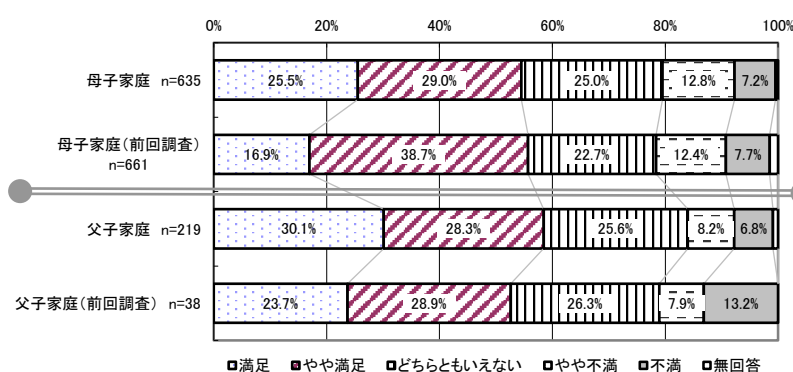
現在仕事をしている人（854人）に、仕事・職場に対する満足度をたずねたところ、「やや満足」が最も多く28.8%（246人）、次いで「満足」が26.7%（228人）、「どちらともいえない」が25.2%（215人）となっている。

母子・父子家庭別にみると、母子・父子家庭ともに前回調査よりも「満足」の割合が増えている。

図表 2-⑨-1 現在の仕事に対する満足度



図表 2-⑨-2 現在の仕事に対する満足度  
（母子・父子家庭別、前回調査との比較）

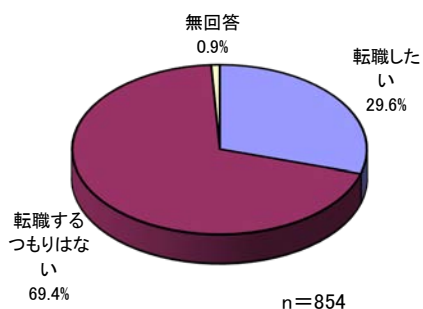


### ⑩ 転職希望（問 12）

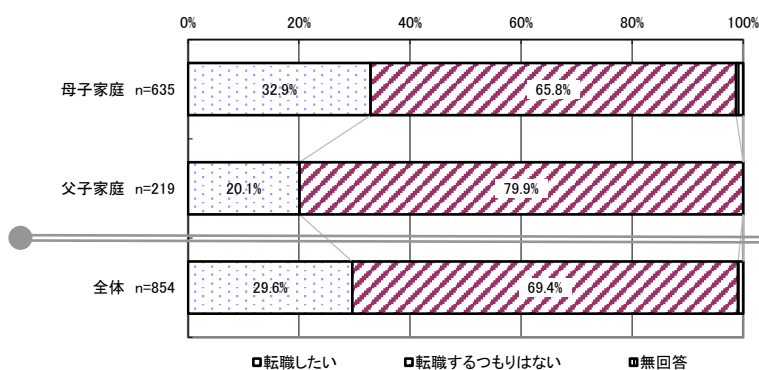
#### 1) 転職希望

現在仕事をしている人（854人）に、今後転職をしたいかどうかたずねたところ、約3割の人が、「転職したい」と回答している。

図表 2-⑩-1 転職希望



図表 2-⑩-2 転職希望（母子・父子家庭別）



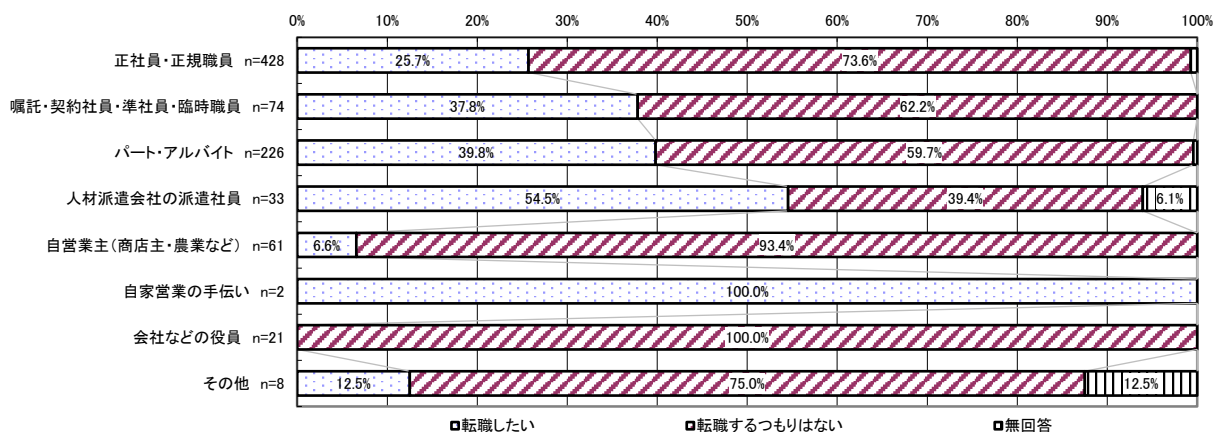


## 2) 現在の就業形態（問7）と転職希望との関係

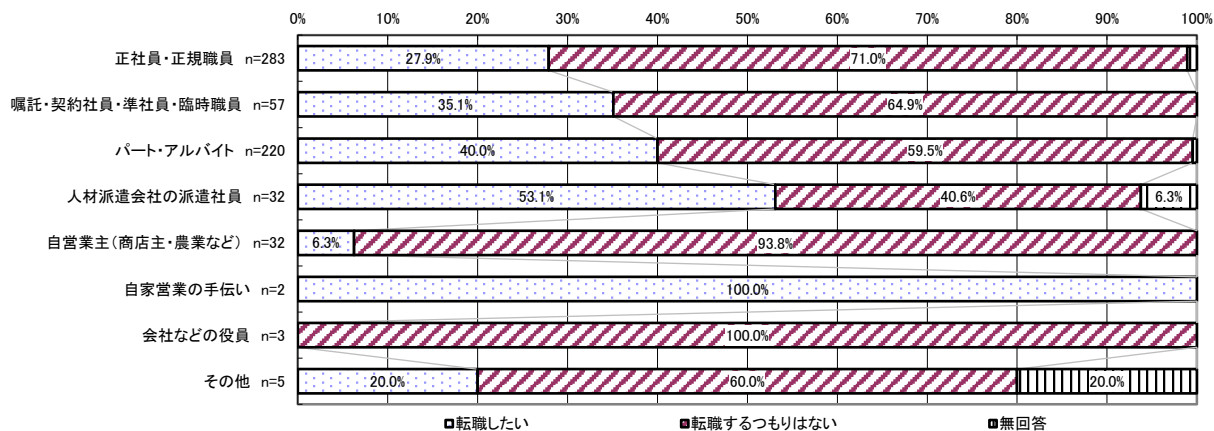
就業形態と転職希望との関係を見ると、「正社員・正規職員」に対し、「パート・アルバイト」「嘱託・契約社員・準社員・臨時職員」「人材派遣会社の派遣社員」等の非正規職員の転職希望の割合が高いことがわかる。

母子・父子家庭別の結果は、**図表 2-⑩-4** 及び **図表 2-⑩-5** のとおりである。

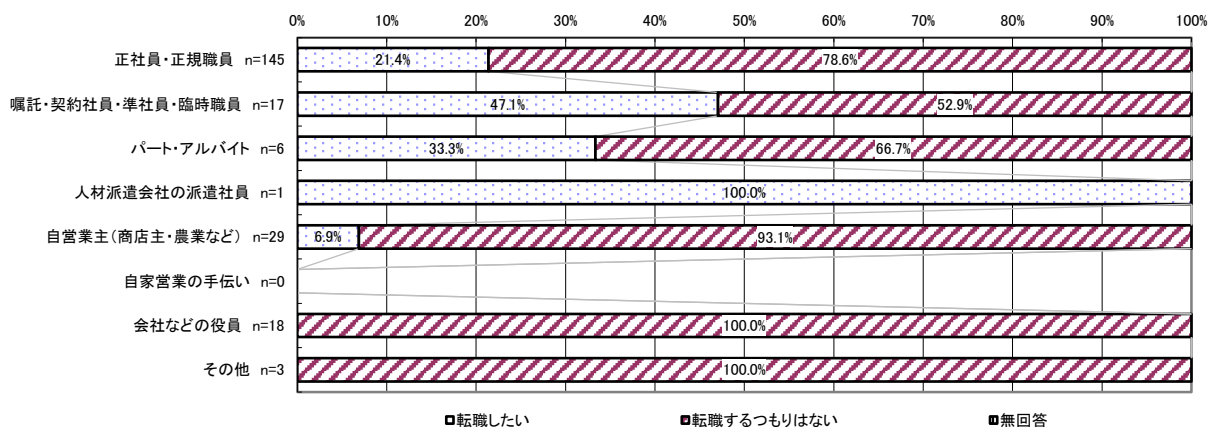
図表 2-⑩-3 現在の就業形態と転職希望との関係



図表 2-⑩-4 現在の就業形態と転職希望との関係（母子家庭）



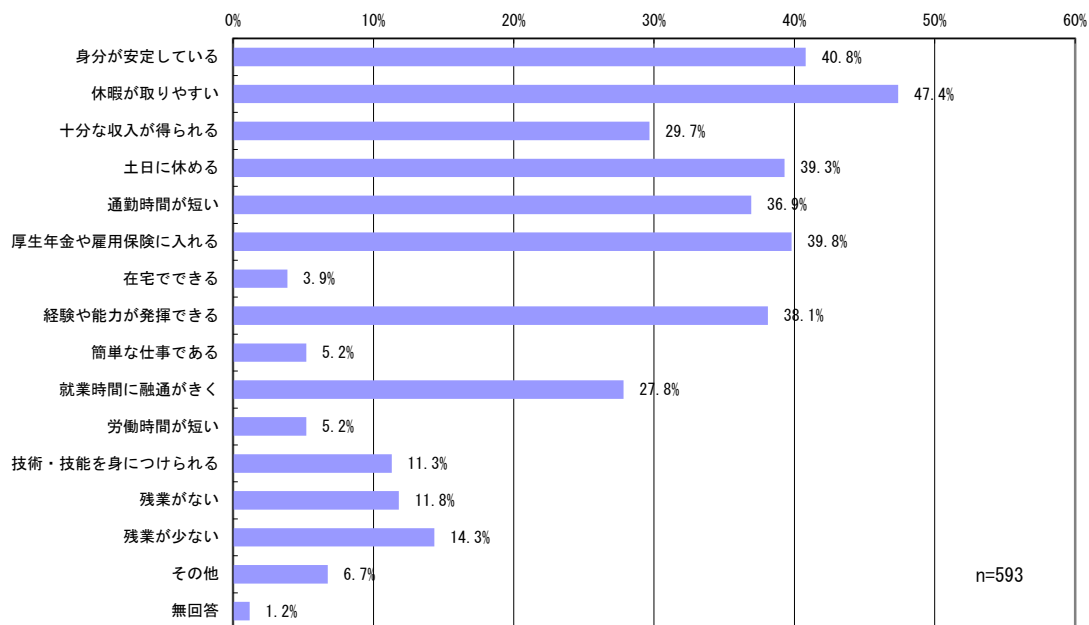
図表 2-⑩-5 現在の就業形態と転職希望との関係（父子家庭）



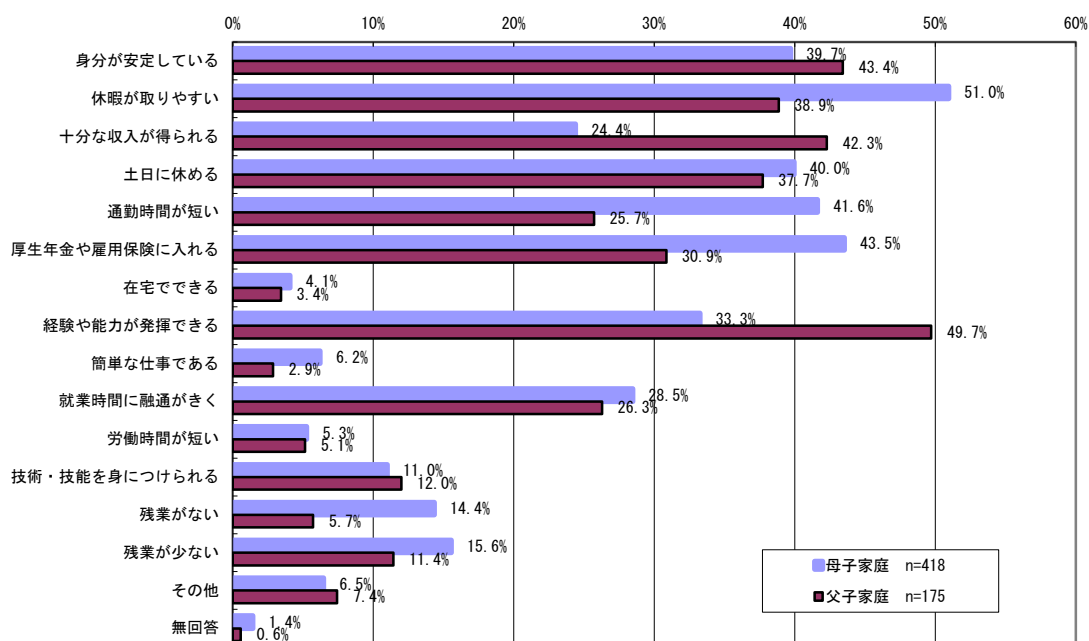
### 3) 現在の仕事・職場の良いところ (問 13)

転職するつもりはないと考えている人 (593 人) に、現在の仕事・職場の良いところをたずねたところ、「休暇が取りやすい」が最も多く 47.4% (281 人)、次いで「身分が安定している」が 40.8% (242 人)、「厚生年金や雇用保険に入れる」が 39.8% (236 人)、「土日に休める」が 39.3% (233 人) となっている。

図表 2-⑩-6 現在の仕事・職場の良いところ



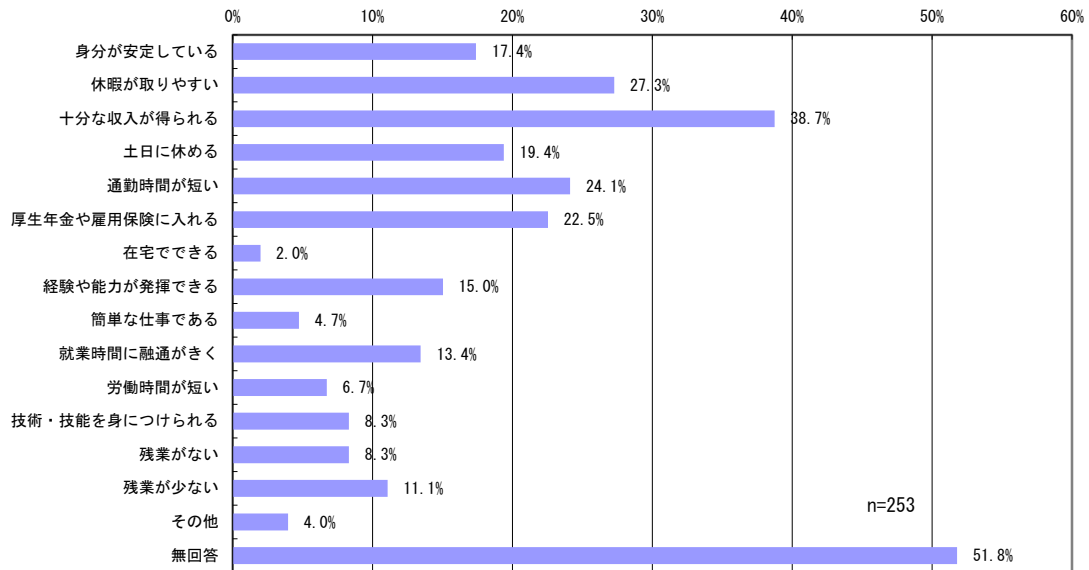
図表 2-⑩-7 現在の仕事・職場の良いところ (母子・父子家庭別)



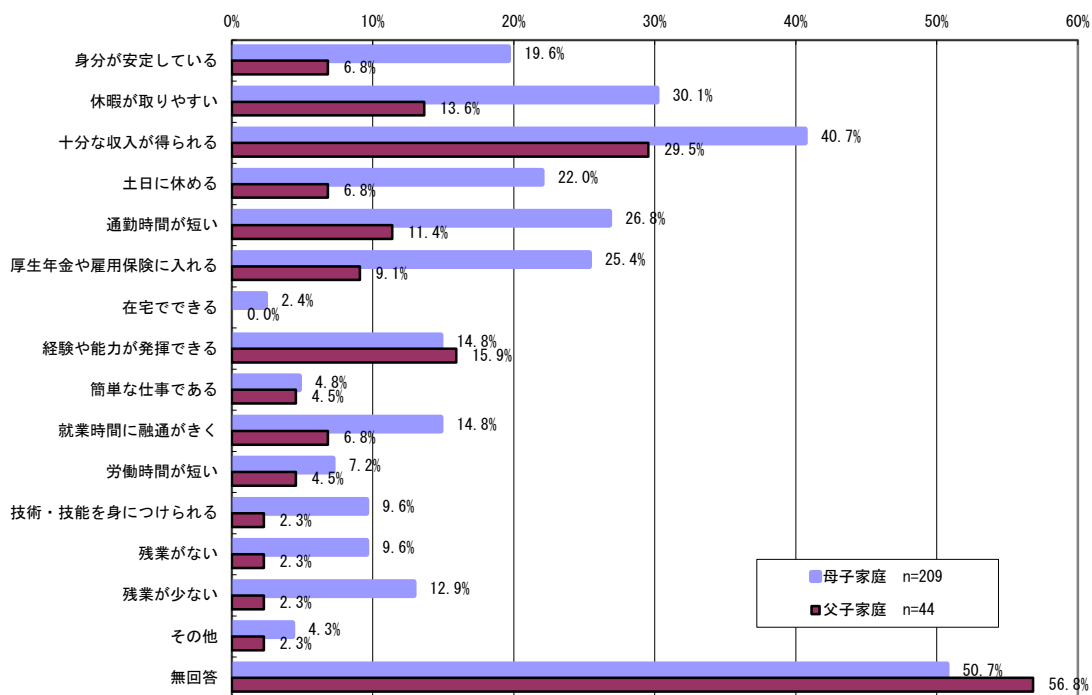
#### 4) 新しい仕事・職場を選ぶ際に重視すること（問13）

転職したいと考えている人（253人）に、新しい仕事・職場を選ぶ際に重視することをたずねたところ、「十分な収入が得られる」が最も多く38.7%（98人）、次いで「休暇が取りやすい」が27.3%（69人）、「通勤時間が短い」が24.1%（61人）、「厚生年金や雇用保険に入れる」が22.5%（57人）となっている。

図表 2-⑩-8 新しい仕事・職場を選ぶ際に重視すること



図表 2-⑩-9 新しい仕事・職場を選ぶ際に重視すること（母子・父子家庭別）



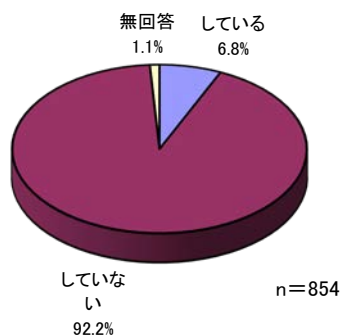
⑪ 副業の有無（問 14）

1) 副業の有無

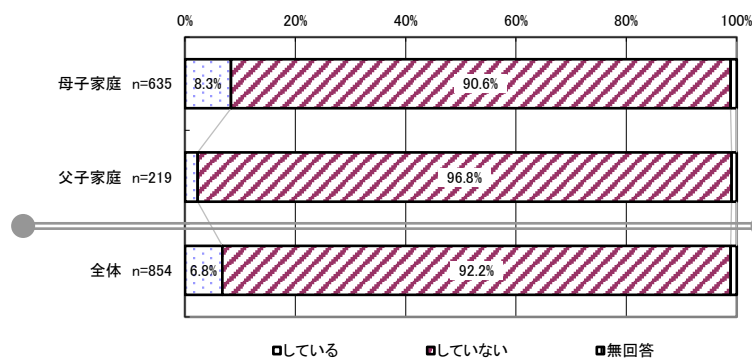
現在仕事をしている人（854人）に、主な仕事以外に別の仕事（副業）をしているかどうかをたずねたところ、6.8%（58人）が副業を「している」と回答している。

母子・父子家庭別にみると、母子家庭では父子家庭に比べて、副業の割合が高い。

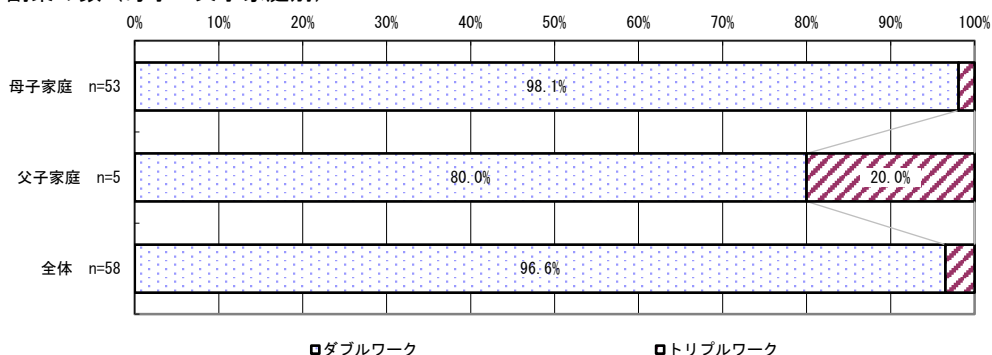
図表 2-⑪-1 副業の有無



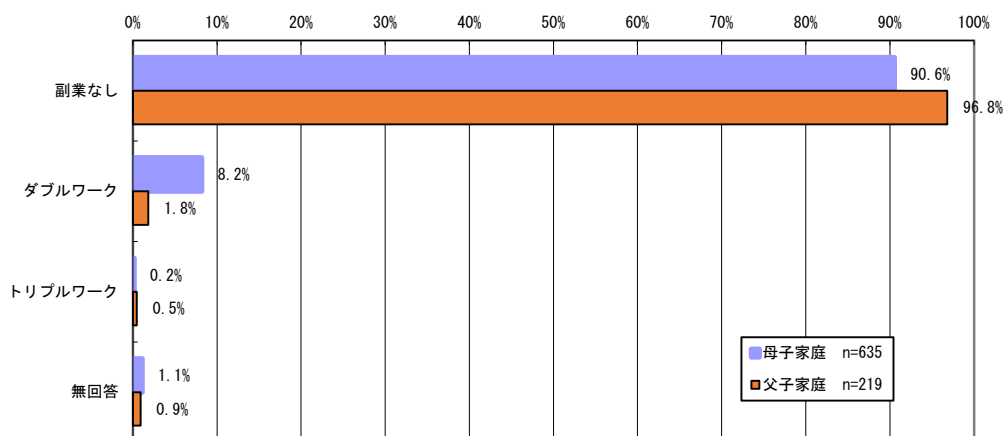
図表 2-⑪-2 副業の有無（母子・父子家庭別）



図表 2-⑪-3 副業の数（母子・父子家庭別）



図表 2-⑪-4 全体に占める副業状況の割合（母子・父子家庭別）



## 2) 副業の平均就業時間、勤務時間帯 (問 14-(2))

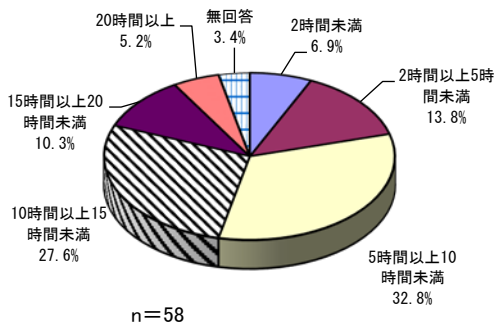
副業 (1 か所目) をしている人 (58 人) に、副業の 1 週間当たりの平均就労時間をたずねたところ、「5 時間以上 10 時間未満」が最も多く 32.8% (19 人)、次いで「10 時間以上 15 時間未満」が 27.6% (16 人) となっている。

1 週間当たりの平均就労時間は、全体では「9.3 時間」、母子家庭では「9.6 時間」、父子家庭では「5.8 時間」となっている。

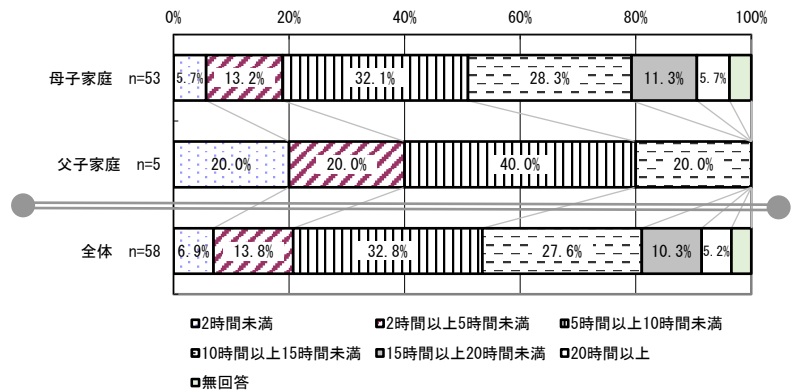
また、勤務時間帯についてたずねたところ、「昼間 (午後: 12 時~17 時頃)」が最も多く 39.7% (23 人)、次いで「昼間 (午前: 8 時~12 時頃)」「夕方~夜 (17 時~22 時頃)」がともに 32.8% (19 人)、「深夜 (22 時~翌日 5 時頃)」が 15.5% (9 人) となっている。

時間帯別にみると、「深夜 (22 時~翌日 5 時頃)」では問 10-(2)のおもな仕事に比べて、割合が高い。

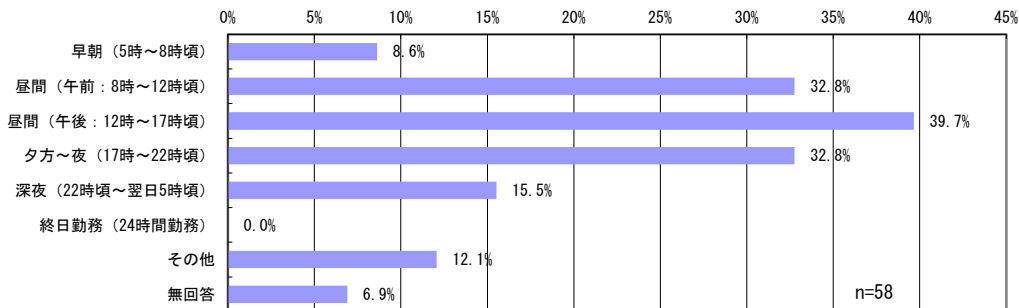
図表 2-⑪-5 副業の一週間当たりの平均就業時間



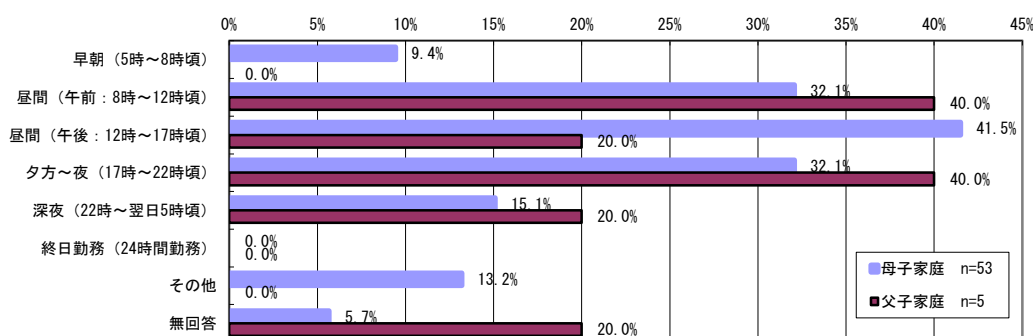
図表 2-⑪-6 副業の一週間当たりの平均就業時間 (母子・父子家庭別)



図表 2-⑪-7 副業の勤務時間帯



図表 2-⑪-8 副業の勤務時間帯 (母子・父子家庭別)

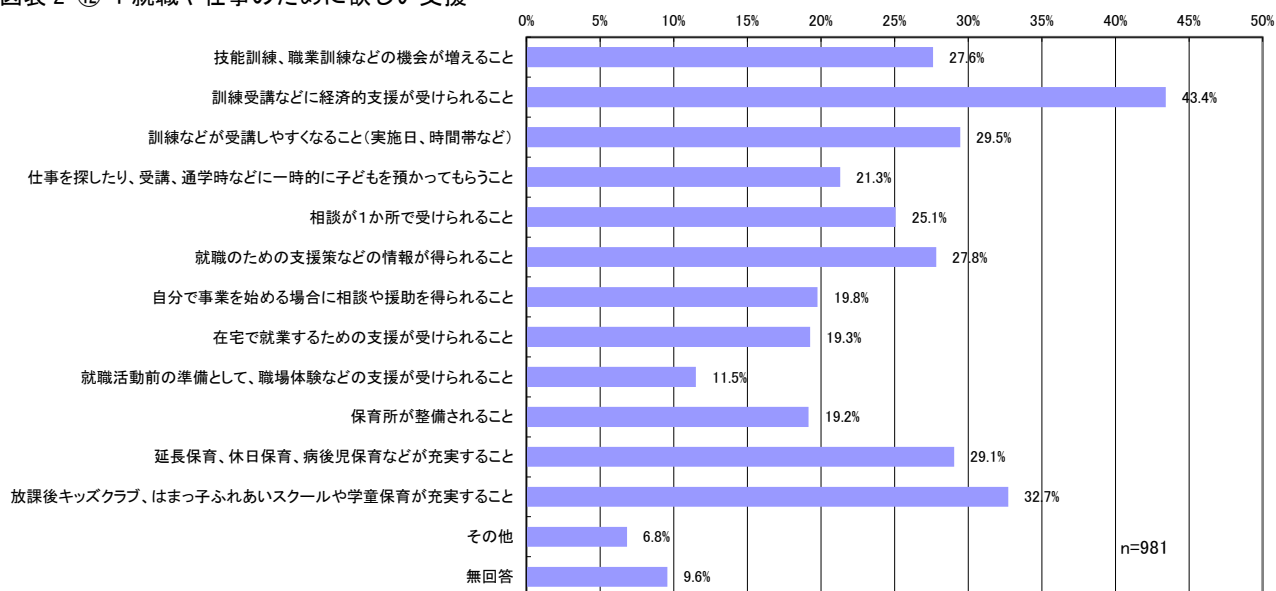


⑫ 就職や仕事のために欲しい支援（問17）

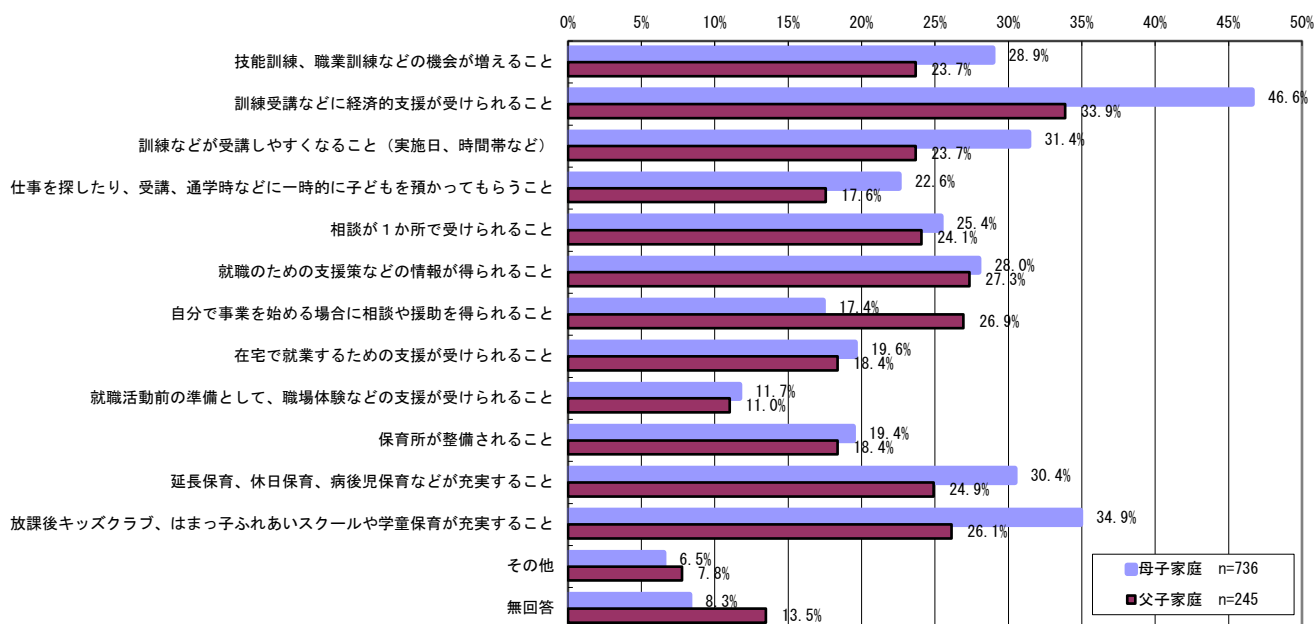
よりよい就職や仕事のためにどのような支援が欲しいかをたずねたところ、「訓練受講などに経済的支援が受けられること」が最も多く43.4%（426人）、次いで「放課後キッズクラブ、はまっ子ふれあいスクールや学童保育が充実すること」が32.7%（321人）、「訓練などが受講しやすくなること（実施日、時間帯など）」が29.5%（289人）、「延長保育、休日保育、病後児保育などが充実すること」が29.1%（285人）となっている。

母子・父子家庭別にみると、母子家庭では保育に関する支援への回答の割合が高いが、父子家庭では「就職のための支援策などの情報が得られること」「自分で事業を始める場合に相談や援助を得られること」など就職や仕事にかかわる回答の割合が高い。

図表 2-⑫-1 就職や仕事のために欲しい支援



図表 2-⑫-2 就職や仕事のために欲しい支援（母子・父子家庭別）



### (3) 福祉関係の制度について (問 18)

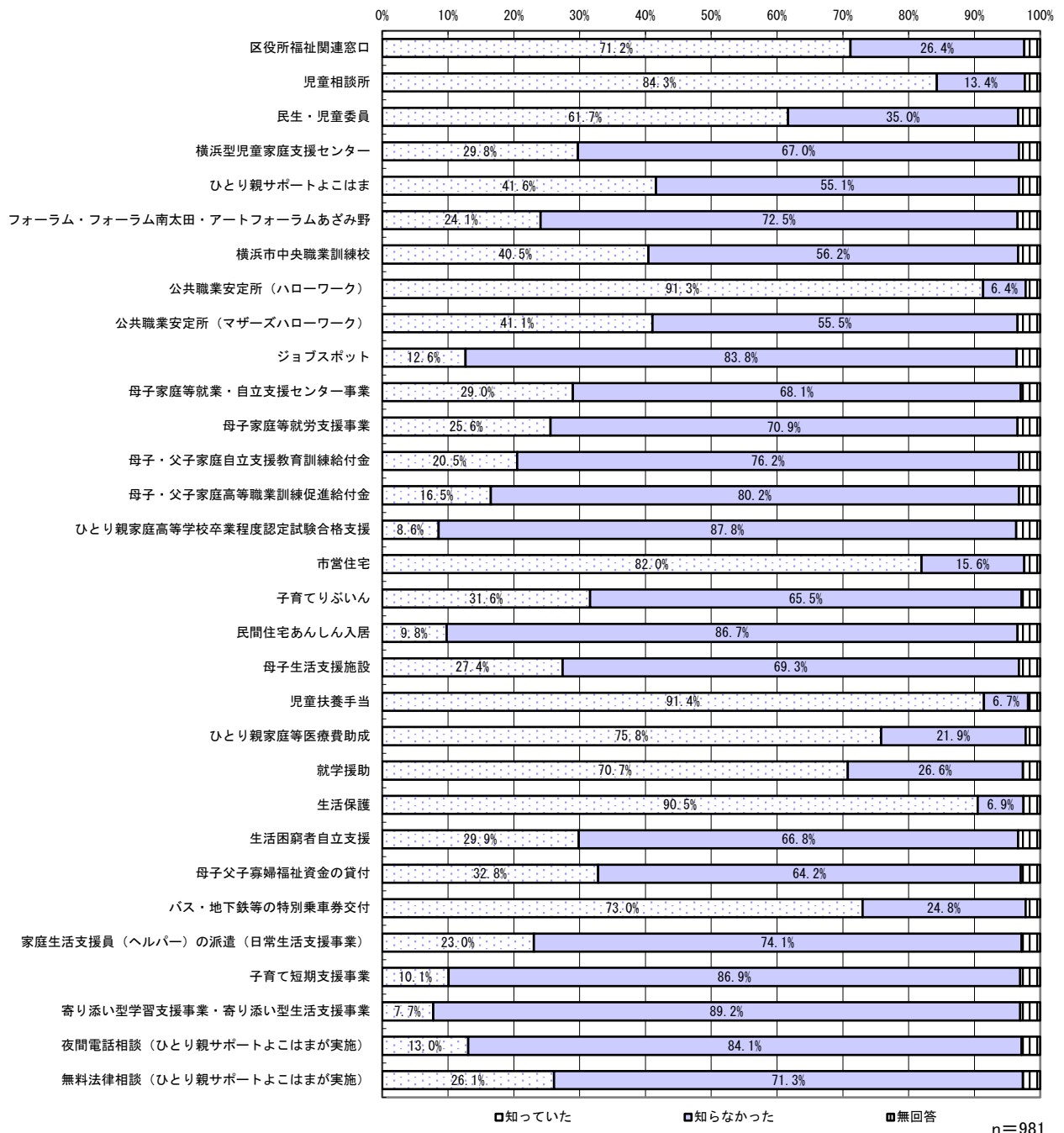
#### ① 福祉制度の認知状況 (問 18)

福祉制度の認知状況についてたずねたところ、「知っていた」との回答が多かったのは、「児童扶養手当」91.4% (897 人)、「公共職業安定所 (ハローワーク)」91.3% (896 人)、「生活保護」90.5% (888 人)、「児童相談所」84.3% (827 人)、「市営住宅」82.0% (804 人)、「ひとり親家庭等医療費助成」75.8% (744 人) などが挙げられている。

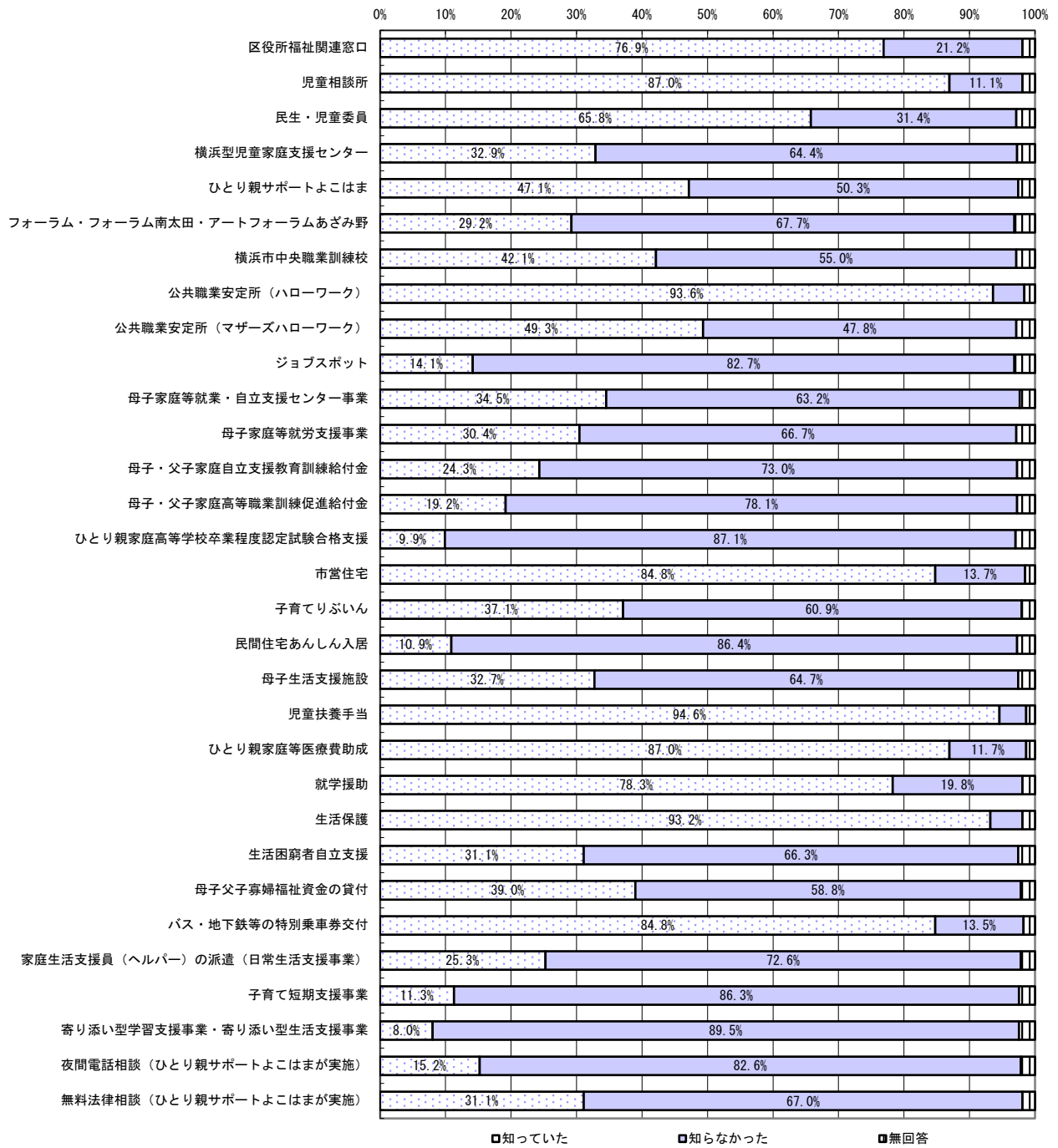
一方、「民間住宅あんしん入居」「夜間電話相談 (ひとり親サポートよこはまが実施)」「ジョブスポット」などの認知度は低い。

母子・父子家庭別にみると、父子家庭では母子家庭に比べて、全体的に認知度が低い傾向にある。

図表 3-①-1 福祉制度の認知状況



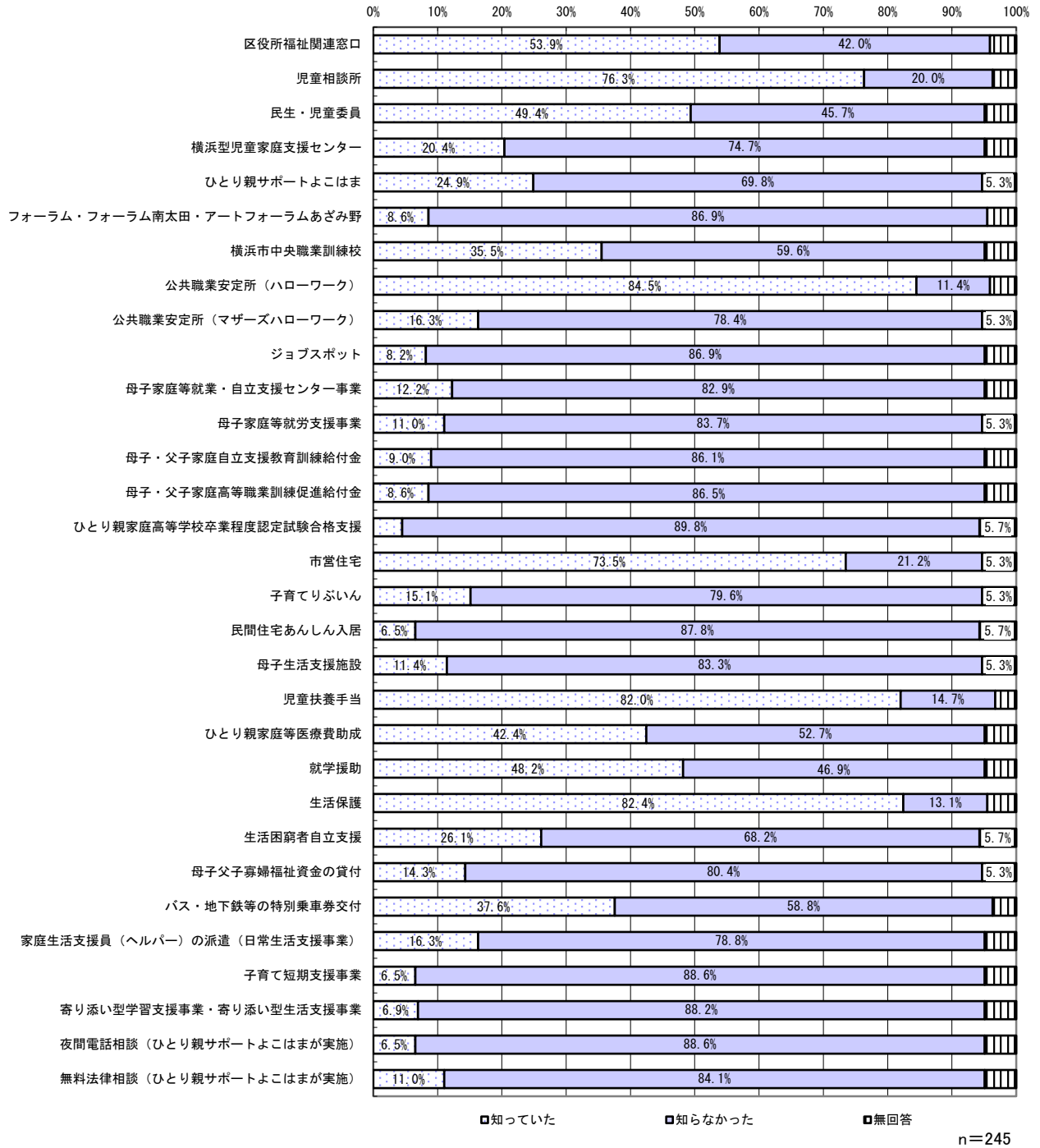
図表 3-①-2 福祉制度の認知状況（母子家庭）



n=736



図表 3-①-3 福祉制度の認知状況（父子家庭）



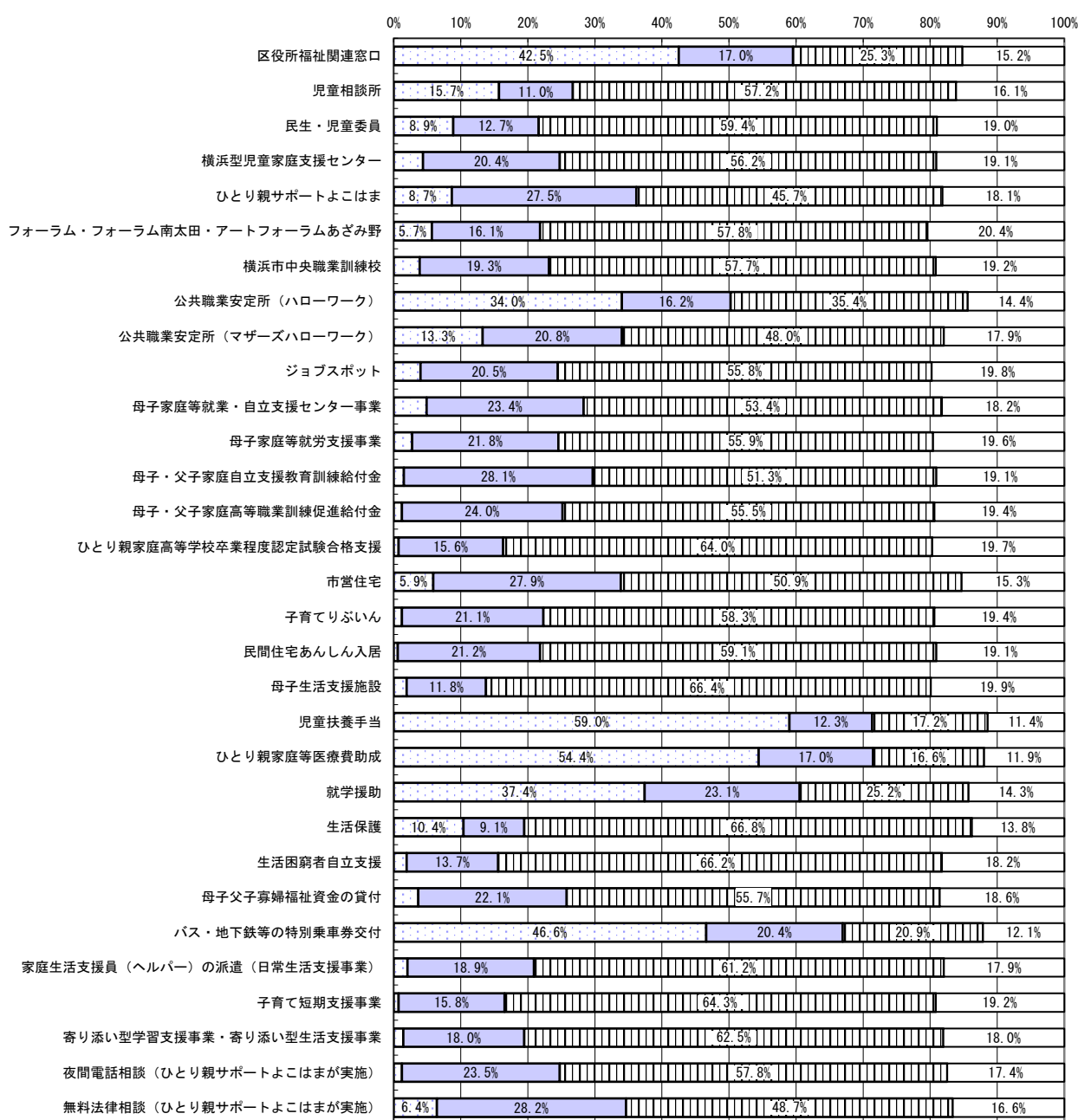
## ② 福祉制度の利用状況（問 18）

福祉制度の利用状況についてたずねたところ、「利用しているまたは利用したことがある」との回答が多かったのは、相談・就業支援では「区役所福祉関連窓口」42.5%（417人）、「公共職業安定所（ハローワーク）」34.0%（334人）、経済的支援では「児童扶養手当」59.0%（579人）、「ひとり親家庭等医療費助成」54.4%（534人）、「バス・地下鉄等の特別乗車券交付」46.6%（457人）などが挙げられている。

一方、「利用しているまたは利用したことがある」との回答が10%未満となっている制度も多い。

母子・父子家庭別の結果は、**図表 3-②-2** 及び **図表 3-②-3** のとおりである。

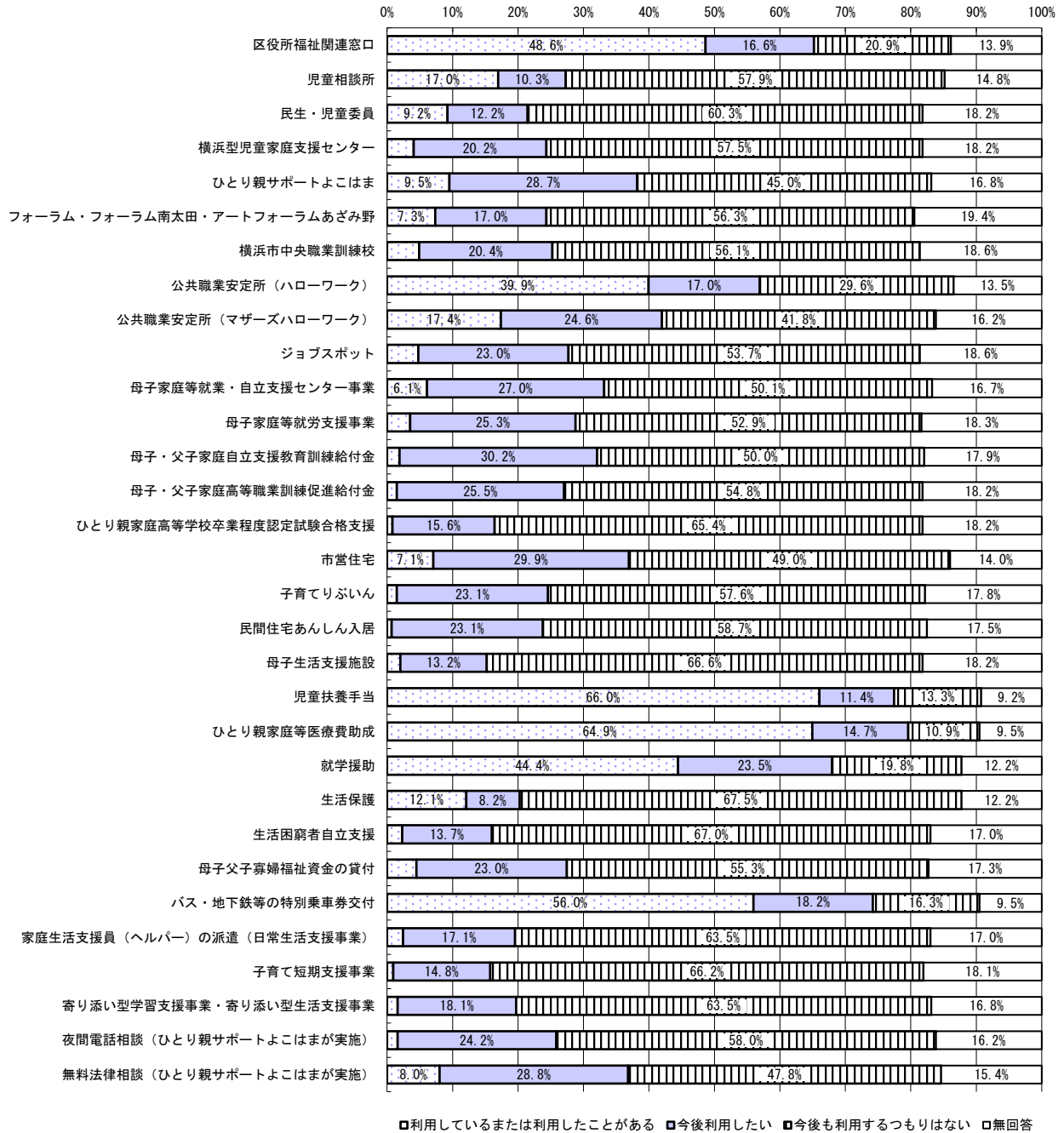
図表 3-②-1 福祉制度の利用状況



□利用しているまたは利用したことがある □今後利用したい □今後利用するつもりはない □無回答

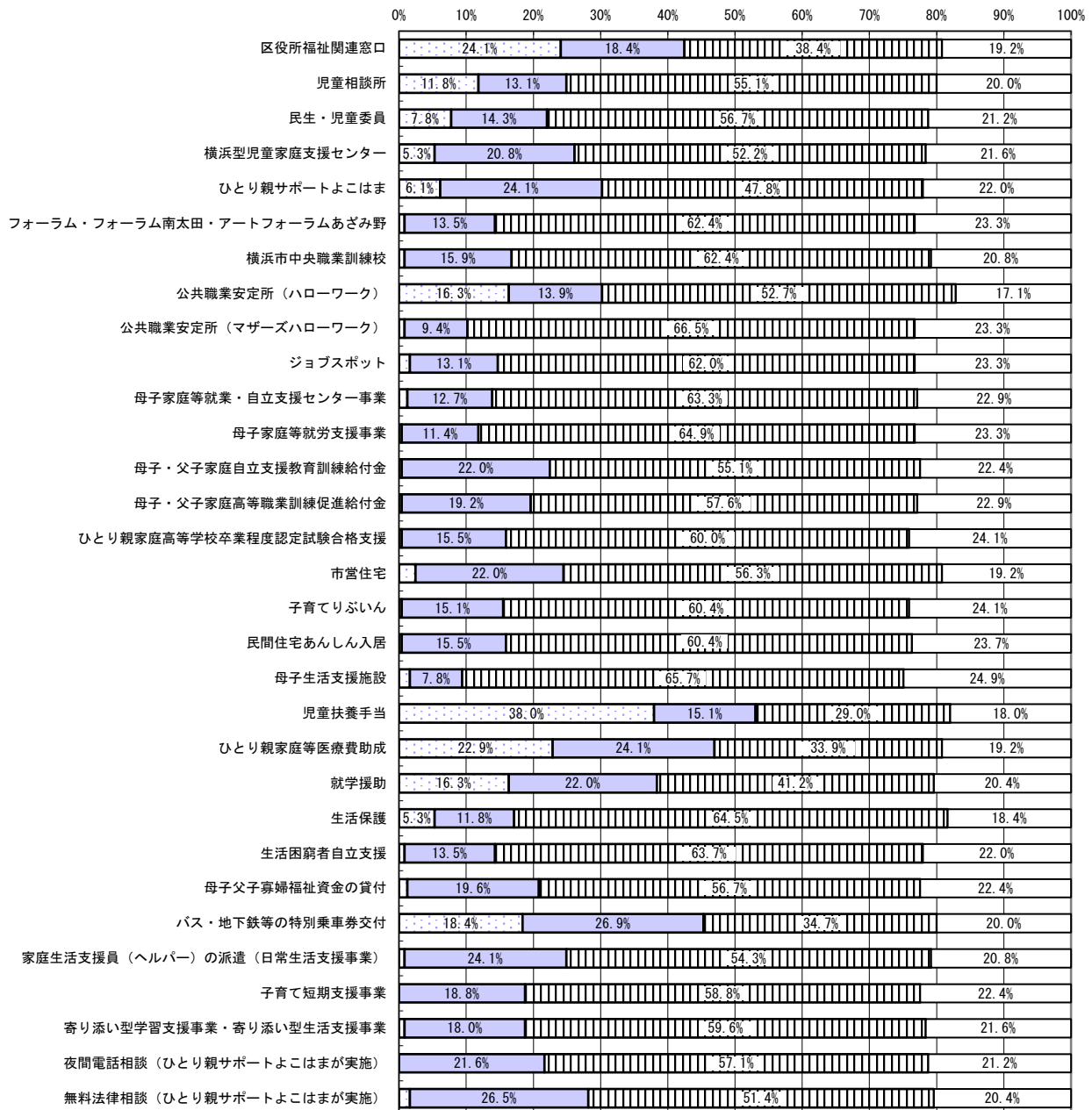
n=981

図表 3-②-2 福祉制度の利用状況（母子家庭）



n=736

図表 3-②-3 福祉制度の利用状況（父子家庭）



□利用しているまたは利用したことがある □今後利用したい □今後利用するつもりはない □無回答

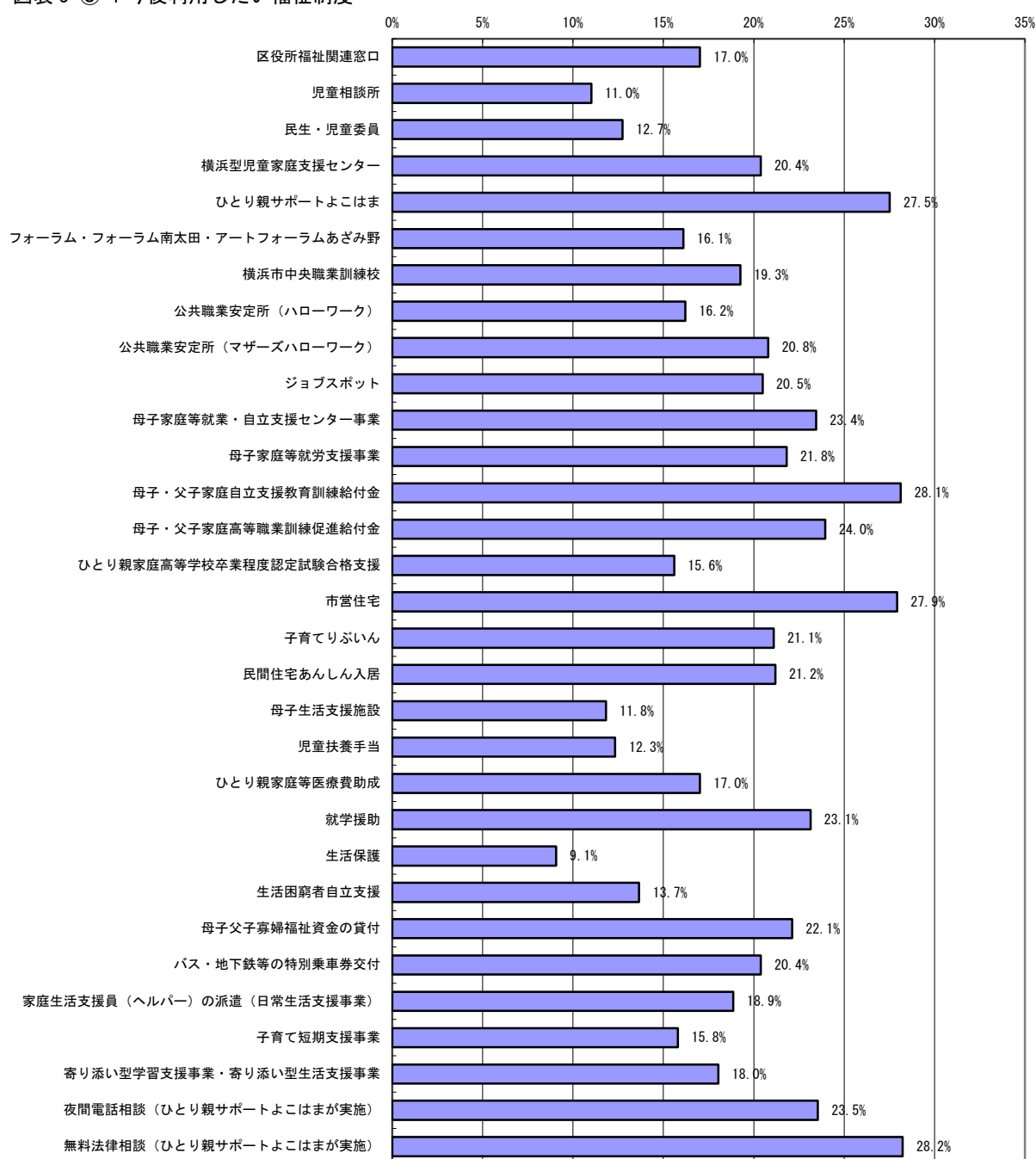
n=245

### ③ 今後利用したい福祉制度（問 18）

今後利用したい福祉制度についてたずねたところ、「無料法律相談（ひとり親サポートよこはまが実施）」が最も多く 28.2%（277 人）、次いで「母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金」が 28.1%（276 人）、「市営住宅」が 27.9%（274 人）、「ひとり親サポートよこはま」が 27.5%（270 人）となっている。

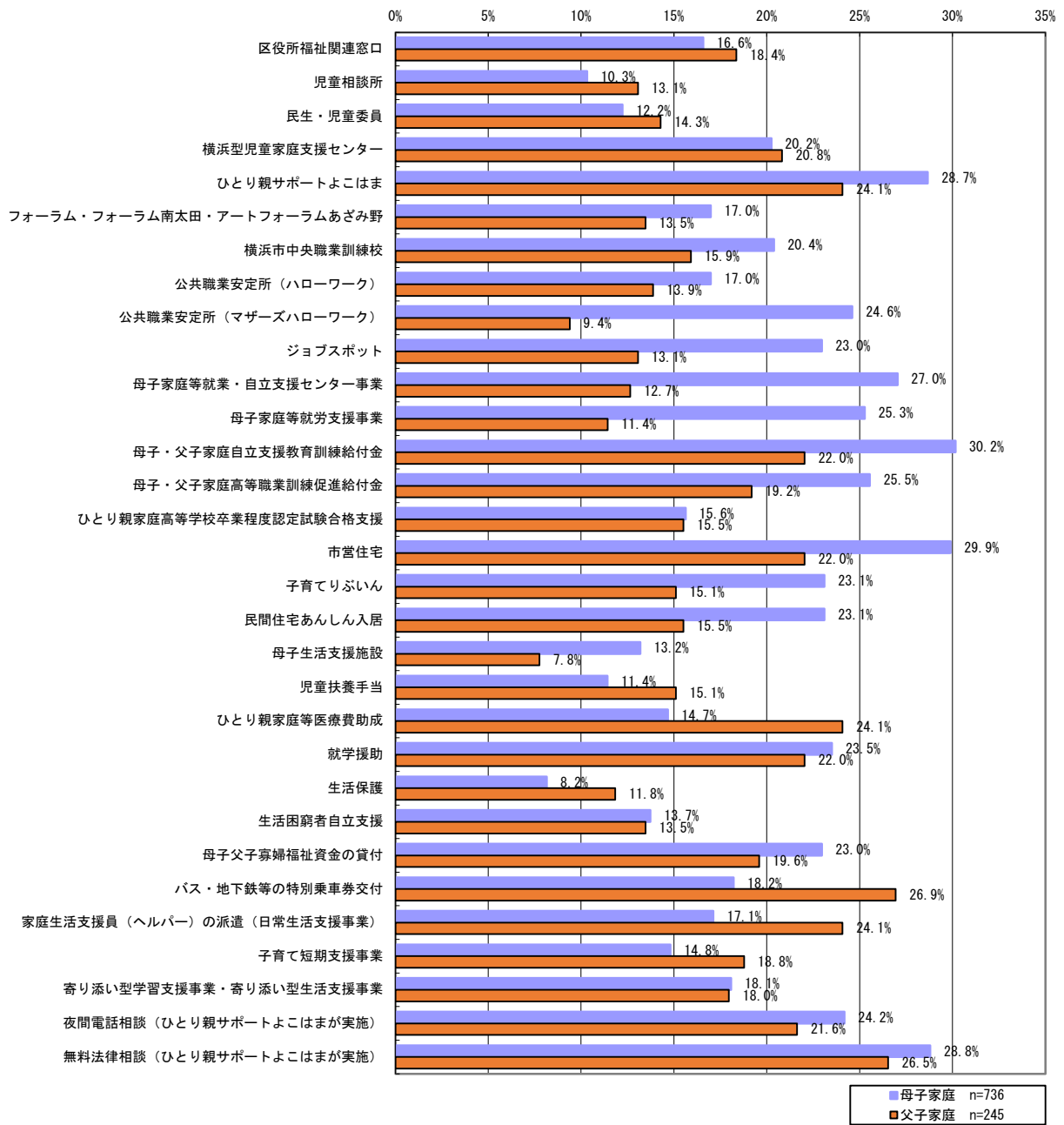
母子・父子家庭別にみると、母子家庭では「母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金」「母子家庭等就業・自立支援センター事業」などの就業支援や「市営住宅」「民間住宅あんしん入居」などの住宅支援の割合が高いが、父子家庭では「バス・地下鉄等の特別乗車券交付」「家庭生活支援員（ヘルパー）の派遣（日常生活支援事業）」など日常生活支援の割合が高い。

図表 3-③-1 今後利用したい福祉制度



n=981

図表 3-③-2 今後利用したい福祉制度（母子・父子家庭別）



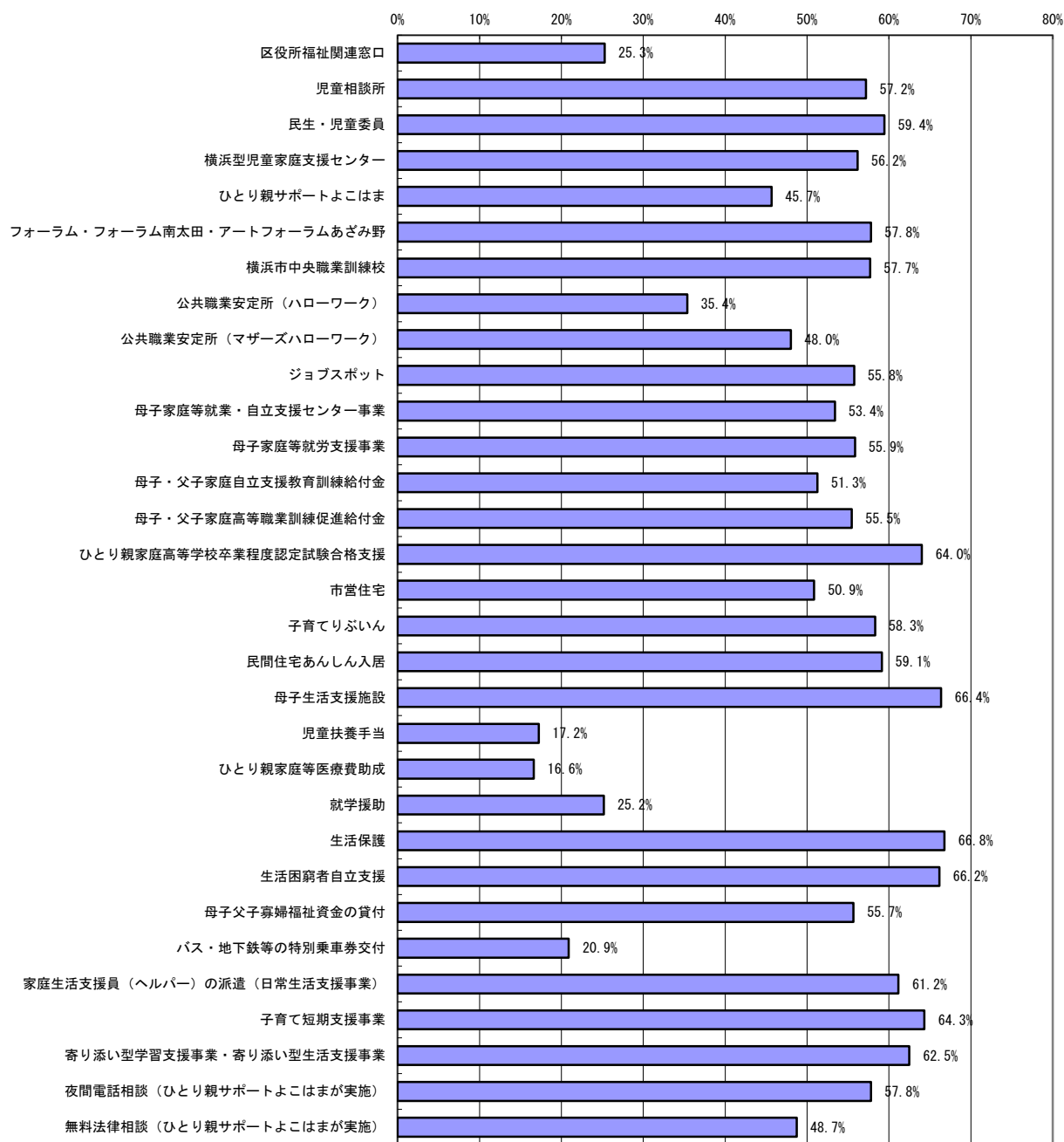
#### ④ 今後も利用するつもりのない福祉制度（問 18）

今後も利用するつもりのない福祉制度についてたずねたところ、「生活保護」が最も多く 66.8%（655 人）、次いで「母子生活支援施設」が 66.4%（651 人）、「生活困窮者自立支援」が 66.2%（649 人）、「子育て短期支援事業」が 64.3%（631 人）となっている。

相談・就業支援では「区役所福祉関連窓口」「公共職業安定所（ハローワーク）」や経済的支援では「児童扶養手当」「ひとり親家庭医療費助成」「就学援助」「バス・地下鉄等の特別乗車券交付」などは低い割合になっている。

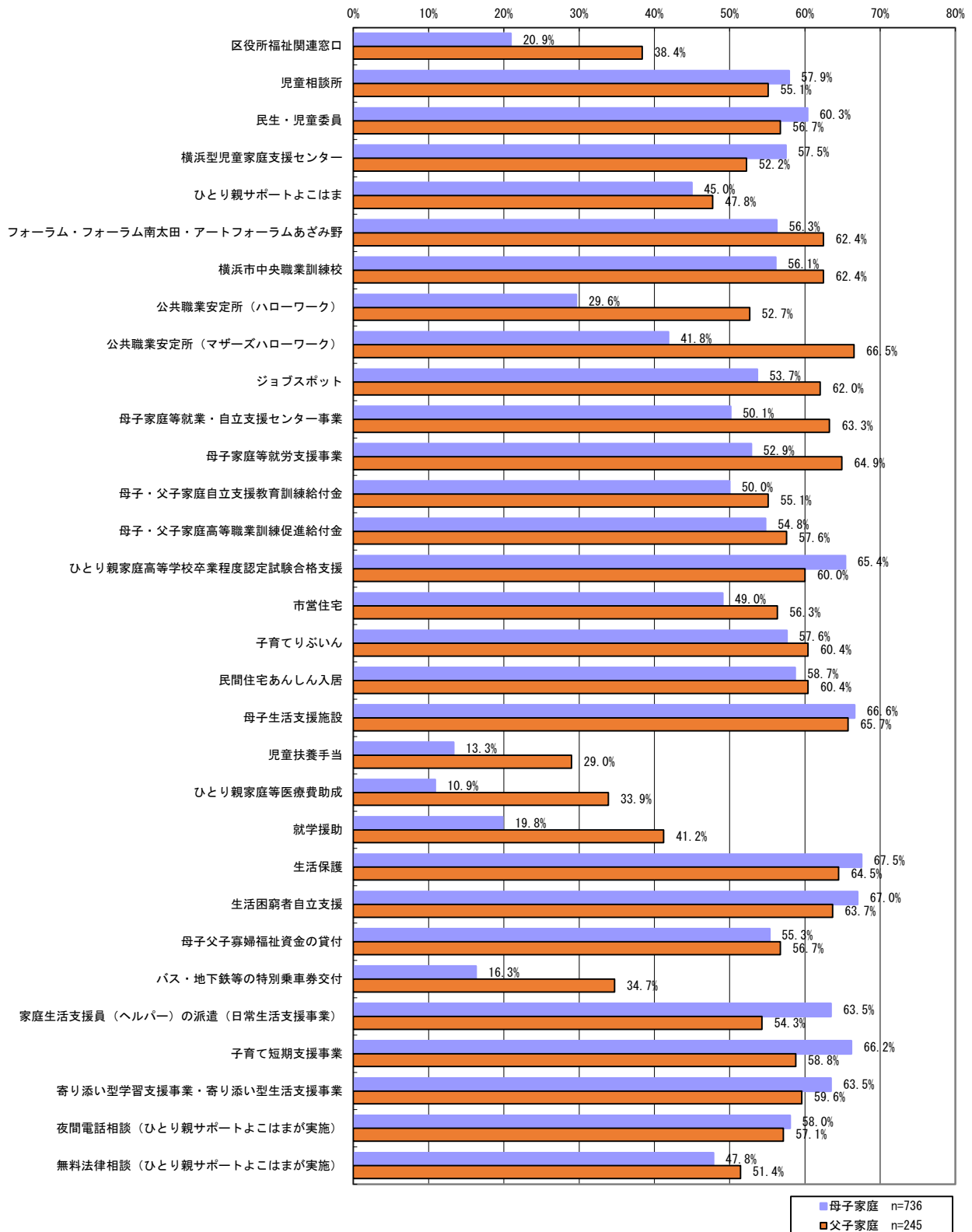
母子・父子家庭別の結果は、**図表 3-④-2** のとおりである。

図表 3-④-1 今後も利用するつもりのない福祉制度



n=981

図表 3-④-2 今後も利用するつもりのない福祉制度（母子・父子家庭別）



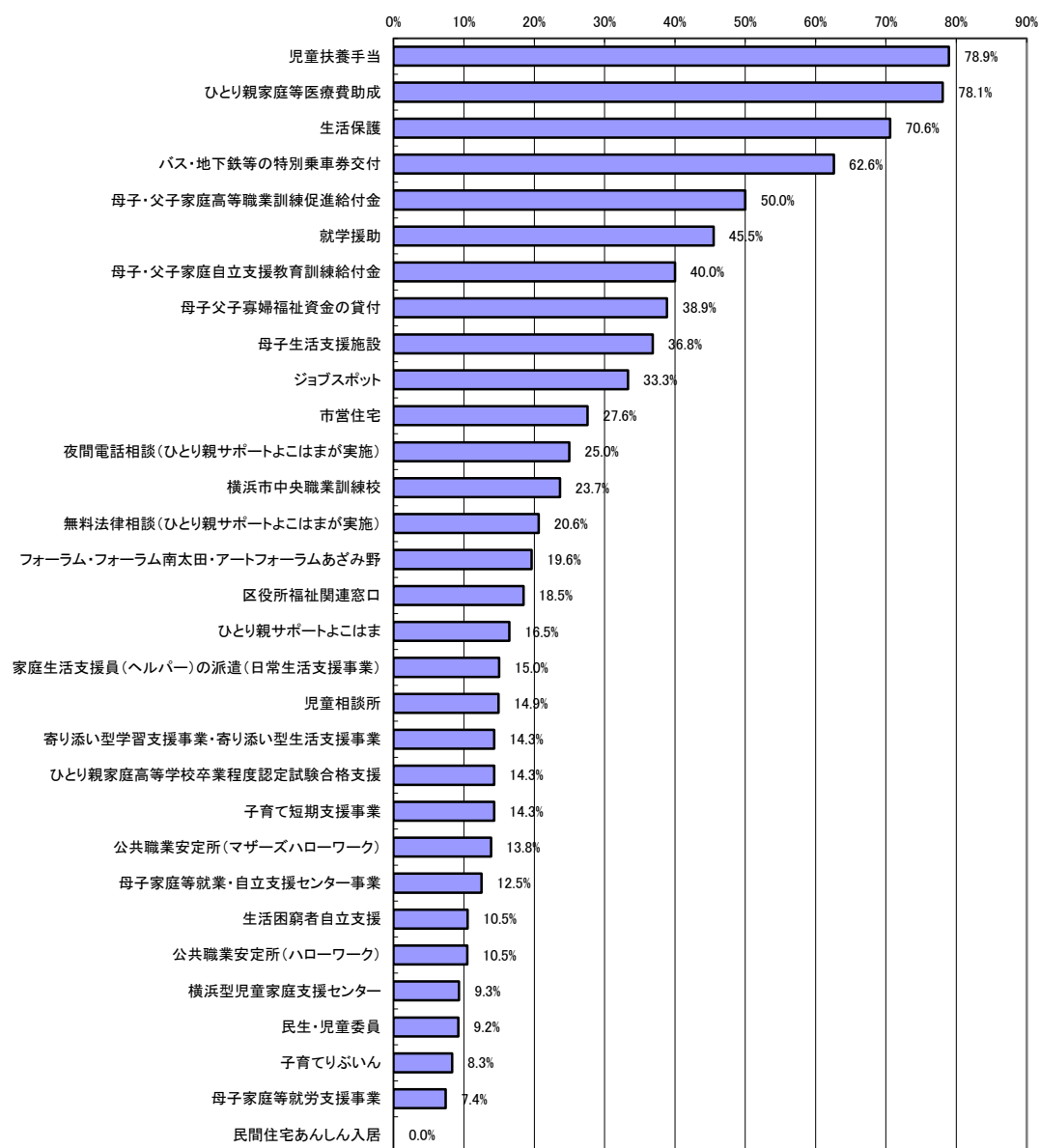


⑤ 特に役に立った福祉制度（問 18-（2））

「利用しているまたは利用したことのある」福祉制度のうち特に役に立った制度についてたずねたところ、「児童扶養手当」が最も多く 78.9%（457 人）、次いで「ひとり親家庭等医療費助成」が 78.1%（417 人）、「バス・地下鉄等の特別乗車券交付」が 62.6%（286 人）となっている。この 3 つの制度が、「生活保護」70.6%（72 人）同様、割合が高い。

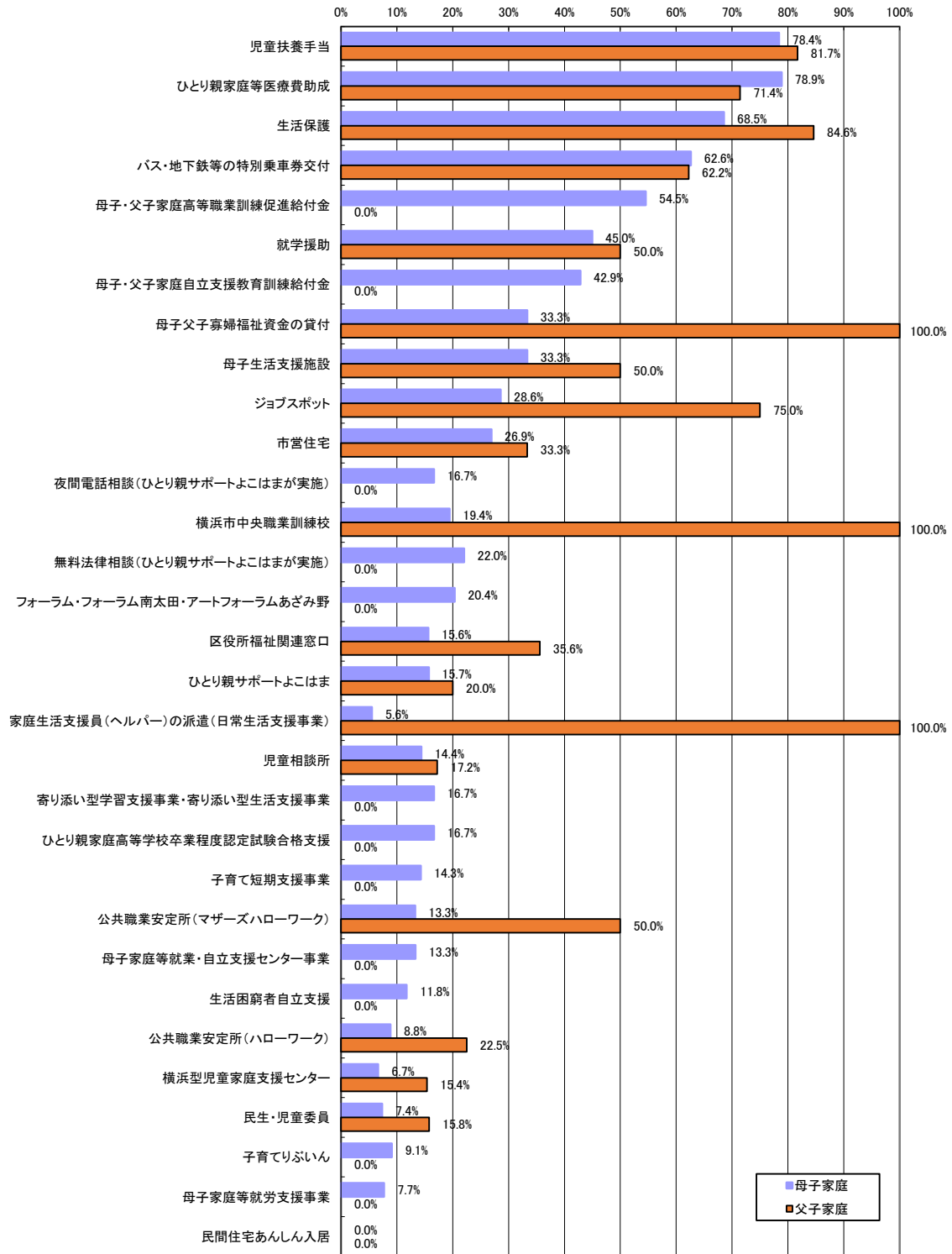
母子・父子家庭別の結果は、**図表 3-⑤-2** のとおりである。

図表 3-⑤-1 特に役に立った福祉制度



※ %はそれぞれの制度利用者数にて計算

図表 3-⑤-2 特に役に立った福祉制度（母子・父子家庭別）



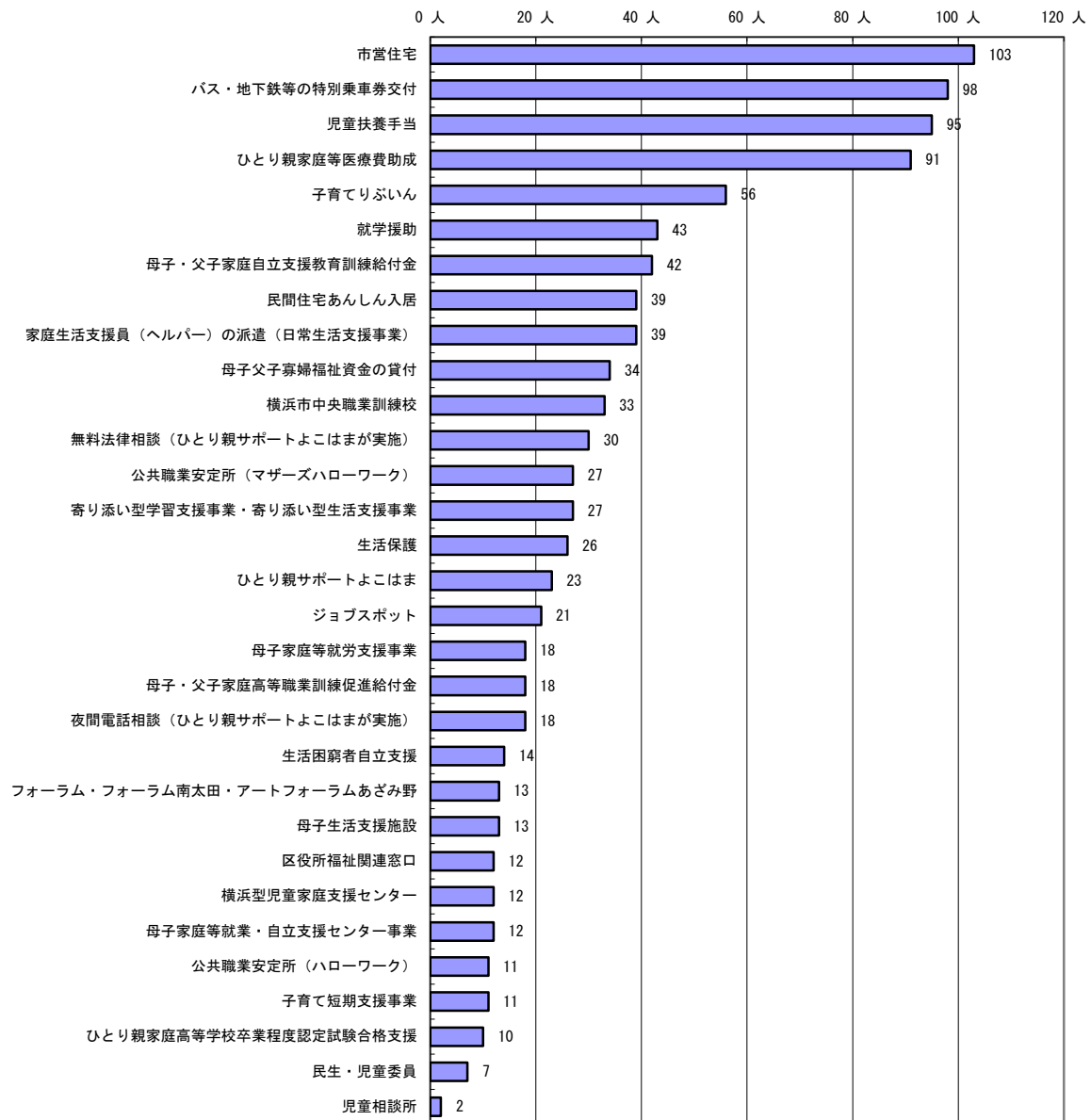
※ %はそれぞれの制度利用者数にて計算

⑥ 利用したかったが利用できなかった福祉制度（問 18-（3））

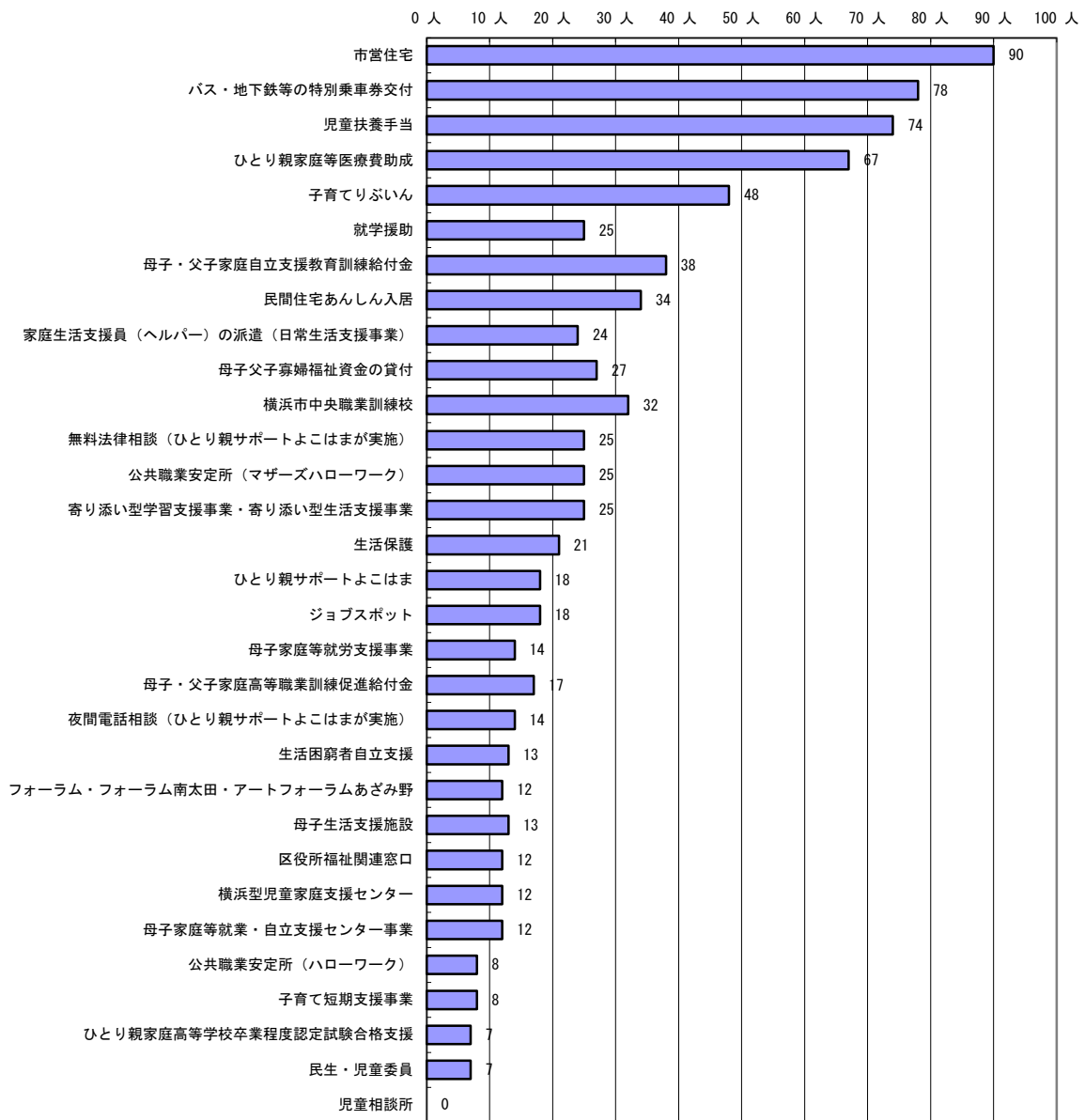
利用したかったが実際に利用できなかった福祉制度についてたずねたところ、「市営住宅」が最も多く 103 人、次いで「バス・地下鉄等の特別乗車券交付」が 98 人、「児童扶養手当」が 95 人、「ひとり親家庭等医療費助成」が 91 人となっている。

母子・父子家庭別の結果は、**図表 3-⑥-2** 及び **図表 3-⑥-3** のとおりである。

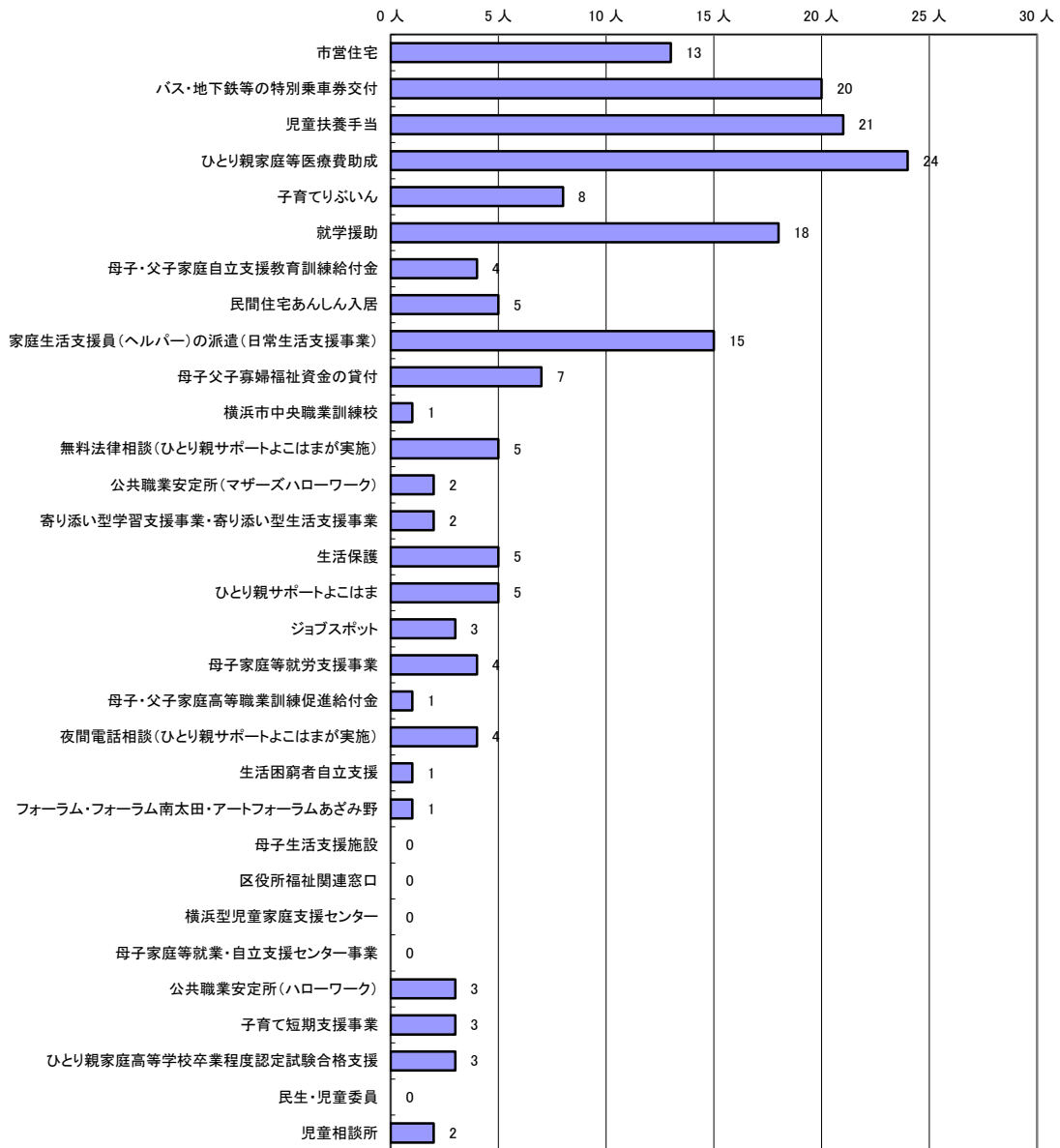
図表 3-⑥-1 利用したかったが利用できなかった福祉制度



図表 3-⑥-2 利用したかったが利用できなかった福祉制度（母子家庭）



図表 3-⑥-3 利用したかったが利用できなかった福祉制度（父子家庭）

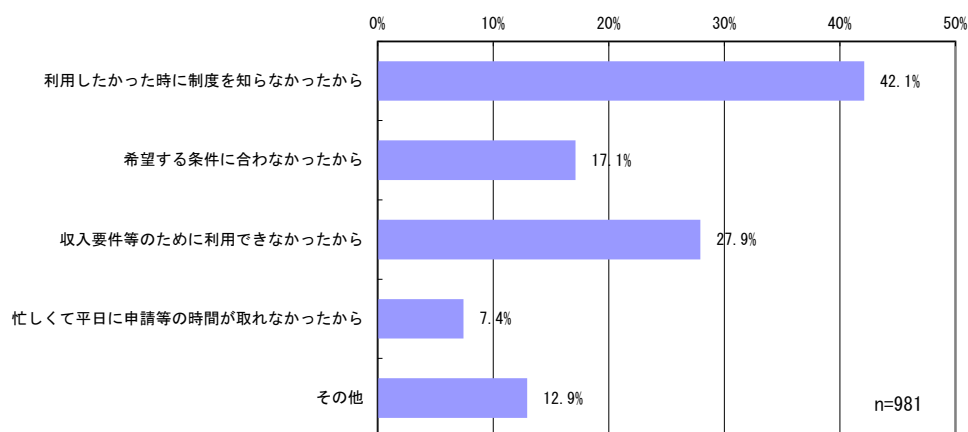


⑦ 利用したかったが実際に利用できなかった理由（問 18-（3））

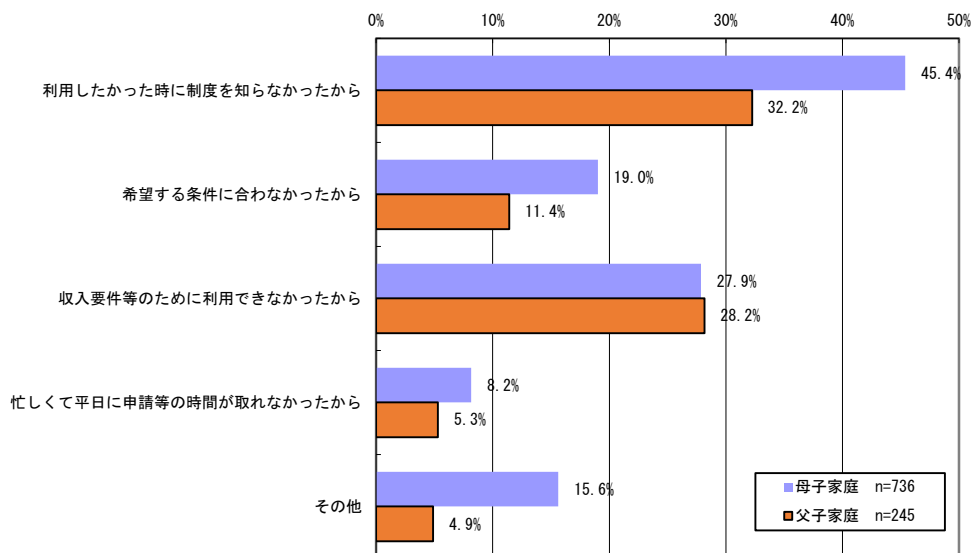
福祉制度を利用したかったが実際に利用できなかった理由をたずねたところ、「利用したかった時に制度を知らなかったから」が最も多く 42.1%（413 人）、次いで「収入要件等のために利用できなかったから」が 27.9%（274 人）となっている。

母子・父子家庭別にみると、どの項目も母子家庭の回答の割合が高い傾向にあるが、「収入要件等のために利用できなかったから」は、母子・父子家庭ともにほぼ同じ割合になっている。

図表 3-⑦-1 利用したかったが実際に利用できなかった理由



図表 3-⑦-2 利用したかったが実際に利用できなかった理由（母子・父子家庭別）

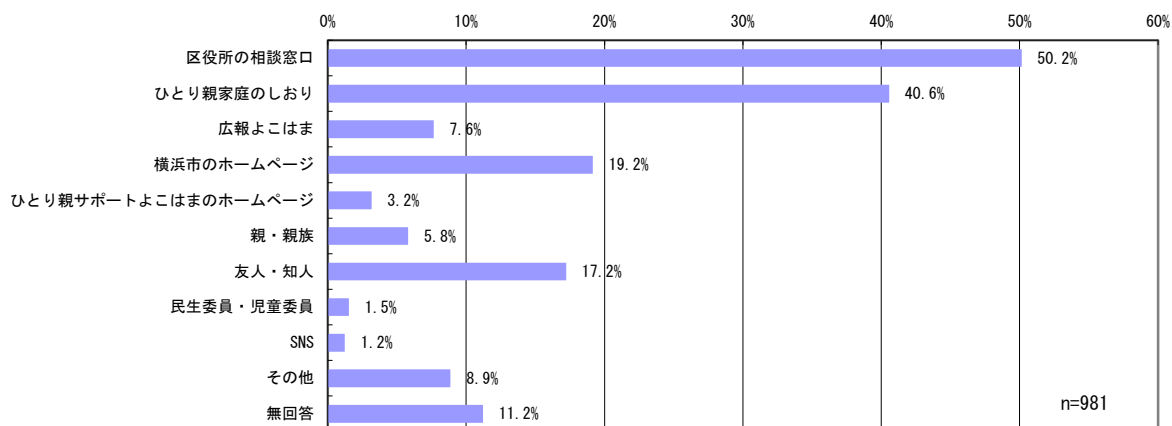


⑧ 福祉制度を知った手段（問 18-（4））

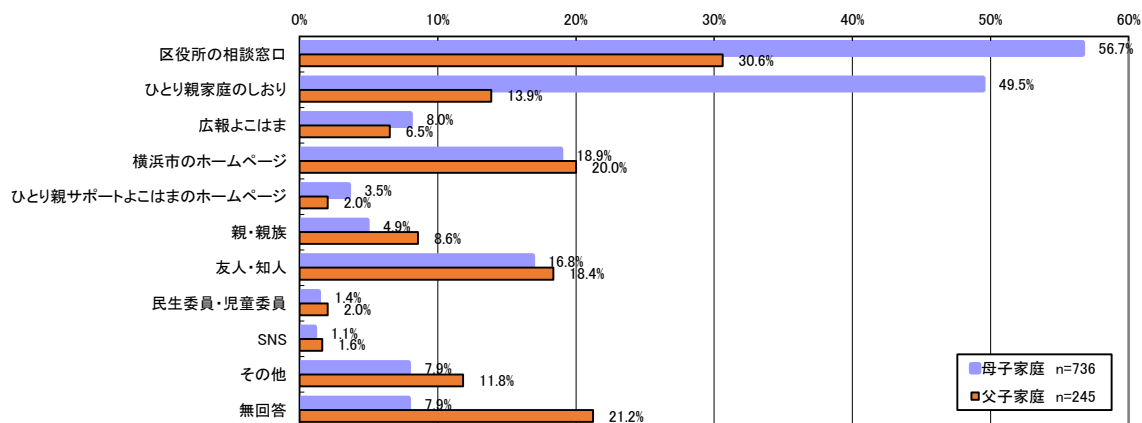
福祉制度をどのように知ったかをたずねたところ、「区役所の相談窓口」が最も多く 50.2%（492 人）、次いで「ひとり親家庭のしおり」が 40.6%（398 人）、「横浜市のホームページ」が 19.2%（188 人）、「友人・知人」が 17.2%（169 人）となっている。

母子・父子家庭別の結果は、**図表 3-⑧-2** のとおりである。

図表 3-⑧-1 福祉制度を知った手段



図表 3-⑧-2 福祉制度を知った手段（母子・父子家庭別）

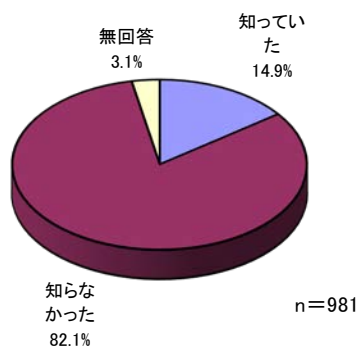


⑨ 「ひとり親サポートよこはま」の情報カードの認知度（問 19）

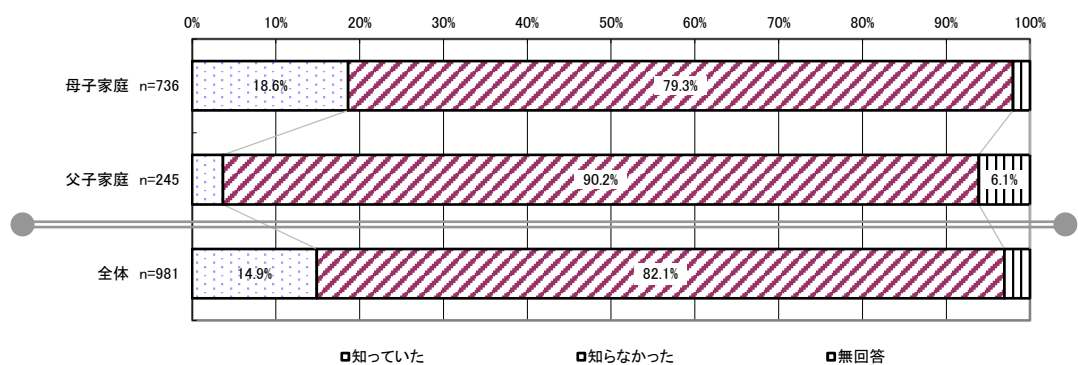
「ひとり親サポートよこはま」の情報カードについて知っているかをたずねたところ、「知っていた」が14.9%（146人）、「知らなかった」が82.1%（805人）となっている。

母子・父子家庭別の結果は、図表3-⑨-2のとおりである。

図表3-⑨-1「ひとり親サポートよこはま」の情報カードの認知度



図表3-⑨-2「ひとり親サポートよこはま」の情報カードの認知度（母子・父子家庭別）





#### (4) 資格や技能について

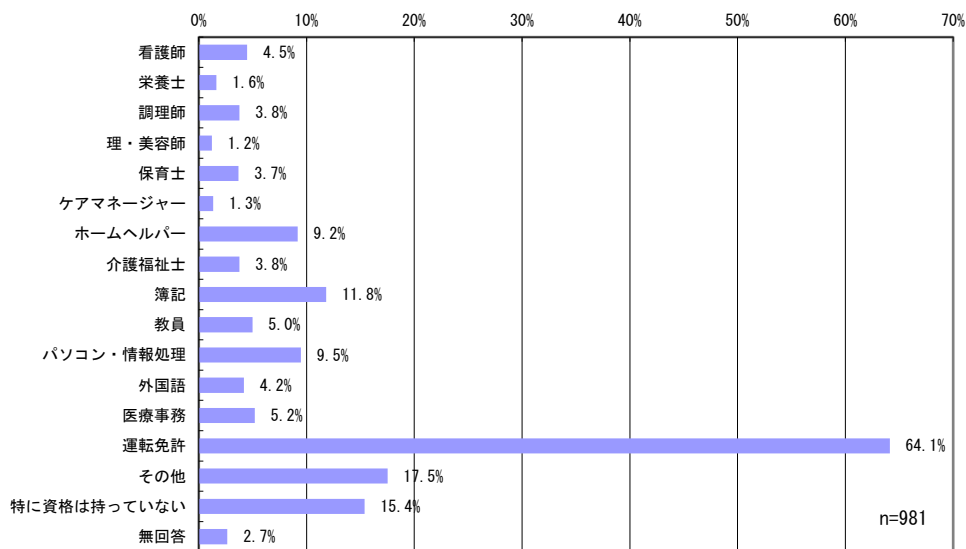
##### ① 資格の取得状況 (問 20)

##### 1) 資格の取得状況 (問 20)

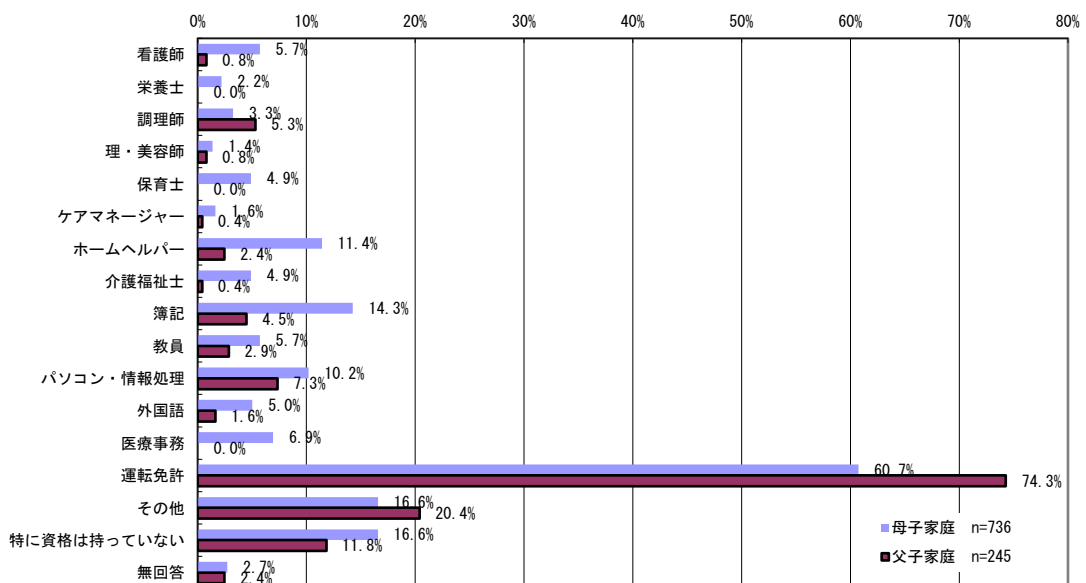
現在持っている資格についてたずねたところ、「運転免許」が最も多く 64.1% (629 人)、次いで「簿記」が 11.8% (116 人)、「パソコン・情報処理」が 9.5% (93 人)、「ホームヘルパー」が 9.2% (90 人) となっている。

母子・父子家庭別にみると、母子家庭では「簿記」「ホームヘルパー」「パソコン・情報処理」「医療事務」の割合が高いが、父子家庭では「運転免許」「調理師」の割合が高くなっており、その他の資格として建設や電気・機械等に関する資格も多く挙げられている。

図表 4-①-1 資格の取得状況



図表 4-①-2 資格の取得状況 (母子・父子家庭別)

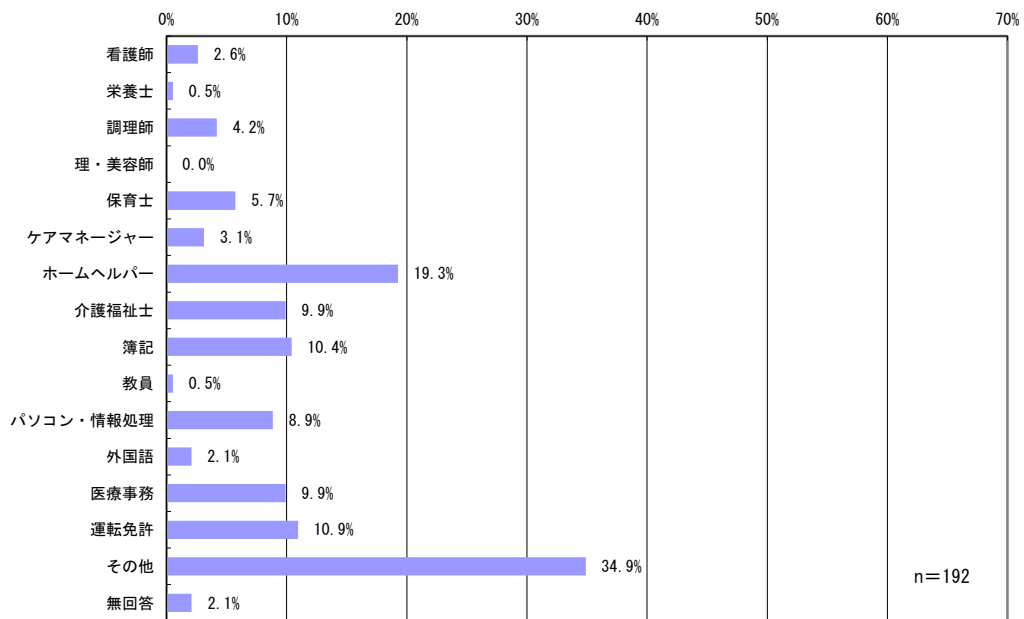


## 2) ひとり親になってから取得した資格 (問 20- (2))

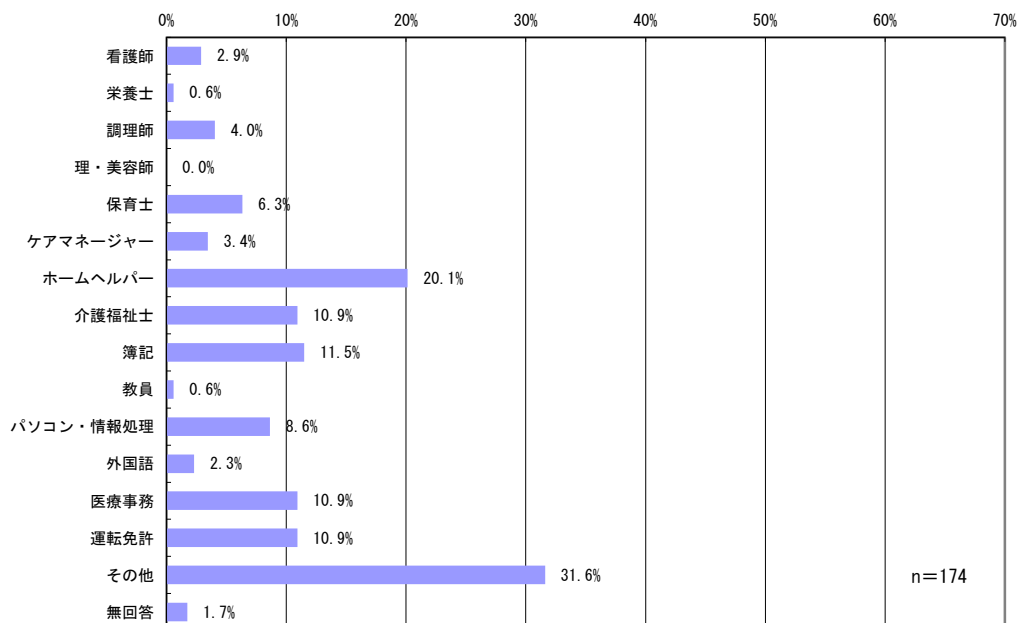
現在持っている資格のうち、ひとり親になってから取得したものについてたずねたところ、「ホームヘルパー」が最も多く 19.3% (37 人)、次いで「運転免許」が 10.9% (21 人)、「簿記」が 10.4% (20 人)、「介護福祉士」「医療事務」がともに 9.9% (19 人)、「パソコン・情報処理」が 8.9% (17 人) となっている。

また、母子・父子家庭ともに、その他の割合が高く、様々な資格を取得している。

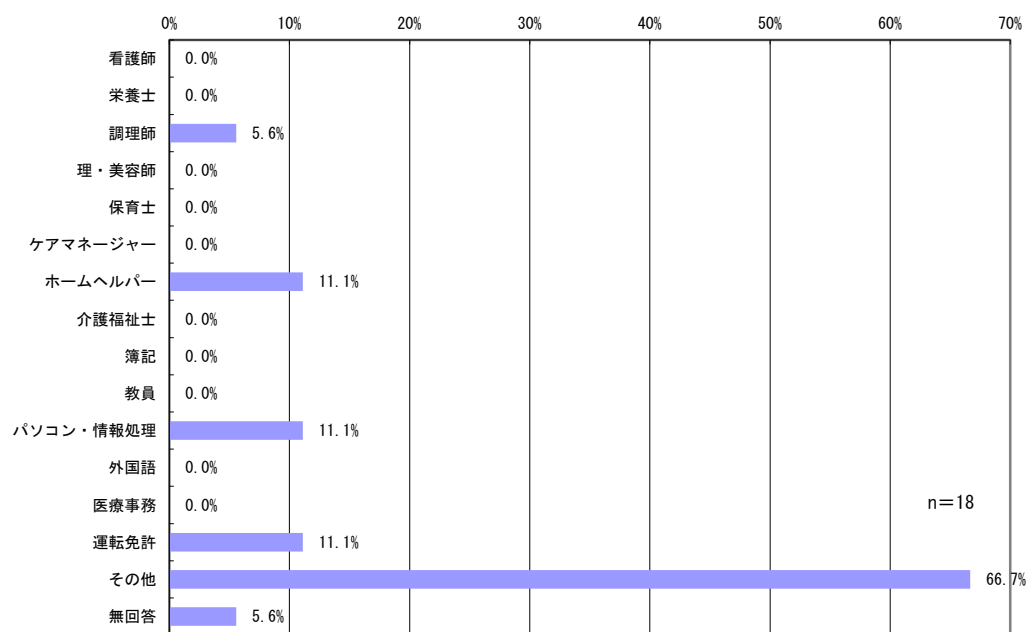
図表 4-①-3 ひとり親になってから取得した資格



図表 4-①-4 ひとり親になってから取得した資格 (母子家庭)



図表 4-①-5 ひとり親になってから取得した資格（父子家庭）



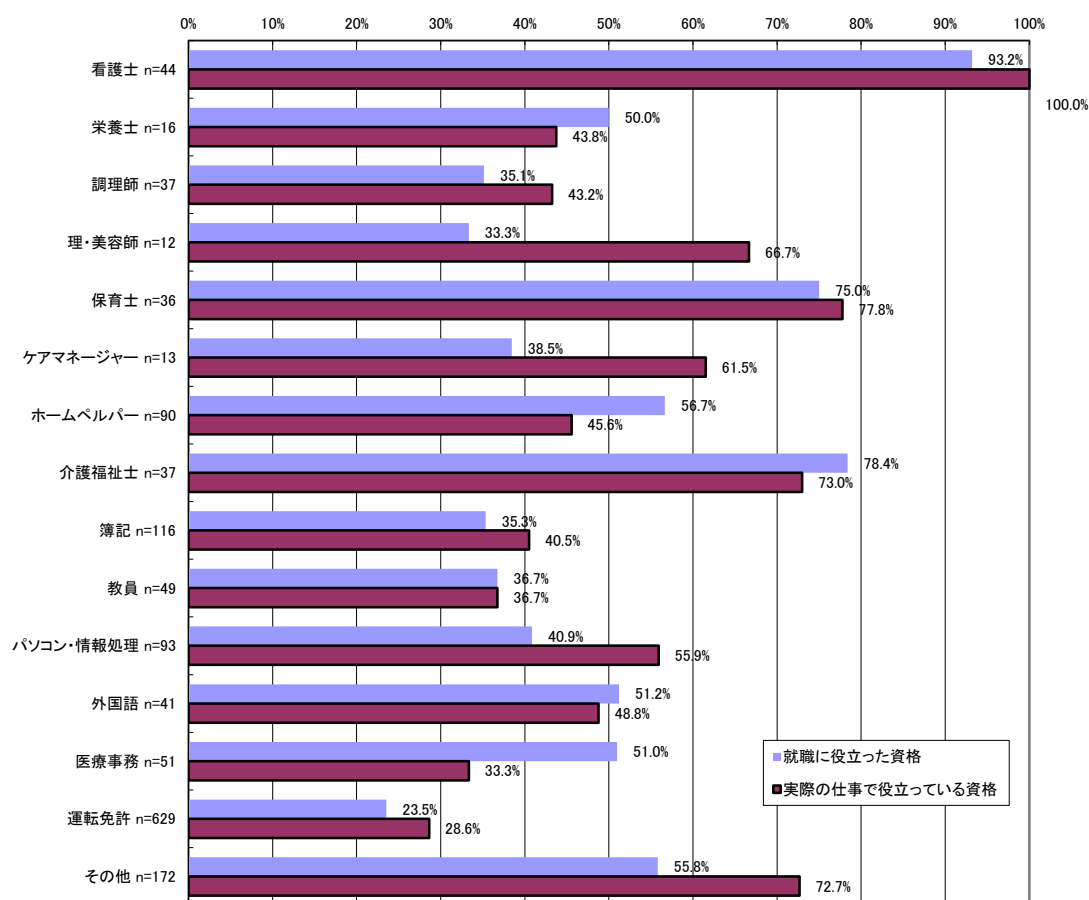
### 3) 就職の際に役に立った資格・実際の仕事で役に立っている資格 (問 20- (3) (4))

現在持っている資格のうち実際に就職の際役に立っているものをたずねたところ、「看護師」が最も多く 93.2% (41 人)、次いで「介護福祉士」が 78.4% (29 人)、「保育士」が 75.0% (27 人)、「ホームヘルパー」が 56.7% (51 人) となっている。

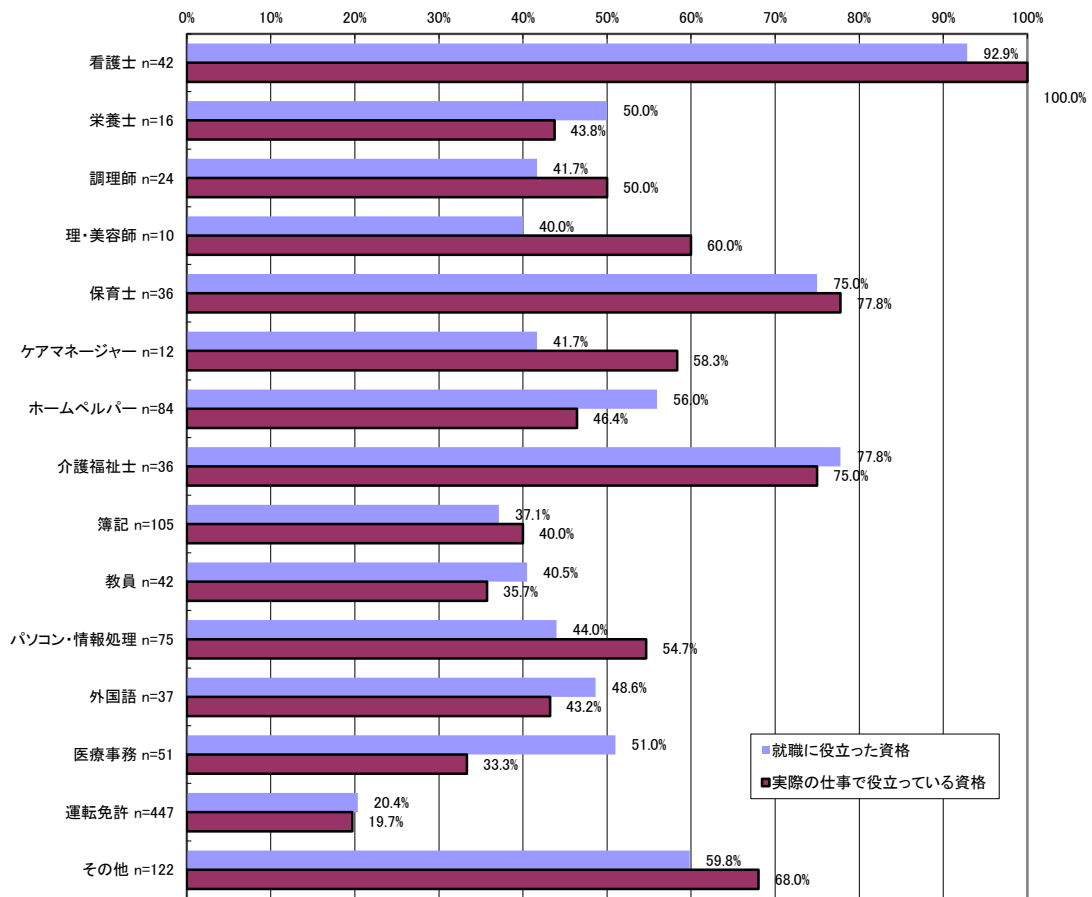
また、実際の仕事で役に立っている資格をたずねたところ、就職の際に役に立った資格の多くが仕事でも役に立っていることがわかる。

母子・父子家庭別の結果は、**図表 4-①-7** 及び **図表 4-①-8** のとおりである。

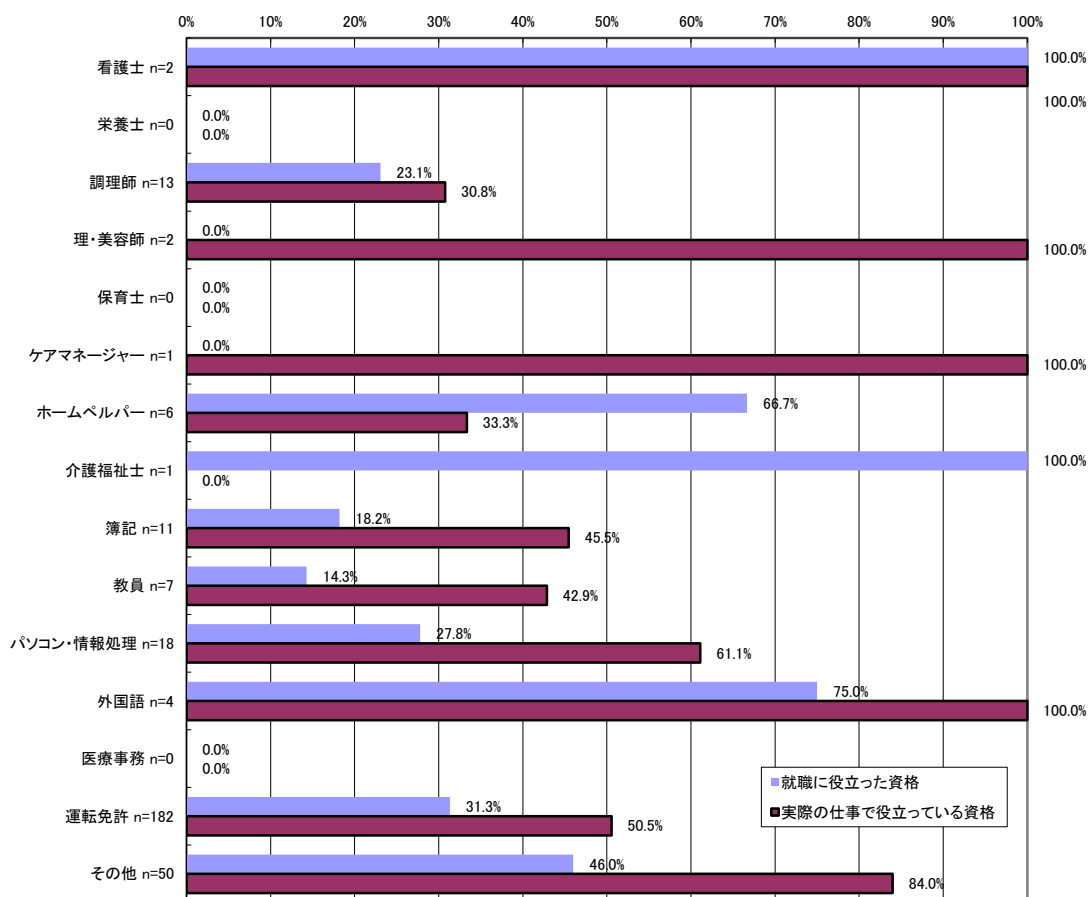
図表 4-①-6 就職の際に役に立った資格・実際の仕事で役に立っている資格



図表 4-①-7 就職の際に役に立った資格・実際の仕事で役に立っている資格（母子家庭）



図表 4-①-8 就職の際に役に立った資格・実際の仕事で役に立っている資格（父子家庭）

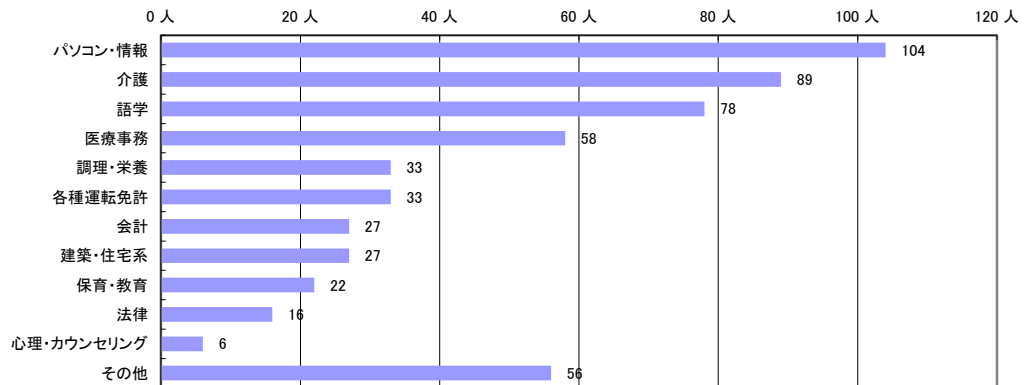


② これから身につけたい資格・技能・知識（問 21）

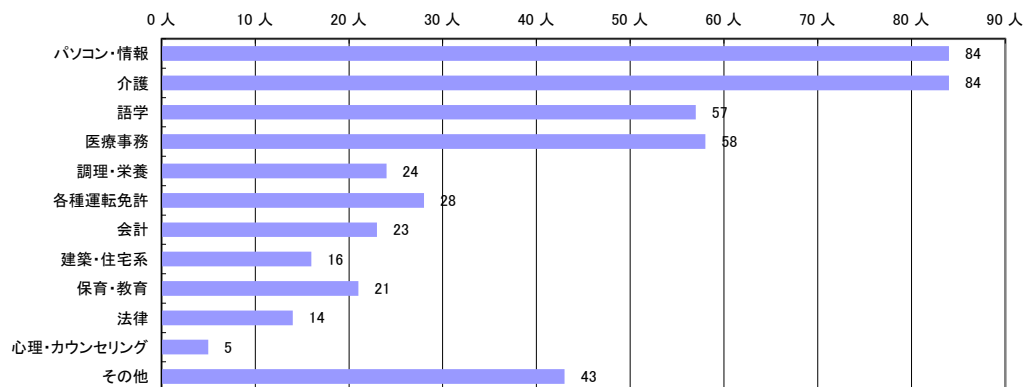
これから身につけたい資格・技能・知識についてたずねたところ、「パソコン・情報」が最も多く 104 人、次いで「介護」が 89 人、「語学」が 78 人、「医療事務」が 58 人となっている。

母子・父子家庭別にみると、母子家庭では「介護」「医療事務」が多く、父子家庭では「語学」が多い。

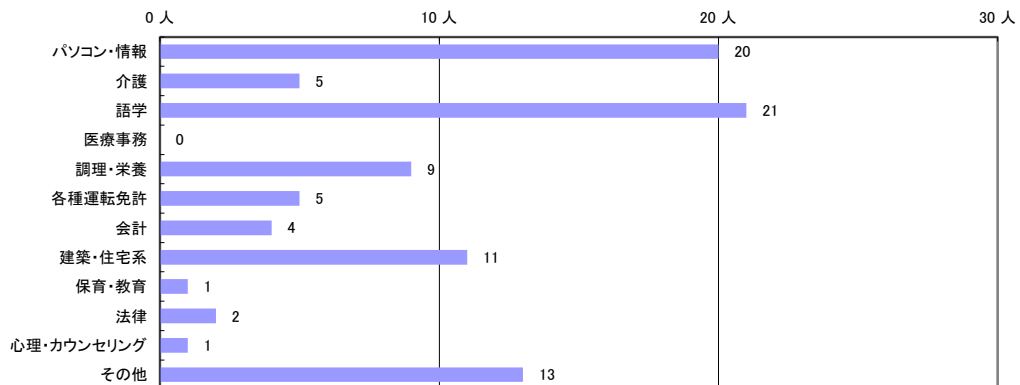
図表 4-②-1 これから身につけたい資格・技能・知識



図表 4-②-2 これから身につけたい資格・技能・知識（母子家庭）



図表 4-②-3 これから身につけたい資格・技能・知識（父子家庭）

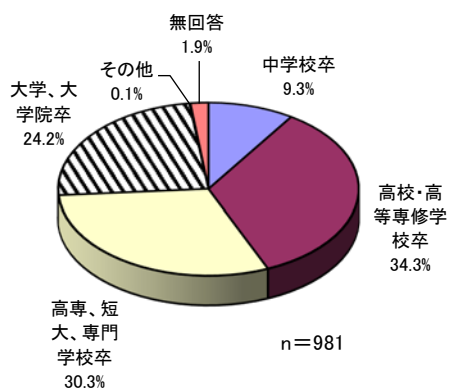


### ③ 最終学歴（問 22）

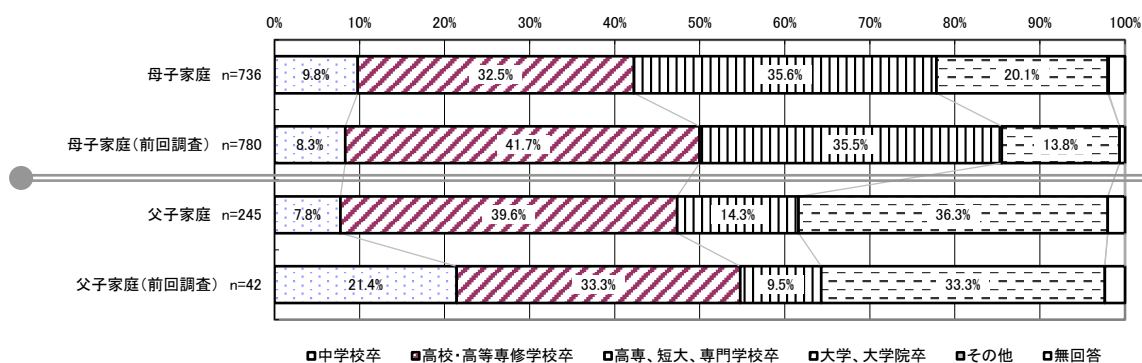
最終学歴については、「高校・高等専修学校卒」が最も多く 34.3%（336 人）、次いで「高専、短大、専門学校卒」が 30.3%（297 人）、「大学、大学院卒」が 24.2%（237 人）、「中学校卒」が 9.3%（91 人）となっている。

母子・父子家庭別及び前回調査の結果は、図表 4-③-2 のとおりである。

図表 4-③-1 最終学歴



図表 4-③-2 最終学歴（母子・父子家庭別、前回調査との比較）



※前回調査では、「高校・高等専修学校卒」の区分が、「高等学校」となっていたが、あえて同一の区分として扱い比較した。

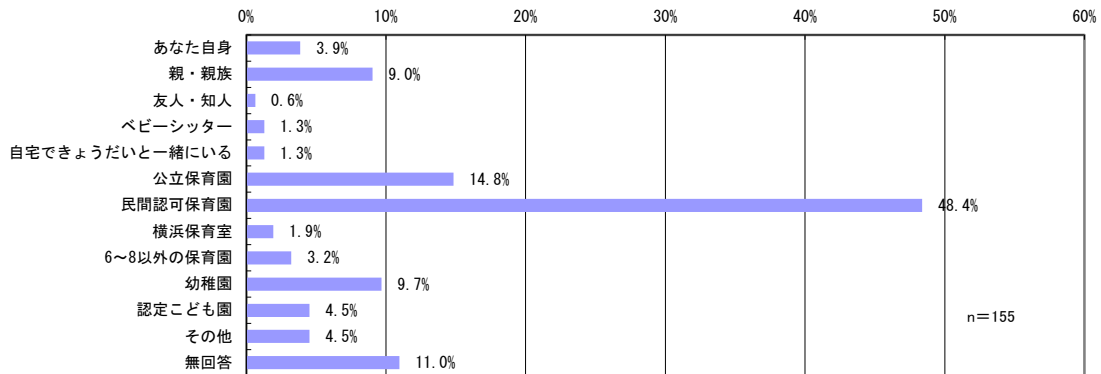
(5) 子どもについて

① 保育の担当者 (問 23)

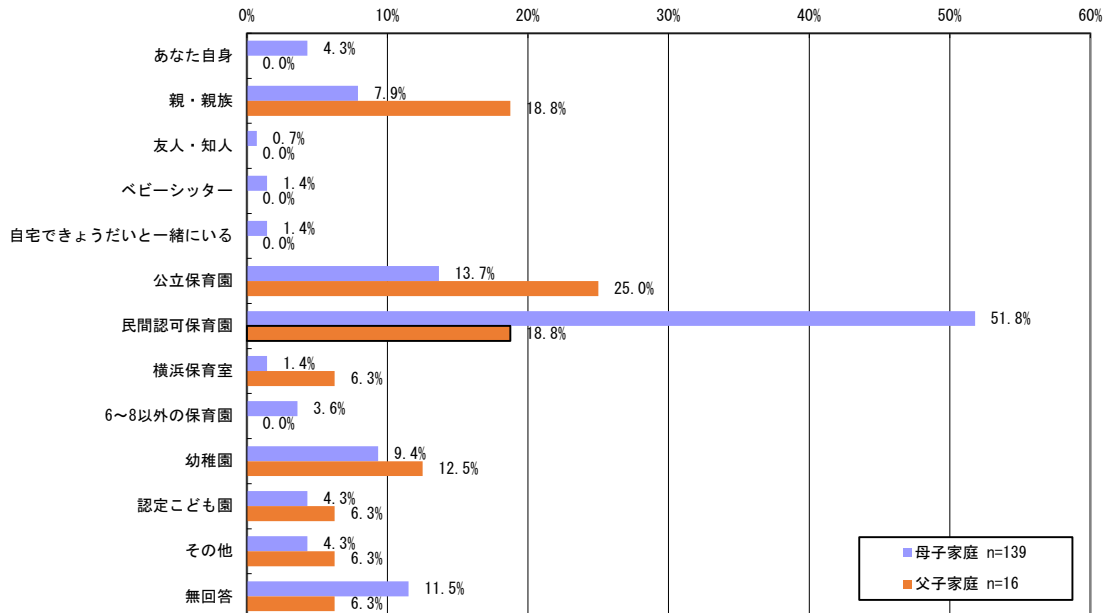
小学校入学前のお子さんがある人 (155 人) に、保育の状況についてたずねたところ、「民間認可保育園」が最も多く 48.4% (75 人)、次いで「公立保育園」が 14.8% (23 人)、「幼稚園」が 9.7% (15 人)、「親・親族」が 9.0% (14 人) となっている。

母子・父子家庭別の結果は、**図表 5-①-2** のとおりである。

図表 5-①-1 保育の担当者



図表 5-①-2 保育の担当者 (母子・父子家庭別)



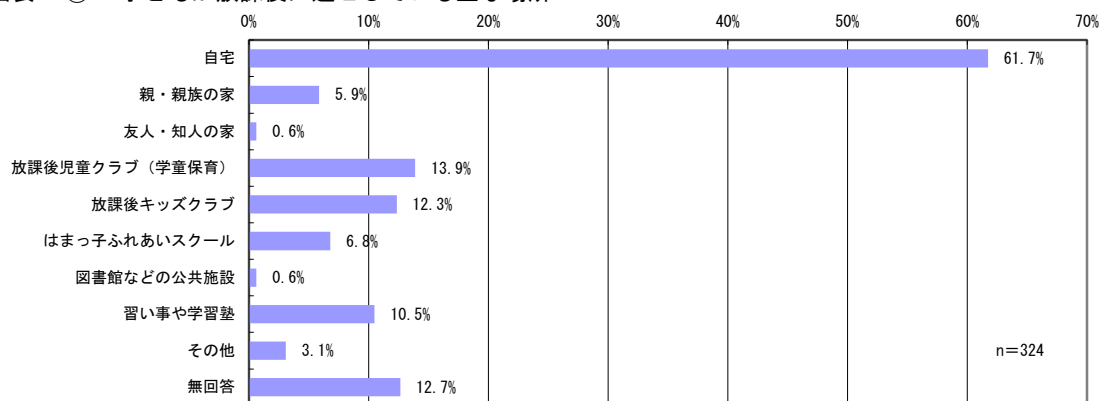


## ② 子どもが放課後に過ごしている主な場所（問 24）

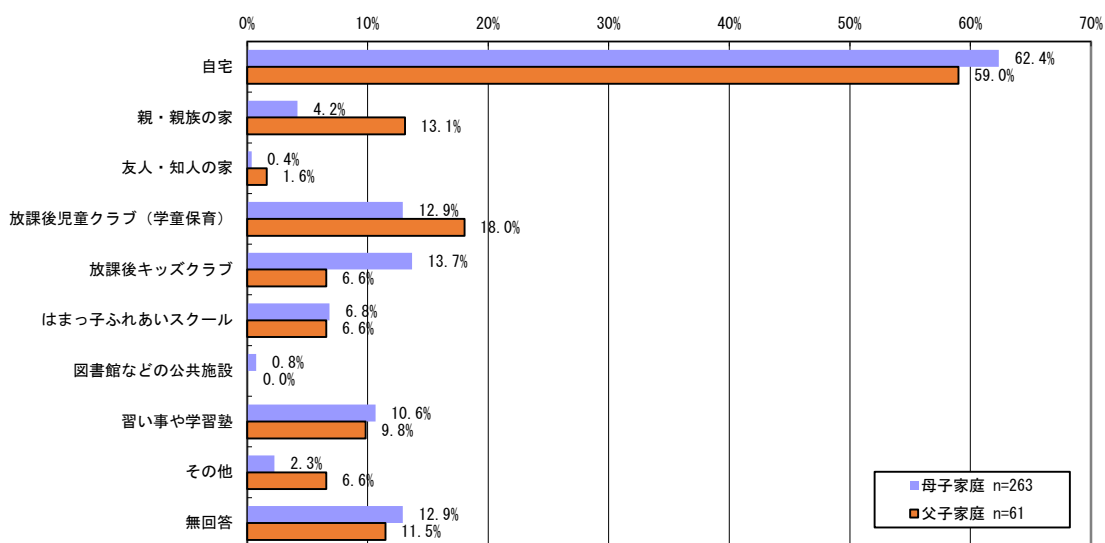
小学生のお子さんがいる人（324人）に、子どもが放課後に過ごしている主な場所についてたずねたところ、「自宅」が最も多く61.7%（200人）、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」が13.9%（45人）、「放課後キッズクラブ」が12.3%（40人）、「習い事や学習塾」が10.5%（34人）、「はまっ子ふれあいスクール」が6.8%（22人）となっている。

母子・父子家庭別の結果は、**図表 5-②-2** のとおりである。

図表 5-②-1 子どもが放課後に過ごしている主な場所



図表 5-②-2 子どもが放課後に過ごしている主な場所（母子・父子家庭別）

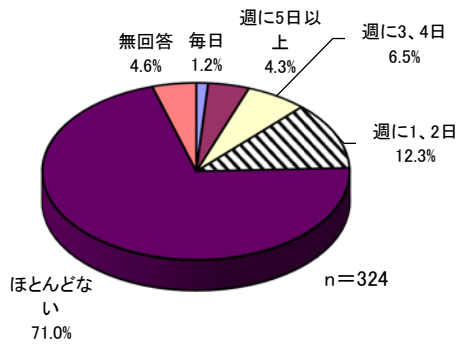


③ 19時以降、子どもだけで留守番をする頻度（問24-（2））

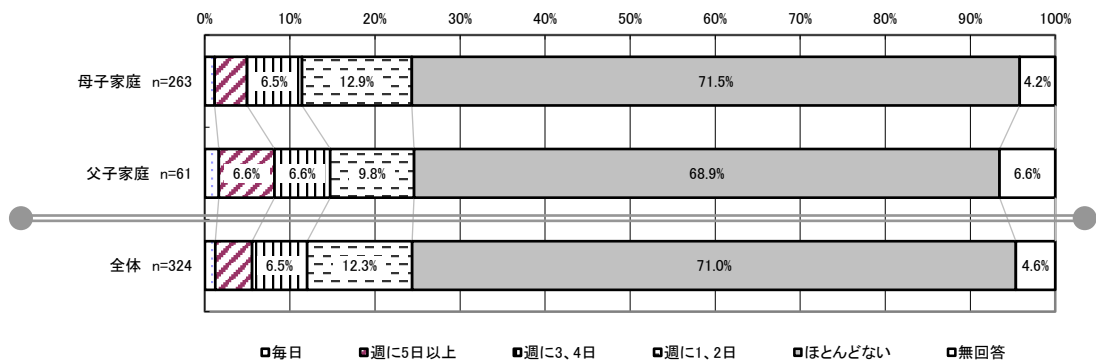
小学生のお子さんがいる人（324人）に、19時以降に子どもだけで留守番をする頻度についてたずねたところ、「ほとんどない」が最も多く71.0%（230人）、次いで「週に1、2日」が12.3%（40人）、「週に3、4日」が6.5%（21人）、「週に5日以上」が4.3%（14人）、「毎日」が1.2%（4人）となっている。

母子・父子家庭別の結果は、図表5-③-2のとおりである。

図表5-③-1 19時以降、子どもだけで留守番をする頻度



図表5-③-2 19時以降、子どもだけで留守番をする頻度（母子・父子家庭別）

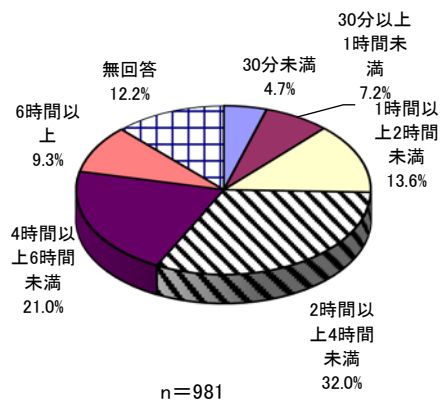


④ 子どもと過ごす時間（問 25）

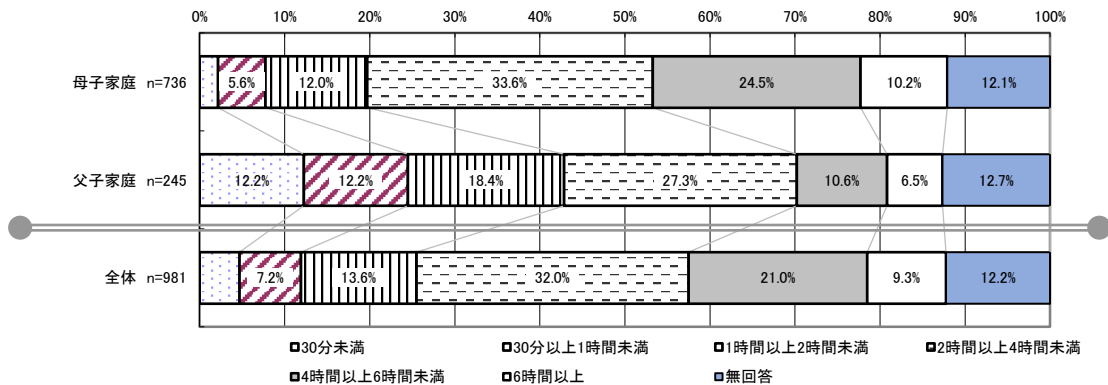
働いている日などに1日あたり何時間程度お子さんと過ごしているかをたずねたところ、「2時間以上4時間未満」が最も多く32.0%（314人）、次いで「4時間以上6時間未満」が21.0%（206人）、「1時間以上2時間未満」が13.6%（133人）、「6時間以上」が9.3%（91人）となっている。

母子・父子家庭別の結果は、図表5-④-2のとおりである。

図表5-④-1 子どもと過ごす時間



図表5-④-2 子どもと過ごす時間（母子・父子家庭別）

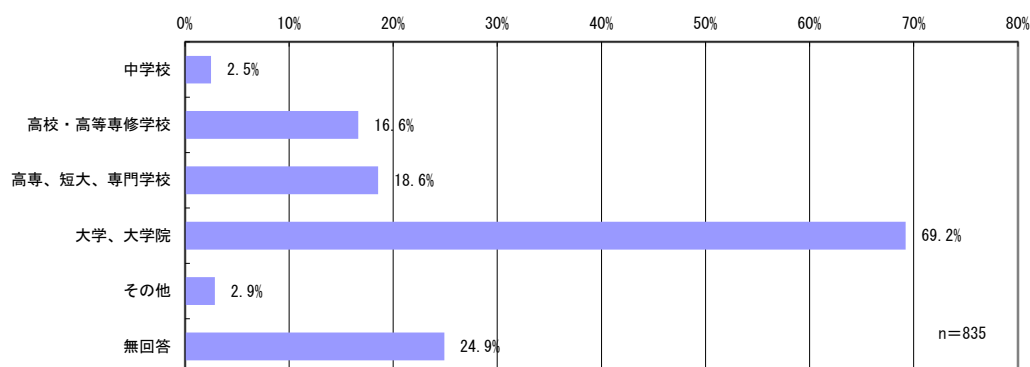


### ⑤ 子どもの進学意向（問 26）

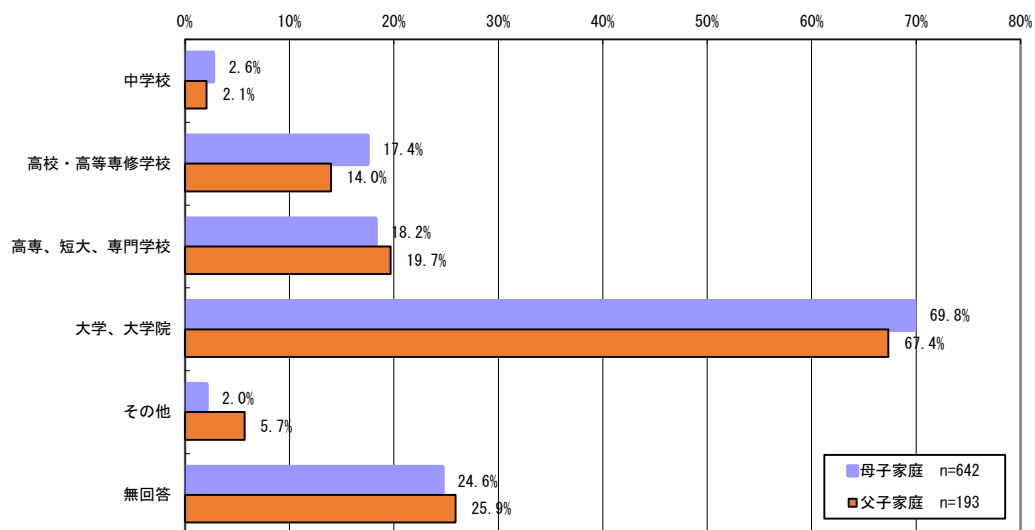
高校生ままでのお子さんがある人（835人）に、子どもの進学はどこまで考えているかをたずねたところ、「大学、大学院」が最も多く69.2%（578人）、次いで「高専、短大、専門学校」が18.6%（155人）、「高校・高等専修学校」が16.6%（139人）となっている。

母子・父子家庭別の結果は、**図表 5-⑤-2**のとおりである。

図表 5-⑤-1 子どもの進学意向



図表 5-⑤-2 子どもの進学意向（母子・父子家庭別）



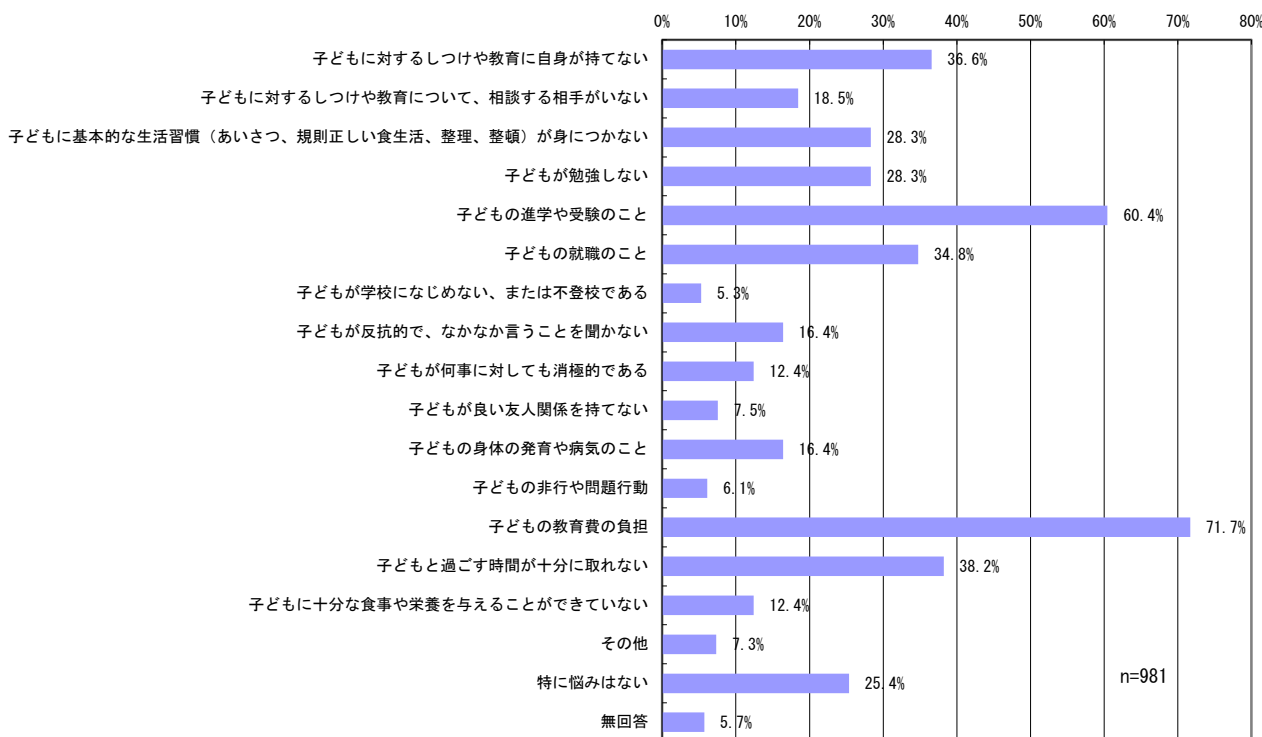
## ⑥ 子どものことで悩んでいること

### 1) 子どものことで悩んでいること（問 27）

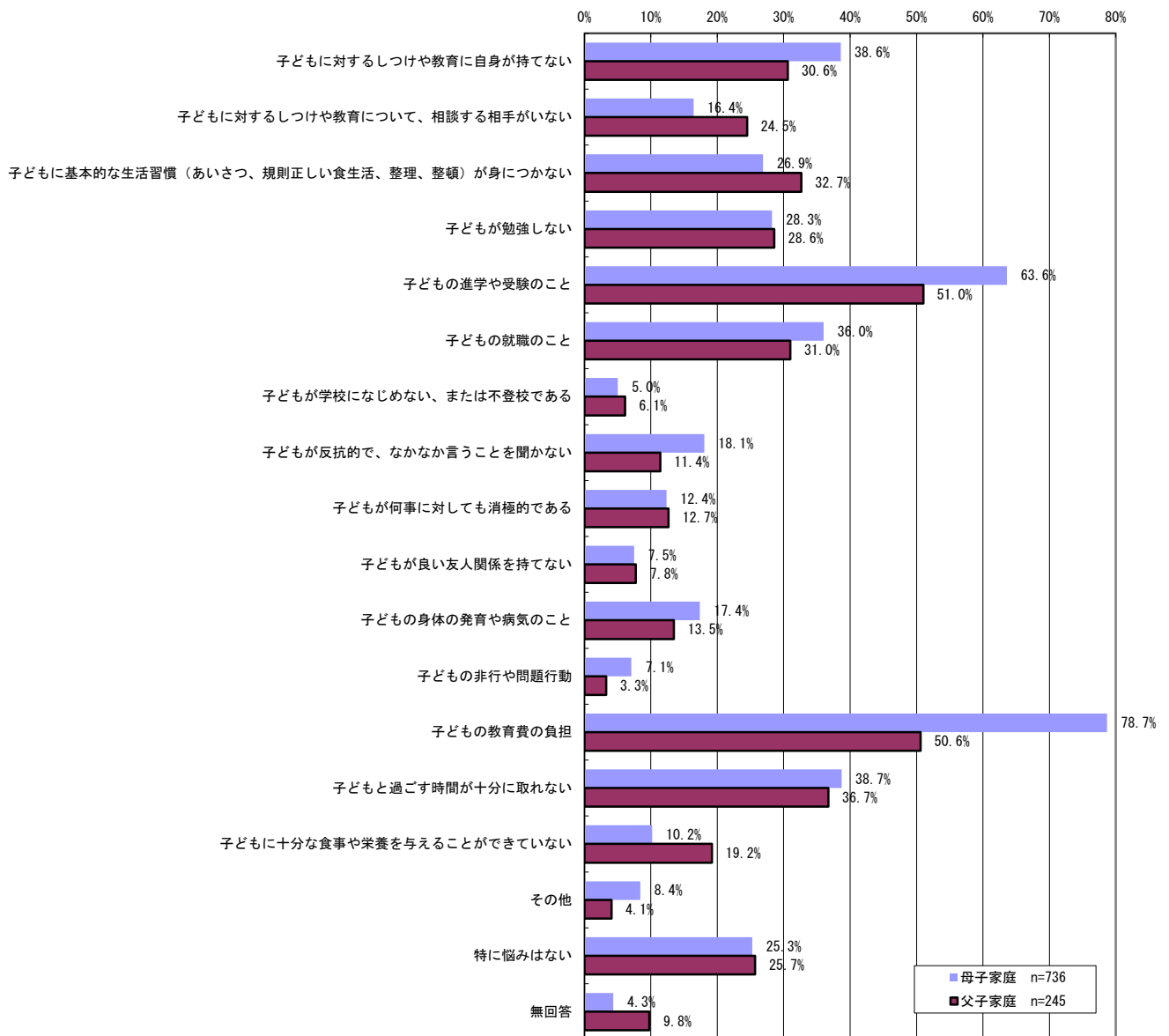
子どものことで現在悩んでいることを、お子さんごとにたずねたところ、「子どもの教育費の負担」が最も多く 71.7%（703 人）、次いで「子どもの進学や受験のこと」が 60.4%（593 人）、「子どもと過ごす時間が十分に取れない」が 38.2%（375 人）、「子どもに対するしつけや教育に自信が持てない」が 36.6%（359 人）、「子どもの就職のこと」が 34.8%（341 人）となっている。

母子・父子家庭別にみると、父子家庭では母子家庭に比べて、「子どもに対するしつけや教育について、相談する相手がない」「子どもに基本的な生活習慣（あいさつ、規則正しい食生活、整理、整頓）が身につかない」「子どもに十分な食事や栄養を与えることができていない」の割合が高い。

図表 5-⑥-1 子どものことで悩んでいること



図表 5-⑥-2 子どものことで悩んでいること（母子・父子家庭別）

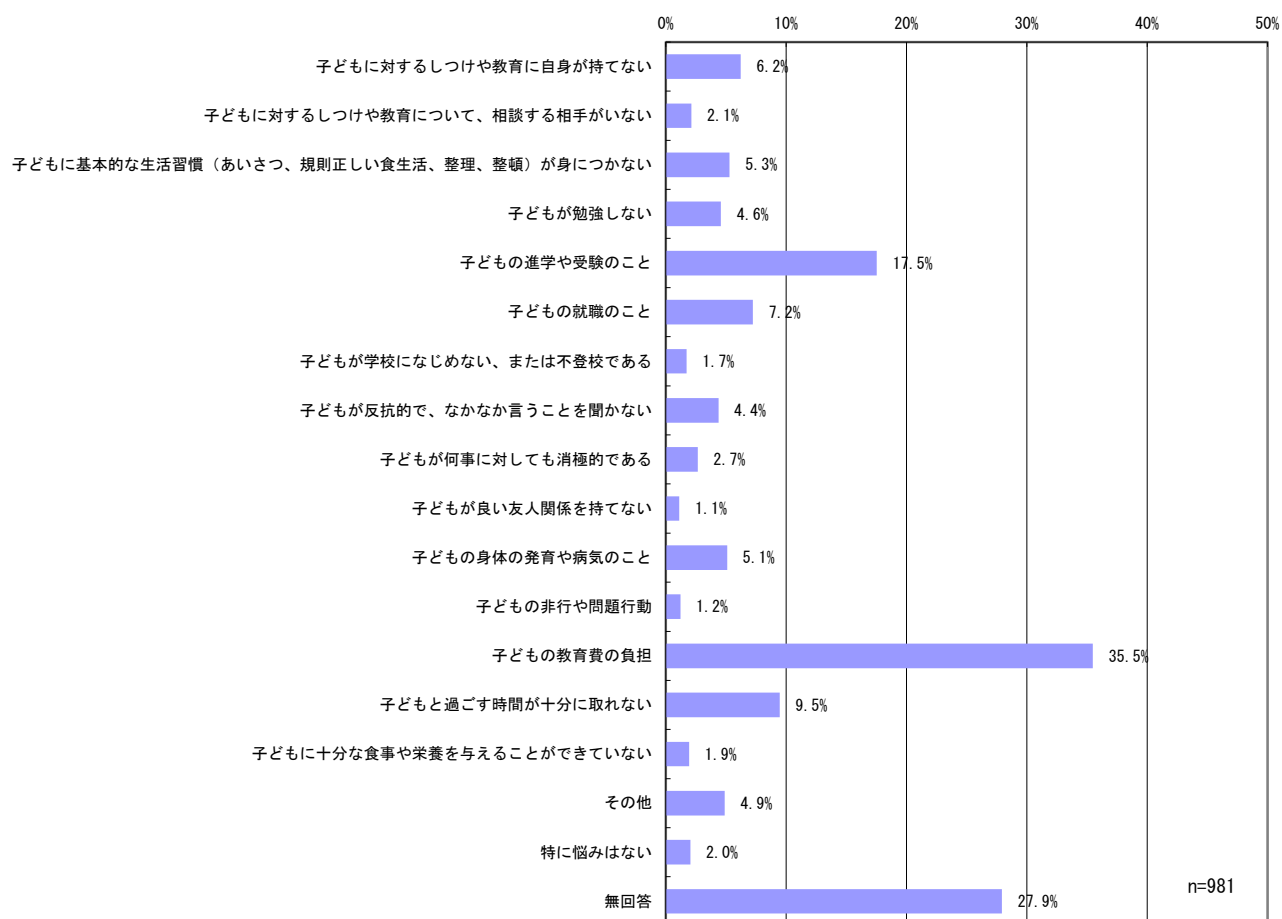


## 2) 子どものことで特に悩んでいること（問 27-（2））

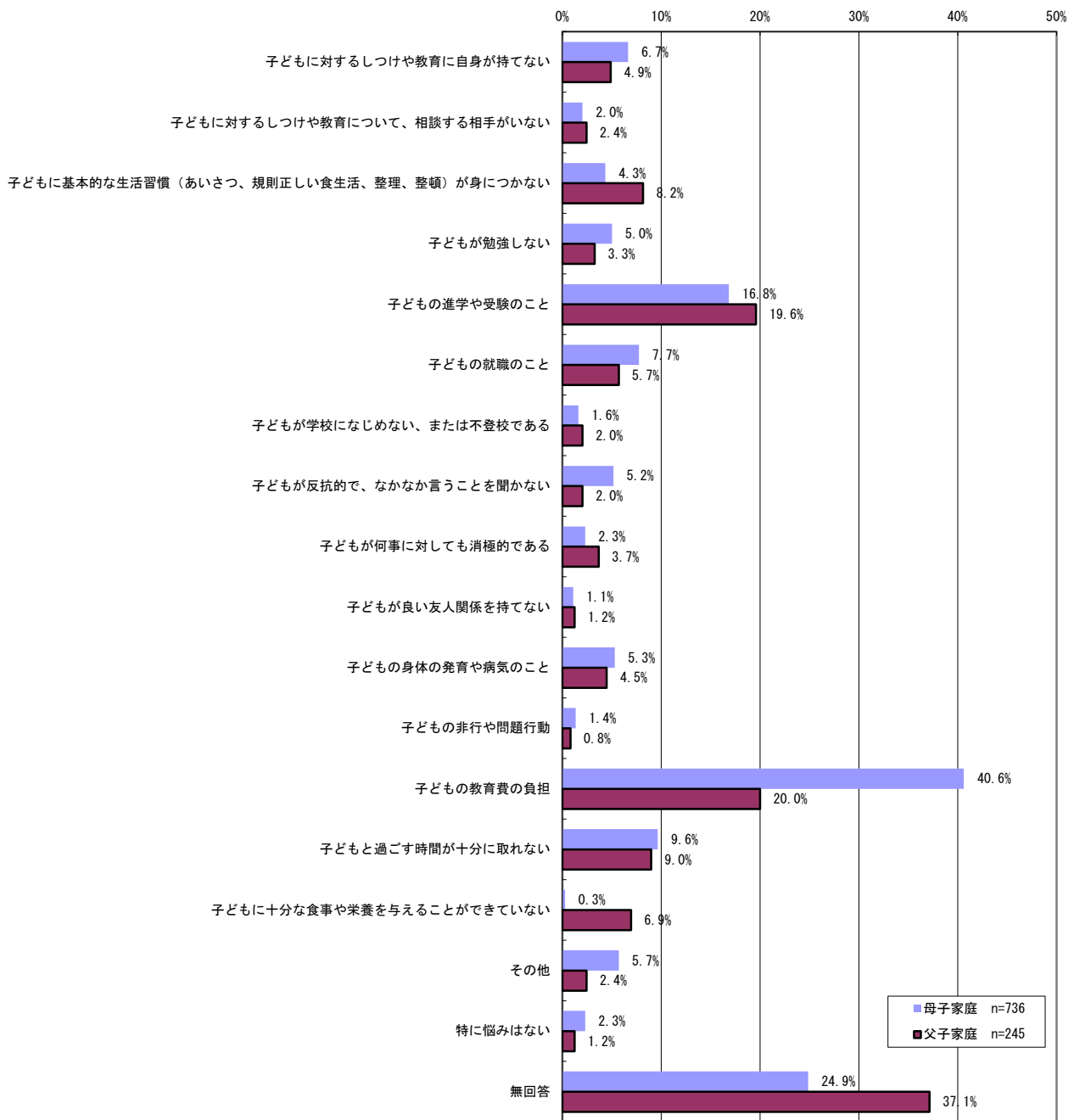
子どものことで特に悩んでいることについて、お子さんごとにたずねたところ、「子どもの教育費の負担」が最も多く 35.5%（348 人）、「子どもの進学や受験のこと」が 17.5%（172 人）、「子どもと過ごす時間が十分に取れない」が 9.5%（93 人）となっている。

母子・父子家庭別の結果は、**図表 5-⑥-4** のとおりである。

図表 5-⑥-3 子どものことで特に悩んでいること



図表 5-⑥-4 子どものことで特に悩んでいること（母子・父子家庭別）





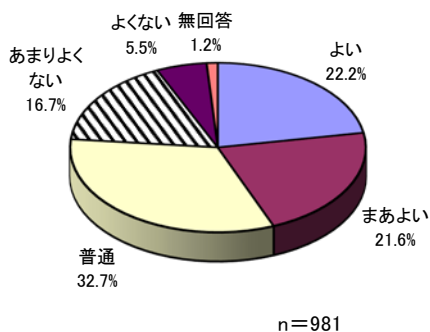
(6) 現在の生活状況について

① 現在の健康状態 (問 28)

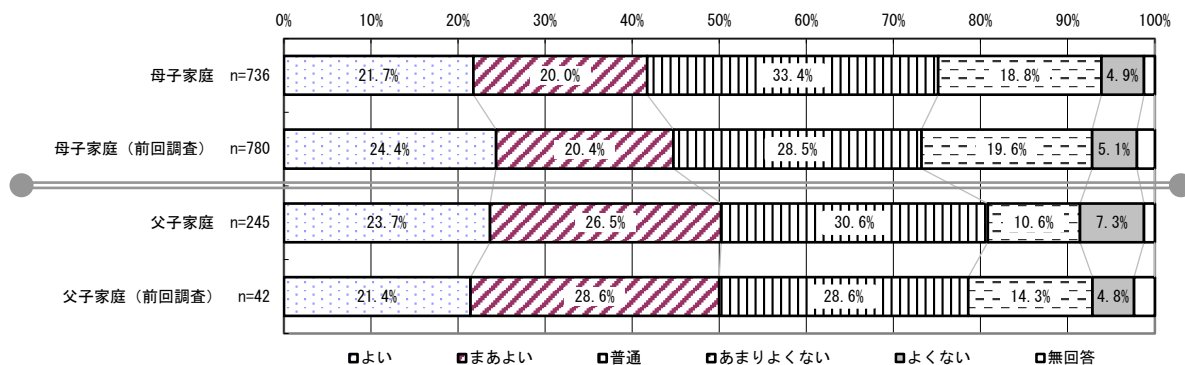
現在の健康状態についてたずねたところ、「よい」「まあよい」が 43.8% (430 人)、「普通」が 32.7% (321 人)、「あまりよくない」「よくない」が 22.2% (218 人) となっている。

母子・父子家庭別にみると、母子家庭では父子家庭に比べて、「あまりよくない」「よくない」の割合が若干高い。

図表 6-①-1 現在の健康状態



図表 6-①-2 現在の健康状態 (母子・父子家庭別、前回調査との比較)



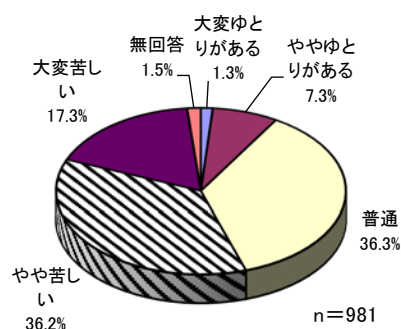
## ② 現在の暮らしについて（問 29）

### 1) 現在の暮らしぶり

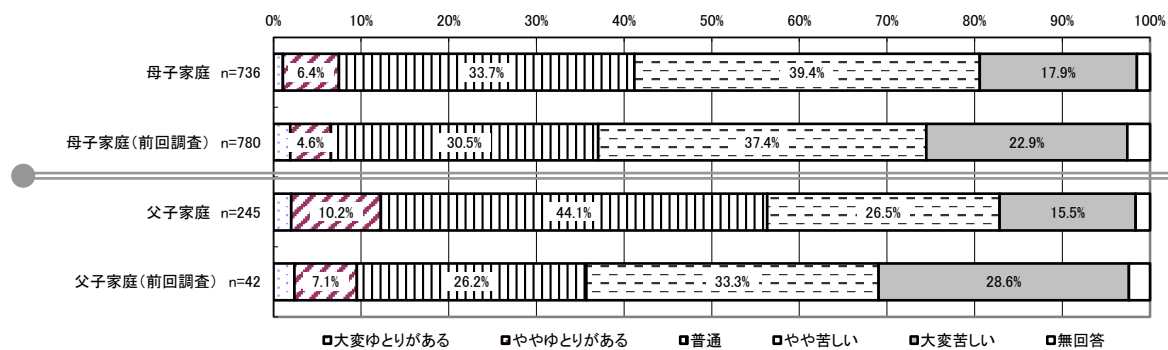
現在の暮らしについてどのように感じているかをたずねたところ、「やや苦しい」「大変苦しい」が 53.5%（525 人）であり、「大変ゆとりがある」「ややゆとりがある」が 8.6%（85 人）となっている。

母子・父子家庭別にみると、母子家庭では「大変苦しい」の割合が、父子家庭では「大変苦しい」「やや苦しい」の割合が、前回調査よりも若干減っている。

図表 6-②-1 現在の暮らしぶり



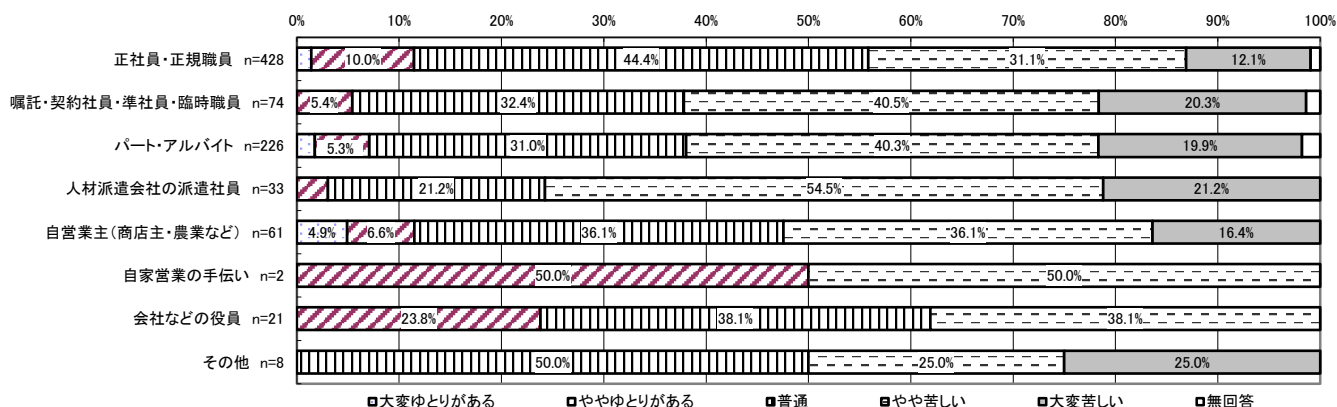
図表 6-②-2 現在の暮らしぶり（母子・父子家庭別、前回調査との比較）



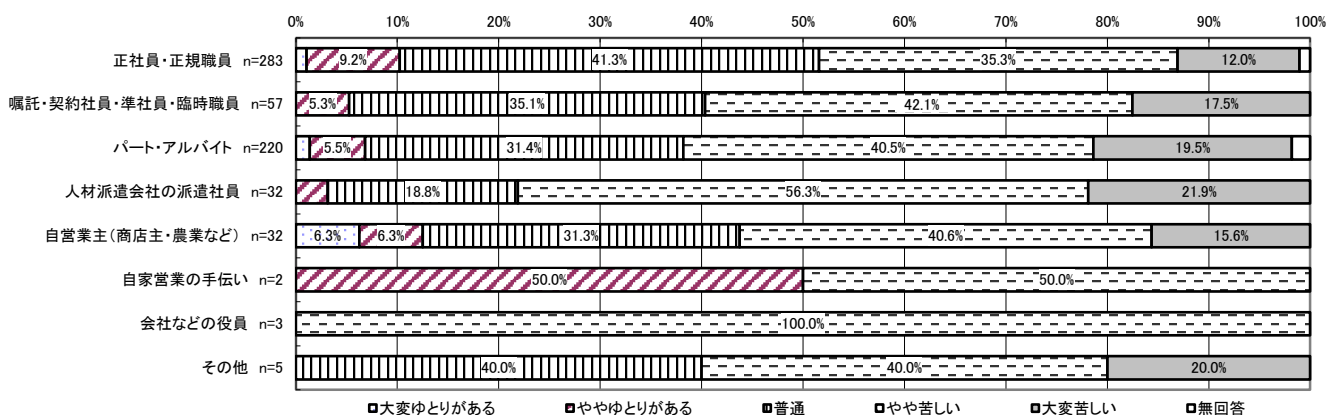
## 2) 現在の就業形態（問7）と暮らしぶりとの関係

就業形態と暮らしぶりとの関係について見ると、「人材派遣会社の派遣社員」で「大変苦しい」「やや苦しい」の割合が、8割近くになっている。また、「嘱託・契約社員・準社員・臨時職員」「パート・アルバイト」においても「大変苦しい」「やや苦しい」の割合が6割を超えていることがわかる。

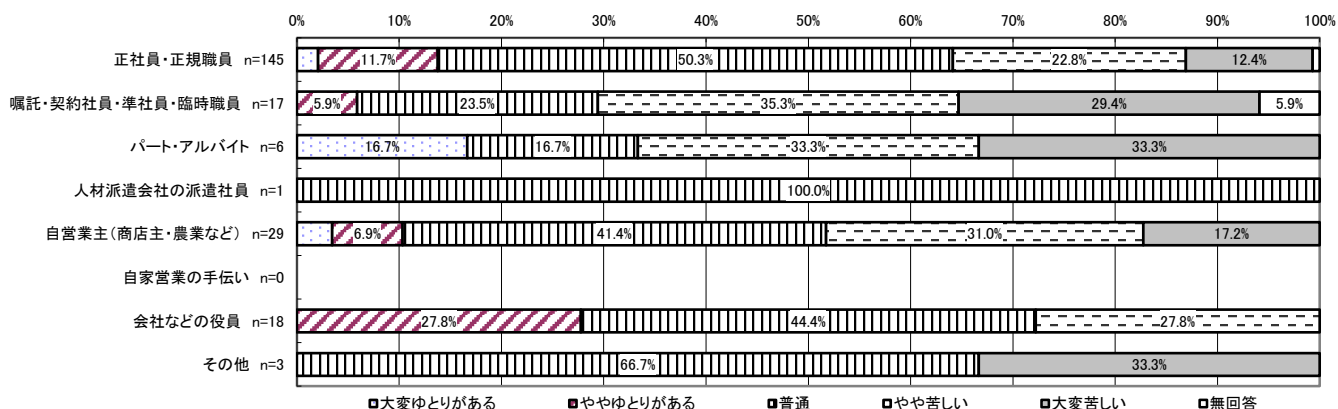
図表 6-②-3 現在の就業形態と暮らしぶりとの関係



図表 6-②-4 現在の就業形態と暮らしぶりとの関係（母子家庭）



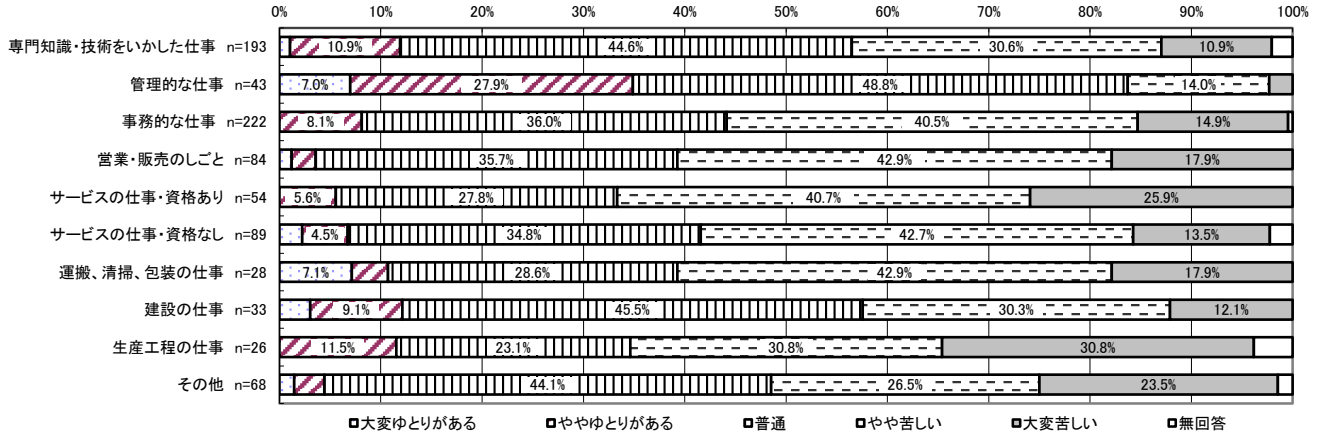
図表 6-②-5 現在の就業形態と暮らしぶりとの関係（父子家庭）



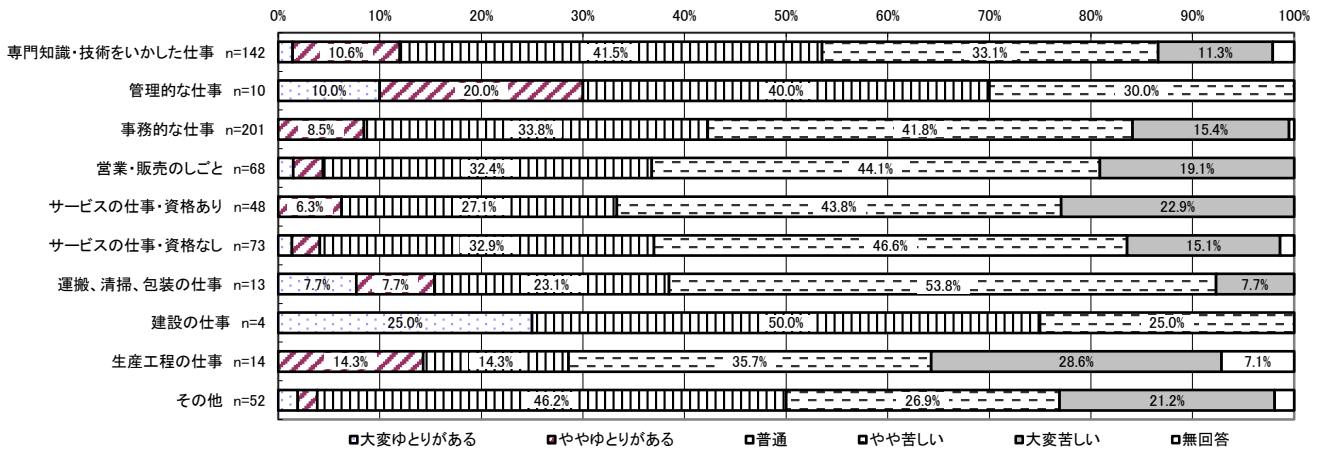
### 3) 職種（問 8）と暮らしぶりとの関係

職種と暮らしぶりとの関係を見ると、「管理的な仕事」「専門知識・技術をいかした仕事」「建設の仕事」では、比較的「大変苦しい」「やや苦しい」の割合が低くなっていることがわかる。

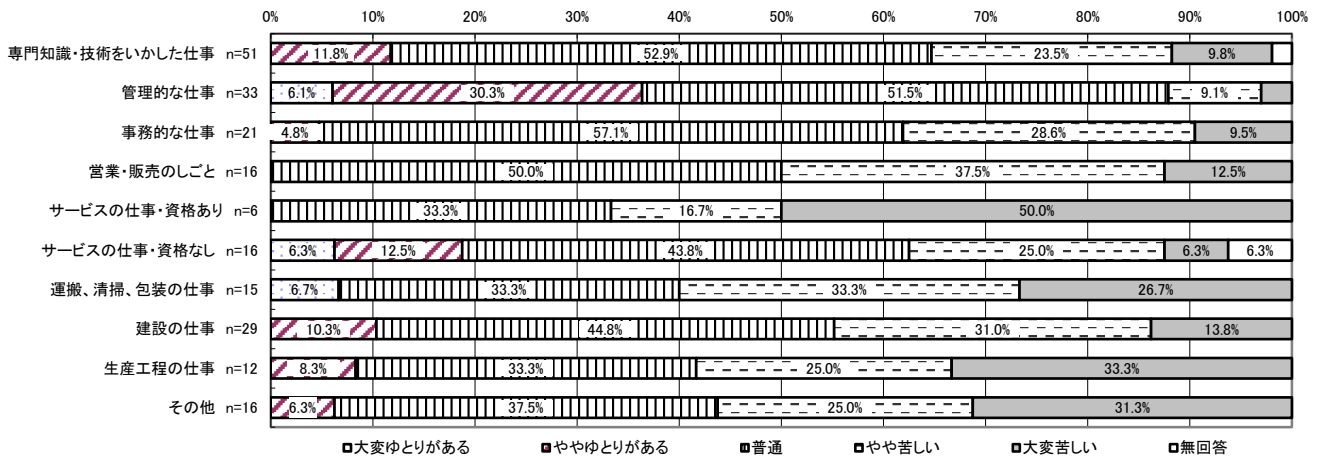
図表 6-②-6 職種と暮らしぶりとの関係



図表 6-②-7 職種と暮らしぶりとの関係（母子家庭）



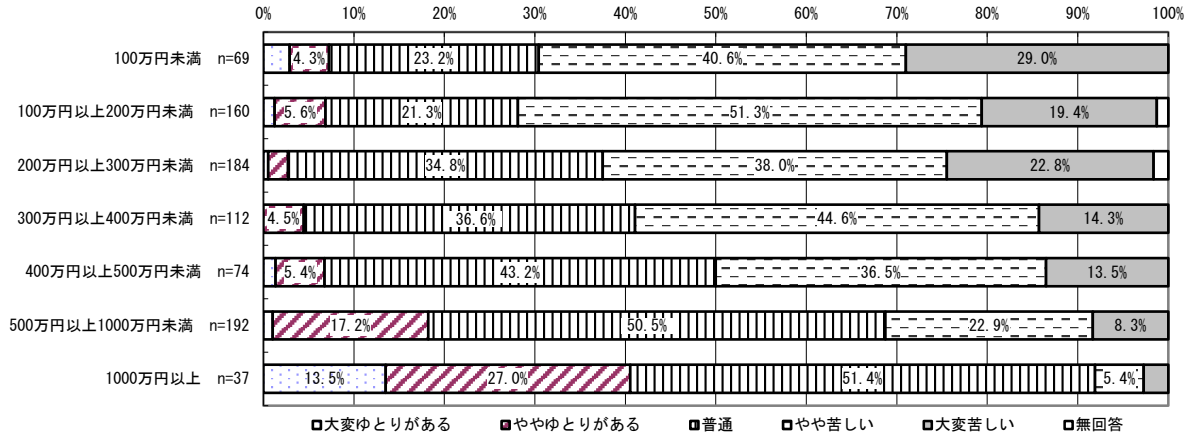
図表 6-②-8 職種と暮らしぶりとの関係（父子家庭）



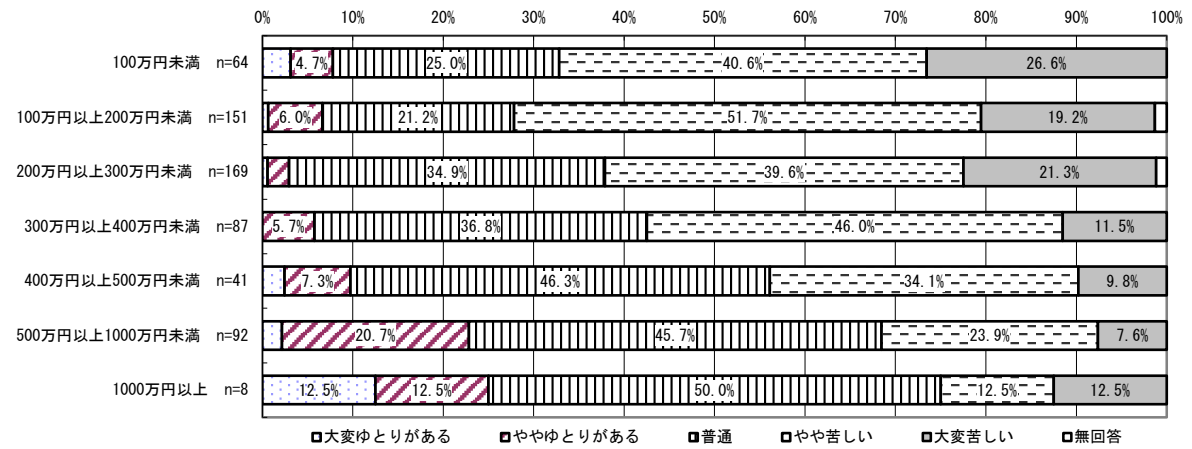
#### 4) 自身の年間の就労収入（問 33）と暮らしぶりとの関係

自身の年収と暮らしぶりとの関係を見ると、年収が高いほど「大変苦しい」「やや苦しい」の割合は減ってきているが、「100万円未満」から「400万円以上500万円未満」までは、「大変苦しい」「やや苦しい」の割合が5割を超えていることがわかる。

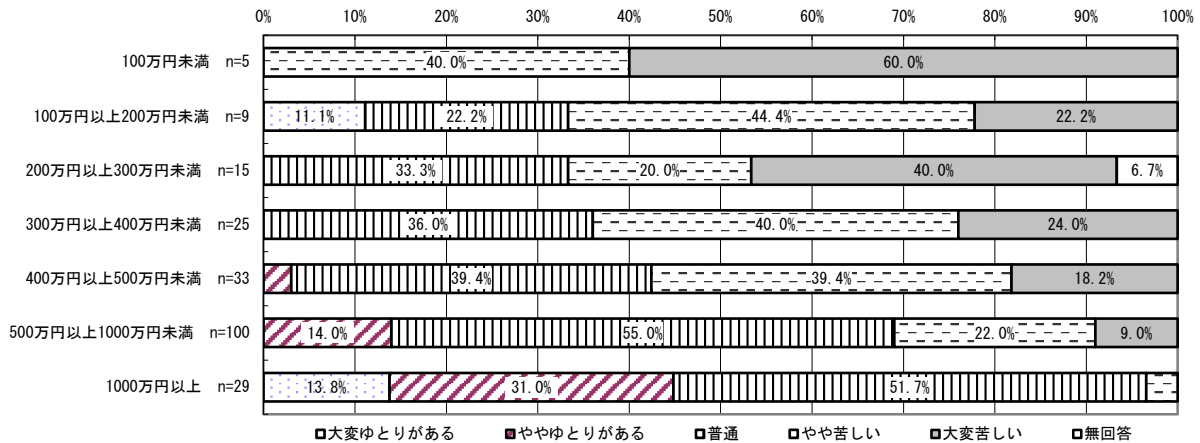
図表 6-②-9 自身の年間の就労収入と暮らしぶりとの関係



図表 6-②-10 自身の年間の就労収入と暮らしぶりとの関係（母子家庭）



図表 6-②-11 自身の年間の就労収入と暮らしぶりとの関係（父子家庭）

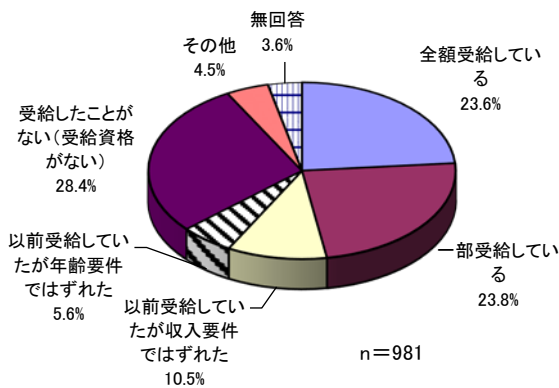


### ③ 児童扶養手当の受給の状況（問 30）

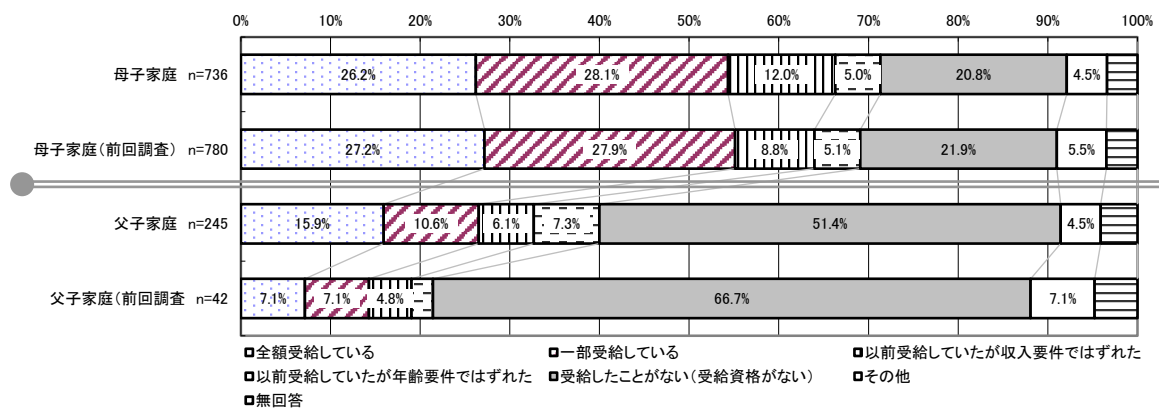
児童扶養手当の受給の状況については、「一部受給している」「全額受給している」が47.4%（465人）となっている。

母子・父子家庭別及び前回調査の結果は、**図表 6-③-2**のとおりである。

図表 6-③-1 児童扶養手当の受給の状況



図表 6-③-2 児童扶養手当の受給の状況（母子・父子家庭別、前回調査との比較）

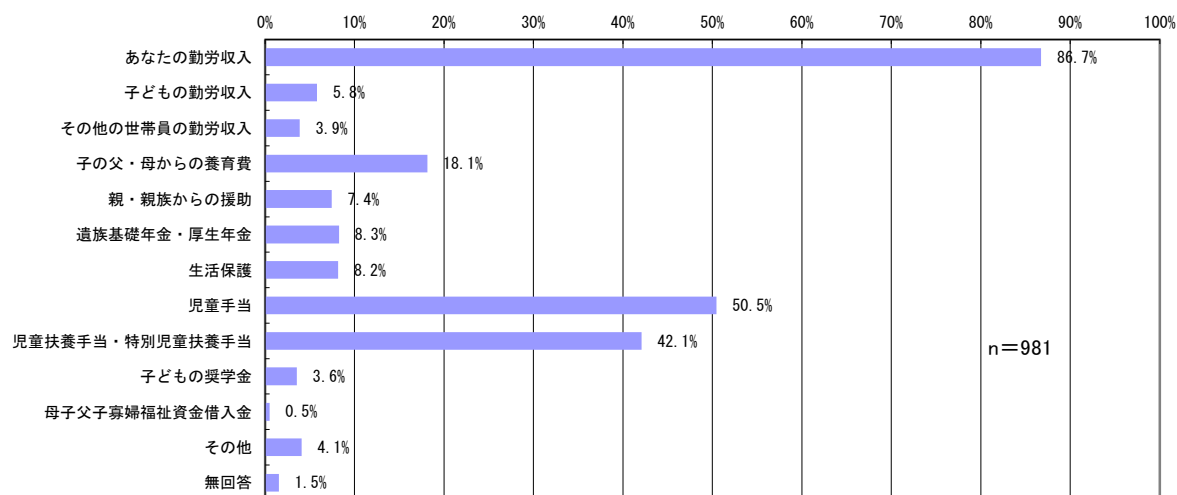


#### ④ 総世帯収入に含まれるもの（問 31）

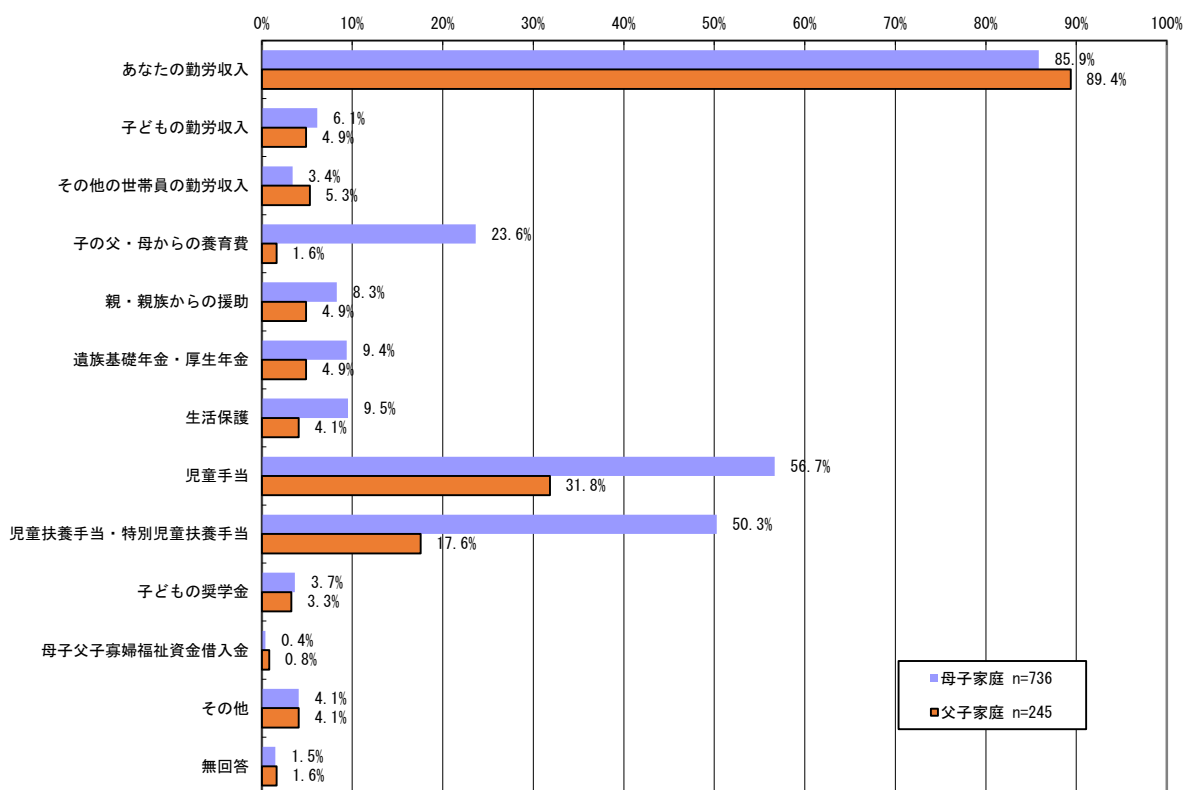
年間の世帯総収入（税込み）に含まれるものについてたずねたところ、「あなたの勤労収入」が最も多く 86.7%（851 人）、次いで「児童手当」が 50.5%（495 人）、「児童扶養手当・特別児童扶養手当」が 42.1%（413 人）、「子の父・母からの養育費」が 18.1%（178 人）となっている。

世帯総収入の所得段階別内訳は、**図表 6-④-3**、**図表 6-④-4**、**図表 6-④-5** のとおりである。

図表 6-④-1 総世帯収入に含まれるもの



図表 6-④-2 総世帯収入に含まれるもの（母子・父子家庭別）



図表 6-④-3 世帯総収入の所得段階別内訳

※網掛けは同数

世帯総収入 所得段階	対象人数	最も回答者数の 多いもの	2番目に回答者数の 多いもの	3番目に回答者数の 多いもの
100万円未満	27	児童手当 22人 81.5%	あなたの勤労収入 22人 81.5%	児童扶養手当・特別児童扶養手当 20人 74.1%
100万円以上200万円未満	90	あなたの勤労収入 78人 86.7%	児童扶養手当・特別児童扶養手当 57人 63.3%	児童手当 56人 62.2%
200万円以上300万円未満	190	あなたの勤労収入 170人 89.5%	児童扶養手当・特別児童扶養手当 121人 63.7%	児童手当 112人 58.9%
300万円以上400万円未満	130	あなたの勤労収入 122人 93.8%	児童扶養手当・特別児童扶養手当 78人 60.0%	児童手当 76人 58.5%
400万円以上500万円未満	92	あなたの勤労収入 91人 98.9%	児童手当 40人 43.5%	児童扶養手当・特別児童扶養手当 23人 25.0%
500万円以上	237	あなたの勤労収入 233人 98.3%	児童手当 77人 32.5%	子の父・母からの養育費 35人 14.8%

図表 6-④-4 世帯総収入の所得段階別内訳（母子家庭）

世帯総収入 所得段階	対象人数	最も回答者数の 多いもの	2番目に回答者数の 多いもの	3番目に回答者数の 多いもの
100万円未満	24	あなたの勤労収入 20人 83.3%	児童手当 19人 79.2%	児童扶養手当・特別児童扶養手当 18人 75.0%
100万円以上200万円未満	86	あなたの勤労収入 76人 88.4%	児童扶養手当・特別児童扶養手当 55人 64.0%	児童手当 54人 62.8%
200万円以上300万円未満	174	あなたの勤労収入 155人 89.1%	児童扶養手当・特別児童扶養手当 113人 64.9%	児童手当 105人 60.3%
300万円以上400万円未満	107	あなたの勤労収入 100人 93.5%	児童扶養手当・特別児童扶養手当 68人 63.6%	児童手当 64人 59.8%
400万円以上500万円未満	65	あなたの勤労収入 64人 98.5%	児童手当 29人 44.6%	児童扶養手当・特別児童扶養手当 18人 27.7%
500万円以上	117	あなたの勤労収入 113人 96.6%	児童手当 48人 41.0%	子の父・母からの養育費 31人 26.5%

図表 6-④-5 世帯総収入の所得段階別内訳（父子家庭）

※網掛けは同数

世帯総収入 所得段階	対象人数	最も回答者数の 多いもの	2番目に回答者数の 多いもの	3番目に回答者数の 多いもの
100万円未満	3	児童手当 3人 100.0%	あなたの勤労収入 2人 66.7%	児童扶養手当・特別児童扶養手当 2人 66.7%
100万円以上200万円未満	4	児童手当 2人 50.0%	あなたの勤労収入 2人 50.0%	親・親族からの援助 2人 50.0%
200万円以上300万円未満	16	あなたの勤労収入 15人 93.8%	児童扶養手当・特別児童扶養手当 8人 50.0%	児童手当 7人 43.8%
300万円以上400万円未満	23	あなたの勤労収入 22人 95.7%	児童手当 12人 52.2%	児童扶養手当・特別児童扶養手当 10人 43.5%
400万円以上500万円未満	27	あなたの勤労収入 27人 100.0%	児童手当 11人 40.7%	児童扶養手当・特別児童扶養手当 5人 18.5%
500万円以上	120	あなたの勤労収入 120人 100.0%	児童手当 29人 24.2%	子どもの勤労収入 7人 5.8%

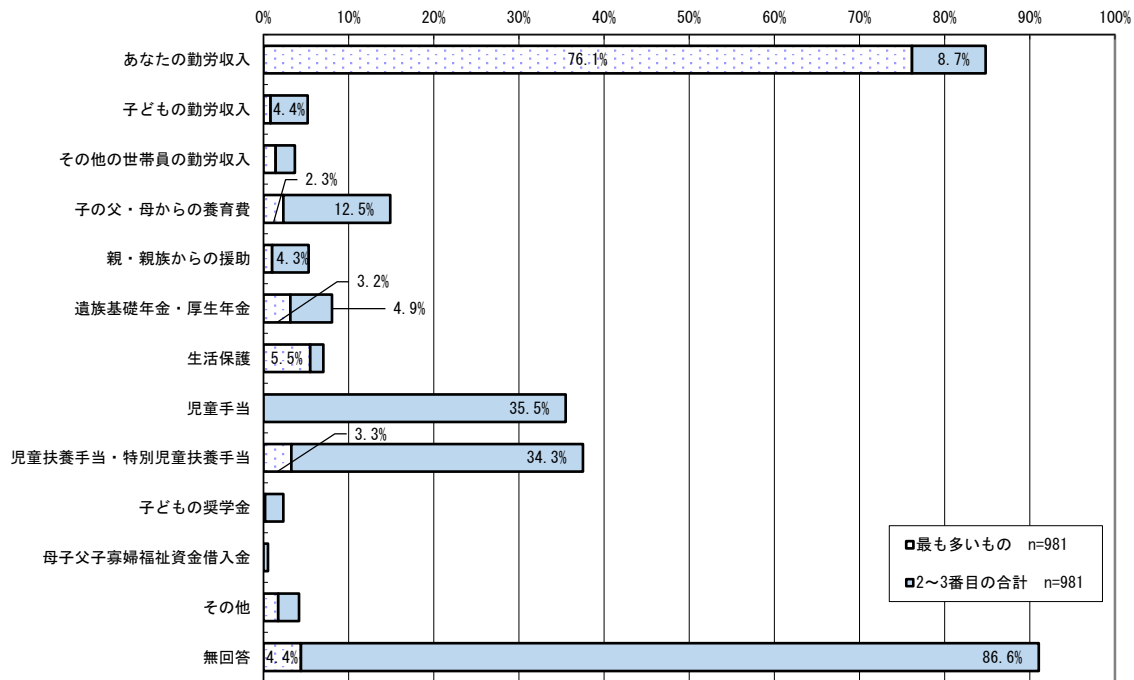
※ 100万円以上200万円未満： 9.児童扶養手当・特別児童扶養手当も2名（最大値が2名で4件）



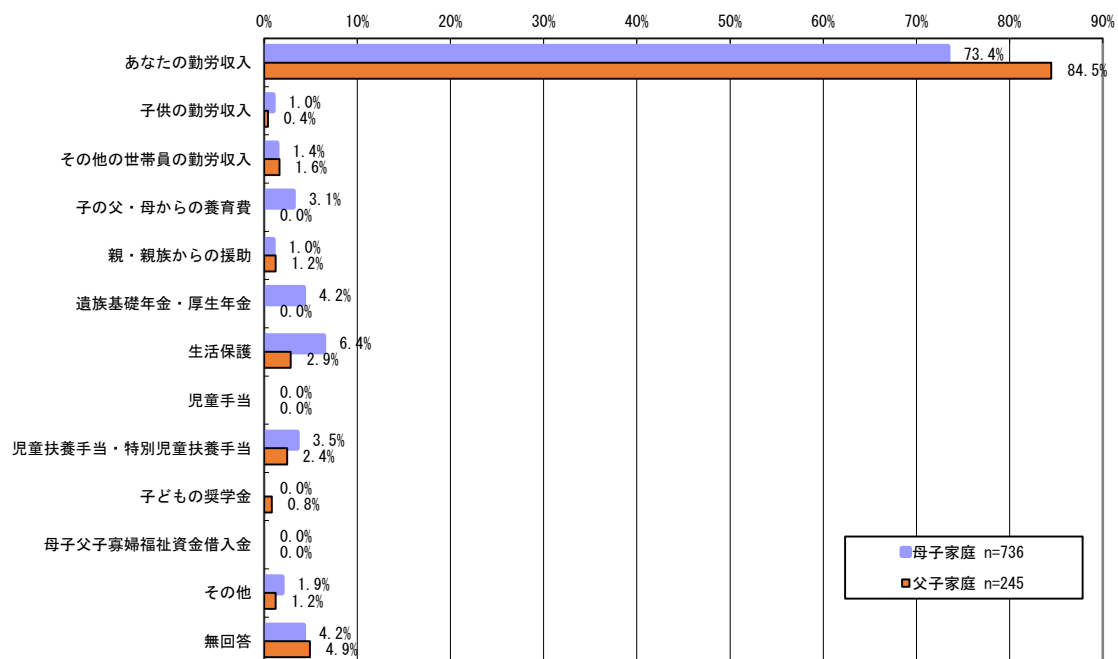
⑤ 世帯総収入のうち主な収入（問 32）

世帯総収入のうち主な収入をたずねたところ、最も多い収入として、「あなたの勤労収入」76.1%（747人）、「生活保護」5.5%（54人）、「児童扶養手当・特別児童扶養手当」3.3%（32人）などが挙げられている。2番目、3番目に多い収入には、これらの回答以外に、「児童手当」「子の父・母からの養育費」などが挙げられている。

図表 6-⑤-1 世帯総収入のうち主な収入



図表 6-⑤-2 世帯総収入のうち最も多い収入（母子・父子家庭別）



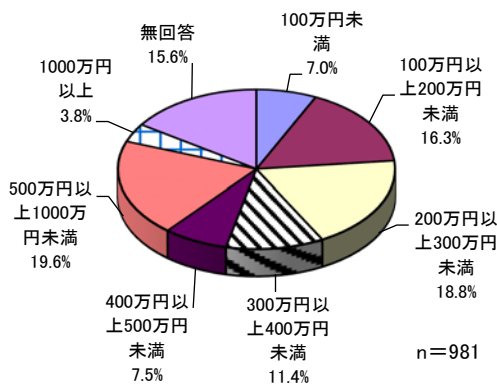
⑥ 年収

1) 自身の年間の就労収入（問 33）【再掲】

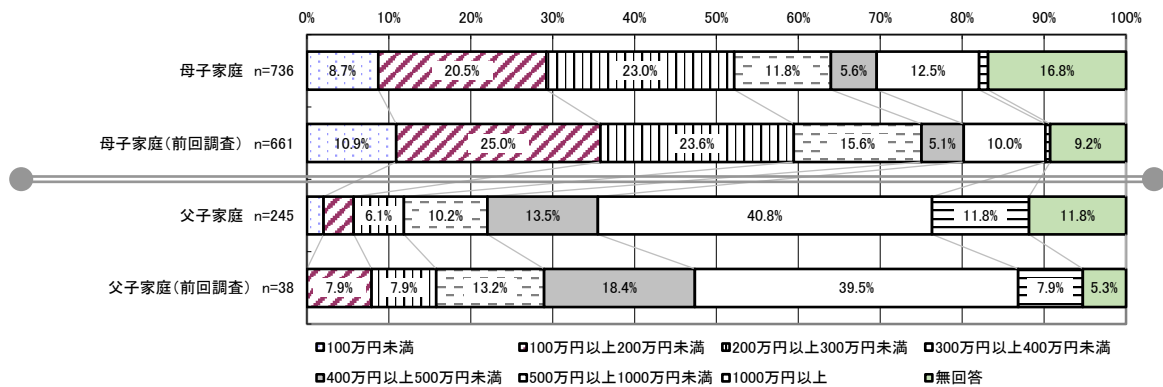
ひとり親自身の年収額（税込み、賞与含む）については、「500万円以上1000万円未満」が最も多く19.6%（192人）、次いで「200万円以上300万円未満」が18.8%（184人）、「100万円以上200万円未満」が16.3%（160人）、「300万円以上400万円未満」が11.4%（112人）となっている。

平均の年収は、全体では「378.6万円」、母子家庭では「295.2万円」、父子家庭では「614.9万円」となっている。

図表 6-⑥-1 自身の年間の就労収入



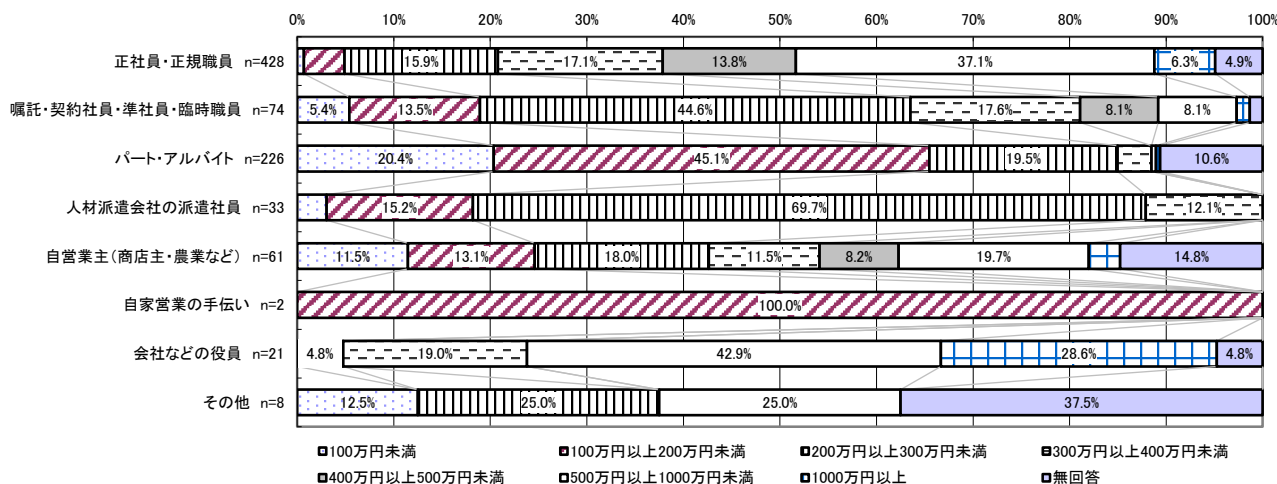
図表 6-⑥-2 自身の年間の就労収入（母子・父子家庭別、前回調査との比較）



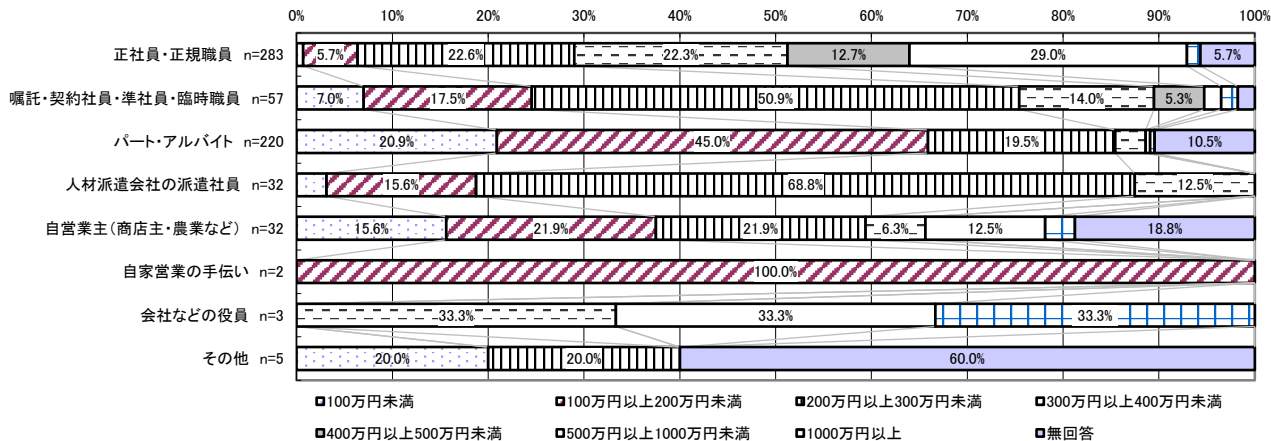
## 2) 就業形態（問7）と自身の年間の就労収入との関係【再掲】

就業形態と自身の年収との関係を見ると、就業形態により収入に違いがあり、「正社員・正規職員」では「500万円以上1000万円未満」が37.1%（159人）で最も多くなっているが、「嘱託・契約社員・準社員・臨時職員」では「200万円以上300万円未満」が44.6%（33人）、「パート・アルバイト」では「100万円以上200万円未満」が45.1%（102人）で最も多くなっていることがわかる。

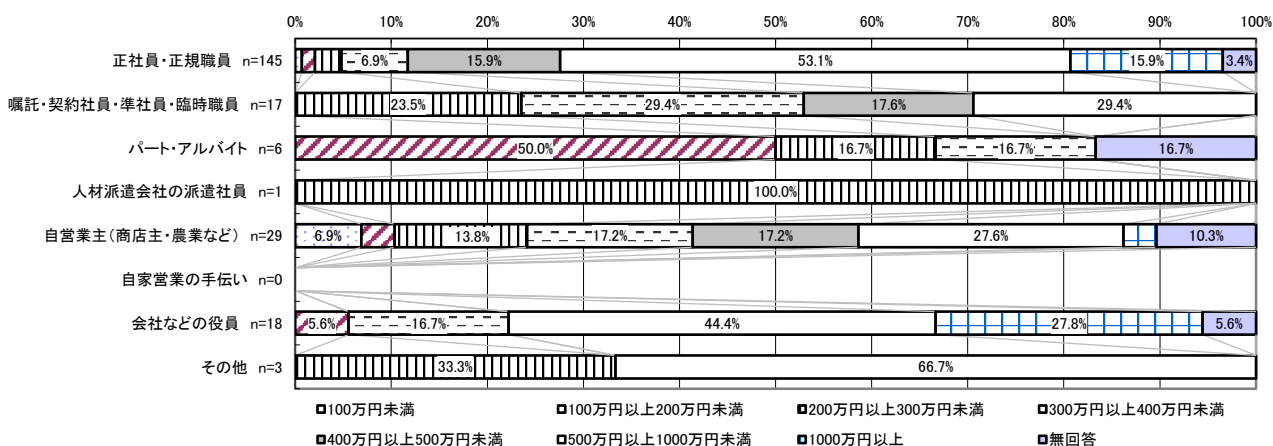
図表 6-⑥-3 就業形態と自身の年間の就労収入との関係



図表 6-⑥-4 就業形態と自身の年間の就労収入との関係（母子家庭）



図表 6-⑥-5 就業形態と自身の年間の就労収入との関係（父子家庭）

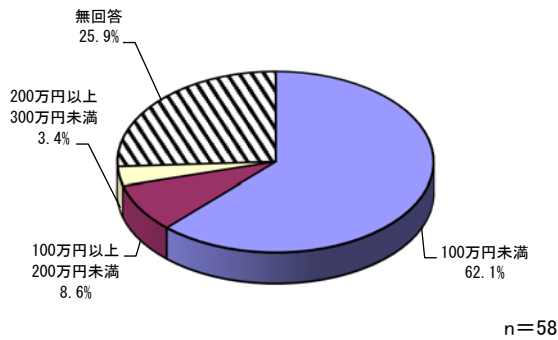


### 3) 自身の年間の副業の就労収入（問 33）【再掲】

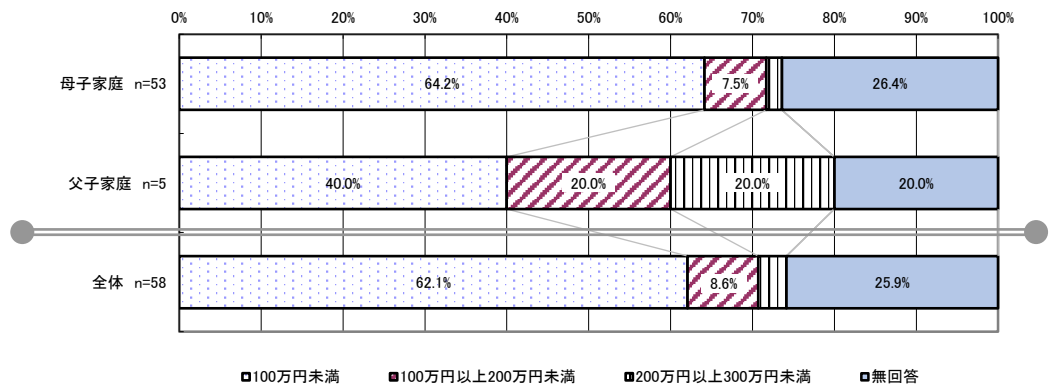
副業（1か所目）をしている人（58人）の自身の年収額（税込み、賞与含む）のうち、副業の収入額を見たところ、「100万円未満」が最も多く62.1%（36人）、次いで「100万円以上200万円未満」が8.6%（5人）、「200万円以上300万円未満」が3.4%（2人）となっている。

副業の平均額は、全体では「52.3万円」、母子家庭では「47.9万円」、父子家庭では「95.0万円」となっている。

図表 6-⑥-6 自身の年間の副業の就労収入



図表 6-⑥-7 自身の年間の副業の就労収入（母子・父子家庭別）

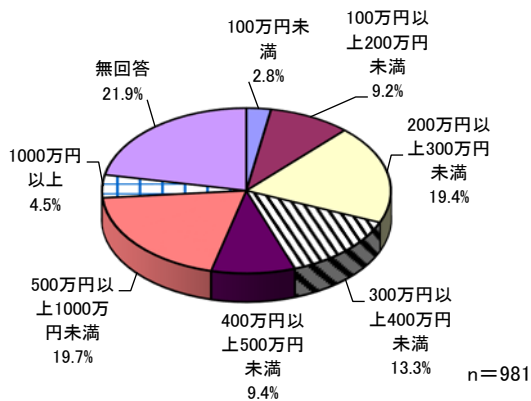


#### 4) 世帯総収入（問 33）【再掲】

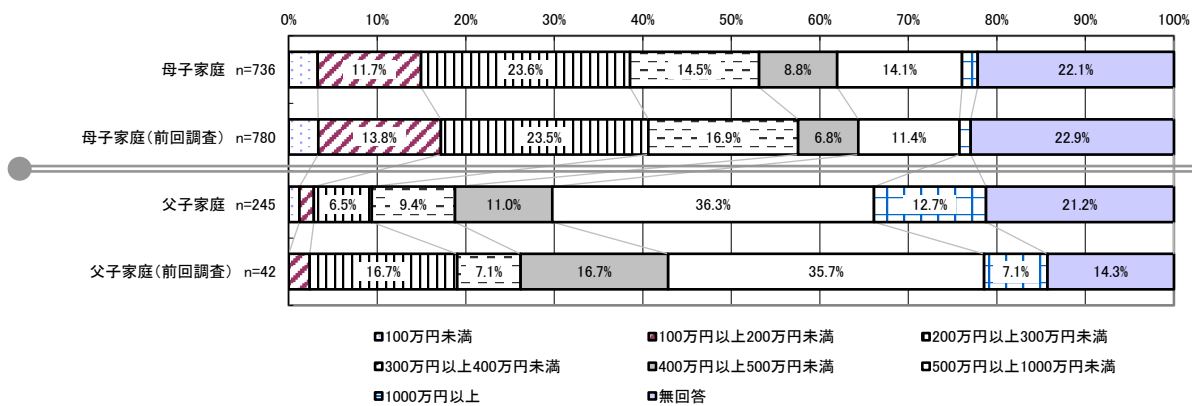
年間の世帯総収入（税込み）をたずねたところ、「500万円以上1000万円未満」が最も多く19.7%（193人）、次いで「200万円以上300万円未満」が19.4%（190人）、「300万円以上400万円未満」が13.3%（130人）、「400万円以上500万円未満」が9.4%（92人）となっている。

平均年間世帯総収入は、全体では「431.7万円」、母子家庭では「360.6万円」、父子家庭では「642.6万円」となっている。

図表 6-⑥-8 年間の世帯総収入



図表 6-⑥-9 年間の世帯総収入（母子・父子家庭別、前回調査との比較）



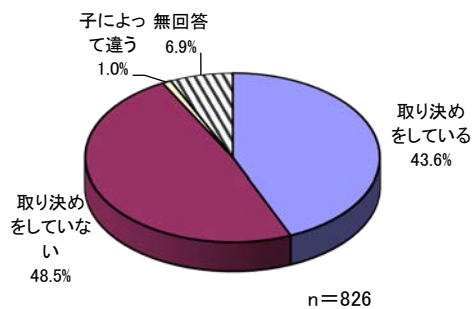
⑦ 子どもの養育費の取り決めについて

1) 養育費の取り決めの有無 (問 34)

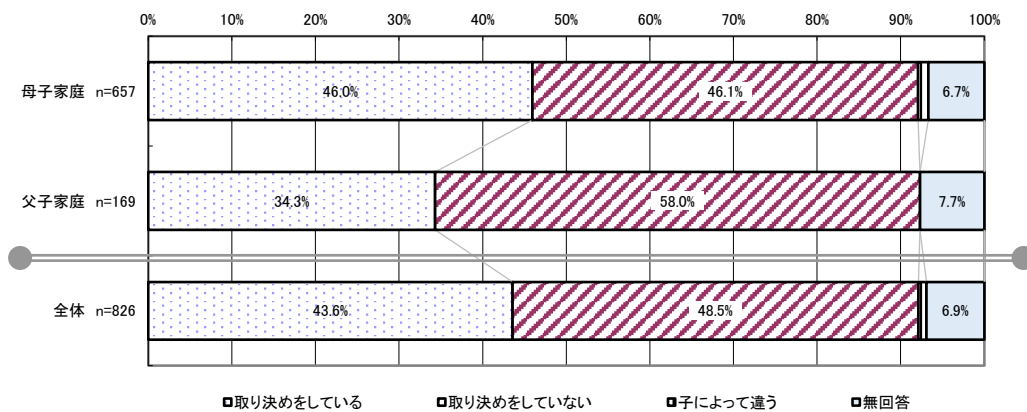
離婚や未婚等によりひとり親になった人 (826 人) に、養育費の取り決めの有無についてたずねたところ、「取り決めをしていない」が 48.5% (401 人)、「取り決めをしている」が 43.6% (360 人)、「子によって違う」が 1.0% (8 人) となっている。

母子・父子家庭別にみると、母子家庭では父子家庭に比べて、「取り決めをしている」割合が高い。

図表 6-⑦-1 養育費の取り決めの有無



図表 6-⑦-2 養育費の取り決めの有無 (母子・父子家庭別)

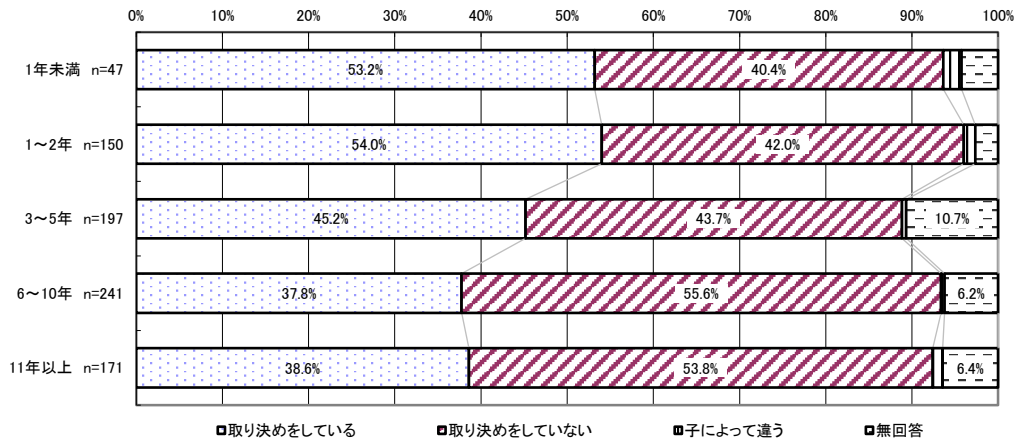


## 2) ひとり親になってからの期間（問3）と養育費の取り決めの有無との関係

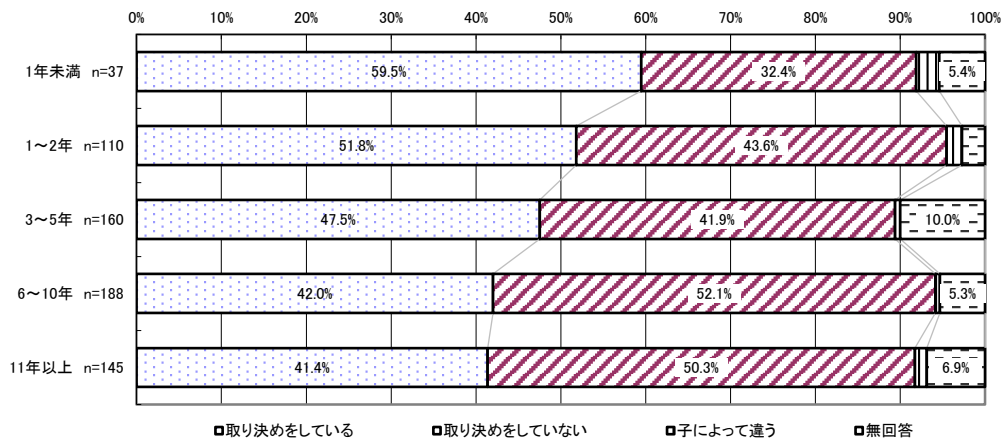
ひとり親になってからの期間と養育費の取り決めの有無との関係を見ると、ひとり親になってからの期間が、「1年未満」「1～2年」の人の「取り決めている」割合が5割を超えていることがわかる。

母子・父子家庭別の結果は、**図表 6-⑦-4** 及び**図表 6-⑦-5** のとおりである。

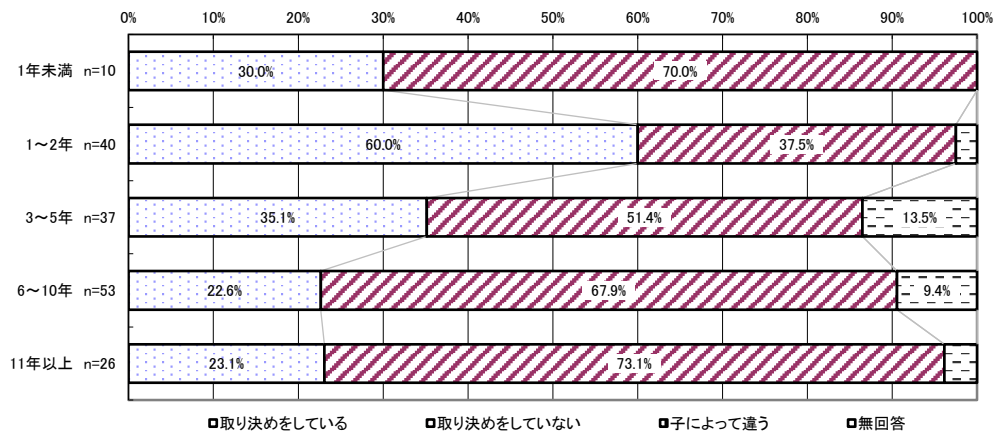
図表 6-⑦-3 ひとり親になってからの期間と養育費の取り決めの有無との関係



図表 6-⑦-4 ひとり親になってからの期間と養育費の取り決めの有無との関係（母子家庭）



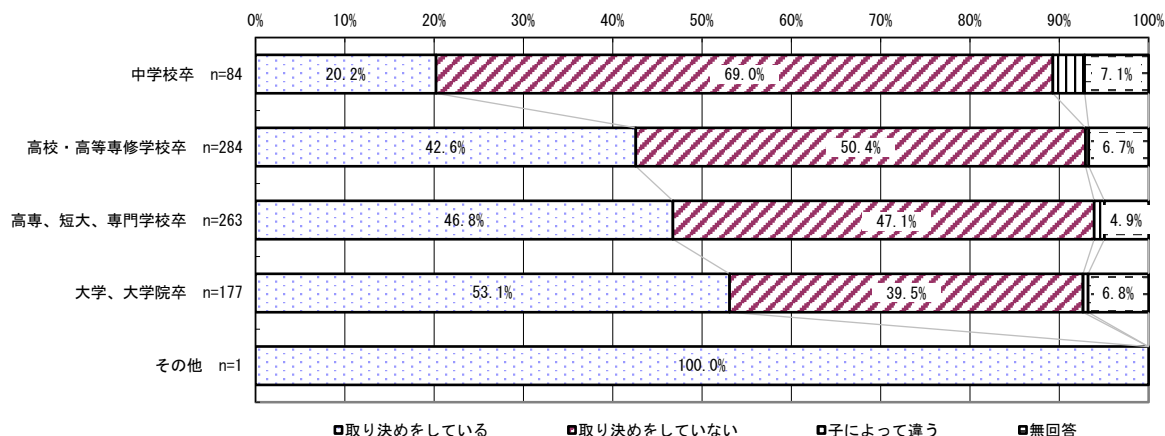
図表 6-⑦-5 ひとり親になってからの期間と養育費の取り決めの有無との関係（父子家庭）



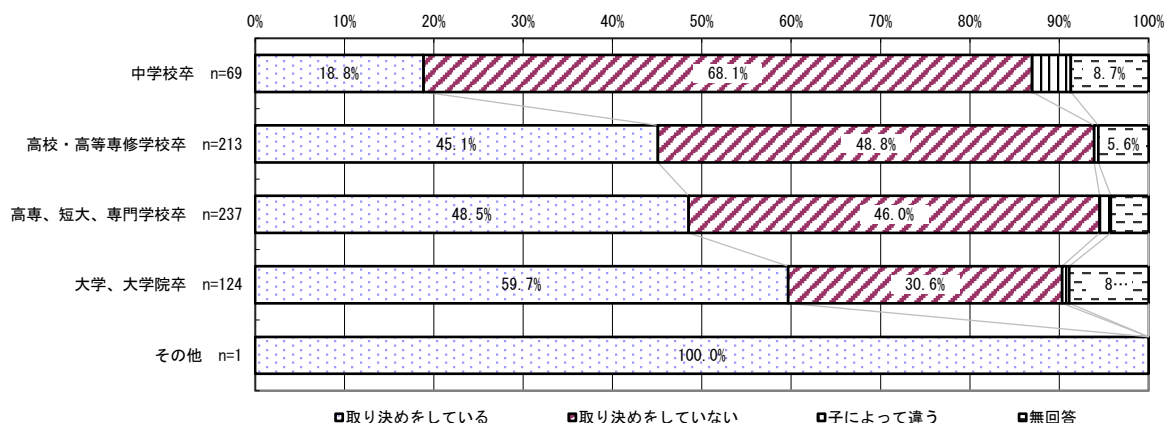
### 3) 最終学歴（問 22）と養育費の取り決めの有無との関係

ひとり親の最終学歴と養育費の取り決めの有無との関係を見ると、母子家庭では高学歴になるほど「取り決めている」割合が増えているが、父子家庭では最終学歴によって「取り決めている」割合には、あまり差がないことがわかる。

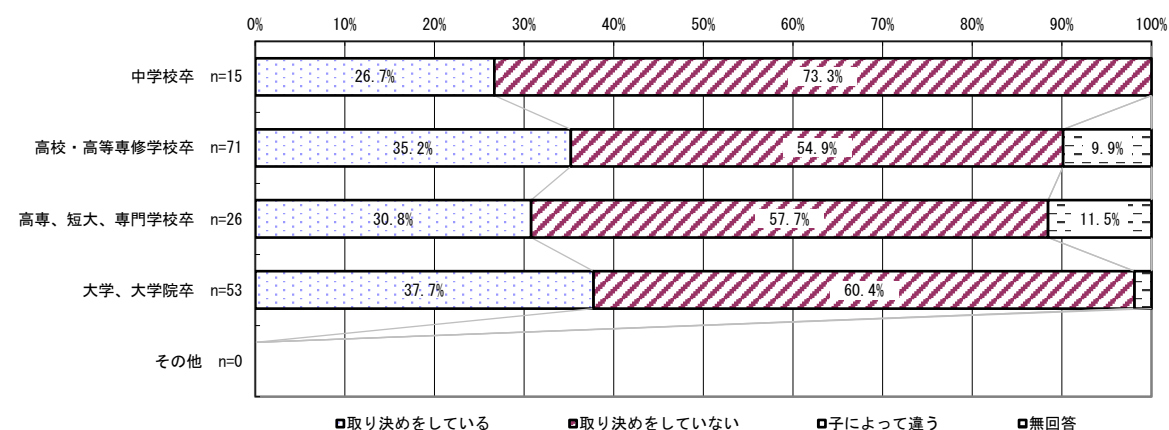
図表 6-⑦-6 最終学歴と養育費の取り決めの有無との関係



図表 6-⑦-7 最終学歴と養育費の取り決めの有無との関係（母子家庭）



図表 6-⑦-8 最終学歴と養育費の取り決めの有無との関係（父子家庭）



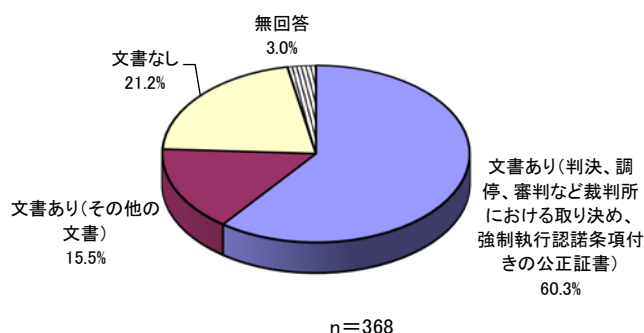


#### 4) 養育費の取り決めの方法 (問 34-(2))

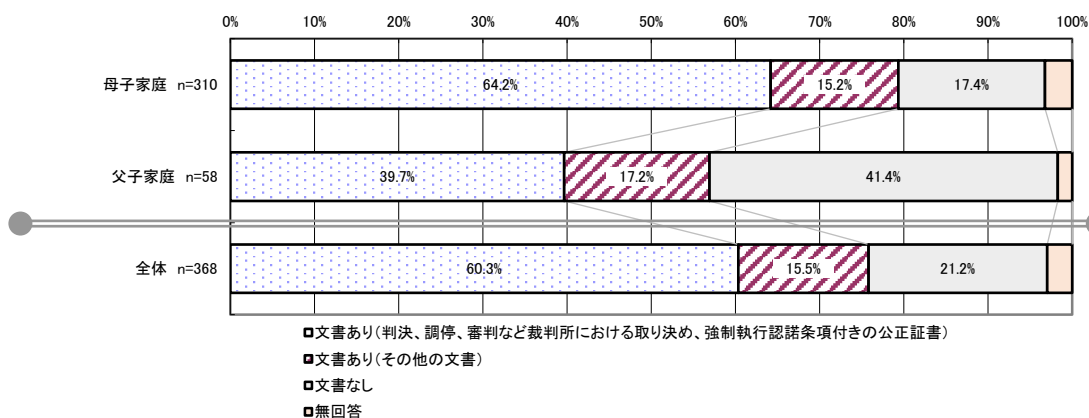
養育費の取り決めをしているお子さんがいる人 (368 人) に、養育費の取り決めの方法についてたずねたところ、「文書あり (判決、調停、審判など裁判所における取り決め、強制執行認諾条項付きの公正証書)」が最も多く 60.3% (222 人)、「文書なし」が 21.2% (78 人)、「文書あり (その他の文書)」が 15.5% (57 人) となっている。

母子・父子家庭別にみると、母子家庭では父子家庭に比べて、「文書あり (判決、調停、審判など裁判所における取り決め、強制執行認諾条項付きの公正証書)」の割合が高い。

図表 6-⑦-9 養育費の取り決めの方法



図表 6-⑦-10 養育費の取り決めの方法 (母子・父子家庭別)

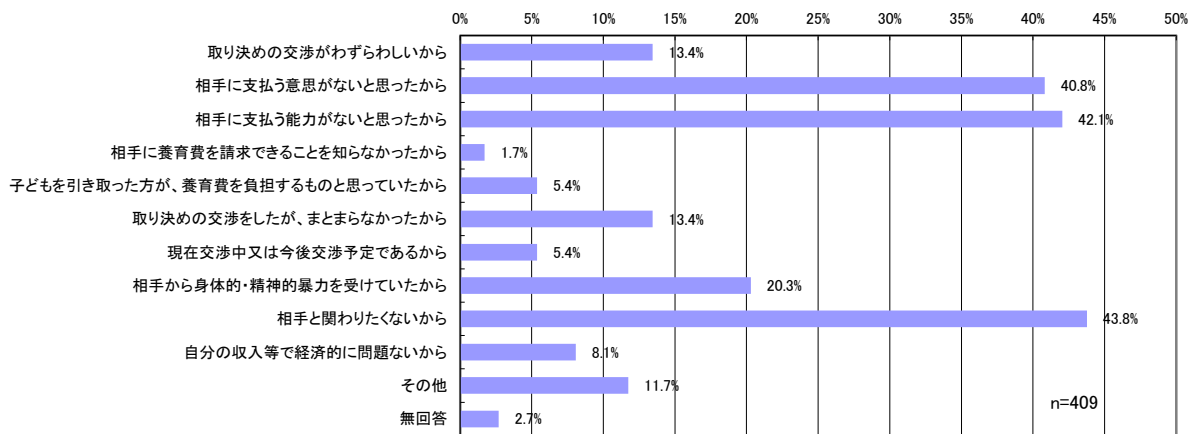


## 5) 養育費の取り決めをしていない理由 (問 34-(3))

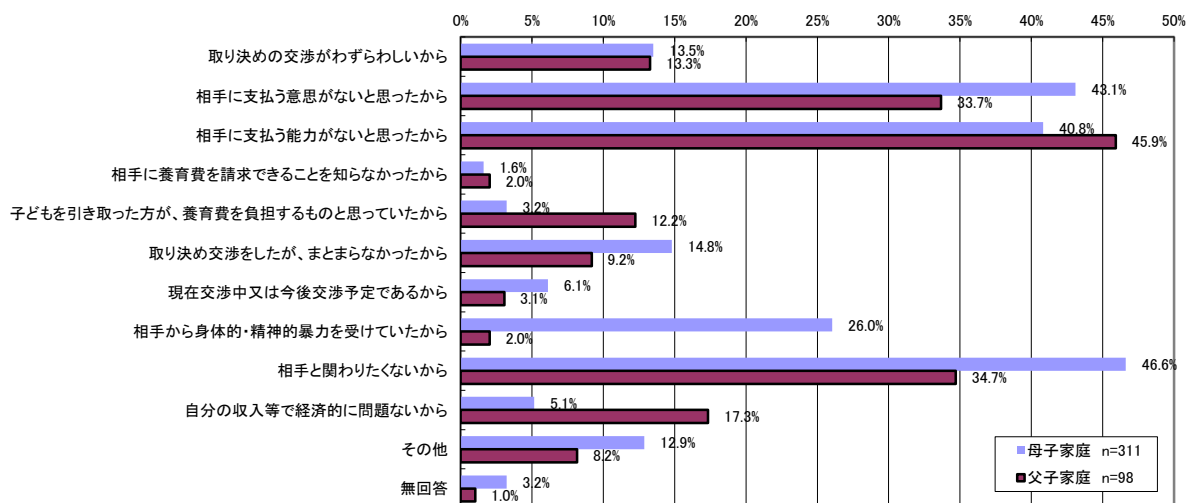
養育費の取り決めをしていないお子さんがいる人(409人)に、養育費の取り決めをしていない理由をたずねたところ、「相手と関わりたくないから」が最も多く43.8%(179人)、次いで「相手に支払う能力がないと思ったから」が42.1%(172人)、「相手に支払う意思がないと思ったから」が40.8%(167人)となっている。

母子・父子家庭別にみると、母子家庭では父子家庭に比べて、「相手に支払う意思がないと思ったから」「相手から身体的・精神的暴力を受けていたから」「相手と関わりたくないから」の割合が高いが、父子家庭では母子家庭に比べて、「相手に支払う能力がないと思ったから」「子どもを引き取った方が、養育費を負担するものと思っていたから」「自分の収入等で経済的に問題ないから」の割合が高い。

図表 6-⑦-11 養育費の取り決めをしていない理由



図表 6-⑦-12 養育費の取り決めをしていない理由 (母子・父子家庭別)

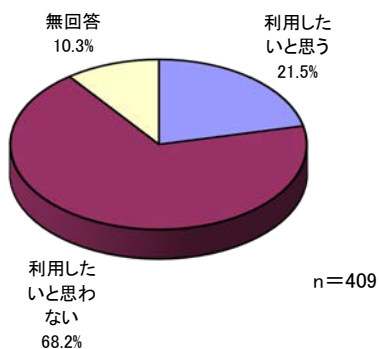


## 6) 養育費に関する専門相談の希望 (問 34-(4))

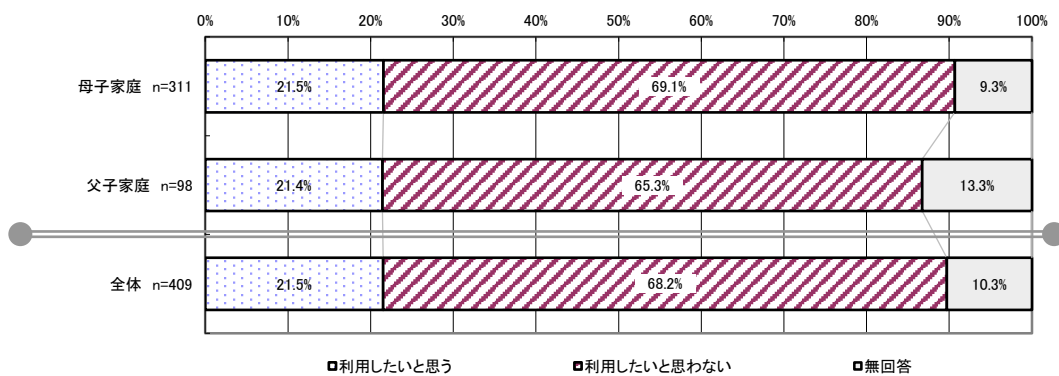
養育費の取り決めをしていないお子さんがいる人 (409 人) に、養育費等に関する専門相談を今後利用したいと思うかをたずねたところ、「利用したいとは思わない」が 68.2% (279 人)、「利用したいと思う」が 21.5% (88 人) となっている。

母子・父子家庭別の結果は、**図表 6-⑦-14** のとおりである。

図表 6-⑦-13 養育費に関する専門相談の希望



図表 6-⑦-14 養育費に関する専門相談の希望 (母子・父子家庭別)



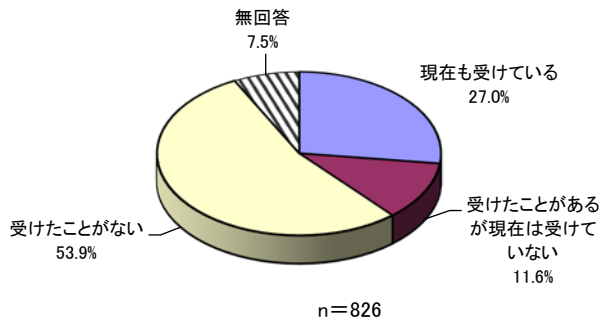
⑧ 養育費の受給について

1) 養育費の受給の有無（問 35）

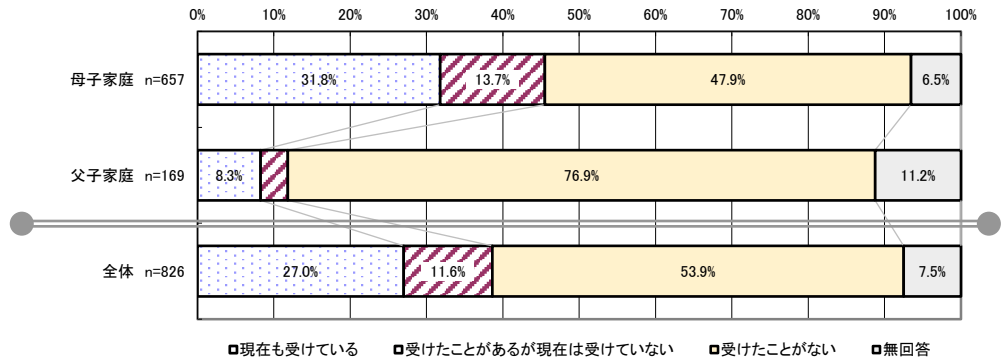
養育費の受給の状況についてたずねたところ、「受けたことがない」が 53.9%（445 人）、「現在も受けている」が 27.0%（223 人）、「受けたことがあるが現在は受けていない」が 11.6%（96 人）となっている。

母子・父子家庭別にみると、母子家庭では父子家庭に比べて、「現在も受けている」「受けたことがあるが現在は受けていない」の割合が高い。

図表 6-⑧-1 養育費の受給の有無



図表 6-⑧-2 養育費の受給の有無（母子・父子家庭別）



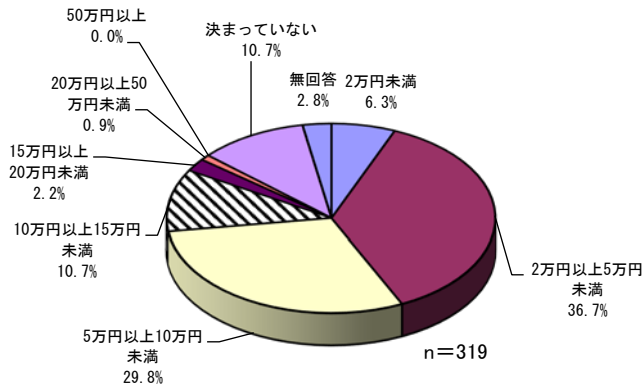
## 2) 養育費の総額 (問 35-(2))

養育費を「現在も受けている」「受けたことがあるが現在は受けていない」と回答した人(319人)に、養育費の総額をたずねたところ、「2万円以上5万円未満」が最も多く36.7%(117人)、次いで「5万円以上10万円未満」が29.8%(95人)、「10万円以上15万円未満」「決まっていない」がともに10.7%(34人)となっている。

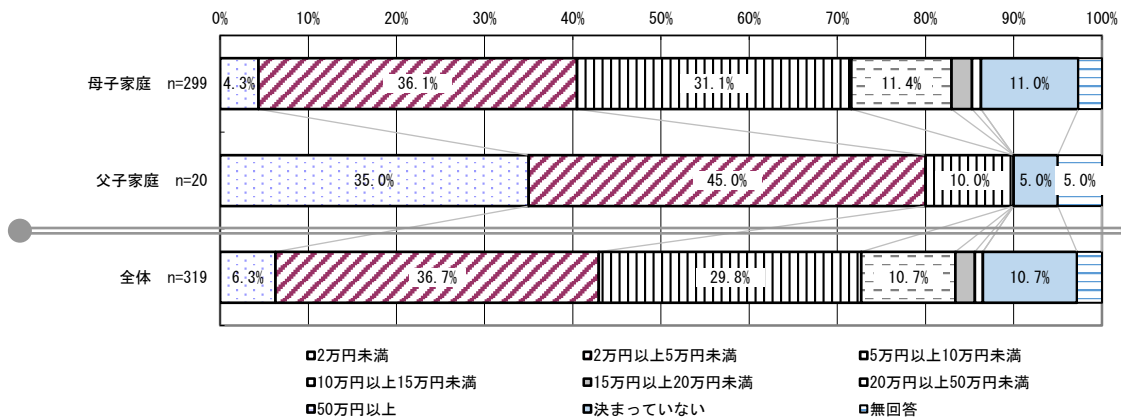
母子・父子家庭別にみると、父子家庭では母子家庭に比べて、「2万円未満」「2万円以上5万円未満」の割合が高い。

養育費の平均受給額は、全体では「5.5万円」、母子家庭では「5.8万円」、父子家庭では「2.3万円」となっている。

図表 6-⑧-3 養育費の総額



図表 6-⑧-4 養育費の総額 (母子・父子家庭別)



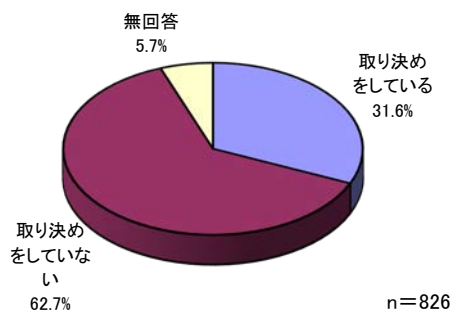
⑨ 面会交流の取り決めについて

1) 面会交流の取り決めの有無 (問 36)

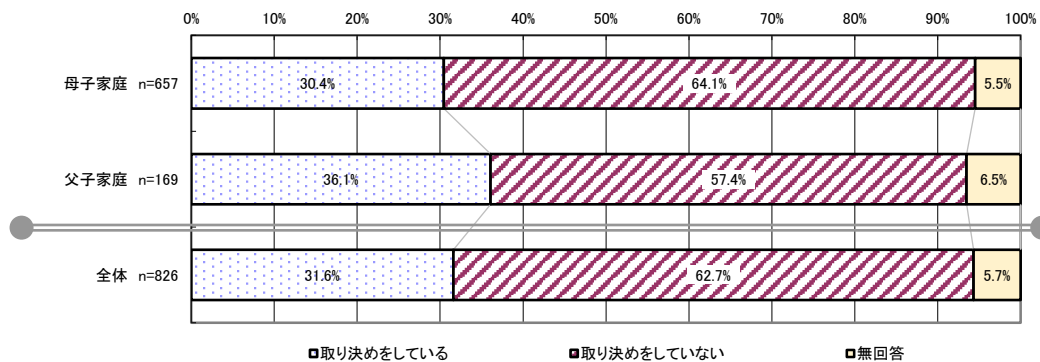
離婚や未婚等によりひとり親になった人 (826 人) に、面会交流の取り決めの有無についてたずねたところ、「取り決めをしている」が 31.6% (261 人)、「取り決めをしていない」が 62.7% (518 人) となっている。

母子・父子家庭別にみると、父子家庭では母子家庭に比べて、「取り決めをしている」割合が高い。

図表 6-⑨-1 面会交流の取り決めの有無



図表 6-⑨-2 面会交流の取り決めの有無 (母子・父子家庭別)

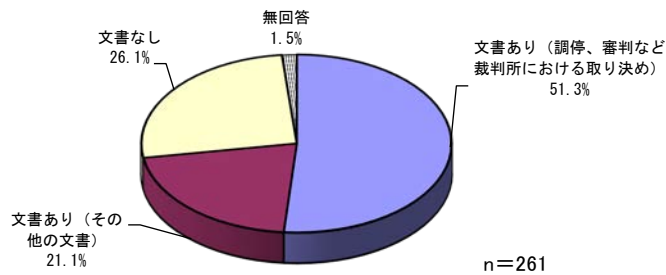


## 2) 面会交流の取り決めの方法 (問 36-(2))

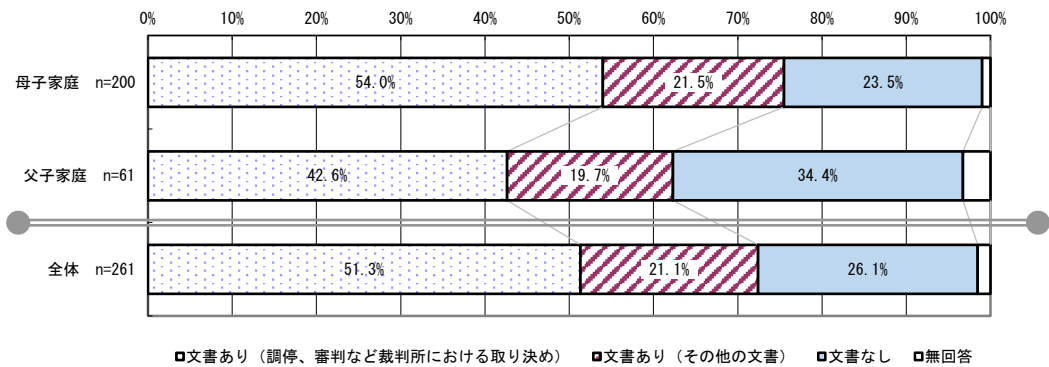
面会交流の取り決めをしている人 (261 人) に、取り決めの方法についてたずねたところ、「文書あり (調停、審判など裁判所における取り決め)」が 51.3% (134 人)、「文書なし」が 26.1% (68 人)、「文書あり (その他の文書)」が 21.1% (55 人) となっている。

母子・父子家庭別にみると、母子家庭では父子家庭に比べて、「文書あり (調停、審判など裁判所における取り決め)」の割合が高い。

図表 6-⑨-3 面会交流の取り決めの方法



図表 6-⑨-4 面会交流の取り決めの方法 (母子・父子家庭別)

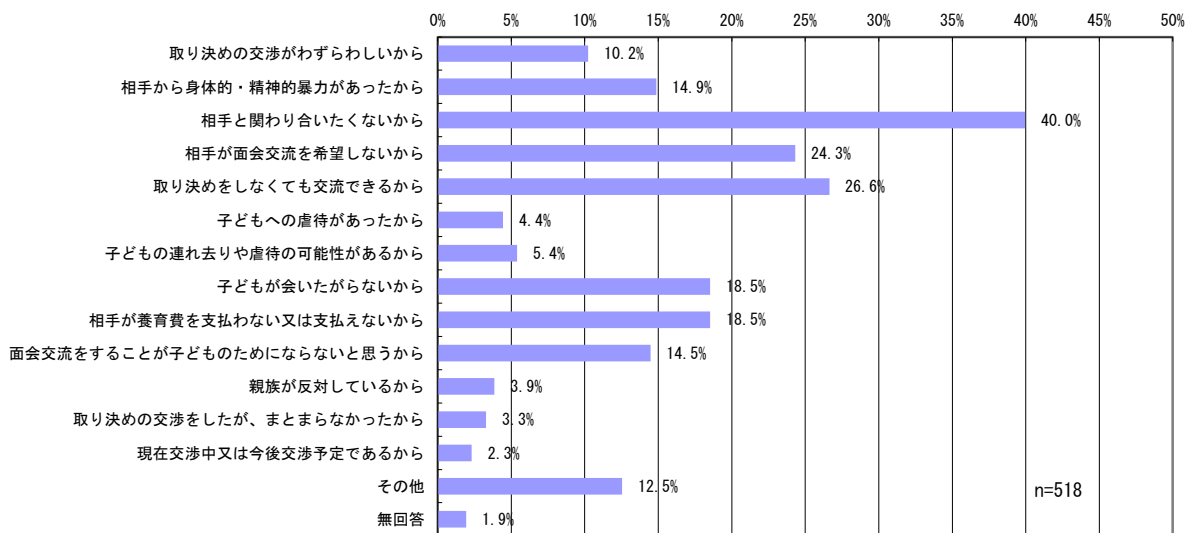


### 3) 面会交流の取り決めをしていない理由（問 36-(3)）

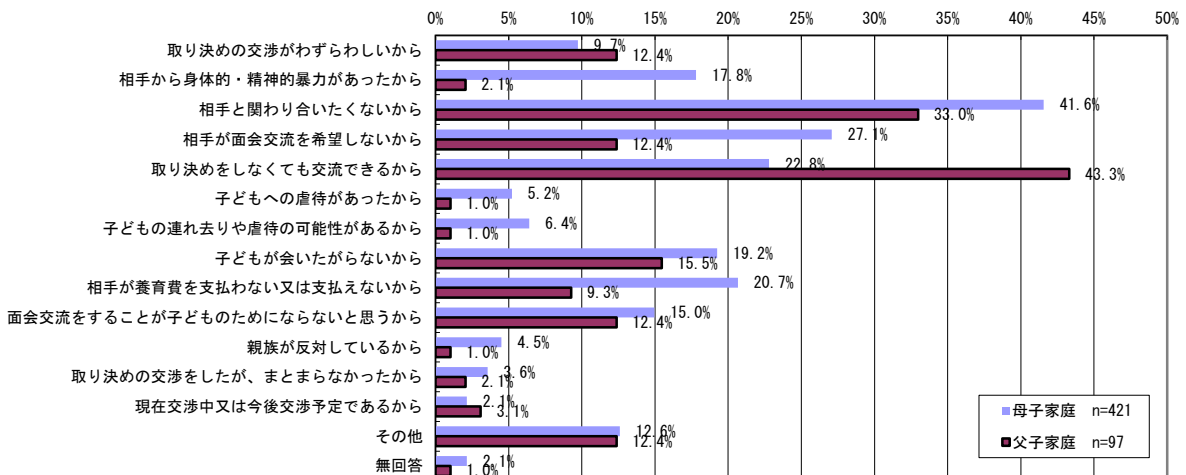
面会交流の取り決めをしていない人（518人）に、取り決めをしていない理由をたずねたところ、「相手と関わり合いたくないから」が最も多く40.0%（207人）、次いで「取り決めをしなくても交流できるから」が26.6%（138人）、「相手が面会交流を希望しないから」が24.3%（126人）、「子どもが会いたがらないから」「相手が養育費を支払わない又は支払えないから」がともに18.5%（96人）となっている。

母子・父子家庭別にみると、母子家庭では「相手と関わり合いたくないから」の割合が高く、父子家庭では「取り決めをしなくても交流できるから」の割合が高い。

図表 6-⑨-5 面会交流の取り決めをしていない理由



図表 6-⑨-6 面会交流の取り決めをしていない理由（母子・父子家庭別）





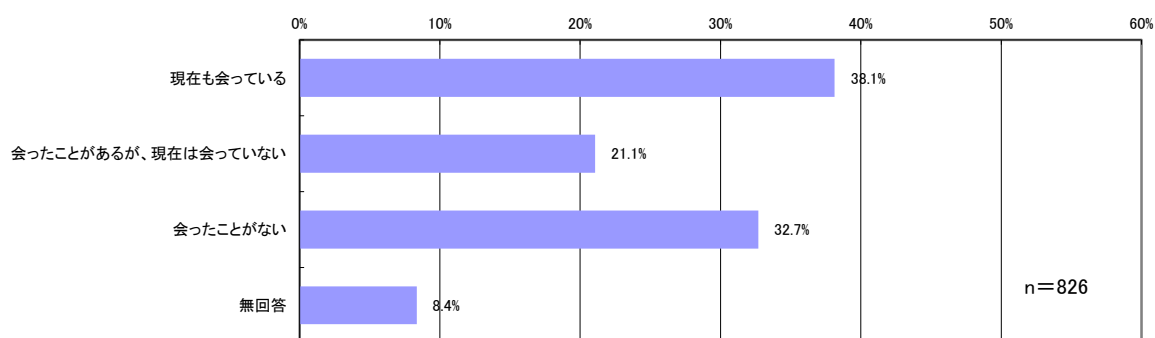
⑩ 面会交流の実施状況について

1) 面会交流の実施状況（問 37）

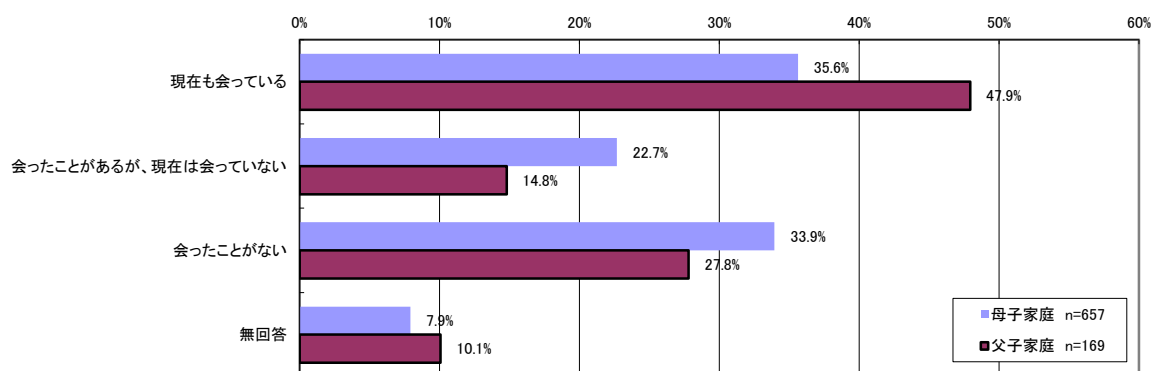
面会交流の実施状況についてたずねたところ、「現在も会っている」が 38.1%（315 人）、「会ったことがあるが現在は会っていない」が 21.1%（174 人）、「会ったことがない」が 32.7%（270 人）となっている。

母子・父子家庭別にみると、父子家庭では母子家庭に比べて、「現在も会っている」の割合が高い。

図表 6-⑩-1 面会交流の実施状況



図表 6-⑩-2 面会交流の実施状況（母子・父子家庭別）

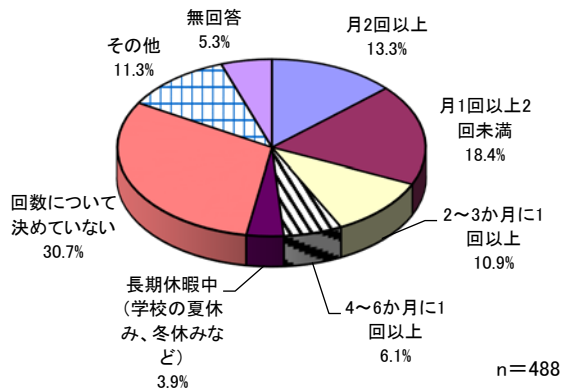


## 2) 面会交流の頻度 (問 37-(2))

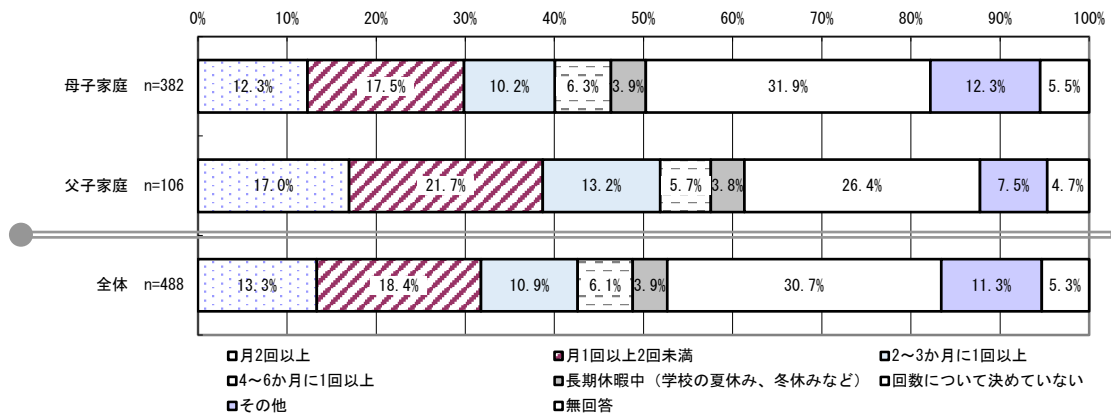
面会交流の実施状況で、「現在も会っている」「会ったことがあるが現在は会っていない」と回答した人(488人)に、お子さんがもう一方の親と合う頻度をたずねたところ、「回数について決めていない」が最も多く30.7%(150人)、次いで「月1回以上2回未満」が18.4%(90人)、「月2回以上」が13.3%(65人)、「2~3か月に1回以上」が10.9%(53人)となっている。

母子・父子家庭別にみると、父子家庭では母子家庭に比べて、面会交流の頻度が若干高い。

図表 6-⑩-3 面会交流の頻度



図表 6-⑩-4 面会交流の頻度 (母子・父子家庭別)

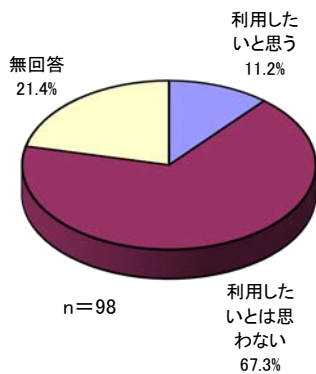


### 3) 第三者による面会交流の日程調整や立ち合いなどの支援の希望の有無 (問 37- (3))

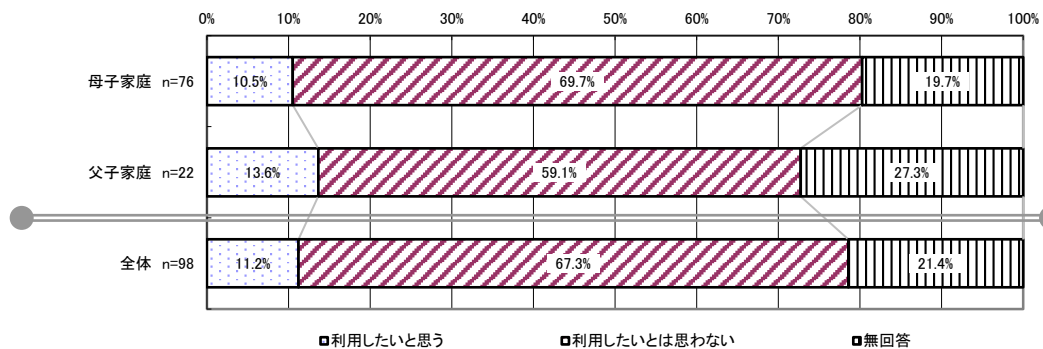
面会交流の実施状況で「会ったことがあるが現在は会っていない」「会ったことがない」と回答し、面会交流の取り決めをしている人 (98 人) に、子どもと会う調整が困難な場合に、第三者が間に入って日程調整を行ったり、会う場に立ち会うなどの支援を行う仕組みがあったら、利用したいと思うかをたずねたところ、「利用したいとは思わない」が 67.3% (66 人)、「利用したいと思う」が 11.2% (11 人) となっている。

母子・父子家庭別の結果は、**図表 6-⑩-6** のとおりである。

図表 6-⑩-5 第三者による面会交流の日程調整や立ち合いなどの支援の希望の有無



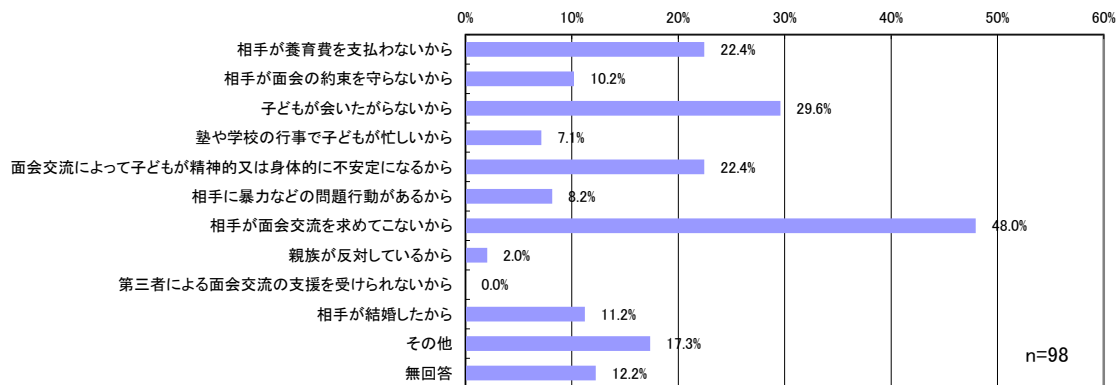
図表 6-⑩-6 第三者による面会交流の日程調整や立ち合いなどの支援の希望の有無 (母子・父子家庭別)



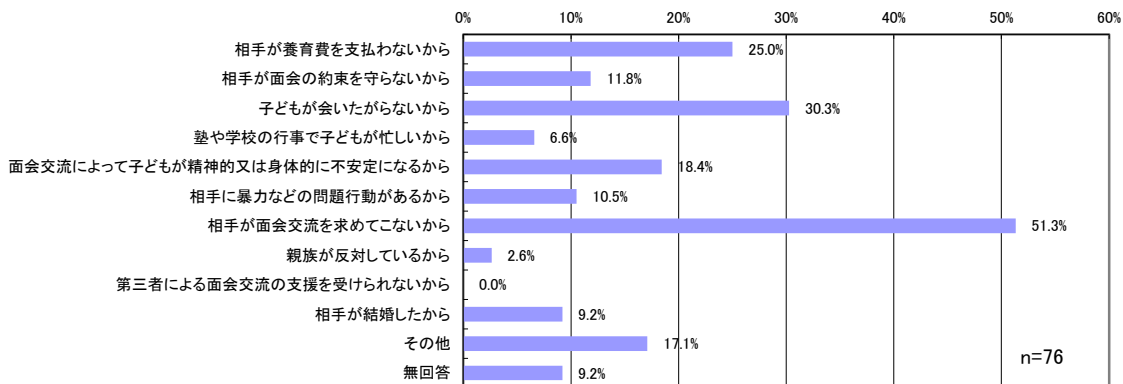
#### 4) 現在、もう一方の親と会っていない理由 (問 37-(4))

面会交流の実施状況で「会ったことがあるが、現在は会っていない」「会ったことがない」と回答し、面会交流の取り決めをしている人(98人)に、もう一方の親と会っていない理由をたずねたところ、「相手が面会交流を求めてこないから」が最も多く48.0%(47人)、次いで「子どもが会いたがらないから」が29.6%(29人)、「相手が養育費を支払わないから」「面会交流によって子どもが精神的又は身体的に不安定になるから」がともに22.4%(22人)となっている。

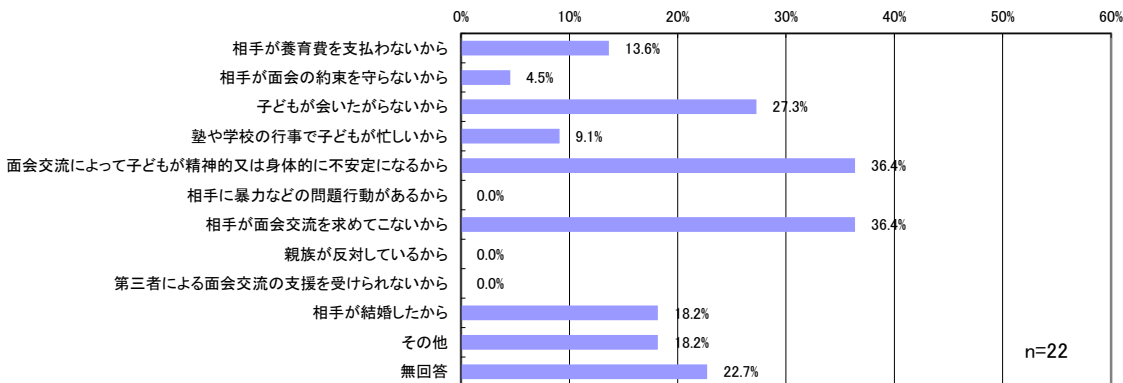
図表 6-⑩-7 現在、もう一方の親と会っていない理由



図表 6-⑩-8 現在、もう一方の親と会っていない理由(母子家庭)



図表 6-⑩-9 現在、もう一方の親と会っていない理由(父子家庭)



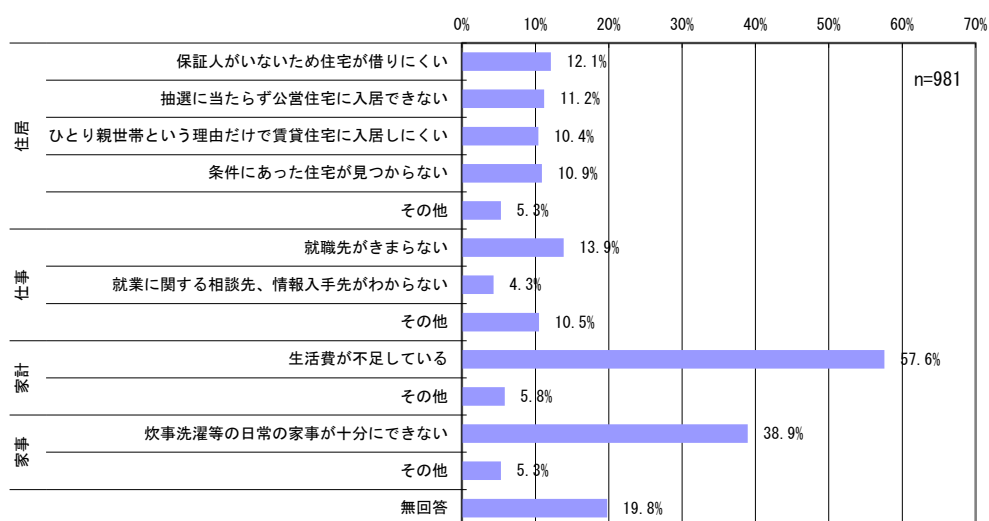
⑪ ひとり親になった時に困ったことについて

1) ひとり親になった時に困ったこと（問 38）

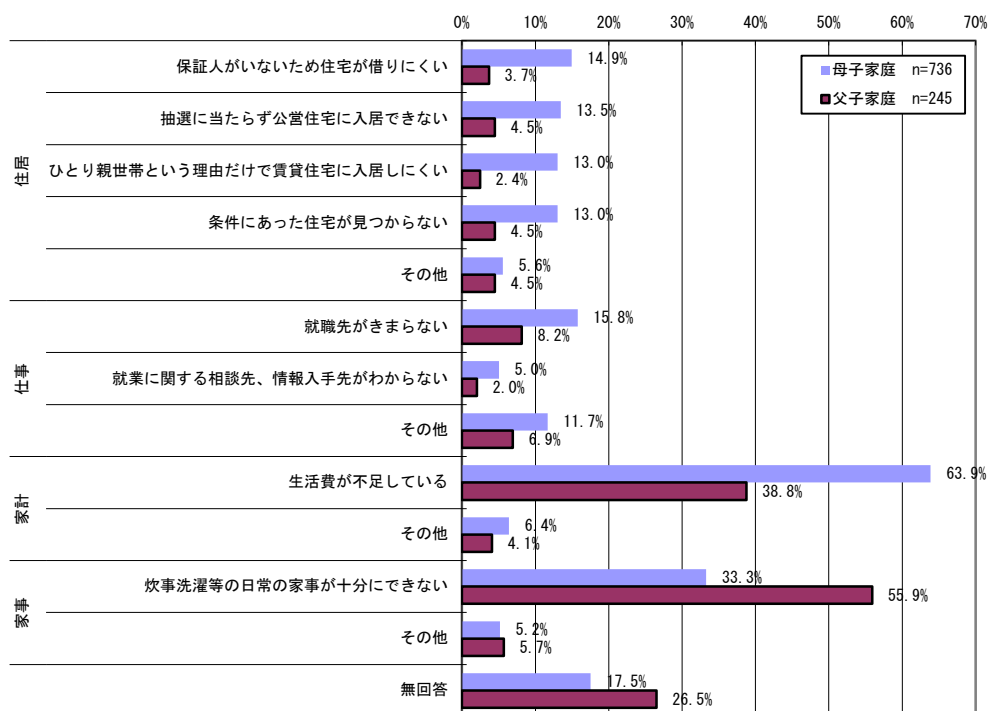
ひとり親になった時に困ったことをたずねたところ、「生活費が不足している」が最も多く57.6%（565人）、次いで「炊事洗濯等の日常の家事が十分にできない」が38.9%（382人）となっている。

母子・父子家庭別にみると、父子家庭では「炊事洗濯等の日常の家事が十分にできない」55.9%（137人）が最も多い。

図表 6-⑪-1 ひとり親になった時に困ったこと



図表 6-⑪-2 ひとり親になった時に困ったこと（母子・父子家庭別）

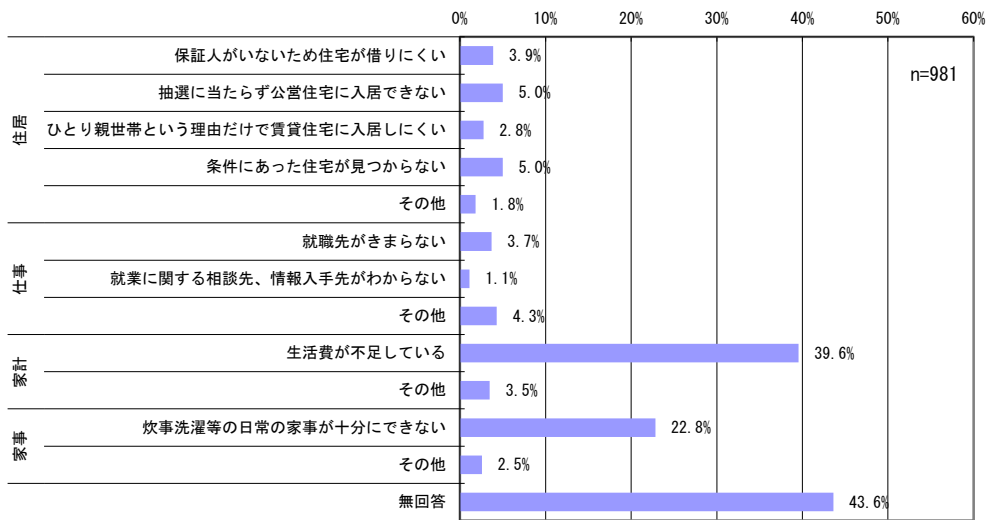


## 2) 現在も困っていること (問 38-(2))

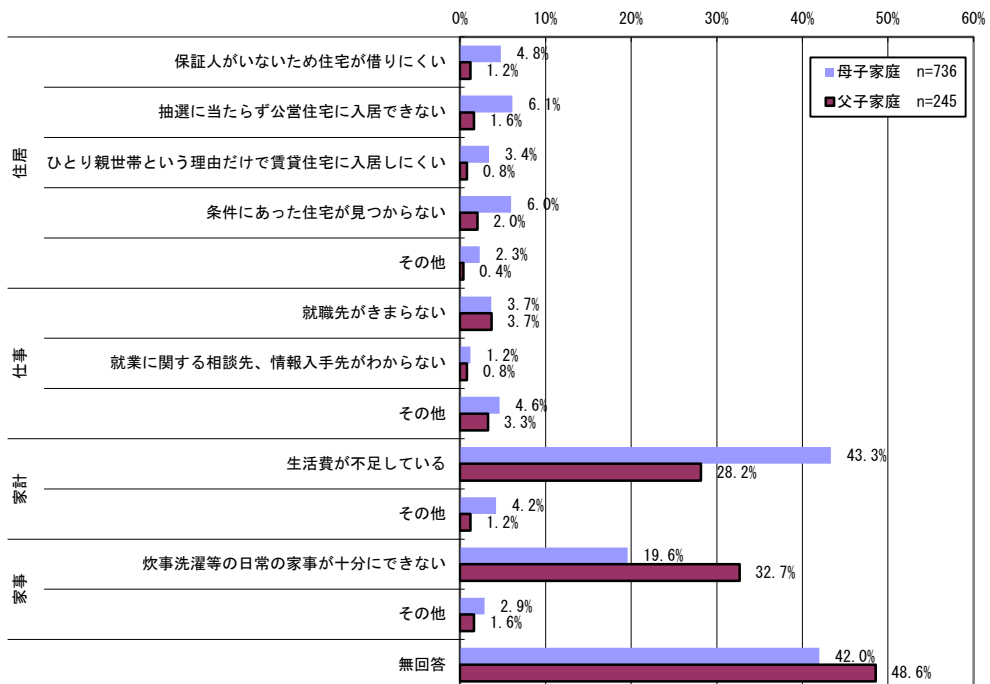
現在も困っていることについてたずねたところ、「生活費が不足している」が最も多く39.6% (388人)、次いで「炊事洗濯等の日常の家事が十分にできない」が22.8% (224人)となっている。

ひとり親になった時に困ったことと同様に、母子家庭で最も多いのは、「生活費が不足している」43.3% (319人)であるが、父子家庭では「炊事洗濯等の日常の家事が十分にできない」32.7% (80人)となっている。ひとり親になった時に困ったことが、多くの家庭で現在も解消されていないことがわかる。

図表 6-①-3 現在も困っていること



図表 6-①-4 現在も困っていること (母子・父子家庭別)

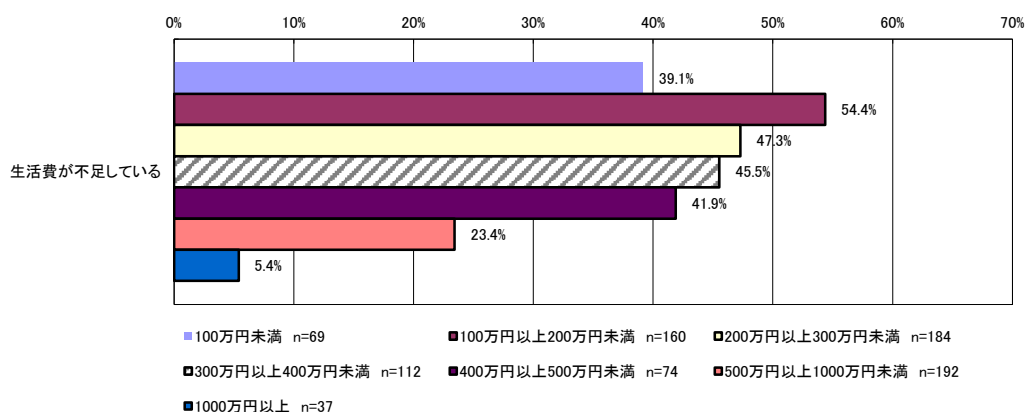


### 3) 自身の年収（問 33）と現在も困っていること（生活費が不足している）との関係

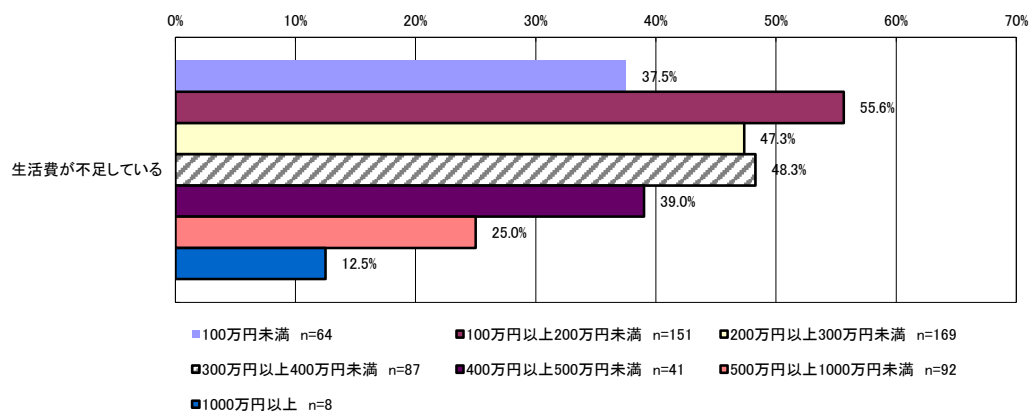
自身の年収と現在も困っていること（生活費が不足している）との関係を見ると、「生活費が不足している」との回答は、年収が「100万円以上200万円未満」が最も多く54.4%（87人）、次いで「200万円以上300万円未満」が47.3%（87人）、「300万円以上400万円未満」が45.5%（51人）となっている。

母子・父子家庭別の結果は、**図表 6-⑪-6** 及び**図表 6-⑪-7** のとおりである。

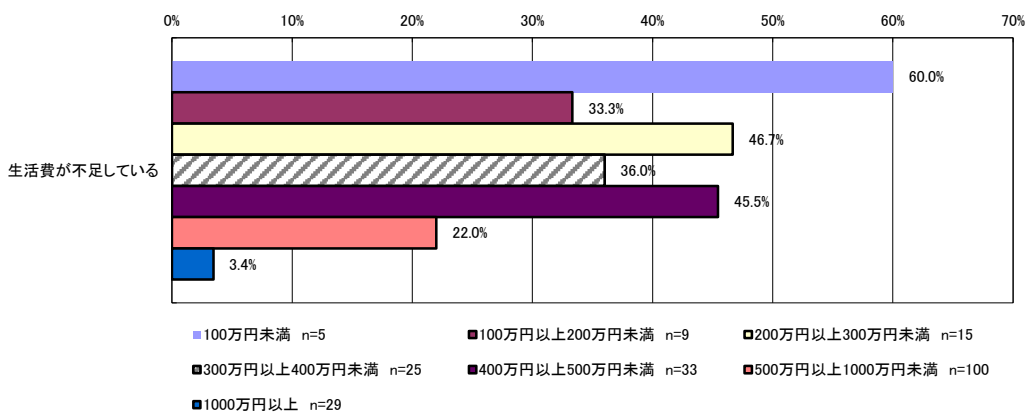
図表 6-⑪-5 自身の年収と現在も困っていること（生活費が不足している）との関係



図表 6-⑪-6 自身の年収と現在も困っていること（生活費が不足している）との関係(母子家庭)



図表 6-⑪-7 自身の年収と現在も困っていること（生活費が不足している）との関係(父子家庭)



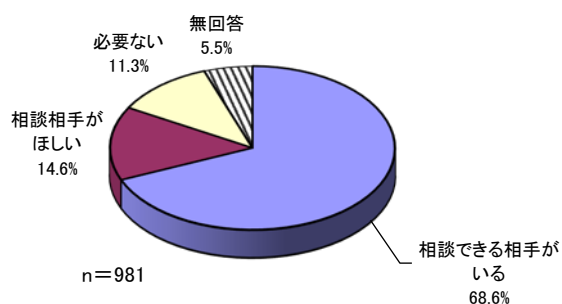
⑫ 相談相手について

1) 相談相手の状況 (問 39)

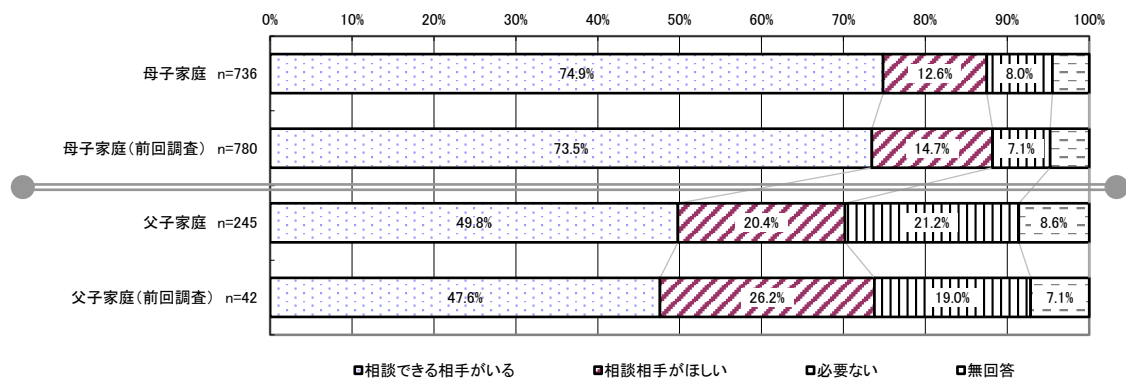
現在相談できる相手がいるかをたずねたところ、「相談できる相手がいる」が 68.6% (673 人)、「相談相手がほしい」が 14.6% (143 人)、「必要ない」が 11.3% (111 人) となっている。

母子・父子家庭別にみると、父子家庭では母子家庭に比べて、「相談できる相手がいる」割合が低く、また「相談相手がほしい」割合が高い。

図表 6-⑫-1 相談相手の状況



図表 6-⑫-2 相談相手の状況 (母子・父子家庭別、前回調査との比較)



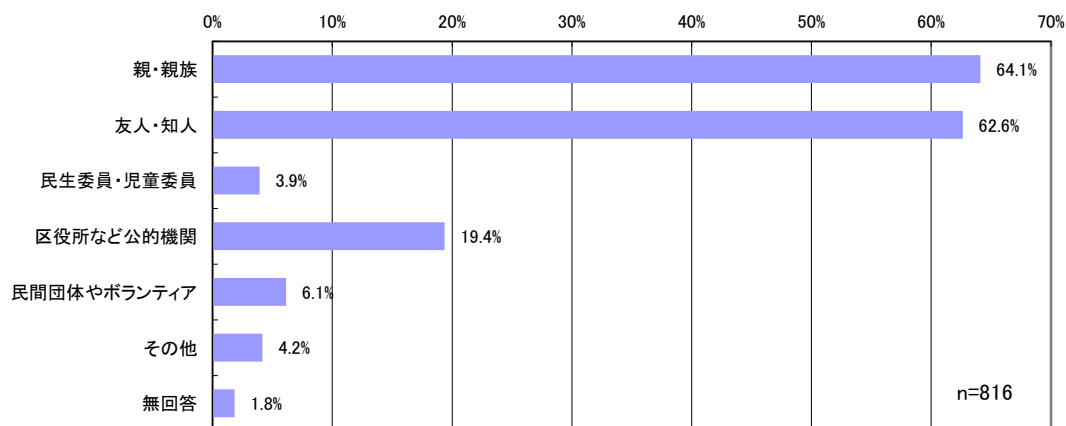


## 2) 相談相手の対象 (問 39-(2))

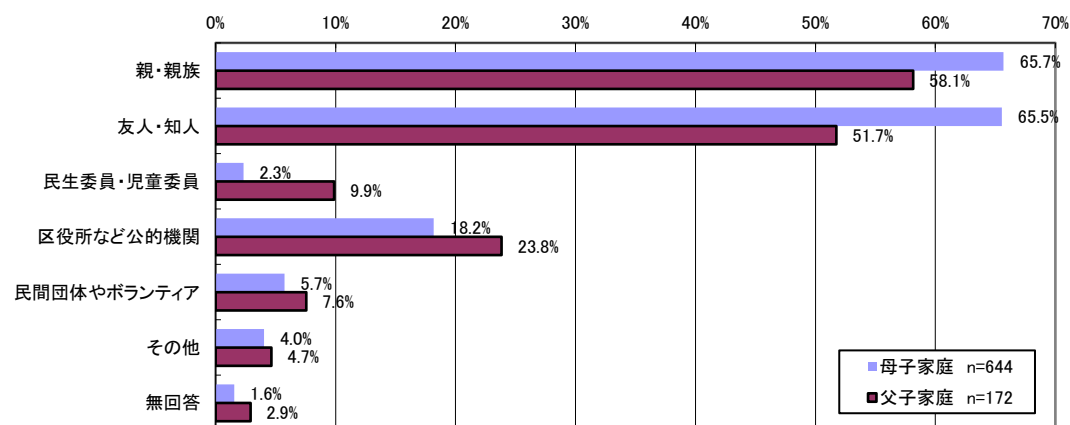
「相談できる相手がいる」「相談相手がほしい」と回答した人 (816 人) に、相談相手または相談したい相手についてたずねたところ、「親・親族」が最も多く 64.1% (523 人)、次いで「友人・知人」が 62.6% (511 人) であり、知り合いへ相談している、相談したい人が約 6 割となっている。

母子・父子家庭別の結果は、**図表 6-⑫-4** のとおりである。

図表 6-⑫-3 相談相手の対象



図表 6-⑫-4 相談相手の対象 (母子・父子家庭別)

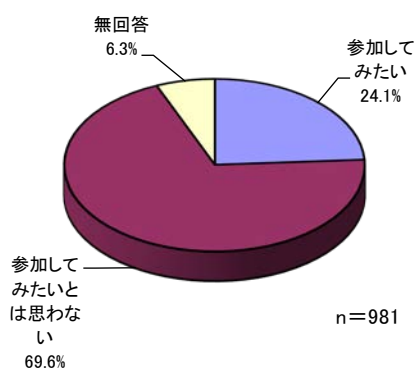


⑬ 親や子が交流できるイベントやサークル活動への参加の意向（問 40）

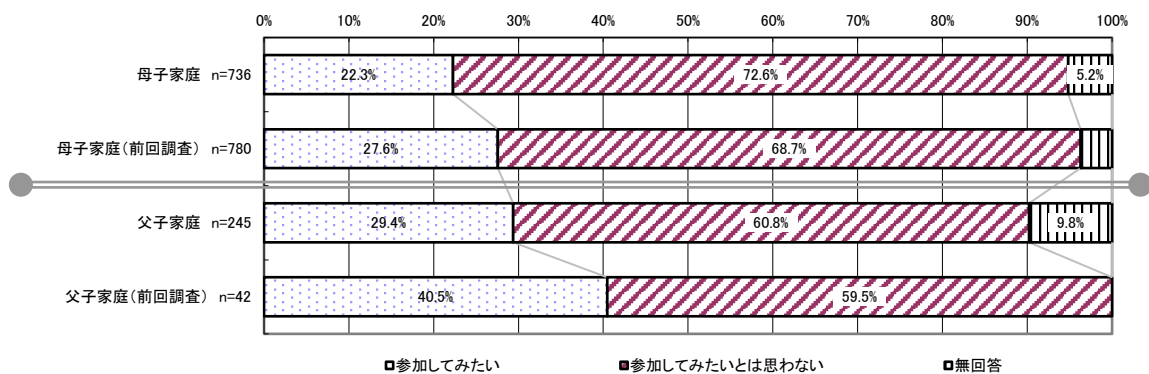
ひとり親やそのお子さん同士が交流できるイベントやサークル活動があった場合、参加してみたいと思うかをたずねたところ、「参加してみたい」が 24.1%（236 人）、「参加してみたいとは思わない」が 69.6%（683 人）となっている。

母子・父子家庭別にみると、父子家庭では母子家庭に比べて、「参加してみたい」の割合が若干高い。

図表 6-⑬-1 親や子が交流できるイベントやサークル活動への参加の意向



図表 6-⑬-2 親や子が交流できるイベントやサークル活動への参加の意向（母子・父子家庭別、前回調査との比較）



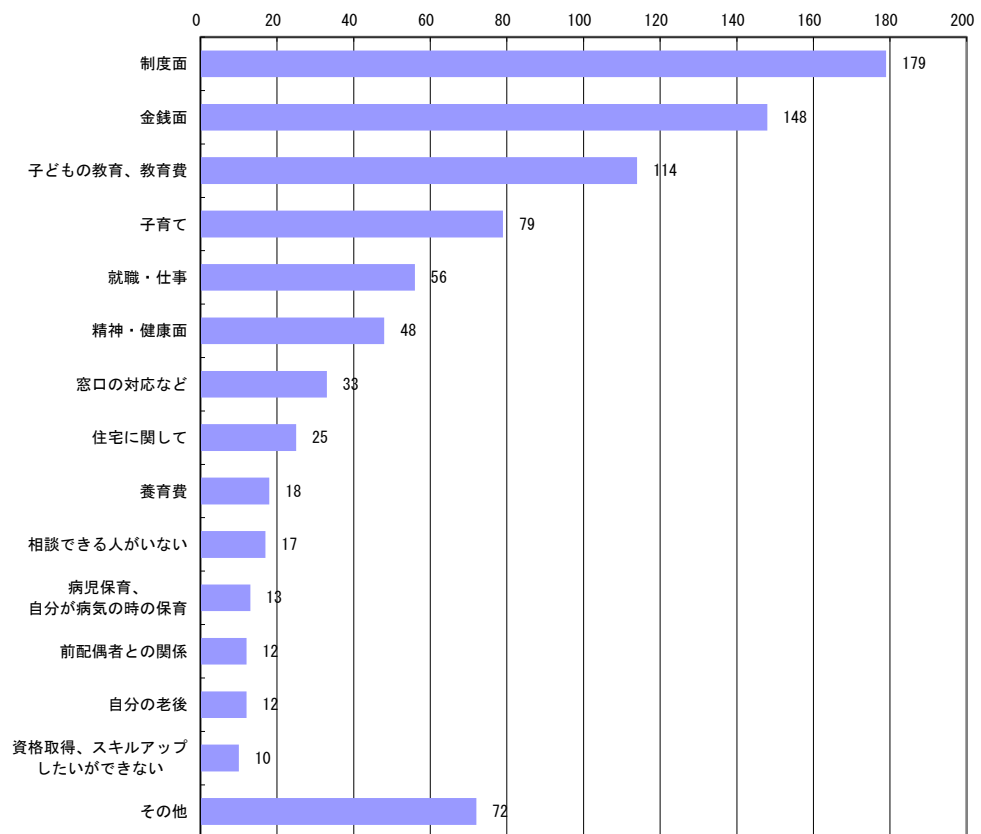
### (7) その他意見や希望等について

現在悩んでいることや困っていること、意見や要望などを自由に記入していただいた。それらの意見を項目別に整理した結果は図表 7-①-1 のとおりである。

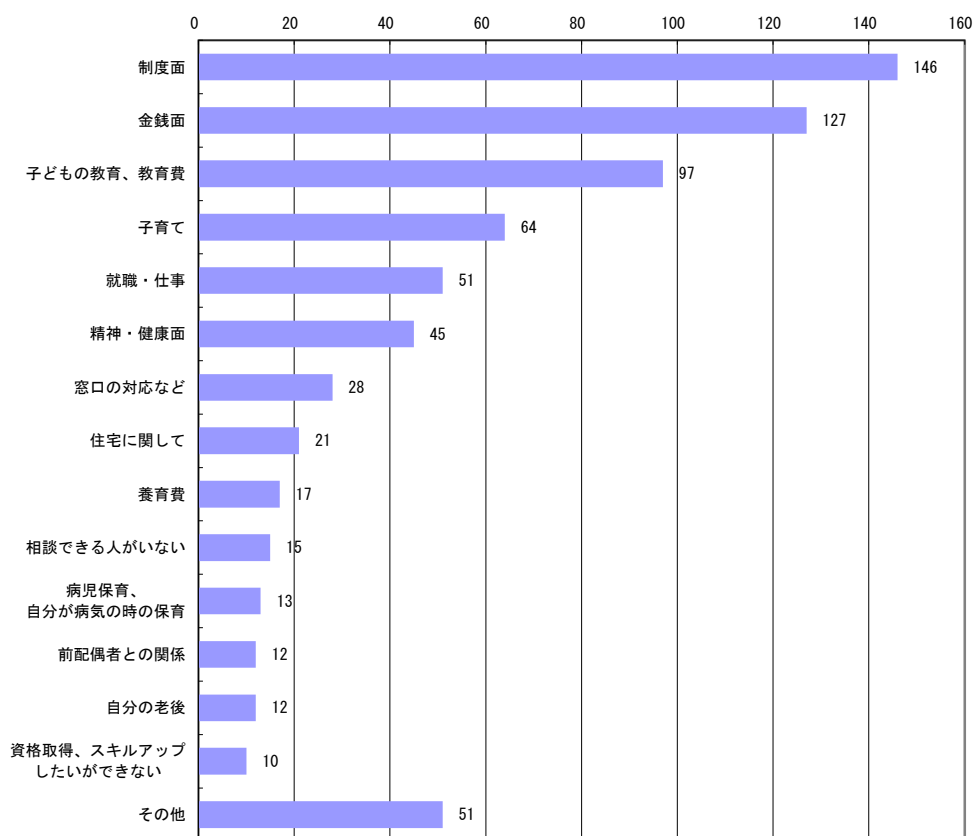
最も多かったのは、「母子家庭と父子家庭の支援の格差が大きい」「支援制度について情報が欲しい」などの制度に関する意見や要望であり 179 件あった。

次いで、「家賃が厳しい」「養育費が支払われず生活費が足りない」「就職活動を行いたくてもスーツ代など就活費用が厳しい」などの金銭面に関するものが 148 件、「子どもの教育費がかさむのが大変」「子どもに本人が望む十分な教育を受けさせたいと考えているが、金銭的、時間的に限りがある」「将来を考え子どもの勉強をみてあげたいが丁寧にみる時間がない」などの子どもの教育、教育費に関するものが 114 件あった。

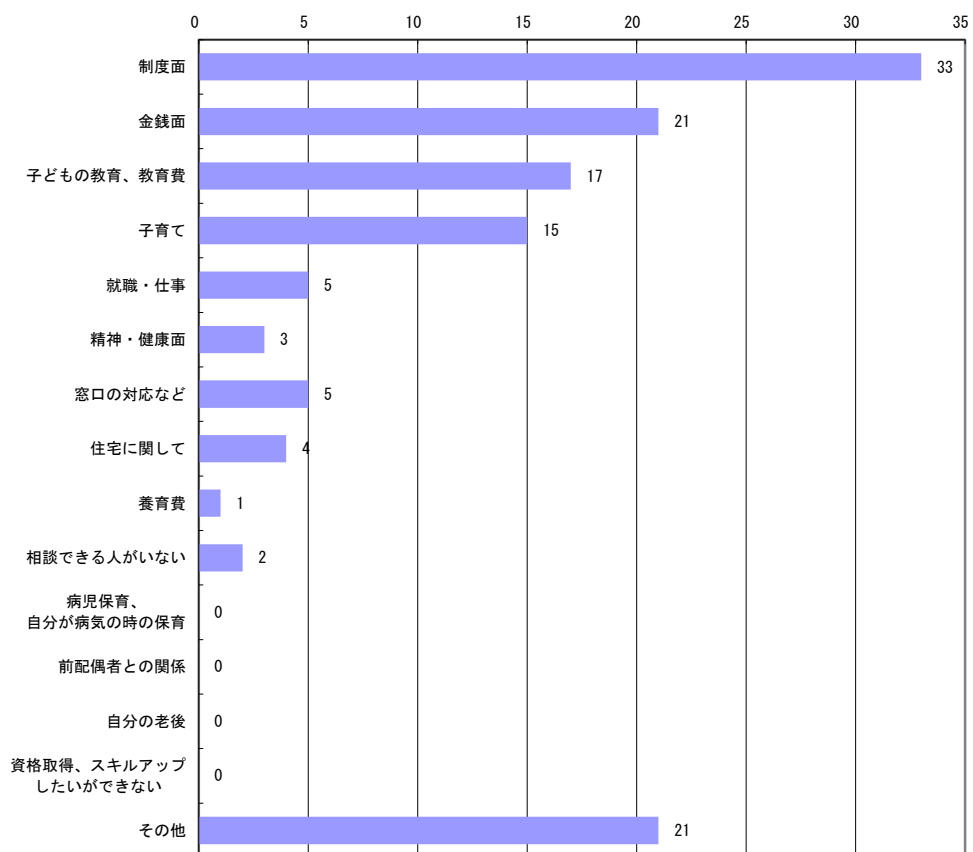
図表 7-①-1 その他の意見や要望



図表 7-①-2 その他の意見や要望（母子家庭）



図表 7-①-3 その他の意見や要望（父子家庭）



# 横浜市ひとり親世帯アンケート 調査票

## < 調査ご協力のお願い >

平素より横浜市の福祉行政につきまして、格別のご理解、ご協力をいただき、深く感謝申し上げます。本市では、母子家庭及び父子家庭のみなさまへの総合的な支援策を充実させるため、「ひとり親家庭自立支援計画」の見直しを進めています。そこで、対象となるみなさまの生活実態や福祉施策等に対するご意見などを把握し、この計画に反映させるため、アンケート調査を実施させていただきます。

このアンケートは、父または母と20歳未満のお子さんが同居されている世帯を、正規の手続きを経て住民基本台帳から無作為に抽出し送付させていただいております。そのため、「ひとり親世帯(2ページ参照)」以外の方に送付されている場合もあります。この場合も恐縮ですが、調査票2ページにひとり親世帯でない旨をご回答ください。本アンケート実施の趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、6月5日(月)までに同封の返信用封筒にてご返送いただきますよう、ご協力のほどお願い申し上げます。

〔なお、ご回答いただいた調査票は、上記の目的以外に使用することはありません。また、個人が特定されることもありませんので、安心してご記入ください。〕

平成29年5月  
横浜市こども青少年局長

## < 記入上のお願い >

- 1 このアンケートは宛名のご本人がお答えください。
- 2 本調査票は、父または母と20歳未満のお子さんが同居されている世帯を、住民基本台帳より無作為に抽出して送付させていただいております。あなたのご家庭が「ひとり親世帯」に該当しない場合は、2ページのみご回答のうえ、同封の封筒にてご返却くださいますようお願いいたします。
- 3 回答は、直接口のなかに数字等を記入するものと、回答の数字を○で1つ、または複数囲むものがあります。設問の指示に沿ってお答えください。
- 4 年齢や就労状況等は、平成29年4月2日現在の状況についてお答えください。
- 5 アンケートについてのお問い合わせは、つぎのコールセンターまでお願いいたします。

横浜市コールセンター(受付時間 土日祝日を含む毎日午前8時～午後9時)  
電話：045(664)-2525/FAX：045(664)-2828

実施主体：横浜市こども青少年局こども家庭課

## 世帯と住居の状況についておたずねします

はじめに、世帯の状況についておたずねします。

### <「ひとり親世帯」とは…>

このアンケートで「ひとり親世帯」とは、死別、離別、未婚などにより、夫や妻（配偶者）のいない方が、20歳未満の子どもを育てている世帯をいいます。

単身赴任、子どもの就学、出稼ぎなどのため、一時的に別居している場合は除きます。また法律上の婚姻はしていないが、事実上の婚姻関係にある場合も除かれます。

なお、法律上の離婚にまでいたっていないが、離婚に向けて手続きが進んでいる場合などはつぎの1.に該当しますので、本アンケートのご回答をお願いいたします。

あなたのご家庭は、「ひとり親世帯」に該当しますか。どちらか1つに○をつけてください。

1. 該当する (→問1.に進み、ご回答ください。)
2. 該当しない

「該当しない」とお答えの方には、横浜市がひとり親世帯へ支援を行っていることはご存じですか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 知っている
2. 知らない

※「該当しない」方については、これでアンケートは終わりです。同封の返信用封筒でご返送ください。ご協力ありがとうございました。

問1. あなたが生計を同一にしている世帯についておたずねします。あなたのお子さんについて、年齢が低い順に、年齢を□の中に記入し、性別と就学・就労状況欄のあてはまるもの1つに○をつけてください。5人以上のお子さんがいる場合は、お手数ですが、欄外にご記入ください。

お子さん				
年齢	性別	就学・就労状況		
□歳	1. 男 2. 女	1. 小学校入学前 5. 高専、短大、専門学校等	2. 小学生 6. 大学、大学院生	3. 中学生 7. 就職
□歳	1. 男 2. 女	1. 小学校入学前 5. 高専、短大、専門学校等	2. 小学生 6. 大学、大学院生	3. 中学生 7. 就職
□歳	1. 男 2. 女	1. 小学校入学前 5. 高専、短大、専門学校等	2. 小学生 6. 大学、大学院生	3. 中学生 7. 就職
□歳	1. 男 2. 女	1. 小学校入学前 5. 高専、短大、専門学校等	2. 小学生 6. 大学、大学院生	3. 中学生 7. 就職

問1-(2). あなたとあなたのお子さん以外に世帯員はいますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。また、いる場合は、人数を□の中にご記入ください。

1. いる
2. いない

あなたの父母	あなたの兄弟姉妹	あなたの祖父母	その他
□人	□人	□人	□人

問2. ひとり親世帯になったご事情は何ですか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 離婚 2. 死別 3. 未婚 4. 別居 5. その他 ( )

問3. あなたの現在の年齢と、ひとり親世帯になったときの年齢を、それぞれ□の中にご記入ください。

1. 現在の年齢 □ 歳 2. ひとり親世帯になったときの年齢 □ 歳

問4. あなたの現在の住居についてお聞きします。あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. あなた名義の持家（一戸建・マンション） 2. あなた以外の名義の持家（一戸建・マンション）  
3. 民間の賃貸住宅（一戸建・マンション等） 4. 市営・県営住宅  
5. 公団住宅（都市再生機構（UR）等） 6. 会社の社宅・公務員住宅等  
7. その他 ( )

問4-(2). あなたが負担している住居費（家賃や住宅ローン等）はありますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. ない 2. ある→1か月あたり約 ( ) 円

仕事についておたずねします

問5. あなたは、ひとり親世帯になった頃に、収入をとまなう仕事をしていましたか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. していた 2. していなかった

問6. あなたは、現在収入をとまなう仕事をしていますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. している 2. していない (→5ページの問15へ)

(現在、収入をとまなう仕事をされている方にうかがいます)

問7. 現在の仕事の就業形態はつぎのどれにあたりますか。複数の仕事をお持ちの方は、おもな仕事について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 正社員・正規職員 2. 嘱託・契約社員・準社員・臨時職員 3. パート・アルバイト  
4. 人材派遣会社の派遣社員 5. 自営業主（商店主・農業など） 6. 自家営業の手伝い  
7. 会社などの役員 8. その他 ( )

問8. 現在のおもな仕事の職種はつぎのどれにあたりますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 専門知識・技術をいかした仕事（教員、研究者、技術者、看護師、はり師、保育士など）
2. 管理的な仕事（企業・団体の課長、部長など）
3. 事務的な仕事（一般事務、経理事務、医療事務など）
4. 営業・販売の仕事（スーパー・デパート店員、セールス、外交員など）
5. サービスの仕事・資格あり（理・美容師、ホームヘルパーなど）
6. サービスの仕事・資格なし（飲食店員、家政婦、ビル等管理人など）
7. 運搬、清掃、包装の仕事（配達員、建物清掃員、ハウスクリーニング職など）
8. 建設の仕事（大工、とび職、配管・電気従事者など）
9. 生産工程の仕事（金属加工、一般機械器具組立、食料品製造従事者など）
10. その他（ ）

問9. 現在のおもな仕事を始めて（勤め始めて）何年ですか。□の中に期間をご記入ください。

現在のおもな仕事を始めて 約  年  か月

問10. 現在のおもな仕事の労働時間についてお聞きします。1週間あたり、平均して何時間くらい働いていますか。残業をしている場合は、その時間も含めて□の中にご記入ください。

1週間あたりの平均 約  時間

問10-(2). 普段おもな仕事をしている時間帯はどれにあたりますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 早朝（5時～8時頃）
2. 昼間（午前：8時～12時頃）
3. 昼間（午後：12時～17時頃）
4. 夕方～夜（17時～22時頃）
5. 深夜（22時～翌日5時頃）
6. 終日勤務（24時間勤務）
7. その他（ ）

問11. あなたは、現在のおもな仕事・職場に満足していますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 満足    2. やや満足    3. どちらともいえない    4. やや不満    5. 不満

問12. あなたは現在、おもな仕事について転職する希望がありますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 転職したい    2. 転職するつもりはない



問13. 「転職するつもりはない」とお考えの方は、現在の仕事・職場のよいところは何かですか。また、「転職したい」とお考えの方は、どのような点を重視して新しい仕事・職場を選びますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- |                |                |                   |
|----------------|----------------|-------------------|
| 1. 身分が安定している   | 2. 休暇が取りやすい    | 3. 十分な収入が得られる     |
| 4. 土日に休める      | 5. 通勤時間が短い     | 6. 厚生年金や雇用保険に入れる  |
| 7. 在宅でできる      | 8. 経験や能力が発揮できる | 9. 簡単な仕事である       |
| 10. 就業時間に融通がきく | 11. 労働時間が短い    | 12. 技術・技能を身につけられる |
| 13. 残業がない      | 14. 残業が少ない     | 15. その他 ( )       |

問14. あなたは現在、おもな仕事以外に別の仕事(副業)をしていますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- |         |                       |
|---------|-----------------------|
| 1. している | 2. していない (→6ページの問17へ) |
|---------|-----------------------|

問14-(2). (問14で別の仕事(副業)をしているとお答えの方にうかがいます)

別の仕事(副業)の1週間あたり、平均して何時間くらい働いていますか。□の中にご記入ください。また、勤務時間帯について、つぎの選択肢の番号を□の中にご記入ください。

副業1か所目	1週間あたりの平均	約	<input type="text"/>	時間、勤務時間帯	<input type="text"/>
副業2か所目	1週間あたりの平均	約	<input type="text"/>	時間、勤務時間帯	<input type="text"/>
副業3か所目	1週間あたりの平均	約	<input type="text"/>	時間、勤務時間帯	<input type="text"/>

<問14-(2)の選択肢>

- |                    |                    |                     |
|--------------------|--------------------|---------------------|
| 1. 早朝 (5時～8時頃)     | 2. 昼間 (午前：8時～12時頃) | 3. 昼間 (午後：12時～17時頃) |
| 4. 夕方～夜 (17時～22時頃) | 5. 深夜 (22時～翌日5時頃)  | 6. 終日勤務 (24時間勤務)    |
| 7. その他 ( )         |                    |                     |

(現在仕事をされている方は) 6ページの問17へお進みください

(現在仕事をしていない方にうかがいます)

問15. あなたは、現在働きたいとおもっていますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- |             |                    |            |
|-------------|--------------------|------------|
| 1. 今すぐに働きたい | 2. 今は働けないがそのうち働きたい | 3. 働く必要がない |
|-------------|--------------------|------------|

問15-(2). 働いていない理由は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- |                     |
|---------------------|
| 1. 仕事の探し方がわからない     |
| 2. 収入について条件のあう仕事がない |
| 3. 時間について条件のあう仕事がない |
| 4. 年齢制限のため仕事がない     |
| 5. 仕事に必要な専門知識や資格がない |
| 6. 子どもの保育の手だてがない    |
| 7. その他 ( )          |

問15-(3). どのような状況になれば働けるようになるとおもいますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- |                        |
|------------------------|
| 1. 子どもの保育の手だてができたなら    |
| 2. 子どもが小学校に入学したら       |
| 3. 子どもの問題(健康など)が解決したら  |
| 4. 自分自身の問題(健康など)が解決したら |
| 5. 学校や職業訓練などが終了したら     |
| 6. 仕事に必要な資格や技能を身につけたら  |
| 7. その他 ( )             |

(問15で「今すぐに働きたい」「今は働けないがそのうち働きたい」とお答えの方にかがいます)

問16. 仕事を探す時に、重視することは何ですか。つぎの選択肢から3つ選び、重要と思われる順に、その番号を口の中にご記入ください。

最も重視すること 、2番目 、3番目

<問16の選択肢>

- |                |                |                   |
|----------------|----------------|-------------------|
| 1. 身分が安定している   | 2. 休暇が取りやすい    | 3. 十分な収入が得られる     |
| 4. 土日に休める      | 5. 通勤時間が短い     | 6. 厚生年金や雇用保険に入れる  |
| 7. 在宅でできる      | 8. 経験や能力が発揮できる | 9. 簡単な仕事である       |
| 10. 就業時間に融通がきく | 11. 労働時間が短い    | 12. 技術・技能を身につけられる |
| 13. 残業がない      | 14. 残業が少ない     | 15. その他 ( )       |

(すべての方にかがいます)

問17. よりよい就職や仕事のため、どのような支援がほしいと思いますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 技能訓練、職業訓練などの機会が増えること
2. 訓練受講などに経済的支援が受けられること
3. 訓練などが受講しやすくなること(実施日、時間帯など)
4. 仕事を探したり、受講、通学時などに一時的に子どもを預かってもらうこと
5. 相談が1か所で受けられること
6. 就職のための支援策などの情報が得られること
7. 自分で事業を始める場合に相談や援助を受けられること
8. 在宅で就業するための支援を受けられること
9. 就職活動前の準備として、職場体験などの支援を受けられること
10. 保育所が整備されること
11. 延長保育、休日保育、病後児保育などが充実すること
12. 放課後キッズクラブ、はまっ子ふれあいスクールや学童保育が充実すること
13. その他 ( )

福祉関係の制度などについておたずねします

問18. あなたはつぎの福祉制度などを知っていますか、また、利用したことがありますか。(1)から(31)のすべてについて、まず、知っているかどうかをお答えください。その後、利用状況について、それぞれあてはまるものに○をつけてください。【別紙】<問18 用語解説>に各種相談窓口及び福祉制度についての説明があります。

分類	各種相談窓口及び福祉制度	制度の認知について		制度の利用状況について		
		知っていた	知らなかった	利用している または 利用したことがある	利用したことがない 今後利用したい	利用したことがない 今後利用するつもりはない
相談	(1) 区役所福祉関連窓口	1	2	1	2	3
	(2) 児童相談所	1	2	1	2	3
	(3) 民生・児童委員	1	2	1	2	3
	※(4) 横浜型児童家庭支援センター	1	2	1	2	3
	※(5) ひとり親サポートよこはま	1	2	1	2	3
	※(6) 横浜市男女共同参画センター (フォーラム・フォーラム南太田・アートフォーラムあざみ野)	1	2	1	2	3
就業支援	※(7) 横浜市中心職業訓練校	1	2	1	2	3
	(8) 公共職業安定所 (ハローワーク)	1	2	1	2	3
	※(9) 公共職業安定所 (マザーズハローワーク)	1	2	1	2	3
	※(10) ジョブスポット	1	2	1	2	3
	※(11) 母子家庭等就業・自立支援センター事業 (ひとり親サポートよこはまが実施)	1	2	1	2	3
	※(12) 母子家庭等就労支援事業	1	2	1	2	3
	※(13) 母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金	1	2	1	2	3
	※(14) 母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金	1	2	1	2	3
	※(15) ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援	1	2	1	2	3
すまい施設	※(16) 市営住宅	1	2	1	2	3
	※(17) 子育てりびいん	1	2	1	2	3
	※(18) 民間住宅あんしん入居	1	2	1	2	3
	※(19) 母子生活支援施設	1	2	1	2	3
経済的支援	※(20) 児童扶養手当	1	2	1	2	3
	※(21) ひとり親家庭等医療費助成	1	2	1	2	3
	※(22) 就学援助	1	2	1	2	3
	※(23) 生活保護	1	2	1	2	3
	※(24) 生活困窮者自立支援	1	2	1	2	3
	※(25) 母子父子寡婦福祉資金の貸付	1	2	1	2	3
	※(26) バス・地下鉄等の特別乗車券交付	1	2	1	2	3
子育て・生活支援	※(27) 家庭生活支援員(ヘルパー)の派遣(日常生活支援事業)	1	2	1	2	3
	※(28) 子育て短期支援事業	1	2	1	2	3
	※(29) 寄り添い型学習支援事業・寄り添い型生活支援事業	1	2	1	2	3
	※(30) 夜間電話相談 (ひとり親サポートよこはまが実施)	1	2	1	2	3
	※(31) 無料法律相談 (ひとり親サポートよこはまが実施)	1	2	1	2	3

問18-(2). 問18の表にある、利用しているまたは利用したことのある福祉制度のうち、役に立ったものはどれですか。特に役に立ったものを3つ選び、つぎの口内に問18の番号をご記入のうえ、その理由をお答えください。

特に役に立った制度 (問18の番号を記入)	特に役に立ったと感じる理由
□	
□	
□	

問18-(3). 問18の表にある福祉制度のうち、利用したかったが実際に利用できなかったものを3つ選び、つぎの口内に問18の番号をご記入ください。そして、なぜ利用できなかったのか、あてはまるものすべてに○をつけてください。

利用したかったが できなかった制度 (問18の番号を記入)	利用できなかった理由
□	1. 利用したかった時に制度を知らなかったから 2. 希望する条件に合わなかったから 3. 収入要件等のために利用できなかったから 4. 忙しくて平日に申請等の時間が取れなかったから 5. その他( )
□	1. 利用したかった時に制度を知らなかったから 2. 希望する条件に合わなかったから 3. 収入要件等のために利用できなかったから 4. 忙しくて平日に申請等の時間が取れなかったから 5. その他( )
□	1. 利用したかった時に制度を知らなかったから 2. 希望する条件に合わなかったから 3. 収入要件等のために利用できなかったから 4. 忙しくて平日に申請等の時間が取れなかったから 5. その他( )

問18-(4). あなたは問18の表にある福祉制度のうち、「知っていた」と回答した制度について、どのように知りましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- |               |                        |           |
|---------------|------------------------|-----------|
| 1. 区役所の相談窓口   | 2. ひとり親家庭のしおり          | 3. 広報よこはま |
| 4. 横浜市のホームページ | 5. ひとり親サポートよこはまのホームページ | 6. 親・親族   |
| 7. 友人・知人      | 8. 民生委員・児童委員           | 9. SNS    |
| 10. その他( )    |                        |           |

問19. ひとり親家庭の方が、気軽に仕事や子育ての悩みを相談したり、無料法律相談などの支援情報を得られる窓口である『ひとり親サポートよこはま』の連絡先を載せた情報カードを区役所の窓口で配布しています。あなたはこの情報カードを知っていましたか。

※情報カードイメージ 表面



裏面



- |          |           |
|----------|-----------|
| 1. 知っていた | 2. 知らなかった |
|----------|-----------|

資格や技能についておたずねします

問20. あなたは現在どのような資格を持っていますか。あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

- |                         |             |               |          |
|-------------------------|-------------|---------------|----------|
| 1. 看護師                  | 2. 栄養士      | 3. 調理師        | 4. 理・美容師 |
| 5. 保育士                  | 6. ケアマネージャー | 7. ホームヘルパー    | 8. 介護福祉士 |
| 9. 簿記                   | 10. 教員      | 11. パソコン・情報処理 | 12. 外国語  |
| 13. 医療事務                | 14. 運転免許    | 15. その他 ( )   |          |
| 16. 特に資格は持っていない (→問21へ) |             |               |          |

問20-(2). (問20で資格を持っているとお答えの方にはうかがいます)

問20であげた資格のうち、ひとり親世帯になってから取得したものはありますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。また、ある場合は、問20で○をつけたもののうち、あてはまるものの番号を口の中にご記入ください。

1. ない                      2. ある →

問20-(3). (問20で資格を持っているとお答えの方にはうかがいます)

問20であげた資格のうち、実際に就職の際に役立ったものはありますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。また、ある場合は、問20で○をつけたもののうち、あてはまるものの番号を口の中にご記入ください。

1. ない                      2. ある →

問20-(4). (問20で資格を持っているとお答えの方にはうかがいます)

問20であげた資格のうち、実際の仕事で役立っているものはありますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。また、ある場合は、問20で○をつけたもののうち、あてはまるものの番号を口の中にご記入ください。

1. ない                      2. ある →

(すべての方にはうかがいます)

問21. これから身につけたい資格・技能・知識について具体的な名称をご記入ください。

これから身につけたい資格・技能・知識 ( )

問22. あなたの最終学歴はつぎのうちどれですか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- |            |               |                |
|------------|---------------|----------------|
| 1. 中学校卒    | 2. 高校・高等専修学校卒 | 3. 高専、短大、専門学校卒 |
| 4. 大学、大学院卒 | 5. その他 ( )    |                |

あなたのお子さんについておたずねします

(小学校入学前のお子さんがある方にうかがいます)

問23. あなたが働いている時間帯などに、お子さんの保育は誰が担当していますか。年齢が低いお子さん順につきの選択肢から、あてはまる番号を口の中にご記入ください。

1番目に年齢が低いお子さん 、2番目に年齢が低いお子さん 、3番目に年齢が低いお子さん

<問23の選択肢>

- |            |                   |              |
|------------|-------------------|--------------|
| 1. あなた自身   | 2. 親・親族           | 3. 友人・知人     |
| 4. ベビーシッター | 5. 自宅できょうだいと一緒にいる | 6. 公立保育園     |
| 7. 民間認可保育園 | 8. 横浜保育室          | 9. 6～8以外の保育園 |
| 10. 幼稚園    | 11. 認定こども園        | 12. その他 ( )  |

(小学生のお子さんがある方にうかがいます)

問24. お子さんが放課後(19時まで)を過ごしているおもな場所はどこですか。年齢が低いお子さん順につきの選択肢から、あてはまる番号を口の中にご記入ください。

1番目に年齢が低いお子さん 、2番目に年齢が低いお子さん 、3番目に年齢が低いお子さん

<問24の選択肢>

- |                   |              |                 |
|-------------------|--------------|-----------------|
| 1. 自宅             | 2. 親・親族の家    | 3. 友人・知人の家      |
| 4. 放課後児童クラブ(学童保育) | 5. 放課後キッズクラブ | 6. はまっ子ふれあいスクール |
| 7. 図書館などの公共施設     | 8. 習い事や学習塾   | 9. その他 ( )      |

問24-(2). 19時以降に子どもだけで留守番をすることは1週間にどのくらいありますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 毎日 2. 週に5日以上 3. 週に3、4日 4. 週に1、2日 5. ほとんどない

(すべての方にうかがいます)

問25. あなたは、働いている日などに1日あたり何時間程度、お子さんと一緒に過ごしていますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。(寝ている時間は含めません。)

- |               |               |               |
|---------------|---------------|---------------|
| 1. 30分未満      | 2. 30分以上1時間未満 | 3. 1時間以上2時間未満 |
| 4. 2時間以上4時間未満 | 5. 4時間以上6時間未満 | 6. 6時間以上      |

(高校生までのお子さんがいる方にうかがいます)

問26. お子さんの進学はどこまでを考えていますか。年齢が低いお子さん順につきの選択肢から、あてはまる番号を口の中にご記入ください。

1番目に年齢が低いお子さん 、2番目に年齢が低いお子さん 、3番目に年齢が低いお子さん 、4番目に年齢が低いお子さん

<問26の選択肢>

1. 中学校 2. 高校・高等専修学校 3. 高専、短大、専門学校 4. 大学、大学院 5. その他

(すべての方にうかがいます)

問27. お子さんのことについて、現在悩んでいることはありますか。左から年齢が低いお子さん順にあてはまるものすべてに、表に○をご記入ください。

番号	現在悩んでいること	1番目に年齢が低いお子さん	2番目に年齢が低いお子さん	3番目に年齢が低いお子さん	4番目に年齢が低いお子さん
1.	子どもに対するしつけや教育に自信が持てない				
2.	子どもに対するしつけや教育について、相談する相手がいない				
3.	子どもに基本的な生活習慣(あいさつ、規則正しい食生活、整理、整頓)が身につかない				
4.	子どもが勉強しない				
5.	子どもの進学や受験のこと				
6.	子どもの就職のこと				
7.	子どもが学校になじめない、または不登校である				
8.	子どもが反抗的で、なかなか言うことを聞かない				
9.	子どもが何事に対しても消極的である				
10.	子どもが良い友人関係を持てない				
11.	子どもの身体の発育や病気のこと				
12.	子どもの非行や問題行動				
13.	子どもの教育費の負担				
14.	子どもと過ごす時間が十分に取れない				
15.	子どもに十分な食事や栄養を与えることができていない				
16.	その他 ( )				
17.	特に悩みはない				

問27-(2). 問27で○を記入したもののうち、特に悩んでいるものの番号を年齢が低いお子さん順に口の中にご記入ください。

1番目に年齢が低いお子さん 特に悩んでいること

2番目に年齢が低いお子さん 特に悩んでいること

3番目に年齢が低いお子さん 特に悩んでいること

4番目に年齢が低いお子さん 特に悩んでいること

げんざい せいかつじょうきょう  
現在の生活状況についておたずねします

問28. あなたの現在の健康状態はいかがですか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. よい 2. まあよい 3. 普通 4. あまりよくない 5. よくない

問29. 現在の暮らしについてどのように感じていますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 大変ゆとりがある 2. ややゆとりがある 3. 普通 4. やや苦しい 5. 大変苦しい

問30. ひとり親家庭等のための児童扶養手当を受給していますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 全額受給している 2. 一部受給している  
3. 以前受給していたが収入要件ではずれた 4. 以前受給していたが年齢要件ではずれた  
5. 受給したことがない(受給資格がない) 6. その他

問31. あなたの世帯全体の収入に含まれているものを、すべて○をつけてください。

1. あなたの勤労収入※ 2. 子どもの勤労収入※ 3. その他の世帯員の勤労収入※  
4. 子の父・母からの養育費 5. 親・親族からの援助 6. 遺族基礎年金・厚生年金  
7. 生活保護 8. 児童手当 9. 児童扶養手当・特別児童扶養手当  
10. 子どもの奨学金 11. 母子父子寡婦福祉資金借入金 12. その他 ( )

※勤労収入とは、働いて得た収入のことです。

問32. 問31で○をつけたもののうち、おもな収入はどれですか。問31の選択肢の中から収入の多い順に3つ選び、その番号を口の中にご記入ください。

最も収入の多いもの 、2番目に多いもの 、3番目に多いもの

問33. あなたの年収(税込み、賞与も含む)とあなたが生計を同一にしている世帯の年間の総収入(税込み)はいくらですか。おおよそで結構ですので、口の中にご記入ください。

あなたご自身の年間の就労収入(税込み) 約  万円

上記就労収入のうち、副業の就労収入(税込み) 約  万円

年間の世帯総収入※(税込み) 約  万円

※年間総収入は、問31で○をつけた平成28年の収入すべてを足した金額をお答えください。なお、平成28年の総収入が不明な場合は、見込みの金額をお答えください。

→ (死別によりひとり親になった方は) 15ページの問38へお進みください。



(離婚等によりひとり親になった方や、未婚の方にかたがいます)

問3 4. 子どもの養育費について取り決めをしていますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 取り決めをしている      2. 取り決めをしていない      3. 子によって違う

問3 4-(2). (取り決めをしているお子さんのいる方にかたがいます)

養育費の取り決めの方法について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 文書あり (判決、調停、審判など裁判所における取り決め、強制執行認諾条項付きの公正証書)
2. 文書あり (その他の文書)
3. 文書なし

問3 4-(3). (取り決めをしていないお子さんのいる方にかたがいます)

あなたが養育費の取り決めをしていない理由は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 取り決めの交渉がわずらわしいから
2. 相手に支払う意思がないと思ったから
3. 相手に支払う能力がないと思ったから
4. 相手に養育費を請求できることを知らなかったから
5. 子どもを引き取った方が、養育費を負担するものと思っていたから
6. 取り決めの交渉をしたが、まとまらなかったから
7. 現在交渉中又は今後交渉予定であるから
8. 相手から身体的・精神的暴力を受けていたから
9. 相手と関わりたくないから
10. 自分の収入等で経済的に問題ないから
11. その他 ( )

問3 4-(4). (取り決めをしていないお子さんのいる方にかたがいます)

養育費等に関する専門相談を今後利用したいと思えますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 利用したいと思う      2. 利用したいと思わない

問3 5. お子さんのもう一方の親からの養育費の受給の状況について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 現在も受けている      2. 受けたことがあるが現在は受けていない      3. 受けたことがない

問3 5-(2). (問3 5で「現在も受けている」「受けたことがあるが現在は受けていない」とお答えの方にかたがいます)

養育費の総額は大体いくらぐらいですか。養育費の額を口の中にご記入ください。

1. 月額 約  円      2. 決まっていない

問36. 面会交流（お子さんがもう一方の親と会うこと）について、取り決めをしていますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- |                     |                      |
|---------------------|----------------------|
| 1. <u>取り決めをしている</u> | 2. <u>取り決めをしていない</u> |
|---------------------|----------------------|

問36-(2). (問36で「取り決めをしている」とお答えの方に向かいます)  
面会交流の取り決めの方法について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

- |   |
|---|
| 1. 文書あり（調停、審判など裁判所における取り決め）<br>2. 文書あり（その他の文書）<br>3. 文書なし |
|---|

問36-(3). (問36で「取り決めをしていない」とお答えの方に向かいます)  
面会交流の取り決めをしていない理由は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- |  |
|--|
| 1. 取り決めの交渉がわずらわしいから<br>2. 相手から身体的・精神的暴力があったから<br>3. 相手と関わり合いたくないから<br>4. 相手が面会交流を希望しないから<br>5. 取り決めをしなくても交流できるから<br>6. 子どもへの虐待があったから<br>7. 子どもの連れ去りや虐待の可能性があるから<br>8. 子どもが会いたがらないから<br>9. 相手が養育費を支払わない又は支払えないから<br>10. 面会交流をすることが子どものためにならないと思うから<br>11. 親族が反対しているから<br>12. 取り決めの交渉をしたが、まとまらなかったから<br>13. 現在交渉中又は今後交渉予定であるから<br>14. その他（ ） |
|--|

問37. お子さんともう一方の親との面会交流の実施状況について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- |                    |                               |                    |
|--------------------|-------------------------------|--------------------|
| 1. <u>現在も会っている</u> | 2. <u>会ったことがあるが、現在は会っていない</u> | 3. <u>会ったことがない</u> |
|--------------------|-------------------------------|--------------------|

(15ページの問37-(3)へ)

問37-(2). (問37で「現在も会っている」「会ったことがあるが、現在は会っていない」とお答えの方に向かいます)

お子さんがもう一方の親と会う頻度はどのくらいですか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- |                        |                 |
|------------------------|-----------------|
| 1. 月2回以上               | 2. 月1回以上 2回未満   |
| 3. 2～3か月に1回以上          | 4. 4～6か月に1回以上   |
| 5. 長期休暇中（学校の夏休み、冬休みなど） | 6. 回数について決めていない |
| 7. その他（ ）              |                 |

→ (問37で「現在も会っている」とお答えの方は) 15ページの問38へお進みください。

問37-(3). (問37で「会ったことがあるが、現在は会っていない」「会ったことがない」とお答えし、面会交流の取り決めをしている方にうかがいます)  
 父親と母親の間では、子どもと会う調整が困難な場合に、第三者が間に入って日程調整を行ったり、会う場に立ち会うなどの支援を行う仕組みがあったら、利用したいと思いませんか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- |             |                |
|-------------|----------------|
| 1. 利用したいと思う | 2. 利用したいとは思わない |
|-------------|----------------|

問37-(4). (問37で「会ったことがあるが、現在は会っていない」「会ったことがない」とお答えし、面会交流の取り決めをしている方にうかがいます)  
 現在、お子さんがもう一方の親と会っていない理由は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- |                                  |
|----------------------------------|
| 1. 相手が養育費を支払わないから                |
| 2. 相手が面会の約束を守らないから               |
| 3. 子どもが会いたがらないから                 |
| 4. 塾や学校の行事で子どもが忙しいから             |
| 5. 面会交流によって子どもが精神的又は身体的に不安定になるから |
| 6. 相手に暴力などの問題行動があるから             |
| 7. 相手が面会交流を求めてこないから              |
| 8. 親族が反対しているから                   |
| 9. 第三者による面会交流の支援を受けられないから        |
| 10. 相手が結婚したから                    |
| 11. その他 ( )                      |

(すべての方にうかがいます)

問38. ひとり親世帯になった頃に、困ったことについて、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- |                                     |                          |
|-------------------------------------|--------------------------|
| <b>【住居について】</b>                     |                          |
| 1. 保証人がいないため住宅が借りにくい                | 2. 抽選に当たらず公営住宅に入居できない    |
| 3. ひとり親世帯という理由だけで賃貸住宅に入居しにくい        |                          |
| 4. 条件にあった住宅が見つからない (具体的な条件をご記入ください) | ( )                      |
| 5. その他 ( )                          |                          |
| <b>【仕事について】</b>                     |                          |
| 6. 就職先がきまらない                        | 7. 就業に関する相談先、情報入手先がわからない |
| 8. その他 ( )                          |                          |
| <b>【家計について】</b>                     |                          |
| 9. 生活費が不足している                       | 10. その他 ( )              |
| <b>【家事について】</b>                     |                          |
| 11. 炊事洗濯等の日常の家事が十分にできない             | 12. その他 ( )              |

問38-(2). 問38の選択肢の中で、現在も困っていることはありますか。口の中にあてはまる番号をすべてご記入ください。

現在も困っていること (問38の項目から選択)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
-------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

問39. あなたには、現在相談できる相手がありますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- |               |             |         |
|---------------|-------------|---------|
| 1. 相談できる相手がいる | 2. 相談相手がほしい | 3. 必要ない |
|---------------|-------------|---------|

問39-(2). (問39で「相談できる相手がいる」「相談相手がほしい」とお答えの方にはうかがいます)

その相談相手は誰ですか、また相談相手がほしい方はどのような相手に相談したいとおもいますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- |              |                |              |
|--------------|----------------|--------------|
| 1. 親・親族      | 2. 友人・知人       | 3. 民生委員・児童委員 |
| 4. 区役所など公的機関 | 5. 民間団体やボランティア | 6. その他 ( )   |

問40. ひとり親の方や、そのお子さん同士が交流できるイベントやサークル活動等があった場合、参加してみたいとおもいますか、あてはまるもの1つに○をつけてください。

- |            |                  |
|------------|------------------|
| 1. 参加してみたい | 2. 参加してみたいとは思わない |
|------------|------------------|

問41. あなたがいま困っていることや悩んでいること、またはご意見や要望など、自由にご記入ください。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

問42. 最後に、現在のお住まいの区を教えてください。あてはまる番号ひとつに○をつけてください。

- |         |         |          |        |
|---------|---------|----------|--------|
| 1. 鶴見区  | 2. 神奈川区 | 3. 西区    | 4. 中区  |
| 5. 南区   | 6. 港南区  | 7. 保土ヶ谷区 | 8. 旭区  |
| 9. 磯子区  | 10. 金沢区 | 11. 港北区  | 12. 緑区 |
| 13. 青葉区 | 14. 都筑区 | 15. 戸塚区  | 16. 栄区 |
| 17. 泉区  | 18. 瀬谷区 |          |        |

お忙しいところを、ご協力いただき、誠にありがとうございました。

記入された調査票は、同封の返信用封筒に入れ、6月5日(月)までにご返送ください。

**(4) 横浜型児童家庭支援センター**

子育てに悩む地域の保護者の方や、子どもたちの悩みの解決に向け、専門的な相談を行う児童福祉法に基づき設置される施設です。(平成28年11月現在 市内に9か所にあります。)

**(5) ひとり親サポートよこはま**

(「ひとり親サポートよこはま」は横浜市母子家庭等就業・自立支援センターの愛称です。)

個々のご家庭の状況、就業適性、就業経験等に応じ、適切な助言をおこなう就業相談の実施から就業情報の提供など、一貫した就業支援サービスを提供することを目的に、母子家庭等就業・自立支援センターを設置しています。

**(6) 横浜市男女共同参画センター(フォーラム・フォーラム南太田・アートフォーラムあざみ野)**

心とからだで生き方の電話相談センターを設置し、仕事、生き方、子育て、家族関係、DVなどについて相談を受けているほか、各種セミナーを実施しています。

※また、横浜市男女共同参画センター3館で、女性の「働きたい」をサポートする再就職・転職の相談窓口「女性としごと応援デスク」を設置し、無料のキャリアカウンセリング等各種相談、ミニセミナーなどを実施しています。(女性限定)

**(7) 横浜市中央職業訓練校**

技術を習得し、就職しようとする意欲のある方で20歳未満の子を扶養しているひとり親家庭の親を対象に、入校優先枠を設けた職業訓練(8科)を実施しています。

**(9) 公共職業安定所(マザーズハローワーク)**

仕事と子育ての両立を希望している方々を中心に、職業相談や就職活動に関するセミナー、保育に関する情報提供等を通してお仕事探しを応援しています。

**(10) ジョブスポット**

区役所内にハローワークの窓口「ジョブスポット」を設置し、区役所との一体的な就労支援を実施しています。児童扶養手当受給者は、ジョブスポットでの就労支援を受けることも可能です。

**(11) 母子家庭等就業・自立支援センター事業(ひとり親サポートよこはまが実施)**

職業紹介(利用料無料)や就労支援研修、就職に関する相談や情報提供を行います。

**(12) 母子家庭等就労支援事業**

就労支援員が区役所等で各相談者に合わせた就労支援計画を作成し、面接相談等を行います。

**(13) 母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金**

適職に就くために必要な技能や資格を取得するため、指定された教育訓練講座を受講した場合、費用の6割相当額を支給します。

**(14) 母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金**

看護師等の資格を1年以上修業して取得しようとしている場合、修業期間中の生活費を補助します。

**(15) ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援**

高等学校卒業程度認定試験に合格するための対策講座を受講する場合に、受講修了時と認定試験合格時に給付金を支給します。

**(16) 市営住宅**

住宅に困っている母子・父子世帯に対して、入居者募集の際に当選率を3倍優遇しています。

**(17) 子育てりびいん**

18歳未満の子がいる世帯が安心して入居できるよう、子育て環境に適した賃貸住宅を横浜市が認定し、家賃補助を行います。

(裏面へ続く)

## (18) 民間住宅あんしん入居

家賃等の支払い能力があるものの、保証人がいないため民間賃貸住宅への入居が難しい方に対して、横浜市と協定を結んだ保証会社と、横浜市に登録した協力不動産店を紹介することで民間賃貸住宅への入居を支援します。

## (19) 母子生活支援施設

18歳未満の子どもを養育している母子家庭が様々な事情から支援を必要としている場合に入所し、日常生活や就労、子育て等の支援を受けます。(母子限定)

## (20) 児童扶養手当

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもを養育している母、父等に支給されます。

## (21) ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭等の方が病院等で受診した時、窓口で支払う自己負担額を助成します。

## (22) 就学援助

お子さんを横浜市立小・中学校及び義務教育学校へ通学させるのに経済的な理由でお困りの方に対して、学用品費、修学旅行費、給食費などを援助します。

## (23) 生活保護

さまざまな事情のために生活が苦しくなり、どうにもならなくなった時に、その状況や程度に応じて、最低限度の生活を保障しながら、一日も早く自分たちの力で生活できるように支援します。

## (24) 生活困窮者自立支援

経済的にお困りの方へ、就労に向けた支援や家計の見直しなどの継続的な相談支援を行います。

## (25) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

修学資金や技能習得資金等の各種資金を無利子または低利でお貸しします。

## (26) バス・地下鉄等の特別乗車券交付

市営バス、民営バス、市営地下鉄、シーサイドラインの無料乗車券が交付されます。

## (27) 家庭生活支援員（ヘルパー）の派遣（日常生活支援事業）

一時的な病气や出張、冠婚葬祭などのために日常生活を営むのに支障が生じた場合、家事援助などの支援を行います。

## (28) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童福祉施設で一時的に預かります。(利用要件があり、区役所または児童相談所での事前相談・登録が必要です。)

## (29) 寄り添い型学習支援事業・寄り添い型生活支援事業

### ・寄り添い型学習支援事業

生活困窮世帯の子どもの高校進学に向けた学習意欲や学力向上のための学習支援を行います。

### ・寄り添い型生活支援事業

生活困窮状態にある等、養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対して、基本的な生活習慣を身に付けるための支援および学習支援を行います。

## (30) 夜間電話相談（ひとり親サポートよこはまが実施）

日常生活に関すること等について、平日夜間（20時30分まで）に電話相談を実施しています。

## (31) 無料法律相談（ひとり親サポートよこはまが実施）

女性弁護士による養育費や親権のことなどに関する無料の法律相談です。(月3～4回、予約制)